

佐野小太郎基綱第跡	三三八
掃部頭親能第跡	三三九
隱岐次郎左衛門尉泰清第跡	三三九
加治八郎左衛門尉信朝第跡	三三九
右兵衛督敦定朝臣第跡	三三九
扇ヶ谷上杉第跡	三三九
大友左近將監能直第跡	三三〇
高播磨守師冬舊跡	三三〇
武田三郎信忠第跡	三三〇
岡崎平四郎義實第跡	三三〇
天野藤内遠景第跡	三三〇
越後守平時盛入道勝圓第跡	三三〇
管領上杉安房守憲基第跡	三三〇
千葉介第跡	三三〇
諏訪大夫盛隆第跡	三三一
相模左近大夫將監時定并相模八郎時隆第跡	三三一
駿河守平有時第跡	三三一
足利上總介義兼第跡	三三一
藤九郎盛長第跡	三三一
相馬次郎平師常第跡	三三一
陸奥守平重時并政村山莊舊跡	三三一
藤澤左衛門尉清親第跡	三三一
山城前司俊平第跡	三三一

宿屋左衛門尉光則舊跡	三三三
大佛陸奥守貞直第跡	三三三
古河御所義氏朝臣第跡	三三三
古城趾	三三三
三浦義同道寸城跡	三三三
墳墓並墓碑	三三四
右大臣實朝公廟塔	三三四
二位禪尼 ^政 廟塔	三三五
右大將家姫君墳墓	三三五
右京兆義時墓	三三六
修理亮時氏墳墓	三三六
頼朝將軍御臺墳墓	三三六
北條武藏守經時墳墓	三三六
冷泉爲相卿墓碑	三三六
阿佛尼墓碑	三三六
畠山六郎重保石塔	三三六
忍性上人墓碑	三三六
高時入道門葉頰塚	三三六
上總介石塔	三三七
志一上人墓碑	三三七
大江季光入道西阿墓碑	三三七
古蹟	三三七
葛原岡	三三七
六本松	三三八

人丸塚	三三八
飢渴島	三三八
盛久頼の座	三三八
刀工正宗屋敷跡	三三九
佛工運慶屋敷跡	三三九
景清牢跡	三三九
御猿島	三四〇
隱里	三四〇
辨慶腰掛松	三四〇
長者窪	三四一
唐絲土の牢跡	三四一
岩窟	三四一
噓十王窟	三四一
朱たるき窟	三四一
法王窟	三四一
圓子窟	三四一
梵字窟	三四三
宮ノ窟	三四三
五輪窟	三四三
卷之十附錄	三四四
鎌倉域外村名	三四四
津村	三四四
腰越村	三四四

固濱村	三四四
古蹟	三四四
針磨橋	三四四
稻村	三四五
稻村ヶ崎	三四五
袖の浦	三四六
十一人塚	三四六
七里ヶ濱	三四六
音無の瀧	三四七
日蓮袈裟掛松	三四七
行合川	三四七
金洗澤	三四七
小動	三四七
袂の浦	三四八
西行見返松	三四八
笈焼松	三四八
唐ヶ原	三四八
砥上ヶ原	三四八
片瀬川	三四八
寺院	三四八
萬福寺	三四九
龍口寺	三四九
七面社	三四九
番神堂	三四九

龍口明神	三五九
卷之十一	三五〇
江島	三五〇
江島總説	三五〇
江島三所の社頭	三五〇
鳥居	三五四
本宮岩窟	三五四
魚板磐	三五五
本宮御旅所	三五五
震翰の額	三五五
求聞授堂	三五五
護摩堂	三五五
鐘樓	三五六
別當岩本院	三五六
上の宮・上の坊	三五六
下の宮	三五七
碑石	三五七
下の坊	三五七
小祠	三五七
住吉社	三五七
陀根尼天社	三五七
荒神祠	三五七
秋葉祠	三五七

佛寺	三五七
圓可寺	三五七
延命寺	三五八
西方庵	三五八
巖石	三五八
三天磐	三五八
荒神石	三五八
福石	三五八
淵池	三五八
兒が淵	三五八
龍池	三五八
無熱池	三五八
蓮華池	三五八
洞窟	三五八
白龍窟	三五八
飛泉窟	三五八
十二窟	三五八
新田の拔穴	三五八
島崎	三五八
聖天島	三五八
鵜島	三五八
泣面ヶ崎	三五九
人家	三五九
茶屋	三五九

御師	三六九	雀ヶ浦	三六〇	飛石 <small>金龍院にあり</small>	三六三
漁家	三六九	瀬戸	三六〇	島嶼	三六三
産物	三六九	瀬戸の湊	三六〇	瀬戸辨天島	三六三
六浦	三六九	油堤	三六〇	夏島	三六三
六浦總説	三六九	山川	三六一	烏帽子島	三六三
村名	三六〇	一覽亭山	三六一	猿島	三六三
大同村	三六〇	六浦川	三六一	裸島	三六三
河村	三六〇	侍從川	三六一	古松	三六三
室の木村	三六〇	橋梁	三六一	筆捨松	三六三
瀬ヶ崎村	三六〇	瀬戸橋	三六一	夫婦松	三六三
刀切村	三六〇	侍從川橋	三六一	君ヶ崎の孤松	三六三
六浦村	三六〇	六浦橋	三六一	夜の雨松	三六三
引越村	三六〇	八木	三六一	照天松	三六三
釜利谷村	三六〇	青葉楓 <small>(圖)</small>	三六一	八景	三六四
柴崎村	三六〇	西湖梅 <small>(圖)</small>	三六一	野島夕照	三六四
町谷村	三六〇	櫻梅	三六一	平潟落雁	三六四
野島村	三六〇	文殊櫻	三六一	乙艦歸帆	三六四
地名	三六〇	普賢象櫻 <small>(圖)</small>	三六一	洲崎晴嵐	三六四
金澤	三六〇	黒梅 <small>以上六木は稱名寺にあり。黒梅は今なし。</small>	三六一	瀬戸秋月	三六四
金澤原	三六〇	蛇混柏 <small>瀬戸にあり。</small>	三六一	内川暮雪	三六四
洲崎	三六〇	雀ヶ浦の孤松	三六一	小泉夜雨	三六四
平方	三六〇	四石	三六一	稱名晚鐘	三六四
乙艦浦	三六〇	美女石・姥石	三六一	産物	三六五
三艘浦	三六〇	福石 <small>以上三石は稱名寺にあり。</small>	三六一	甲香 <small>(圖)</small>	三六五

鮮魚の鱒・鹿尾菜	三六五	龍華寺 <small>寺寶</small>	三六九	金澤文庫舊跡	三七三
稚海藻・鹽燒・唐猫	三六五	太寧寺 <small>龍頭石塔</small>	三七〇	能仁寺舊跡	三七四
神	三六六	圓通寺	三七一	吉田兼好舊跡	三七五
三島明神	三六六	金龍院	三七一	鹽風呂舊跡	三七五
宇賀山王權現	三六七	上行寺	三七一	古墳	三七五
手子明神	三六七	嶺松寺	三七一	源範賴石塔	三七五
天滿天神	三六七	光傳寺	三七一	平顯時・貞顯石塔	三七五
宮根權現	三六七	専光寺	三七一	杉田如法塔	三七五
佛寺附堂宇	三六七	能見堂 <small>(圖)</small>	三七一	陣屋	三七五
稱名寺 <small>寺寶金澤氏石塔(圖)</small>	三六七	古蹟	三七二	米倉侯陣營	三七五
海岸寺	三六九	御所谷	三七二		

鎌倉攬勝考總目錄 終

鎌倉攬勝考卷之一

植田孟縉君憂編輯

鎌倉總說

(説傳名地)

夫鎌倉は相模國鎌倉郡の南寄にて、海岸の限に接せり。東海道戸塚驛より相距こと二里半許、又藤澤驛より巽に當り行程凡二里許、〔和名抄〕に載る郡中七ヶ所の郷名の内に、鎌倉を訓して加萬久良と註せり。又〔字類抄〕には鎌藏と出たり。郡名もまた郷名より起れる歟。偕里老の古くいひ傳ふる鎌倉といえる地名の濫觴は、昔大織冠鎌足公のいまた鎌子と稱せし時、宿願有て鹿島もふてし給ふ。折ふし靈夢の感得に仍て、年ころもたらせし鎌を爰の小林郷松ヶ岡え填め給しとなん。是より鎌倉の名顯れりといふ。此説は〔詞林探葉抄〕に載る處にて、鎌倉の二字の訓譯は〔鎌倉志〕に委敷出たれば茲に略す。又鎌足公の玄孫なる染屋太郎大夫時忠といふは、文武の御朝より聖武の御朝の神龜年中なる迄鎌倉に住し、東八ヶ國の總追捕使にて東夷を鎮めたりといひ、又此人は良辨僧正父なりといふ。されとも〔元亨釋書〕等には載ず。同書に良辨は百濟姓と見へたり。又時忠といふは〔續紀〕其餘の國史に見へ待らず、唯土人等か口碑に傳ふるのみ。按するに〔探葉抄〕は藤澤山の沙門由阿といえるが貞治の頃にかきたるものなれば、今よりは昔なれと、大化白雉の上古に比すれば貞治の世は遙に後世とやいふへけれ。何れのも

鎌倉攬勝考卷之一 鎌倉總說

のに出たる其引書も見えず。文武の御朝の頃、鎌足公の玄孫染屋太郎大夫時忠といふは系圖にも載せず、其頃名乗し姓名にもあらず、總追捕使などいふ官名も上古はなくて、右大將家を初とする歟。偕其後上總介平直方も鎌倉に家居したる由を傳ふれど、直方、時方が舊跡の傳へも聞ず。源頼義朝臣はじめ相模守に任し給ひ、當國大住郡の國府の廳に下向せられし時に、直方の女を迎ひ給ひて義家朝臣などを儲給ふ。其のち右大將家いまた伊豆の北條に謫居の頃より、直方が五代の孫時政婿に成給ひ、鎌倉に覇業を興し給ふ。最初に先祖頼義朝臣勸請し給ひし若宮の舊社を再營有て、松ヶ岳に宮廟を構へ給ふ。是祖宗を崇んか爲なりと云云。是もまた宿縁の報應、不思議の事にぞありける。〔海道記〕にいふ、源光行か記ともいひ、又は加茂の長明か記なりともいふ。抑相模國鎌倉郡は下界の鹿混苑、天朝の築垣州なり。武將の林をなす。萬榮の花萬にひらけ、勇士道にさかへたり、百歩の矢百たひあたり。弓は曉月に似たり、一張そはたちて胸をたをし、劍は秋の霜の如し、三尺たれて腰すさまじし、勝鬪の一陣には爪を楯にして雉を雌伏し、猛豪手にしたかえて直に雄構す。干戈威をいつく敷して梟鳥あえてかけらす。誅戮にきひしくて虎をそれをなし、四海の潮の音は東日に照されて浪をすまさり、貴賤臣妾の往還するおほく、むまやのみち隣をしめ、朝儀國務の理亂は萬緒の機かたかたに織なせる。下監〔東關紀行〕云、源親行か記此ところの景趣はうみあり、山あり、水木たよりあり、廣きにもあらず。挾きにもあらず、街衢のちまたかた／＼に通せり。實に此聚おなし邑をなす、郷里都を論して望みまつつらしく、豪をえらひ賢をえら

(形地及至四)

ふ、門郭しきみをならへて地また賑えり。をり、將軍の貴居を垣間見れば、花堂高く押ひらひて翠簾の色喜氣をふくみ、朱欄妙にかまえて玉砌の石すへ光をみかく。春にあえる鶯の聲は好客堂上の花にあさけり、あしたを迎る龍蹄は參會門前の市に嘶ゆ。論ぜず本より春日山より出たれば貴光たかく照して、萬人みな瞻仰して風塵をはらふ、威験遠く誠て四方悉く聞におそると云云。上世此地の界限は知べからず。【東鑑】に、四至とは東は六浦、南は小坪、西は稻村、北は山内と云云。是ものに見へたるの始とするか。されとも六浦は武藏國久良岐郡なれば朝夷奈切通を踰て若干行は岩に地藏を彫附、是を國界の標とすれば鎌倉も又界限となれり。小坪もまた三浦郡なり、其餘は疆域の唱へは今も相同しけり。地境の廣窄を總計するに東西は長く、南北は狭し。東は鼻缺地蔵より稻村堺迄凡一里半許、北よりして南迄は山路をこめて海岸に至り、是も凡一里程には過す。土人いふ、此地は要害堅固の勝地にして、南は由比の海濱、西の方は靈山ヶ崎より連山北の方へ押運らし、又は圓覺、建長兩寺の後山より鶴ヶ岡のうしろ迄山峰續き、夫より東へ瑞泉寺の一覽亭へ押互り、又朝夷奈切通の峰より名越、比企谷の方なる峰々へ連續して、小坪切通より海岸まで山峰をもて包たるか如し。其間々に切通を設て通路とす。中央に鶴ヶ岳の宮殿を崇め祀りて將帥擁護の神と仰き、萬代不易の勝地なるへしとて、將軍爰に基を起せしといひ傳ふ。地形前件之如く峰積重々として連續するゆへに、おのづから所々狹隘の地有て、村落は山に挾れたる所なれば、谷々の名多く、山も高く聳へたるにもあらず。

(倉矢)

磐山の時しもなく大概は土山なり。石を切出す山あれと其石伊豆みかげと稱するより柔石なり。作事等に用ゆれば年經て廉々剝落す。土性は都て眞土にて、海濱に至れば砂利交りもあり。地打開けたる所は若宮小路邊をいふ。東は大倉邊に至り小町、大町、亂橋迄大抵平坦なり。材木座のあたりは平夷なれども砂地なり。若宮小路より西の方龜ヶ谷、佐介谷への入口を遮り、御輿の嶽の麓に隨ひ、甘繩より長谷邊まで、是も又平坦の陸田にして、東西凡十町許、南北は濱手を限り凡六七町許、古え鎌倉繁榮の頃は此あたり皆大名の第地にて有しならん。又山内より西は離山或は栗船村、戸塚道、藤澤道邊は悉く水田の地なり。谷々に至ては田畠すくなく、當所は昔より洞窟多く、寺院又は民居の地も皆山際に亭宅を構へ、佛寺の境内は堂後の山麓或は山の中段に窟を鑿て、瑩域として塔を建てるもあり。洞皆横穴ゆへ土室として菜薪又は雜具を入置もあり。民家もまた左の如し。所々田圃の後なる山際に洞窟數ヶ所あるは古へ人の住せし舊跡なり。其洞窟を覗き見る、田舎の方言にいふ赤ナメ、青ナメといふ埴土なり。稀には岩窟もあり。又土人の方言に洞窟の事を矢倉と唱へ、或は某人の土ノ牢と稱するものも皆古への穴倉なるべし。又名越を呼てなこやと唱へ、谷を谷と號せり。鎌倉入口に切抜道七口とはいえとも實は九ヶ所あり、其道路の事は末に出しぬ。或は十橋、十井、五水などいふも次に出せり。是等は皆後世に至り土人か類を集て名附しものなり。古詠に鎌倉山とよみたるはすへての山をさしての事なるへし。又は鎌倉の里とよみしと定まれる地にもあつて、村民のすめるあ

(倉謙見えに歌古)

たり、其地名の係る所愛かしこ、皆鎌倉の里なるへし。萬葉十四讀入しらぬ歌
多伎木許流。可麻久良夜麻能。許太流木乎。麻都等奈我伊波婆。古非都追夜安良牟。
同二十防人國歌 鎌倉郡上丁九子連多麻呂住人此人は郡中にて奈爾波都爾。曾比余曾比豆。氣布能日夜。伊田豆麻可良武美流波波奈之爾。
忘れ草かりつむはかりなりけり、跡も留め鎌倉の山公仕原家集
なかも行心の色も深からん、鎌倉山に道やまとを努藤原家集
かきくもりなどか音せぬ郭公、鎌倉山に道やまとを努藤原家集
宮ばしらふとしく立て萬代に、今もさかふる鎌倉の里藤原家集
昔にも立こそまされ民の戸の、烟にきはふ鎌倉の里藤原家集
十とせあまり五とせまでも住なれて、をな忘ぬ鎌倉の里藤原家集
民もまた賑ひけり秋の田を、かりておさむる鎌倉の里藤原家集
廿日過る頃鎌倉山をたとり行に、山徑の柴の戸に一宵の春のあらしを枕とせり。
都思ふ春の夢路もうちとけす、あなまくららの山の嵐や法親師
天正十八年五月十二日鎌倉を見侍りに、兼て思ひやりしにもこえてあれたるところなれば
古えの跡とひ行は山人の、たき木こるてふかまくらの里法親師

御堂、二階堂、大慈寺等の大伽藍を結構し給ひしも、尋んとすれと荆棘路を遮り、其佛さ見えへすなりぬ。寺院の古刹も廢亡せしは多く、建長、圓覺の二寺は五刹の上首にて今も大刹なれと、古えに比せは猶衰廢とやいふへけれ。其他の寺堂も隨て廢し、僅に堂塔を存するのみ。唯光明寺の如きは御當家の御代となり、關東十八刹の旂檀林の班次を定められしにも、元より關東總本山とも稱すれば、紫衣檀林の上首にて是れは古へよりまされるならん。八幡宮の神廟は星霜久敷荒蕪となりしか、御打入以來御修督有て輪奐美をつくし、木鳥居を巨石に改め造られ、五ヶ所ともに御造立ゆへ末代の美觀にして上世に超過せり。天喜年中、始て源賴義朝臣勸請、又義家朝臣修造せられ、又治承、建久中賴朝卿大ひなる結構有しも、年經て應永の頃より頽廢に及しを、御當家の御代に至り宮殿其餘莊嚴を加えられければ、或記にしろせし如く、舊水源すみまさりて清流いよく遺跡をうるほしけるとあるは、此事にそありけん。
○鎌倉中被定置町屋の名
東鑑云建長三年十二月三日、鎌倉在々所々町屋及賣買設之事、制禁を加ふへき由有御沙汰、今日彼所々を被定置、此外一向停止せらるへき旨、嚴密に被仰之處也、佐藤大夫判官基政、小野澤左近大夫入道光運等奉行す。
大倉辻・小町・大町・米町・和賀江・氣和飛坂山上
牛を小路に繋へからず、小路を掃除致へき事云云。
其後又文永二年正月五日、小野澤左近大夫入道奉行して、鎌倉中町屋散在せしを止られ、七ヶ所に町免所可定旨被仰出。

(所領の氏條北)

莊へ鷹場御覽に出給ふとあり。仁治元年十月十九日、前武州時泰の沙汰として、山内の路を造らる。この路頭險難にして往還の煩ひあるに依てなり。いまま道路狭く、南の方は山に接し、北の方の路傍、建長寺境内より流出る水路有て險隘なる道路なり。建曆三年和田亂の時、一味の山内の人々廿人とあり。其人々没收せられし地を同年に北條義時に賜ふとあれは、是より北條氏か領所と成けるゆへ、泰時に至て粟船村に常樂寺を基立し、又時頼は此地に別業を設け、建長寺、禪興寺を建立し、其子時宗圓覺寺を開基し、時頼の孫師時は淨智寺を創建し、又時宗か妻室の禪尼は松ヶ岡の東慶寺を創建せり。是所領の地なるゆへ數ヶ寺院を造りし事なり。

(里の盤常)

極樂寺村小坂郷 此邊古名常盤の里とも唱へ、北條陸奥入道重時常盤に住し、康元二年の頃、極樂寺創建せしより極樂寺の名も起り、坂の名も極樂寺切通と唱ふ。建長より後の事なるゆへ【東鑑】に坂の名は見へず。
長谷村小坂郷 古へは此邊深澤と唱え、大佛切通も深澤切通とも唱ふ。
坂下村小坂郷 極樂寺切通の坂下をいふ。
扇ヶ谷村小坂郷 龜ヶ谷の内なり。

(婚愛の致時)

の歸るきに、彼女のもとに立寄、よもすから遊ひて歸るとて、刀を忘れ出ければ、女のもとより刀をつかはしけるとて、いそくとてさすか刀をわするは、おこしものとや人のみるらん、景季駒をひかへて、かたみとておきてこし物其まゝに、歸すのみこそさすか成けり
と返歌せしより源太ふかく思ひそめ、よそのむつことまてたはふれければ、女引こもりてかりそめの人にもあはさりけり。時致思ひもよらす尋行ければ、友の遊君、此ほとは源太殿のめし置れ、大かたの人にまみゆるとかたしといえは、五郎聞て、なかれを立るあそひものたのむへきにはあらねとも、世にある身ならば源太にはおもひかえられし、貧は諸道の妨げとはおもしろかりし言葉哉。人をも世をも恨むへからずとて、あふと見る夢路にとまる宿もかな、つらき言葉に又も歸らん、とかき置て歸りけり。女此歌を見て大ひにはつかしめるけしきにて、むかしの貞女は兩夫にまみへすとかや。いか成身にてか引手あまたに生れつらん。時致か心のうちさこそ思ひやられてはつかしや。何れをさたむる妻にもあらねとも、斯るうきめは人も見るへき。人の心をやふるも後世のためをそろしやとて、
かすならぬ心の山の高ければ、おくの深きを尋こそいれ
すつる身になほ思ひいてと成ものは、とふにとはれぬ情なりけり
生年拾六歳と申に出家し、諸國修行し、後は大磯のとらがす

(來由名地)

小町村小坂郷 塔の辻の續き。
大町村同上 小町より續き兩所ともに古くは町名なりし。
亂橋村小坂郷 逆川邊より材木座へ續く石橋の名を村名に唱ふ。
材木座村小坂郷 亂橋より南の濱迄の地をいふ。昔の魚町も此地の内なり。御打入の後、鶴岳の宮殿並堂塔佛寺等迄御修營の砌、爰の海濱に諸國よりの筏木、其餘竹木を積置れしより、材木座の唱へは始れるといふ。

(道本のへ都京)

○一切通坂 鎌倉入口に切通路七所ありと(東鑑にも見へたるゆへ、土人等七口と唱ふれども、實は切通路九ヶ所あり。
極樂寺切通 茲を踰れば稻村へ至り、夫より七里ヶ濱を過て腰越に至る。此道筋は京都へ往返する本道なり。源延尉義屋島の大匠を具して下向せしに、腰越にとゞめらるるとあり。古くより人々の紀行に見へたる名所ともを過行く藤澤驛に達す。元弘三年五月、新田左中將義貞此道より鎌倉へ亂入すといふ。されとも此道は鎌倉開府の頃には、極樂寺切通の唱えなき事は前條にも記せり。是は遙のちに開かれたり。昔は深澤を踰て鎌倉へ通行せし事なるへし。

(道切深澤)

大佛切通 是を踰れば梶原村、山崎村等を経て藤澤道へ合せり。又津村、腰越の方へも達す。古へは深澤切通とも唱えけるといへり。
假粧坂 是を踰れば梶原村へ係り、夫より田圃を過行は前にいふ藤澤道へ合す。古へ此邊に倡家有し地ゆへ、地の名も斯くこそ名附ともいへり。建長三年十二月、鎌倉中に町屋を定置る、内に、氣和飛坂上と有は爰の事なるへし。【曾我物語】に、けはい坂のふもとに五郎時致の通ひし女あり。又梶原源太濱出

(路大藏武)

み家を尋きて、ともにおこなひすまして、八十餘にて往生をとけにけり。
巨福呂坂 是を踰行は山の内へ至り、夫より巨福呂谷を透行は田圃へ係り、右の方へ達する道を戸塚道といふ。此道は古へより武藏大路と唱え、【東鑑】を初、古くものに見へたり。武藏の上の道、中の道、下の道といえることは【梅松論】其餘【太平記】等にも見ゆ。又此道を左の方へ分る水田の中路を行は、玉繩古城跡の麓へ至る。此古城は北條上總介綱成の住せしともいふ。扱此坂路を越へて玉繩村へ掛り、西の方へ過れば戸塚と藤澤の間なる街路へ出る。是を玉繩道といふ。又右の城跡の麓を左へ折て行時は、藤澤山道場の傍へ出る。仍て藤澤道とも唱ふ。

(道關玉)

龜ヶ谷坂 是は龜ヶ谷、扇ヶ谷邊より此坂を踰て山の内へ出ければ、巨福呂坂の路に合せり。
朝夷奈切通 此道を踰れば六浦に至る往來也。險隘の路にて、爰より若干ゆけは武藏、相模の界なる鼻缺地蔵といふを國境とす。鶴ヶ岡より一里はかり、又地蔵より金澤へ一里といふ。此往來は上世よりの路にあらず。【東鑑】に、始て此道を開かれしは仁治元年十一月晦日、始て當道とせらるへき由評定有て、今日繩を曳丈尺を打て御家人等に裂渡し、明春三月より造るへき由仰付らる、同二年四月五日、六浦の道を造始らる。前武州時泰其所に監臨し給ふ間、諸人群集し各土石を運か。建長二年六月三日、大石道路を埋に依て又元の如く造るへき由仰出さる。險路ゆへ大切通、小切通と二筋あり。左右險峯

(通開年元治仁)

由仰出さる。險路ゆへ大切通、小切通と二筋あり。左右險峯

(廟空小六)

の高きこと五丈許なり。近來延寶の頃道心者向入といふもの、此道の險を平らげ、旅人往來の安きやうに造り、道心者か死後、石地藏を建てそれに銘せり。稻荷坂 是も切通なり。朝夷奈切通より南に寄て、十二社村より此道を踰行は、三浦郡池子村え達する間道なり。名越切通 これも難路にして、大町辻町より東の方、峠うへを鎌倉と三浦との堺にして險路なり。大空峒、小空峒といふ所あり。東の方は三浦郡久野谷村といふ。小坪切通 是は三浦郡杜戸と三崎への往來道なり。三崎へ五里はかり、又「盛衰記」に、小坪坂にて三浦と畠山と相戦ふと有も此所なり。小坪は三浦郡の界にて、兩郡に係る所ゆへ、鎌倉に隸すること多ければ、此地の事をもしるせり。又此外の條へ出せしも是に倣ふへし。

○十橋

筋違橋地賀江 鶴ヶ岳一の鳥居前横大路を、大倉の方へ出る道の橋にて、「東鑑」に往々出たり。此道古より町屋有しゆへ文永二年、町免所七ヶ所の内にて、町の名をも筋違橋と稱したるにや。歌の橋 大倉の荏柄天神前の往來橋なり。澁川六郎兼守といふ者、實朝將軍の罪を得て刑に處せらるへき由を傳へ聞て、和歌十首を詠して荏柄の社へ奉納せしを、將軍家聞し召れて、其和歌の奇特に仍て罪をゆるされければ、餘りの難有さに此橋を造立し、神徳を謝しけるといふ。夫より橋の名を歌の橋と唱ふる由。

(來由名橋)

念か衣は更に焼ましきといふ。然るに彼衣に至て其火おのつから消て焼けず。是を取て元の如く着し逐電すと云々。按するに、善信か家を以て問注所と定め給ふとあれとも、善信か家は名越に有て度々火災に罹り、承元二年正月十六日午刻、問注所入道名越の家焼亡して、將軍家の御文籍雜務文書并散位倫兼か日記以下累代の文書等悉く灰燼となり、善信聞之、心神惘然とあり。されは善信か家に移されし問注所は名越なれば、此所は問注所にあらず。但し爰の橋を裁許橋と名附しは詳かならねと、或は罪法をこゝにて行ひしゆへに、斯橋の名を土人等か唱へしにや、定かならず。又土俗か語るに、或は西行橋ともいひしと。是はさいきよといふを田舎言葉にさいきやう橋といひ、又濁りてさいぎやうといひしを文字に西行の字を誤り用ひしにを怪しけれ。

○十井

六角の井 飯島にあり。廻りを石もて六角に疊し井なり。土人か説に、むかし鎮西八郎爲朝主、伊豆の大島より弓勢をためさんとて、天照山を差て遠矢を射給ふに、其矢十八里の海上を経て此井中に落たり。村民其箭を取揚たれば、鏝は井の中に残る。今も井底を浚ひければ其鏝を見る。或時取出して明神に納ければ井水潤たり。依て又井底へ入れれば水元の如く涌出すといふ。鏝長四五寸許といふ。棟立井 藥師堂谷覺園寺の山上にあり。傳へいふ、弘法大師此井を穿ち、閻伽水を汲玉ひし井なりといふ。甕の井 山の内明月院境内にあり。或は瓶の井ともかけり。

(鏡に時橋を衣の僧佛念)

(立設所注問)

琵琶橋 濱の大鳥居の邊を琵琶小路と唱ふ。其中にある橋ゆへ琵琶橋と名附。是は西の方佐介谷より小川流れ來り、巽の方へ至り海に注く。其小流の橋なり。夷堂橋 小町と大町の界にあり。座禪川の流末の橋なり。此橋より少し折て大町に至り、町並の南北に達す。此邊にもと惠美須堂有しゆへ橋の名とせしかと、今は其社も見えず。勝ヶ橋 壽福寺前の石橋をいふ。十王堂橋 巨福呂谷の西にあり。もと十王堂有しか、今はなし。亂橋 今は村名に唱ふ。辻町より材木座へ渡る石橋をいふ。針磨橋 稻村にあり。むかし此邊に針を製するもの住せしより、橋の名に唱ふともいふ。但し此稻村は鎌倉の域外ならん歟。裁許橋 佐介ヶ谷より出る小流の橋なり。正治元年四月朔日、御所の問注所を塚外に建らる。大夫屬入道善信を以て執事とす。故將軍家の時、營中一所に就て訴論人を召決せらるゝの間、群參して鼓騷をなし、無禮を顯すの條頗狼藉の基たるゆへ、他所に於て此儀を行ふへしと云云。仍て善信か家を以て其所とし、今又別邸を此所に新建せらる云云。同二年五月十二日念佛名の僧等を禁斷せしめ給ふ。比企四郎仰を奉して僧等を相具し、政所の橋の邊に行向ひ、袈裟を剝取て是を焼ける。見るもの堵の如し。僧の中に伊勢の稱念といふもの、御使の前に進み申ていふ。俗の束帶、僧の黒衣、各同色として用ひ來る處なり。何そ是を禁せしめ給ふや。をよそ當時の御蓋務の體を按するに、佛法と世法ともに滅亡の期といふへし。稱

(歌の擬投が著無尼)

甘露の井 山の内淨智寺境門開山塔の後に有清泉をいふ。或は門外左の道端に清水湧出すを是なりともいふ。鐵の井 雪の下より西北の方、巖屋堂の方へ行路傍にあり。此井底より鐵像の觀音を掘出したるより名附。今此井の西の方に其觀音を安せし堂あり。泉乃井 泉か谷にあり。石井 名越切通の南の谷にあり。扇の井 龜ヶ谷坂下より東の方山際にあり。岩を扇の地紙形に掘て其内より清水湧出すをいふ。底脱の井 扇ヶ谷海藏寺門前にあり。傳へいふ、上杉家の尼參禪し、此井の水を汲て投機せし歌あり。賤の女かいたゞく桶の底ぬけて、ひた身にかゝる有明の月 此因縁に仍て底脱の井といひ傳ふといふとそ。又「鎌倉志」の説に、城陸奥守泰盛の女金澤越後守顯時か室と成、後に尼となり無著と號す。法名は如大といひ、佛光禪師に參して悟道し、投機の歌あり。ちよのうか戴く桶の底ぬけて、水たまらねは月もやとらす ちよのうとは無著の初名なり。此底脱井の事は無著が故事を誤り傳えたるにやと云云。さもあるへし。星月夜の井 極樂寺切通へ登る坂下右の方にあり。土人いふ、むかし此井の中に晝も星の影見ゆるゆへに名附るといふ、或時此邊の賤の女か井水を汲に來り、誤て菜切刀を井中へ落し、夫より星の影見へすといふ。我ひとり鎌倉山をこえ行は、星月夜こそ嬉しかりけれ常陸

(堂御の星)

堯惠法師か【北國紀行】に、極樂寺へ到るほとに、いとくらしき山あひに星月夜といふ所あり。昔此道に星の御堂とて侍りきなど、古記僧のまうし侍りしかは、
今もなほ星月夜こそ残るらめ、寺なき谷の闇のともし火仍て思ふに、星の御堂といふは爰の虚空藏堂の事なる事しらる。されは此谷の名を星月夜と唱えしとなん。古へは左右に古木生ひ茂り、道路のくらしといふことより起りし地名なるへし。又堯惠の紀行にも井のことなどは見へず。後世に至り土人の杜撰に設たる事なり。

○五水

(不老)

金龍水 建長寺西總門前にあり。不老水、是も建長寺の後山にあり。昔異人此水を吞て容貌の替らざりしといふより、仙人水又は仙池とも唱へしといふ。其傍に仙人澤とて異人の栖し所もあり。

錢洗水 佐介谷の西の方にあり。土人いふ、むかし福人此清水にて錢を洗ひしといふ。妄誕の説なり。按するに、此邊に大ひなる岩窟有を、土人隠れ里といふ。されは上世此所にて銅氣のある岩を掘て、此水にて洗ひ試し事もや有し、其ふることを誤り傳えしならん。

日蓮乞水 名越切通より一町餘隔て南にある小井をいふ。日蓮上人安房國より鎌倉へ來給ふ時、此坂路にて水を求めるに、須臾に水岩間より涌出す。水の溜こと僅なれと、早年にも涸す。至て冷水なり。
梶原太刀洗水 朝夷奈切通へ登る左の方の岩間より、涌出す清

(崎が與御)

水なり。景時か上總介忠常を討て、太刀を洗ひたりといふ。是も至て清水なるゆへ、五水の内に入たり。

○山川

御與ヶ嶽 大佛より東の山をいふ。此邊の高山なり。或はいふ、見越ヶ嶽ともいふ。大佛を見越といふこと歟。又は御與ヶ崎と詠る古歌あり。【萬葉】十四よみ人しらぬ歌。
可麻久良乃美胡之能佐吉能伊波久剌乃、伎美我久由倍伎已許呂波母多自

(山旗御・山立旗)

(山車武)

源氏山 古名は龜か谷山と唱ふる由、此地の中央に有ゆへといえり。壽福寺、英勝寺等の西寄にある高山なり。或は旗立山とも御旗山ともいひ、源頼義、義家の兩朝臣、鎌倉に入て此山え旗を立て給ひしより名附といひ、【鎌倉九代記】に、源氏山の起りたるは、其後源義朝此山麓の谷に住給ひしより源氏山とも稱せしといえり。又【詞林探葉抄】には此山を武庫山と稱する由をかけるは、されとも上古の世より皇孫の武將此所に兵具を藏給ひしといふ説も聞えず。僧の義堂といふか武庫山に題する詩あり、憶昔神人、瘞三甲兵とあるは、おもふに、秩父か嵩へ日本武尊の武具を藏給ひしより、國の名を武藏と稱しけるとなん、慥ならぬ故事に倣ひけるにや。
天台山 瑞泉寺の北にある高山をいふ。里老のいふ、小町の將軍家御所の邊より東北にて鬼門に當れるゆへ、京師の天台山に比して名附るといふ。山頂へ攀躋れば金澤井江戸の海上まで望む。

(山掛衣)

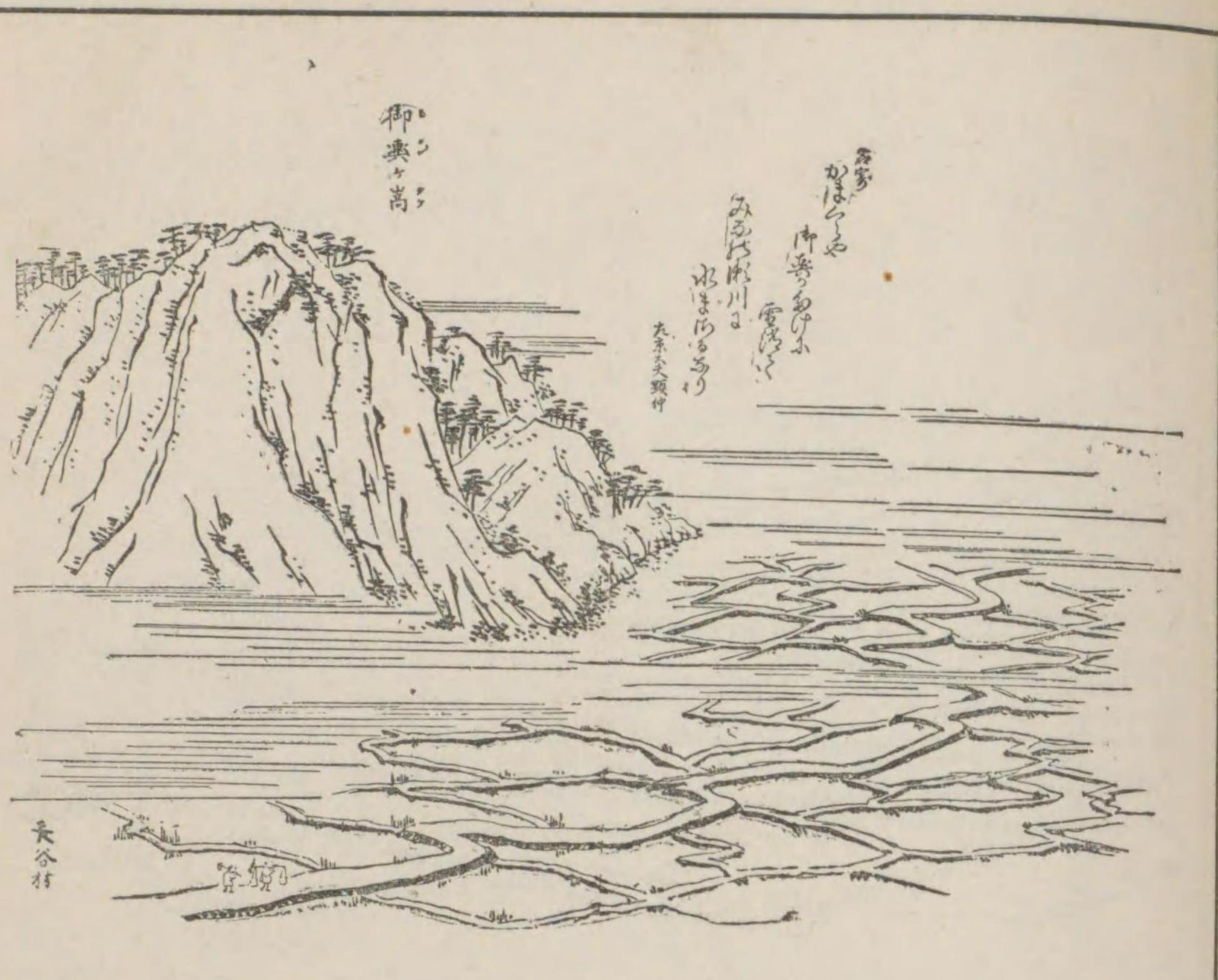
衣掛山 右大將家の御亭より南に當れる山なり。本名は衣掛山といふ由、古え此所に庵ありて尼すみけるか、其尼松の木へ衣を掛け晒しけるゆへ山の名とす。或は犬懸も實は衣掛なりともいへり。又いふは、御臺の望にて此山に白衣を引張て、雪の降れる景色を見給ふともいへり。されとも皆土人の浮説にて定かならず。

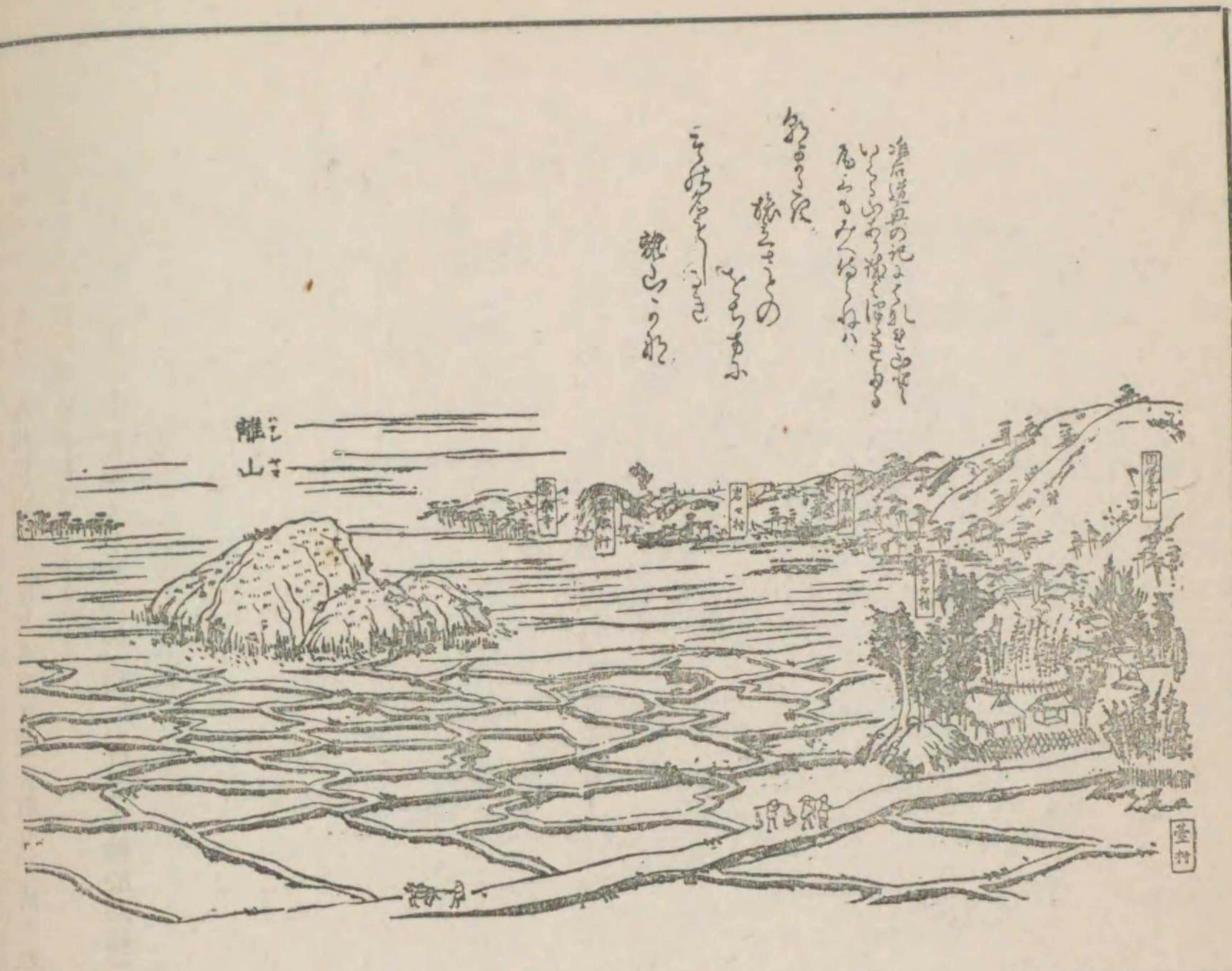
屏風山 大倉辻寶戒寺のうしろ、屏風を立てたるか如きゆへ名とす。

小富士 屏風山の側に高き山をいふ。小社の内に富士石あり、淺間權現と銘す。毎歳六月朔日、男女群參す。

太神山 鶴ヶ岡の本社の後山をいふ。大臣山と書しは誤ならん。六國見 圓覺寺と禪興寺との後山の方にあり。伊豆・相模・武藏・安房・上總・下總の六國を望ゆへ名附たり。

離山 山の内を西へ行て、巨福呂谷村、市場村の出口、戸塚道の邊、水田の中に北寄に當て獨立する童山、凡高さ三丈許、東西へ長さ三十間餘、實にはなれ出たる山ゆへ名附、往來より二三町を隔つ。享徳四年六月、公方成氏朝臣を追討として、京都將軍の御下知を承て、駿州今川上總介範忠、海道五ヶ國の軍勢を引卒し鎌倉へ發向と聞へければ、鎌倉にても木戸、大森、印東、里見等離山に陣取て駿州勢を待かけ防ぎ戦ければ、敵は目にあまる大軍叶ひかたく、仍て成氏朝臣新手二百餘差向たれど敵雲霞の如く押來れば終に打負、成氏朝臣を初とし、皆武州府中をさして落行と、【大草紙】に見へたるは此時なり。夫より駿州勢鎌倉へ亂入し、神社佛閣を亂妨し、民屋





(説の塚車の上)

(塚の祖先呂麻多連子丸)

に放火しければ、元弘以来の大亂ゆへ、古書古器等皆散逸せしとあり。借此離山は四邊平坦の地に孤立せし山にて、西を上として三丈許りの高さより、東へ續き一階低き所あり。爰も高さ一丈餘、樹木一株もなき芝山なり。謂れあるゆへにや土人等むかしより耕耘のさまたげあれとも鋤鋤なともいれされは、故あることには思はれける。道興准后法親王の歌もあり。或説には當國にふるき大塚有事を聞。されば、此山こそは上古の世の瑩域に封築せし塚なるへし。他國にも大塚と地名する所はいづくにも有て、大ひなる塚の有ものなり。爰の離山はちいさき山の形に見へけるゆへ、はなれ山とは稱しける、其製は畿内及び諸國にも見へたり。下野國那須郡國造の古碑ある湯津上村に、今も古塚の大ひなる數多あり。二級に築しもの多し。此所の山も夫に形相同じ、是は上古の製にて車塚と唱ふ。後世に至りては皆丸く築けり。古えは車塚の頂上えは、人の登らぬ爲に埒をゆひ、一階低き所にて祭奠を行ふやうに造れるものなりといふ。儲また此塚山は何人の塚なるもしれず。當國の府は高座郡にて、早川今泉の邊に國府と稱する地有て、國分寺の舊礎も田圃の間に双ひ存せり。國造も其邊に住せしなるへし。鎌倉よりは六七里を隔てたり。國造か墳はかしこに有へし。是なる塚はあかれる世には、此郡中に住せし丸子連多麻呂か先祖の塚山にてや有けん。其體成證跡はしらねと、後の考へにしるせり。

石切山 壽福寺の後山なり。此山中に石切場あり。又山上に望夫石と土人の名附たる丸山あり。此類は海邊の山にはいつく

(川瀬能無水)

にも有ものなり。九州松浦湯には其名高き望夫石有。所々の海邊にて丸石の立るあれば其名を唱ふ。

【梅花無盡藏】云、見望夫丸石於山巔。指三六郎之五輪於路傍。遂眺三長谷觀音之古道場。相去數百步云云。

徧界一覽亭 瑞泉寺後山の巔をいふ。

狻猊峰 莊嚴院後山を名附たり。

勝上巖 建長寺後の絶頂をいふ。

獅子巖 二階堂永福寺舊跡より北なる山上に有巨巖なり。其かたち獅子の蹲踞せしに似たるゆへ名附といふ。

稻瀬川 一名水無 水無瀬川は山城・大和・攝津にもあり。また水無の川は常陸にあり。稻瀬川の水源は深澤大佛の谷より流出し、御興ヶ嶽の麓を流て長谷村を南の方へ貫き、由比の濱へ出て海に注ぐ。水幅一間許、水路九町程、【東鑑】に、治承四年十月六日、武衛卿鎌倉へ入御し給ふ。依て御臺子是迄伊豆國阿岐戸郷に蟄し給ひしか、同月十一日彼地より鎌倉へ入御し給ひ、日次宜しからすとて稻瀬川の邊の茅屋に止宿せられ、翌十二日新營え入らせ給ふとあり。元暦元年八月八日、範頼平家追討使として進發の時、東士の行装の見物し給はんと、稻瀬川の邊に棧敷を設て覽給ふ、とあるも此所なり。萬葉十四よみ人しらぬ歌。

麻可奈思美佐爾爾和波由久可麻久良能、美奈能瀬河泊爾思保美都奈武賀

【大志】 東路やみな瀬川に満しほの、ひるまも見え五月雨の頃野々宮潮よりも霞や先にみちぬらん、水無の瀬川のあくる湊は藤原

(名六てしに流一)

(事か綱藤)

【大志】 立まふ波の潮路にへたよりぬ、水無の瀬川の秋の夕霧

蕨惠法師か【北國紀行】に、日暮て美なる瀬川の近所にやとり侍りしに、巖頭波しきりにして、夜の雨をきゝあかす。

水淺き濱のまさこを越浪の、水無の瀬川に春雨そふる

文治元年十二月晦日、法皇は江ノ判官に仰て、故典厩の首并正清か首を相添て、勅使として今日公朝下着、仍て二品朝迎え奉らんか爲に稻瀬川の邊に參らせ給ふと云云。【梅松論】に源義貞鎌倉へ打入時、當日の濱手の大將大館宗氏、稻瀬川にて討取らるゝも此所なり。

滑川 水源は朝夷奈切通邊の谷より流出し、くるみヶ谷の邊にて一流の川となれり。くるみヶ谷の邊にては胡桃川といひ、又淨妙寺前に至て滑川と呼、また其下流にては座禪川といひ、又小町邊にては夷堂川と唱へ、延命寺邊より大島居邊に至りすみうり川と稱し、又其末閻魔堂の前にては閻魔堂川といふ。水源より下流迄都合六名あり。材木座の邊にて海に落入ぬ。扱滑川にて青砥左衛門藤綱か行狀の事は、【太平記】を初め小册子等にも見へ、普く兒女子も口碑に傳ふることゆへ茲に略す。藤綱か行狀賢なりといえとも、【東鑑】等其餘體なるものに見え侍らす。

逆川 名越切通邊より流出て、西の方へ流るゝゆへ逆川と唱ふ。大町の境へ出て、閻魔堂川に合して南流す。

○地名

大倉 大蔵 大倉といふ所は古く其唱えあれとも、郷庄の名にも

(名の谷は賈)

あらず。此邊は小林郷山の内の庄なり、治承四年以來も鶴か岡社地邊を境とし、東の方は朝夷奈切通迄、南は滑川を限とする歟。北の方は山際通瑞泉寺邊迄、皆大倉とは唱え、すべて總號に稱すれと、實は大倉谷と古へは唱へけり。されとも谷々多き其數にも入す。右大將家の御所は大倉と唱へ、執權北條氏か宅地は小町なれと、是も大倉といひ、五大堂、二階堂、藥師堂、新御堂など大倉と稱せし事は、【東鑑】其餘のものにも見へ、又諸家の屋敷も多く大倉に有けり。【太平記】に、元弘三年五月二日の夜、尊氏將軍の御曹子千壽王殿、大藏谷を落給ふとあるも此地の事なり。

(説語來由名地)

東御門 法華堂より東にあり。右大將家の御所の東御門のありし地なり。仍て地名とし、東みかと稱し民家あり。鳥合原或は鳥居合 鶴か岡社地の東の鳥居外なる草澤の地をいふ。土人等の傳ふるには、相模入道高時か雞を合せ、又は犬をも爰にて挑合せたる所ゆへ名附るといふ。此説も取かたし。建永二年三月三日、將軍實北の御壺に於て雞鬪會ありと【東鑑】に出たれば、是を誤り傳えしならん。北の御壺とあれば此所は御所より西外なり。同月朔日に、梅櫻を大名に課して植させ給ふとあり。其後も雞合をおこなわれし時、若狹前司泰村か喧嘩せし事、是も北の御壺にての事なるを誤り傳え、爰にて口論せしゆへ夫より取合原とも號すと。此説も信しかたし。或は社地の東西に鳥居を建て透門とす。是東西の鳥居相向ひ合て有ゆへ鳥居合といふ事なりともいえり。諸説其健成事をしらす。

(地社天辨)

の小祠在て道まかれるゆへ、此辨天祠を右大將家八幡宮の池邊へ移し給ひ、路を直くし給ふ。辨天の像は琵琶を持給ふゆへ、地名として古へ此所を琵琶小路と唱ふ。今は辨天祠もなけれとも、其唱え地名に残れり。岩窟小路或は岩屋、又 雪の下馬場小路邊より岩屋堂迄の路をいふ。古えは此唱へ見へす。今小路 龜ヶ谷壽福寺前の勝か橋より南をいふ。是も中古の唱也。

長谷小路 巽荒神の邊より、南は長谷村迄の所をいふ。是も古名にあらず。

常盤ノ里 大佛切通を踰て西の方、土人常盤の里と唱ふ。此所に北條重時、同政村の別業あり。委敷は別業の條を合せ見るへし。

綴喜里 假粧坂下の北の谷をいふと。【夫木集】に、相模の名所とせしゆへに此里なりと土人等は傳えければ、【類字】に綴喜の里山城綴喜郡とあり。又【歌林】には綴喜里、山城・武藏に同名ありと載たり。【名寄松葉】には載せず。按ずるに、武藏の都筑は同名なりといへとも、文字も違ひ、鎌倉よりは東に當り三里半許、山城に綴喜郡の郷名に綴喜と【和名鈔】にも見たれば、【類字】の載る所當れるならん。茲にいふへきならねと後の考へに出す。

御所入 佐介谷の内なり。御所と號すると定かならず。此所に

(路六は昔)

横小路【東鑑】には横大路とあり、後世に至り横小路と唱ふ。 是は一の鳥居前の東西へ達する道をいふ事【東鑑】に往々見えたり。西は馬場小路より、東は筋違橋へ至る所を名附。建曆二年五月六日和田合戦の時、土屋大學助義清は御所に火掛り、將軍家實法華堂へ御動座の由を傳え聞て、潜に推參せんと岩窟堂へかゝり、横大路を出て赤橋へ向ふとあり。今は此邊をも若宮小路と唱ふ。馬場小路 社地の西脇に小別當并神主の住居の邊、巨福呂坂下より十二院の門前迄をいふ。昔は此邊調馬場の有し所ならん。古へは此小路の唱へ【東鑑】に見えず。社地の馬場も咫尺なるゆへに名附たる事なるへし。若宮小路 昔は大路といひしを、今は變して小路と唱ふ。大鳥居より二の鳥居横大路迄、由比の濱より直道の平坦なり。横大路の鳥居より濱の大鳥居迄凡廿一町四十五間ありといふ。横大路の境の邊に今は旅亭連住す。古えは町家多く軒を双へ、倡家又は酒肆など有て人々遊宴を催し、若輩等興に乗し爭論起り、既に大事に及んとせしと往々【東鑑】に見えたり。又二鳥居の前後に至り、武家の亭宅兩側に有し由、今は悉く田圃と成、兩舊跡等定かに知がたし。建曆二年五月五日和田亂の時、武田伊豆入道信光は名越の宅を出て御所へ向んとて、若宮大路米町口にて朝夷奈義秀に行逢、たかひに目を懸て既に相戦はんと欲する處に、信光が嫡子惡三郎信忠其中へ馳入ければ、義秀は信忠か父にかわらんと欲する形勢を感じ馳過畢、とはも此邊の事なり。琵琶小路 二の鳥居より大鳥居迄の間を名附。古え此所に辨天

(地の道橋家昌)

は北條義時の五男五郎實泰に住し、其子越後守時盛か住せしとは【東鑑】に越後守時盛か佐介の弟とあるは此所にて、寛元四年六月廿七日、前將軍入道大納言頼朝越後守時盛の佐介弟に渡御とあり。又文永三年七月四日、頼朝將軍家親王越後入道勝圓か佐介の亭へ入御とあれば、兩將軍家僅に御座ありし其據にて、御所入とも號しけるにや。或説には北條經時か住居せしといえとも、執權の經時を御所といふへき謂れなし。經時は在職五年にして寛元四年四月十九日、病に依て急に職を弟時頼に譲り落髮し、同年閏四月初日に卒す。職を辭し纔に十日ばかりにて卒す。此人は佐々目ヶ谷にて終りし。彼條を合せ見るへし。

(第の介佐か盛時條北)

塔ノ辻 鎌倉中所々の路端に有。古く大ひなる石の塔、其形は全からねは知されとも、二重の塔の如きもの歟。當所の山より切出せる柔石なれば皆剝落せり。其在所は小町の北堺に一ヶ所あり。古えは大倉辻と唱え、町免除の事は前篇に記せり。其以來は塔の辻と唱ふ。又建長寺、圓覺寺の門前と淨智寺の前にもあり。其餘雪の下又鐵觀音の前と、佐々目ヶ谷の東南の路端に二ツあり。今見る處七八所なり。土人等か他所の者の舊跡を遊覽するを郷導して、此石の塔の事を語るを聞に、むかし由比の長者といふもの、三歳なる兒を鷲にさらわれ、所を尋求しに、道路に骨肉の落てありし毎に、菩提の爲とて建たる石塔なりといふ。妄誕の説取にたらず。又一説には、當所の寺社等に門制札といふものなきゆへ、此塔は下馬塔なりといふ。是も用ひかたし。又いふ、土人等か小町口の塔は

(説の塔馬下)

御所并執權館舎の下馬塔なりといふと、少數其據あるは、『太平記』に元弘三年五月廿三日、安東左衛門入道聖秀いさや連も死すへき命なれば、御屋形の燒跡にて心閑に自害して、鎌倉殿の御恥をすゝかんとて、討殘されたる郎徒百餘騎を從へて小町口へ打望み、是迄出仕の如く塔の辻にて下馬すとあり。されは常に此塔の邊にて下馬せし事なる由、夫ゆへ下馬塔ともいひけるにや。

辻町 逆川橋より亂橋までの間をいふ。爰の東の方に有藥師堂を辻薬師と唱ふ。此辻町は亂橋村に屬せり。

(地業別の政時)

飯島 材木座の東南なる海濱の地なり。此所にむかし伏見冠者廣綱か住せしゆへ、頼朝卿の御寵女龜の前といふを彼許に預置給ひ、折々御演出に立寄せ給ふ。然處治承六年十二月十日、御臺政子御憤り有て、今日牧三郎宗親に下知有て、飯島の廣綱か家を悉く破却せらる。依て廣綱大ひに耻辱を蒙り、希有にして龜の前の御方を伴ひ遁れ出て、三浦の鍛橋の大多和五郎義久か宅に至るとあるも此所なり。今は浪打際にて其舊跡もしれず、漁者のみすめり。

(前の龜姫籠の朝頼)

和賀江の島 今は飯島か崎とも唱ふ。飯島の南の出崎なり。『東鑑』に寛喜四年七月十二日、勸進上人往阿彌陀佛、舟船の煩ひなく着岸すへき爲に、和賀江の島を築可申旨請ふに依て、

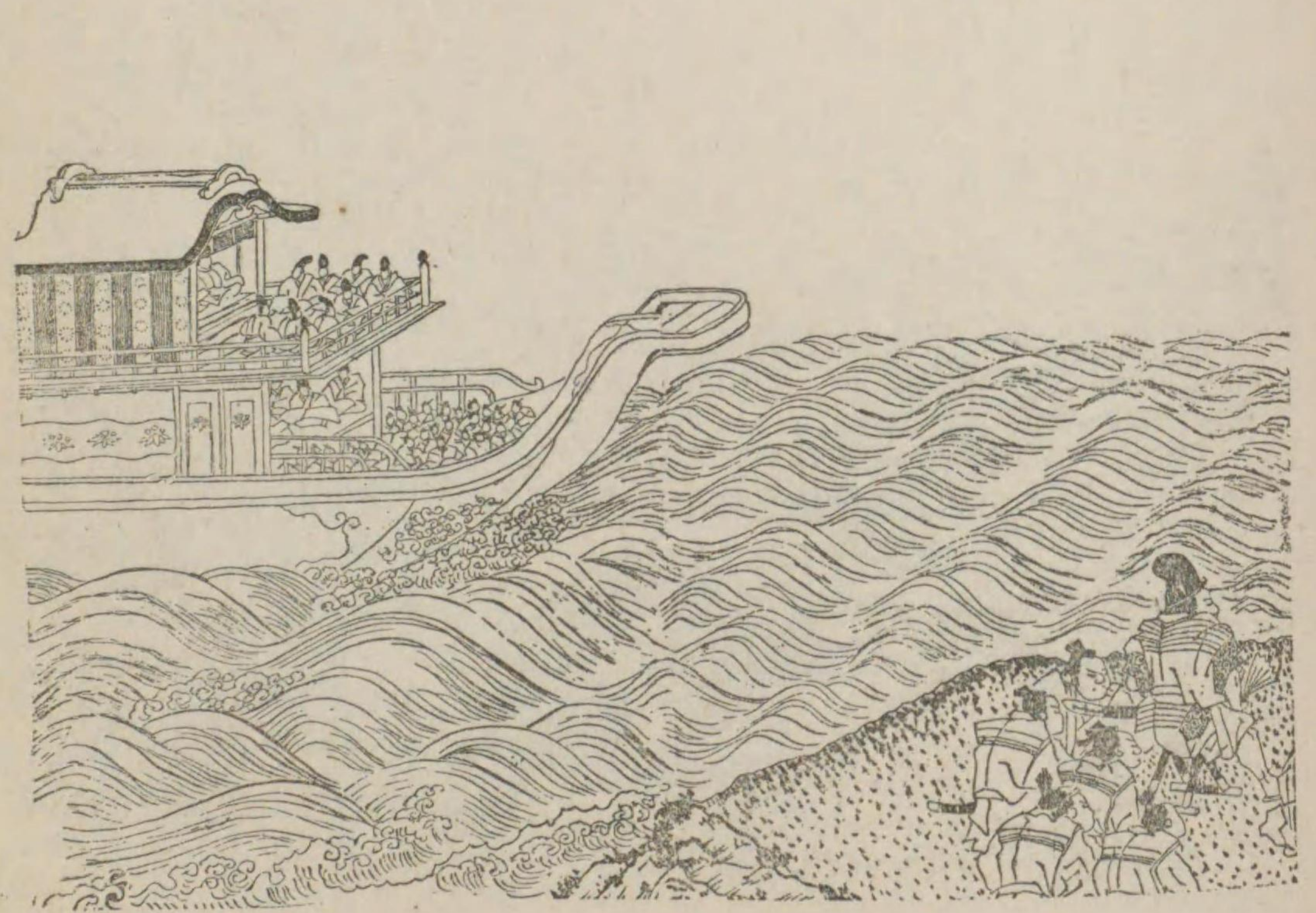
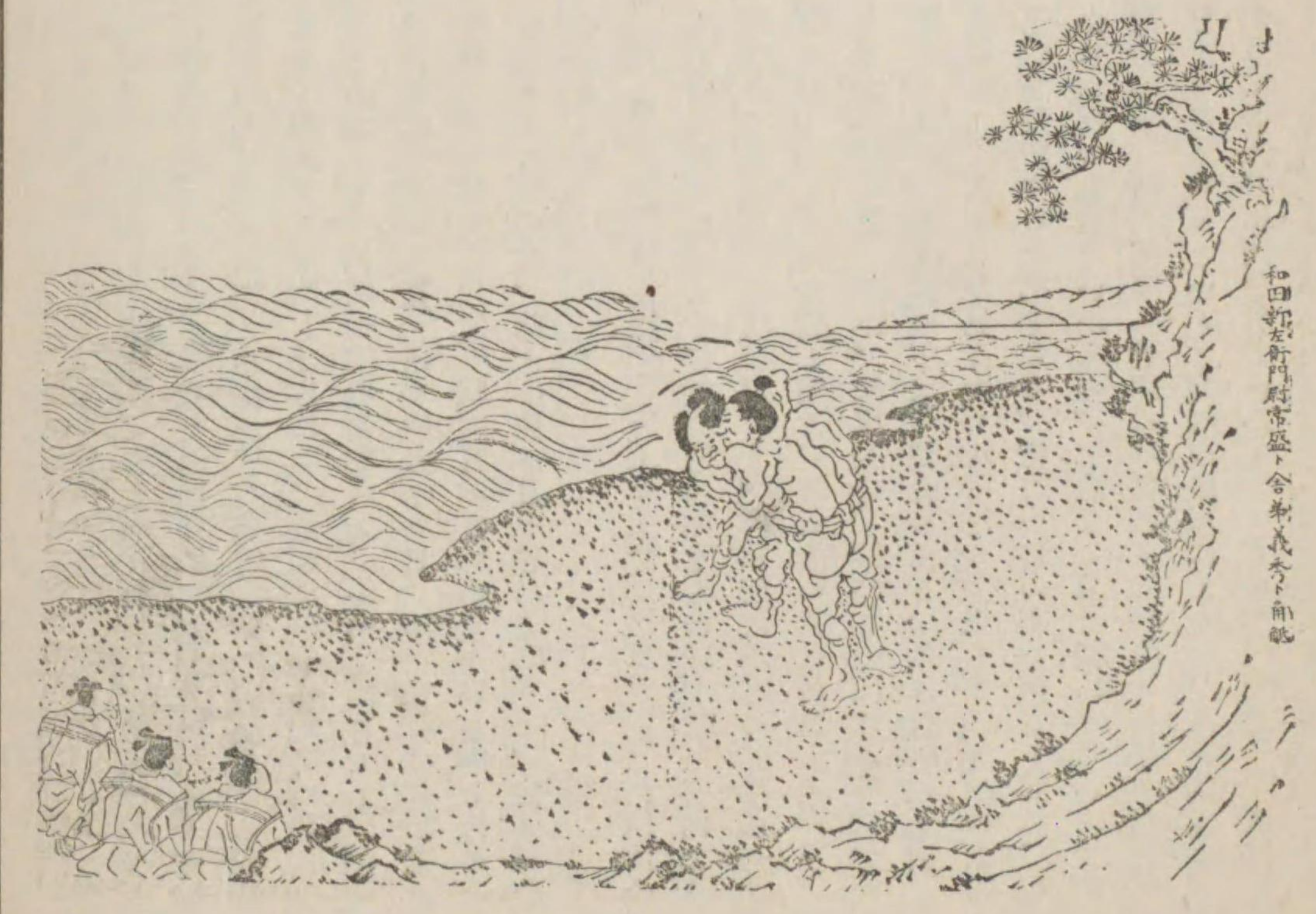
(島築佛陀彌河在)

武州^{時恭}殊御歡喜有て、合力せしむへしと有ければ、諸人もまた助成し、同八月九日其功終れり。仍て尾藤左近入道、平三郎左衛門尉、諏訪兵衛尉を御使として巡檢せらるゝとあり。建長三年十二月三日、鎌倉中に町屋を定置かるる條に、和賀江とあるは爰なるへし。『東關紀行』に親行つれゝもなくさむやとて、和賀江・築島・三浦の三崎なといふ浦々に行てみれば、海上の眺望哀を催して、こしかたに名高く面白かりし所々にもおとらすおほゆ。

さひしきは過こしかたの浦々も、ひとつなかめの中の釣舟小坪^{坪或は蓋に作}に小窪と見へしは爰の事なり。村落は飯島^{坪或は蓋に作}の東なる海岸の漁村をいふ。又は鷺の浦とも唱ふる由、絶景の地なり。建久四年七月十日、海濱涼風に屬するゆへ、將軍朝頼小坪の島へ御出の事あり。正治二年九月二日、將軍朝頼小坪の海濱を歴覽し、海上に船を浮へて酒宴を興し、朝夷奈義秀か水練の聞え有しゆへ、其業を命し給ひけるに、義秀御船より海上へ飛入、浮み出て往反數十度、其上に波の底え入て見へず。皆人怪み思ふ處に、生たる鯨三喉をわき挟み、御船の前え浮み上る。満座の人々感せざるものなし。頼家卿御感の餘り、黒の龍踏を賜ひけり。此時義秀か兄和田新左衛門尉常盛、御馬を賜ひしを羨み、進み出て申けるは、我水練は義秀に及されと、角瓶は彼に劣るまし、願わくは御前にて其業を決し、勝たるものえ御馬を賜らんと申せしかは、さあらば其業を決せよと命し給ふゆへ、海濱の砂場にて其業をはしめ。たかひに金剛力士の秘術を盡し、勝負更に決せされは、

(望小) (浦の鷺)

鎌倉攪勝考卷之一 地名



一息仕るへしとの命に依て、兩方へ引分、息をうつきたりけるか、常盛いか、おもひけん賜ひし御馬を牽寄て、赤裸にて御馬に打乗、鞭を當て飛が如くに馳行けるとあり。

由比濱或は浦、又は由比濱、若宮舊跡の邊より西の方、坂下迄丘陵の地なり。廣野平坦にて、又其所より一階低し。南の方は波打際の砂濱なり。東は飯島、西は靈山崎、又は坂下迄東西凡二十四五町、砂濱の南北廣き所まで二三十間、干潟の時は波打際の砂場を東西より往來なり。腰越邊より坂下へ懸り、三浦へ達する近路なり。されとも潮みちぬる時は通路成かたし。射藝など試る所は一段上の小笹原の地なり。

道興准后の【廻國雜記】に、由井ヶ濱にさがりて鳥居など見侍りて、しはらく皆々遊ひ侍りける。
朽のこる鳥居のはしら顯れて、由井の濱邊に立るしら波源親行か【東關紀行】に、湯井の濱をかえりゆけは、波のおもかけ立そひて、野にも山にもはなれかたきこゝ地して、なれにけりかえる濱邊にみつしほの、さすか名残にぬる、袖哉

(地の雨新蓮日・性忍)

靈山崎 極樂寺切通より海岸へ出崎の時たる險山、樹木生ひ茂り、古へは是迄極樂寺の境内なりしゆへ、靈山は極樂寺の山號なり。往昔此所に寺あり、佛法寺とて極樂寺開山忍性のすみしといふ。忍性御教書を承て此所にて雨を祈りしことあり。又日蓮も爰にて雨を祈り、法華の經文を板に書て海上へ流せり。其板を今も稀には藏するものもありける。

○谷名寄 五十六



和田常盛、弟義季、賜ひし龍蹄より打跨り、飛、如くに馳行り

(堂御靈立建時義)

藥師堂谷 二階堂より北にて、荏柄社より東の方、古へこの藥師堂を北條義時建立せしより其名起れり、【東鑑】等には大倉の藥師堂と出たれば、古名は大倉なれと、藥師堂谷と呼て其名高し。今は又二階堂村に屬す。

胡桃ヶ谷 大倉の淨妙寺の東の谷なり。

道興准后の【廻國雜記】に、くるみヶ谷にてよめる、

すみなれしかまくら山のやまがらや、くるみか谷に秋をへぬらん

牛蒡ヶ谷 朝夷奈切通の南寄に、光觸寺といふの北の谷をいふ。

宅間ヶ谷 十二社村の南續き、報國寺の邊は宅間の谷の内なり。

古え宅間左近將監爲行と稱し、將軍家の繪所なるものゝ住せし地なるゆへ地名に傳ふ。足利家の世となりて、宅間法眼淨宋と稱する佛工ありしも、爲行か子孫なるへし。

犬懸谷或作懸 釋迦堂谷の東に隣る。此所の山合に險路の間道有て、名越へ出る。【平家物語】に畠山か三浦を攻し時、三浦小次郎義茂鎌倉へ立寄りしに、合戦の事を聞て、馬に乗て犬懸坂を馳越し、と有は爰の事なり。或説に、此所に衣掛山といふあり。前篇に出せり。犬懸も實は衣掛なりといふ。相似たる事なれと、いまた慥成説を聞す。足利家の世となり、尊氏將軍の命に依て、上杉の庶流なる中務大輔朝宗、初て此地に住し、地名をもて犬懸の上杉と稱せり。是は扇谷の始祖、上杉左馬助朝房の令弟の家なり。

釋迦堂谷 大御堂谷の東に隣る。北條泰時か釋迦堂を建立せし

(地郎員能企比)

比企ヶ谷 大町より東の方の山際なり。比企の判官能員の舊跡井御所の跡もあり。委敷は妙本寺井比企の舊跡の條を合せ見るへし。阿佛尼の【十六夜日記】に、さるほとに卯月のすえになりけれとも、ほととぎすの初音ほのかにも思ひたえたり。人つてに聞は、ひきかやつといふ所は、あまた聲なきけるを人きゝたりなといふをききて、

忍ひねはひきが谷なる郭公、雲に高くいつかなのらん
なとひとり思えもそのかひもなし。もとより東路はみちのおくまで、昔より時鳥まれなるならひにやありけん、ひとすちに又なかなすはよし、稀にも聞人ありけるとそ人はきしけるよと、こゝろつくしにうらめしけれ云云。

比企の禪尼は能員の嫡母にて、此前裁に瓜蘭を設け興ありとて、右大將家井御臺子致御遊興度々なること【東鑑】に見えたり。此禪尼の瓜蘭を作りけるゆへにや、此邊を瓜ヶ谷と地名せしか、中古以來其唱へはなれとも、文明の頃迄は稱したるゆへ、道興准后【廻國雜記】にまつ谷とを人に尋ね侍りてよめる、うりか谷にて、

(谷ヶ瓜)

(蓮花の寺恩慈)

花ヶ谷 名越の佐竹第跡の東の方の谷をいふ。昔此所に慈恩寺といふ寺ありて、其寺の花壇に數百種の草花を集て、春秋は色をましえて咲けるゆへ、人々遊觀して賞しければ、花ヶ谷と地名せしといふ。其寺もいつの昔にか廢跡となれりといふ。

(所ヶ三谷ヶ蛇)

蛇ヶ谷 鎌倉に蛇ヶやつといふ所三ヶ所あり。一は鶴ヶ岡の東北にある谷をいふとあり。此事は『沙石集』に「いえる如く、或者の女か兒を戀病して死し、兒もまたやみて是も死けるゆへ、棺に納て山麓へ葬らんとせしに、棺の内に大蛇か兒の軀をま」とひ居たる由、昔話にいひ傳ふとなん。又一ヶ所は假粧坂の北の谷をいふとそ。是は小蛇が爲に見入れられ、何地へ行ても小蛇慕ひ、終にさらす。臥たる折ふし、陰門へ蛇入て女も死し、蛇もまたうせたりといふ。又一ヶ所は釋迦堂谷より名越のかたへ踰る切通の邊なりといふ。其事を語れるを聞に、長明か『發心集』に書たると同しければ、此所の昔話を聞て長明かしるせしにや。其記に地名を忘れたりしとかけり、則爰の事なるへし。其事『發心集』にくわしければ茲に略す。鎌倉は海岸の濕地にして、又山々谷々多きゆへ、今も猶蛇多しといふ。

(地の庵草蓮日)

松葉ヶ谷 名越の内なり。安國寺、長勝寺の境内を松葉ヶ谷と唱ふ。日蓮安房國小湊より當所へ渡りし時、三浦へ着岸し、夫より切通を踰て此邊に庵室を結び給ひし地なり。後に京都へ移されし本國寺の舊蹟の條を合せ見るへし。

(塔石の人上一志)

巨福呂谷 山の内を透り過て田圃へ出る手前の地、民家左右に連住し今は巨福呂谷村と唱ふ。山の内の經界の地となれり。鶯谷 雪の下馬場小路の町屋の西のうしろを名附。爰の山上に志一上人の石塔あり。又古へ尼の草庵ありしといふ。此尼は大江秀光の宮家なり。秀光并其子息等自殺の後尼となり、元より老尼の事ゆへ御ゆるしを得て爰に庵を結び、入道并子息等の冥福を修せしといふ。今は礎石も見へず。

龜ヶ谷 山の内より踰る坂路を龜ヶ谷坂と唱え、此坂より下を總號は龜ヶ谷なる由。爰の内に谷々の名多く、道興准後の『廻國雜記』に、龜ヶ井の谷にてよめる、幾千と世鶴か岡へにともなひて、餘あらそふ龜か井のやつ按するに、扇ヶ谷に扇ヶ井あり、泉ヶ谷に泉ヶ井あり、文明の頃龜ヶ谷の一名を龜ヶ井の谷とも唱へし事にや。又は泉ヶ井などを龜ヶ井と稱せし事も有し歟。

勝縁寺谷 山の内より龜か谷坂を下れば、左に勝縁寺谷といふ所あり。昔は爰に寺有しといふ。今は此谷に天神の小祠あり。石切ヶ谷 龜ヶ谷の内、壽福寺境内の山を石切山といふ所あり。其南の方を石切場と唱ふ。文應二年六月廿二日、諏訪兵衛入道蓮佛、平左衛門尉盛時等、龜か谷石切谷邊にて、駿河前司義村か子息大夫律師良賢を生虜。是謀叛の企有に仍てなり。駿河八郎入道、式部大夫家村の子并野本尼、泰村か娘なり。皆張本の數輩と云云。

扇ヶ谷 龜ヶ谷坂を越て西北は海藏寺、東南は華光院又上杉屋敷、英勝寺境内を扇ヶ谷といふ。總號は龜ヶ谷の内なり。

(谷ヶ別)

辨ヶ谷 材木座の東なる谷をいふ。或説に別ヶ谷ともいえり。是は介の唐名を別駕といふ。千葉介の宅地の邊ゆへ、別駕を略し別ヶ谷と稱すといえり。按するに千葉介は此邊には住せず、長谷小路より東の方に舊跡あり。爰よりは作竹の第跡へ近ければ、彼家にて常陸介又は上總介などを名乗りしかは彼家は係りてのことにや覺束なし。千葉介にはあらず。又一説に言へば、紅ヶ谷と唱えしゆへ、文明中道興准後の記に、べにが谷にてよめる。

(谷ヶ紅)

かおにぬるべにかやつより歸りきて早くも越るけはひ坂哉經師ヶ谷 辨ヶ谷の北にあり。土人はなまりてちうじヶ谷といふ。【東鑑】に經師ヶ谷と出たるは此所なり。

桐ヶ谷 經師ヶ谷の東の谷をいふ。道興准後の記に。此里の古井のものと桐ヶやつ、落葉の後は汲人もなし尾藤ヶ谷 山の内淨智寺の東の谷をいふ。土人いふ、尾藤左近將監か住せし地なりといふ。左近將監景綱の親は尾藤五知宜と號し、信濃國の住人にて木曾義仲に従ひ、義仲討れし後元暦三年、鎌倉に來り、右大將家に仕えけり。此景綱は北條泰時の家令となり、貞應元年七月廿九日、泰時は景綱を後見とせり。此時より郎令を後見とするの初にて、竟に後見の事を内管領とも稱せり。天福二年八月廿一日、景綱職を辭し、平左衛門尉入道盛綱其闕に補す。景綱か子は尾藤太景氏と號し、最明寺入道の昵近なりし。或説に、景氏か時に最明寺入道に従ひ此地に住居せしといふ。夫より尾藤ヶ谷の名起れりといふ。

(地の倉宿相爲泉冷)

泉ヶ谷 英勝寺より東北の谷をいふ。文永二年六月十日、終日雨降。龜ヶ谷、泉ヶ谷の所々山崩れ、人間多く土石にうたれて壓死するものあり。同日無量壽院邊も山崩れして人死せし事、無量寺谷の條にしるせり。

(歌屋尼)

智岸寺谷 阿佛尼古墳の地の西北の谷なり。今は英勝寺の境内となれり。智岸寺廢跡の條を合せ見るへし。藤ヶ谷 冷泉爲相卿の石塔の西北の谷をいふ。爲相卿此所に暫く住給ひしゆへ藤ヶ谷と稱せり。彼卿羈旅の内詠し給ひし和歌を『藤谷百首』と唱ふ。下向の砌の歌を『海道百首』といふもあり。今藤谷又は高倉を氏に稱せらるゝ家は爲相卿より出たる由。

法泉寺谷 御前ヶ谷の東向ふの谷なり。此寺廢跡の條に出す。清涼寺谷 海藏寺外門前の東にあり。此寺廢跡の條に出す。御前ヶ谷 智岸寺谷の西なり、土人又は尼屋敷とも唱ふ。古へ頼經將軍の御臺二位禪尼の御亭有しと【東鑑】にも出たり。尼君すみ給ふゆへ御前ヶ谷とも稱する由。其後金澤實時の母も尼となりて爰に住せり。夫ゆへ尼屋敷とも土人か唱ふる由。一説に足利家の世となり、尊氏將軍の御臺の姉君尼となりて此地にすみ給ふ。是を尼御前と稱す。夫より御前ヶ谷の名起れりともいふ。此尼御前は相模守平守時か息女にて、尊氏將軍の御臺は此妹君なり。貞和五年二月十九日、此地にて逝し給ふといふ。

山王堂谷 此谷は源氏山の西北にあり。龜ヶ谷の山王とあるは爰の山王なりしか、今は社も廢し畠地となる。

梅ヶ谷 假粧坂の下の谷なり。道興准后の記に、梅ヶ谷にてよめる。

(院壽量無)

冬枯の木立さひしき梅か谷もみしも花もかけにもそなき無量寺谷 壽福寺より西南の谷をいふ。泉ヶ谷の條にいふか如く、文永二年六月三日、同時に山崩して人馬多く土石にうたる。此所に無量壽院と號する寺ありしか、廢せし事は廢跡の條に出せり。合せ見るへし。又應永の上杉禪秀か亂の時、御所方にて無量寺口をば上杉藏人太夫憲長か固めしとあるは此所の事なり。今は此谷に刀工綱廣すめり。此邊は甘繩の内なりともいふ。

法住寺谷 無量寺谷の南なり。昔法住寺といふ律宗の舊跡なりといふ。

佐介谷 此谷の入口は東南に向ふ。此谷の内に谷々有て舊跡あり。此谷の名の起りしれず。土人か説に、三介のこと用ひかたし。遙後の世に佐介を氏に名乗りしもの有しか、是は爰に住して地名を稱したるなり。越後守時盛か舊跡、上杉憲基か舊跡、其餘國清寺、蓮華寺の跡皆此谷内にあり。別に舊跡の條に分出して記せり。合せ見るへし。

(寺樂長)

七觀音谷 愛宕堂より西の谷なり。むかし觀音堂あり。元久元年十二月十八日、尼御臺子の御願として、七觀音の像を圖畫せらるゝ事あり。其畫像を此堂に安置せしにや。建長二年十二月十八日、相州頼室家の御願として、七觀音堂の前にて誦經を修せらるゝとあり。今は堂廢亡せり。佐々日谷 飢渴島の西の方なる谷なり。むかし此所に長樂寺と

(地居故の尼佛阿)

月影の谷 此谷は極樂寺より西寄、阿佛尼の故居なり。十六夜日記に、あつまにてすむ所は月影のやつとそいふなる。浦近き山もとにて風いとあらし。山寺のかたはならなれはのとかにすこくて、浪の音松の風たへすと云云。此日記は下向の時の紀行なり。此阿佛尼と申は定家卿の息爲家卿の室にて、公達五人ましゝける。播磨の國細川の庄を爲家卿よりゆすりおかれけるを、爲氏卿は他腹たるによりて押領し給ひしを、そしゆうのために鎌倉え下られける。爲相卿もちんぢやうのため、兩人ともにかまくらにて死去せられし。そしやうは爲氏卿のかたへはつけられすとかや。阿佛尼は安嘉門院四條と申人なり。爲相卿の母堂なり。

○物産

水仙花 十月には咲けり。
松露 鎌倉の地所々に生せり。
蕙蘭 房州より出るものと同名。
柴胡 藥品、鎌倉柴胡の名あれと、多くは龜井野、長五等の野原より掘出す。
防風 藥品なり。葉莖酒饌に用ひ、味ひ上品、園蔬とせり。
細辛 藥品なり。山谷所々に生ず、前庭石に添えて栽るもの。
檳榔 冬樹 是は自然に山谷にあり。
トベラ木 是も山中所々にあり。トベラの文字未考。

(來由の語頭)

八手 是も山中所々にあり、八手の本名未考。
琉球芋 味ひ至て甜し、是は園蔬なり。
水澆石 是は山より切出す石にて、柔かなる石ゆへ水鉢の如くに凹に掘て、水を入れれば下へ澆水出る、砂こしにすると同。酒などを澆に妙なり。
ワカメ、アブラメ、ヒヅキ、稚海藻、滑海藻、鹿尾菜

(説の魚堅)

堅魚 或は鱈又は松魚の字をも用ゆ。古書には頑魚とかけり。并堅魚の説は次に出す。
堅魚は江戸にて殊に賞翫するうをなり。初夏の節に至れば魚賣の聲を待得て、必ず其價の高下を論せず、人より先に食ひしを自贊するは、繁華の地にすめるの餘潤なれと、是は卑賤の蕩子等かする處なり。誹諧師の素堂か句に「目に青葉山ほととぎす初堅魚」云云。【徒然草】に、鎌倉の海にかつほといふ魚は彼さかひにもさうなきものにて、此ころもてなすものなり。それも鎌倉の年寄の申侍りしは、此うをおのれかわかかりし世迄は、はか／＼敷人の前へ出ると侍らざりき。頭は下部もくはず、切て捨侍りしものなりと申き。かやうの物も世の末になれば、上さままでも入たつはさにこそ侍れと云云。按するに兼好の如き物しれる人も、上古のことに疎けるにそ。【日本月令】云、景行天皇五十三年八月、伊勢の國より轉して東國に到り給ひ、上總、安房の浮島の宮に到らせ給ひ、御船を還し給ふ時、舳を願に魚多く御船を追ひ來る。陪從せし磐鹿六彌命、角珥の弓を以て遊魚の中へ投入給ふに、其珥につ

ひて出、忽數多の魚を獲給ふ。仍て此魚を名附て頑魚と號し給ふとあり。是今いふ堅魚と註せり。今も角を以て堅魚を釣は此時より始れる事なりとあり。按するに、頑魚と名附給ひしはをろかなる魚といふ事にや。扱御船より陸にあからせ給ひければ、先に獲たる白蛤の大ひなるものと、釣得たる頑魚と件の二種のもの捧しかば、殊に譽させ給ひ悦せ給ひてもふさく、其味ひ甚清鮮ならん、造りて供御の料とせよと宣ひしかば、死邪國造上祖大 多毛比知に、夫國造上祖天 上腹、天下腹の人等に六彌命下知して、膾につくらせ奉るとあり。是上古より堅魚を天子の供御に奉れる始なり。されは兼好がはか／＼敷人の前へ出すとなきものと書しは誤りならん歟。又云、【續日本紀】天平九年、諸國に癩疹流行せし時、同年六月、諸國へ下し給ふ官符に云、鱈及び阿運等の魚并年魚くるふへからず。乾 鱈、堅魚等は煎し、然る時は皆良とあり。堅魚と出たるは堅魚節の事なり。【日本紀】延喜式にも堅魚とあるは、みな堅魚節の事なることと知るへし。上世は節といふを略して堅魚といひ、今の世の兒女子は堅魚を略して節とのみいふ。或は又おからとも唱ふるは、みやこなまりの方言にや、上世より高貴の人の食料に備ふるものなり。
松 海岸の地には松樹のよく生茂するものにて、濱風に吹れておのつから風情をなせるあり。爰も海濱ゆへむかしより松多く有しかば、和歌にもよみ合せ、松の岡といふ地名も舊く唱ふれば、松は此地の名産となせり。

(觀の既受朝賀)

鎌倉櫻 是は古え、大御堂の勝長壽院の境内へ實朝將軍植させられし櫻をいふ。建永二年、右府諸大名へ課せられ、國々のさくらの名花を數百株御庭へ栽させられ、其内にて珍花なるものを勝長壽院へ根こして移され、年々花盛の節に至れば渡御有て和歌の御會を催されしと、往々【東鑑】に見へたり。又京都にても此花を賞せられて鎌倉櫻と名つけ給ひしといふこと、ものに見えたり。されは當所の名産なるゆへ、今は跡かたもなければと茲にしるせり。

鎌倉攬勝考卷之二

鶴岡總説

【東關紀行】云前河内守親行抑かまくらの始を申さは、故右大將家と聞え給ふは、水の尾の御門(清和)の九世のまつえふたけき人にくけたり。さりにし治承(高倉)のすゑにあたりて、義兵をあけて朝敵をなひかすより、恩賞くはよりて身をたて家をおこされ、つゝに瀧山の跡をつきて將軍のめしをえたり。營館をこの所にしめ、佛神をそのみきりにあかめ奉るよりこのかた、今繁昌の地となれり。中にも鶴岡の若宮は松栢のみとりいよくししく、蘋蘩のそなへかくるとなし。陪従をさためて四季の御かくらこたらず。職掌に仰て八月の放生會をこなはる。崇神のいづくしに本社にかはらずと聞ゆ云云。其往昔鎮座なし奉れることを釋るに、後冷泉院の御宇天喜年中に、奥の夷賊安倍頼時か王命に叛きしに仍て、源頼義に勅して凶徒頼時并其子貞任等を征伐せしめ給ふ時下向せられ、八幡宮え丹祈の旨趣有て、年を経て夷賊悉く討滅し給ふことは、偏に宿願の冥助なりとて、凱旋の御康平六年秋八月、潜に石清水の大神を勸請し、瑞籬を當國由比の濱に建給ひ、地の名を鶴岳と稱せり。由比濱に瑞籬あり、其鎮座は其後永保元年二月、源義家朝臣陸奥守に任し、彼國下向の時修理を加え給ふ。然るに治承四年十月十二日、右大將家祖宗を崇んか爲に、小林の郷の北山に宮廟を構え、鶴か岳の宮を遷し奉らる。伊豆權現の別當専光坊をして暫く別當職とせられ、大庭平

(來由座鎮宮幡八)

鎌倉攬勝考卷之一 終

太景能奉行す。されともいまた華構の飾に及す、松の柱、萱の軒を營給ふ。是より先に右大將家潔齋し給ひ、當社の御在所を遷座し奉らんと祈願せられしかと、神慮はかりかた、仍て否を神慮に任せんとて、實前にて鬮をとらしめ給ふの後、此所に遷座治定せられ禮奠を行はる、と云云。或はいふ、頼義朝臣夷賊征伐の勅を奉して下向の時、丹祈をこらしめ給ふ事は、往昔桓武天皇の延暦年中、奥の東夷叛きしかは、坂上田村麿に征夷將軍を賜ひ下向し、東夷悉く討平け給ふ。是則八幡大神の加護に因てなりとて、奥州膽澤に八幡宮を勸請し、彼卿の弓箭并鞭等を寶前に納給ふといふ。其先蹤に擬し給ひ、心中に此事を丹祈せられ、果して賊平らきしゆへ、此所に石清水を勸請せられし事なり。されは文治五年九月、右大將家泰衡征伐の時、奥州膽澤郡鎮守府に至り、奉幣八幡宮瑞籬瑞籬は神籬也是田村丸將軍東夷を征せられし時、此所に勸請し給ひし神廟也。【東鑑】治承五年正月一日、右大將家鶴岳若宮え參り給ふ。從是以後日次の沙汰に不及、朔且を以て當宮の奉幣の日と定めらるゝとあり。依て此後代々將軍家も此日を以て定式とせらる。又仰に當宮若宮去年假に建立せしゆへ、修督疎忽たるの間、先は萱の軒、松の柱を用ひしなり。今般華構の儀をなし奉り、専ら神威を賣るへしとて、土肥次郎實平、大庭平太景能に命し給ひ、材木等の事を奉行せしめらる。將亦鎌倉中に可然の工匠なきに仍て、武藏の國淺草大工、字は郷司を召進すへき旨、御書を彼所の沙汰人等に下さる處。淺草大工等正月八日參著せしかは、先神體を假殿に遷座し奉らる。同年八月十五日、鶴岳若宮正遷宮に依て、右大將家御參、

(宮若の下と幡八の上)

神事を修せらる。是より以來、八幡宮例祭は八月十五日とするの始なるにや。然るに建久二年三月四日、小町邊より失火して、將軍家の殿宇并御家人の第宅、若宮の神殿、廻廊、塔婆等悉く灰燼と化せり。神殿其外も治承五年に華構の營作有て莊嚴なりしか、僅に十年を経て焦土となれり。同十三日入夜、若宮假殿に遷座、別當法眼并供僧巫女職掌等皆參入、右大將家監臨し給ひ、隨兵百餘人兼て宮の四邊を警固す。義盛、景時、盛長等奉行すといふ。爰に同年四月廿六日、鶴ヶ岡若宮の上の地に始めて八幡宮を勸請し奉らんか爲に、寶殿を營作せられ、今日上棟也。奉行は主計允行政、幕府も御參と云云。因茲考ふるに此時うへの地に始めて勸請せられ、祭神をも分ち八幡宮と稱し、下の地に鎮座の宮殿をは、したの若宮と稱し、是は康平年中頼義朝臣勸請の舊社にて、治承の初に移し給ふ最初の宮殿ゆへ、地名をも移され鶴岡八幡と唱え、建久二年に若宮の後なる山の中段を地曳せられ、高き所に勸請の宮殿をは松ヶ岡八幡と稱すること【社務職次第】にも載たれば、社説に傳ふる處なり。されは是よりうへとしたとの唱えおこれり。仍て上の八幡、下の若宮と唱え、上下とはいふへからざるものにや。扱同年十一月廿一日、上の八幡并下の若宮及び末社等正遷宮、幕下御參宮なり。【社務職次第】に此時の遷宮に男山の御神體を移されけるゆへ、以後は八幡宮と稱し奉れる由を載たり。因茲下の若宮は今に至るまでも神號を若宮大權現と稱せりといふ。【八幡宮託宣の記】に、豊前の國に初て鎮めましますことは、空中より八色の幡出現せしに仍て、八幡太神とは授け奉る。又訖して宜く、八方に八色の幡

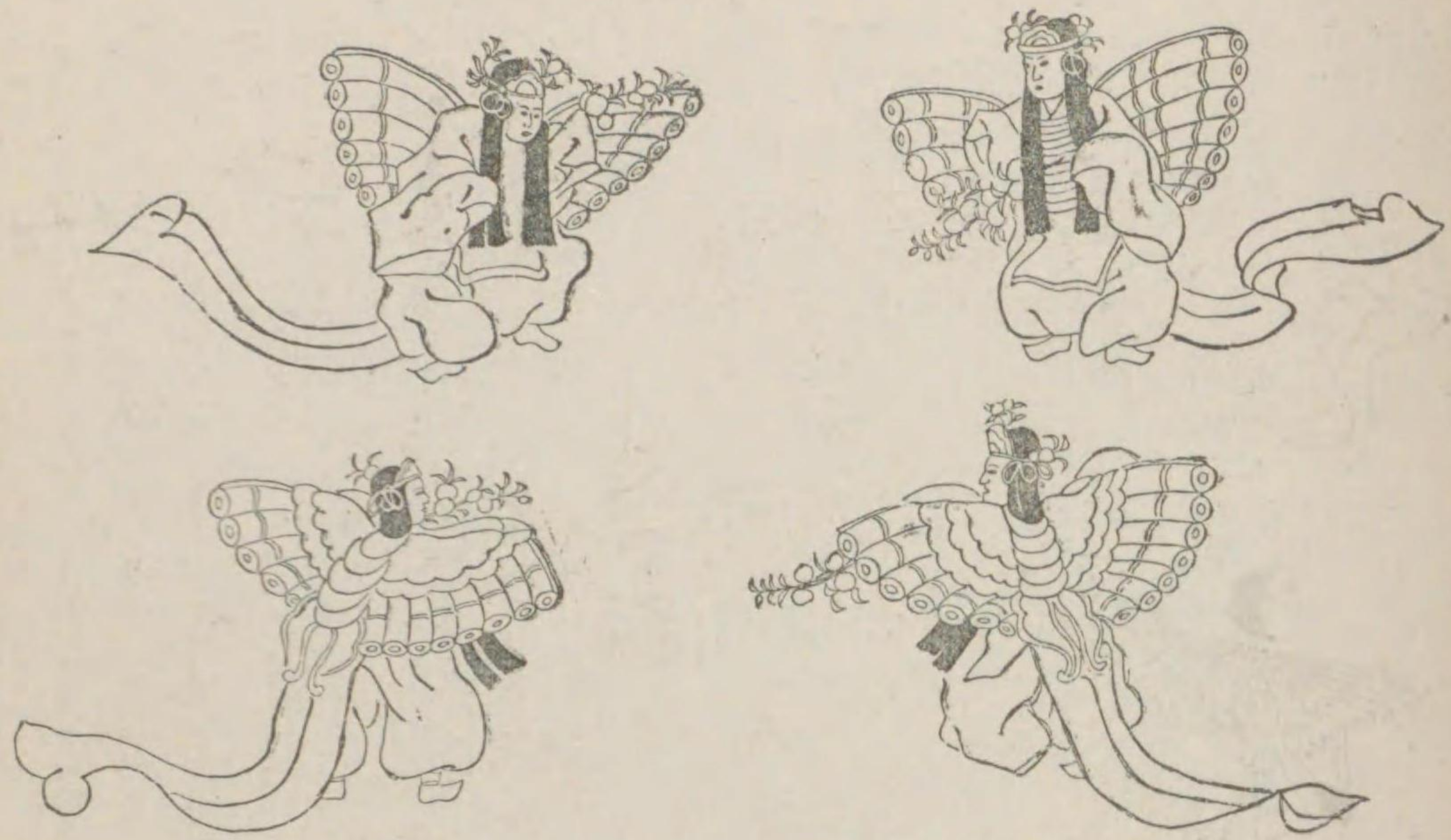
建久三年八月十五日供養
の放生會終て同舞樂を
修すも、迦陵頻伽は胡蝶の
一樂を舞童走と修す



をあらはせるを八正幡といひ、八方の衆を度せんか爲なり云云。
其後此記宜を轉語し、正八幡と稱し奉れるの謂れならん。
角瓶 建久三年八月十四日、廻廊の外庭に於て相撲の取手を召
決せられ、右大將家御覽、藤判官代邦通奉行す。

一番	奈良、藤次	相手	荒次郎
二番	鶴次郎	同	藤塚目
三番	犬武五郎	同	白河、黒法師
四番	佐賀良江六	同	儼伏太郎
五番	所司、三郎	同	小熊、紀太
六番	鬼王	同	荒瀬、五郎
七番	紀六	同	王鶴
八番	小中太	同	千手王

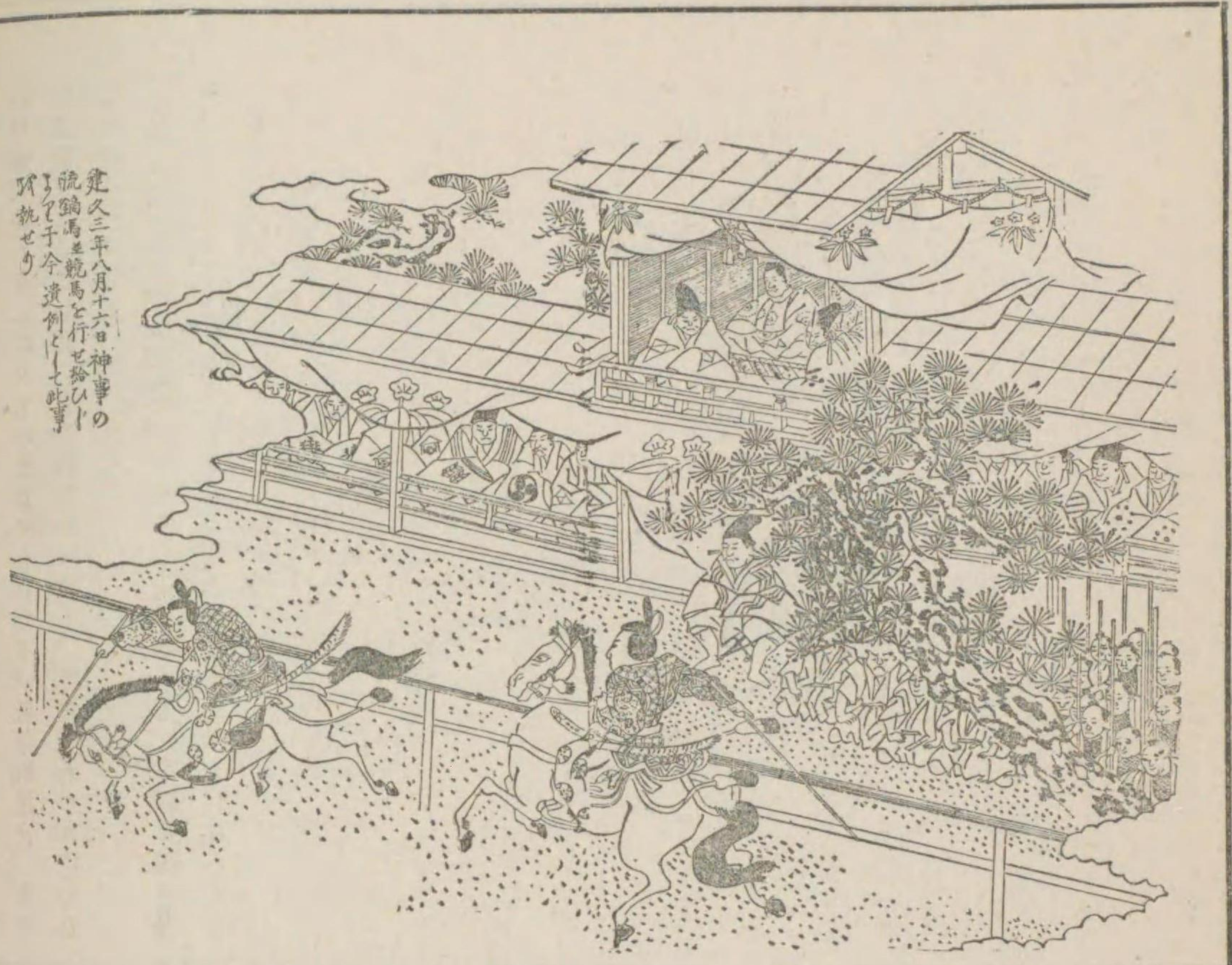
放生會 同十四日、鶴か岡にて始て放生會を行ふ、此御幕下渡
御以來恒例となれり。
舞樂 同十五日、供養の舞樂を修せらる。右大將家京都の俗人
多好方を申下され、兼てより好方か傳へを得て今日修せらる。
左 舞童 金玉 瀧楠 彌陀王 伊豆熊
右 同 夜叉 觀音 龜 菊 良 壽
流鏑馬 競馬 同十六日修行せらる。毎日右大將家渡御。
前件の如く、右大將家建久三年より右の條々を始行せられしよ
り、今に至るまで絶す。毎歲八月十四日相撲ありて、十五日は
放生會并神事神輿を渡す。十六日は流鏑馬を修行し、競馬は中
絶せり。又毎歲四月三日神事あり、神輿を渡す。是は上の八幡
宮の祭なり。三輿を出す。建久三年八月十五日は下の若宮の神祭な



(須賀岡圖)

(岡ヶ谷見え等に歌古書石)

り。神輿四輿を渡す。建久三年八月七日、武藏國矢古宇の郷
を寄附と【東鑑】に見へ、承久三年八月七日、武藏國矢古宇の郷
五十餘町寄附の事あり。【小田原北條所領役帳】に、鶴岡神領百
五十五貫八百七拾貳文、鎌倉社地五拾貫文、鎌倉之内五拾貫文、
武藏國久良岐郡杉田之内總高貳百五拾五貫八百七拾貳文とあ
り。中古以來は永樂錢八百四拾貫文といふ。小別當・神主・十二
院・俗人・八乙女其餘神人等皆配當す。
【金玉集】に鎌倉右大臣實朝公、鶴岡別當僧都のもとに雪降しあ
したよみてつかはす。
鶴か岡あふきて見れば嶺の松、こすゑはるかに雪を積れる
八幡山木高き松にゐるたつの、嶺しろたへにみゆき降らし
みつかからかきて好士を撰侍りしに、内藤馬允知親を使としてつ
かはし侍りし歌なりと云云。
鶴か岡あをくつはさのたすけにて、高きに遷れ宿の鶯藤原爲
山路より出てやきつる里近き、鶴か岡へに鳴ほととぎす藤原
家集
鶴か岡こたかき松をふく風の、雲井にひく萬代の聲藤原爲
堯惠法師【北國紀行】に、あくれば鶴か岡へ参りぬ。靈木長松つ
らなり森々たるに、玉をみかける社頭のたすまゐ、由比の濱
の鳥居はるかにみわたたりて誠に妙なり。
吹のこす春の霞もおきつ洲に、たてるや鶴か岡の松風
【東關紀行】にしはらく法施奉りて瑞籬に候すれば、神女かうた
の曲は權現垂跡の隱教にかなひ、僧侶の經のこゑは衆生成道の
因縁を伸。彼法性の雲のうえに寂光の月老たりといへとも、若
宮の林の間に應身の風あふきてあらたなり。



建久三年八月十六日神事の
祝馬を馳せしむる
御馳馬を馳せしむる
御馳馬を馳せしむる
御馳馬を馳せしむる

雲の上にくらぬかけをおもへとも、雲より下にくもる月哉
月のひかりにたすみて、石屋堂の山のこすゑはるかになかめ
て、いふせくかへりぬ云云。

【梅花無盡蔵】に、馬士透千度小路、謁鶴岡之八幡宮、高門飛
橋、回廊曲檻、雕玉鏤金、巍然不滅其昔、階除有不蹈之石、石
紋之龜鶴、凡眼不得視之、

千度壇達七里濱。 嵯峨華表奪龍鱗。

回廊六十間靈地。 風不鳴條宗廟神。

【廻國雜記】云、准后鶴か岡の八幡宮に参詣し侍れば、つたへ聞
しにもすくれたる宮たちなり。誠に信心膽に銘してたつとお
ほへ侍る。抑當社別當祖師隆辨僧正經歷年久し。其階第道瑜准
后、號を大如意寺といひ、兩代かの職に補し侍りき。由緒無双な
ることをおもひ出て神前に奉納の歌。

【東路のつと】に、柴田宗長法師
神もわかむかしの風をわすれずは、鶴か岡への松としらるゝ

霜ゆきをうは毛の鶴か岡の松
當社星霜のことなるへし。去秋七月中旬より、おなし十二月は
しめに、鎌倉までのとをかたのやうにかきちらし侍り。

【東國紀行】天文十三年宗牧愛阿彌鎌倉よりむかひにきたれり。しるへ
してむかしの跡なと問きく程に、暮かたになりて着たり。旅宿
は大守より後藤かたへおほせつけられ、清閑をそゑられ、幼庵
より多田なと案内者としてくはへられたれば、いつかたもおほつ
かならず、舊跡のたひねその感あり。けふは三月一日早朝、先鶴
か岡八幡宮参詣、松の木の間のさくらさかりにて、石清水臨時

の祭舞人のかさしにおもひまかせられたり。近年御遷宮、あけ
の玉かきよりはしめ、見る目をかゝやく。春の光わつかにむか
しおほへたり云云。

【北條氏康武野紀行】天文十五すきにし庚子のとし、宿願の事あり
て此宮にまうてけるか、やうく八とせあまりにや成ぬらんと
おほえはへる。若宮の御まへにまいりて、

(草者の築修取附)

たのみこし身はものふの八幡山祈る契は萬代までに
さて爰かしの谷々山々、由比の濱、大鳥居、古寺、古跡をな
かめあくれば云云、是より其後鎌倉の將軍家代々崇敬し給ふ事
は古えにかはらず。宮殿、堂塔、末社に至るまで、執權北條氏
か沙汰として怠らず修理を加えけり。世も變革し、足利氏の料
所となり、關東の主基氏朝臣居館を構えし以來、源家祖宗の崇
め奉れる神廟なれば、猶尊敬厚かりし。滿兼朝臣の時應永十年、
鶴か岡宮殿修理有て、同十一月十四日、正遷宮あり。奉行は管
領上杉中務少輔入道禪助なり。其後應永廿四年上杉禪秀の亂、
又永享十一年持氏朝臣滅亡の亂あり。其後成氏朝臣も享徳四年
古河へ遁逃の砌、今川の大軍亂入して神殿佛閣を燒、在々所々
を追捕せしかは、元弘以來の大亂ゆへ、此時より鎌倉は悉く蒼
茫の地となれり。其後北條早雲小田原の城を敷き得て居住し、
其子氏綱か天文九年に鶴か岡若宮八幡宮修造し、同年十一月十
五日、正遷宮し奉るといふ。氏康か代に至り、當國と武藏を大
概打隨ふ體なれと、東國所々合戦最中ゆへ、當社の修理等は曾
て願す、交戦を以て勉とせり。漸く天文の末に至り、大鳥居を
修補せしことの見ゆるのみ。永祿四年三月、上杉輝虎入道謙信は

(事の拜參信辭上)

此度上洛し、管領憲政の家を繼て管領に任せられけるゆへ、鎌
倉は管領代々の基本の地なれば、鶴か岡の宮殿へも参拜を遂ん
とす。將亦我は本氏長尾にて先祖より鎌倉の住人、元祖鎮守府
將軍平忠通の嫡男を鎌倉權守景成といひ、其子鎌倉權五郎景正
なり。長尾と名乗りしは忠通か舍弟鎌倉四郎景村か孫景弘とい
ふもの、始て郡中長尾村に住してより地名もて氏に稱せり。彼と
いひ是といひ、由緒の地なれば逆小田原高麗寺の麓に陣をすへ、
小田原城下を放火し、蓮池まで打入しかと、城中よりも敵出て
喰留んともせさりしかは、夫より鎌倉へ張行せり。陣中にもと
より近衛關白前嗣公を具し申ければ、此人を假の公方家と崇め、
郷中の寺院に先年守邦親王の用ひ給ひし古き小八葉の車有ける
を求出し、前嗣公を載申し、輝虎は管領ゆへ供奉しけり。先陣
は太田美濃守入道資正、小幡三河守憲重、長尾新五郎忠景、由
良信濃守義綱、成田下總守長泰等なり。後陣は上杉家の舊臣小
幡、白倉、見田、大石等なり。隨兵は越後の英士宇佐美、柿崎、
甘糟、川田以下其餘竹俣、色部、石川、大關、山吉、毛利、杉
原、加治、松川、平賀、島山等なり。鶴か岡参拜有ける時、千
葉介國胤と小山大椽政朝と座列を論せり。輝虎捌していふ、千
葉は右大將家の時より上首と定められたる家なり、小山も將軍
秀郷以來關東の名家にて、千葉と對揚ひとしき家なれと、頼朝卿
も小山政光以來子息三人の英武を稱し、親も厚きゆへ昵近衆と
せられしかは、千葉か次席可然とて事濟けり。然るに初社參の
砌、成田長泰か先祖よりの例に任せ、赤橋の外に乗馬して輝虎
か來るを待居たり。輝虎是を尋ければ、先祖式部少輔助高か妹

は源頼義の母なり、頼義奥州下向の砌我家え立寄給ふ時に、叻高出迎ひ途中にて兩方下馬して對面す。是より例とし、公方家へも管領へも馬上にて参り行合、たかひに下馬せし古例なりといふ。謙信大ひに怒り、古えの頼義は助高か外姪なれば左も有へし、今成田は我が旗下に屬したれば君臣にひとし、不敬なりとて家士に命し、成田を馬より引落し、謙信扇にて成田の烏帽子を打落さる、長泰大ひに憤り、一族等も是より別心し、鎌倉を引退く。此餘大石等も同敷坂きけると云云。謙信此はからひ、戦國の武將の風とはいひなから、楚忽なることは論なけれと、公方家も居所にさまよひ、管領も沈滅せしを、武威をもて關東の大名を隨え鶴ヶ岡へ参拜せしは、管領再興の一舉ならん。

鶴ヶ岡八幡宮

大鳥居 濱の大鳥居と稱す。【東鑑】に、建保三年十月卅日、濱の鳥居新たに造らる。去る八月の大風に顛倒するゆへなり。仁治二年四月、大地震、南風に由比濱の大鳥居内潮にひかる。又寛元三年十月十九日、由比濱に大鳥居を建らる。左親衛時監臨せらるるとあり。【大草紙】に、應永廿年三月六日、由比濱の大鳥居御建立。上杉右衛門佐入道禪秀奉行す。此鳥居は頼朝公より代々公方の御再興の所なり。然とも久しく御造營なく笠木朽果ける處に、此御代かく御建立、目出度事なりとあり。又【鎌倉九代記】に、嘉慶二年六月、大鳥居を建らる。落慶の供養あり。奉行は上杉安房守入道道合と云云。其後天文廿一年卯月、北條氏康先君の遺願をも果し、且は武運永久をも祈らんか爲に、由比濱の大鳥居修造せし事【關東兵亂記】

(革若立礎)

(路大橋)

に仍て、北條殿以下各土石を運ひ給ふとあり。一ノ鳥居 此鳥居より濱まで十六町餘あり。社頭入口兩柱の間四間、柱の廻り七尺許、是より二ノ鳥居迄の間四町拾六間餘といふ。夫より二ノ鳥居また濱の大鳥居なり。社地の東西に又鳥居あり。二所ともに都合五ヶ所 皆石にて造給ふことは寛文中の御造營に依てなり。此鳥居前の東西する道を名附て、古えより横大路と唱ふことは前篇に出せり。【社務職次第】に、養和元年十二月十六日、若宮に鳥居を建給ふ。景時、景能奉行す。武衛頼監臨し給ふと云云。

池水 一の鳥居内、東西へ長き神池なり。壽永元年四月廿四日、鶴岡若宮の邊の水田^田三町餘り、耕作の事を停て池に掘とあり。されは古へは雪の下邊まで水田にして、此池へ北山より谷々の谿水落入、池はもとより深田にて田地え漑く用水の源にて有しならん。傳えいふ、平氏を追討の時ゆへ御臺所の御願に依て、大庭平太景能を奉行として社前に池を造り、池中の東に四鳥、西に四鳥、合て八鳥を平氏の住所になせらゑ、東の方より是を滅すとて、東に三鳥を残し置て一鳥を潰せりといふ土人が傳説慥ならず。

辨財天祠 池中東のかたにあり。堂二間に一間、本尊運慶の作、膝の上に琵琶を横たえたり。土人いふ、小松内府の持給ひし琵琶なりといひ傳ふ。其謂れ定かならず。此祠は養和元年、大鳥居のこなた琵琶橋邊に在しを爰に移されしものなり。赤橋 池に架せし反橋なり。長サ五間、幅三間、古え營造の頃丹漆にて塗たる橋ゆへ、舊く赤橋の名往々出たるものなるへ

(覽御藝武)

に見へたり。御當家の御代に至り、寛文乙巳五年より同八年の秋迄、宮殿、廊閣、堂塔、末社に至る迄悉く御再興有て、此時五ヶ所の鳥居皆石にて造らる。爰の大鳥居兩柱の間六間半、高サ三丈一尺五寸、石柱の廻り一丈二尺五寸、笠石長サ八間なり。此石は備前國大島より南海を廻して爰に寄らるゝといふ。此所は四邊打開しき地形ゆへに、古え右大將家以來代々將軍家出遊有て、遠笠掛、小笠掛、牛追物等其餘弓馬の藝能を覽給ひし地にして、治承六年六月七日、右大將家出遊、壯士等各弓馬の藝を施す。先牛追物あり。下河邊庄司、合手棹谷四郎、和田太郎、同次郎、三浦十郎、愛甲三郎射手たり。次に股解杵を以て長サ八尺の串をさして、愛甲三郎を召て射させ給ふ。五度射るに皆中せり。將軍家彼馬の跡と的の下を打せ給ふ處、其中間八杖たり。仍て此杖の數をつもり、是を相ひろめて馬場を可定由被仰出と云云。これより其後出遊の事往々【東鑑】に見へ、又諸英士等弓馬の藝を試る地なり。二ノ鳥居 大ひさ一の鳥居と同じ。此鳥居より濱の大鳥居まで六町四十五間あり。段蔓^{ダマカヅラ} 古名此唱へにあらず、【社務職次第】に七度小路、又は千度小路と唱へし由見へたり。或は置道とも號せしといふ。段蔓の名は中古以來の唱えにて、何に寄て名附しか定かならず。路幅五間許、高サ一尺五寸程、一ノ鳥居前より濱の大鳥居邊に至る。是は治承六年三月十五日、鶴岡社頭より由比濱に至るまで曲横を直くし、参詣の道を造り給はんとの御素願、御臺致御懷孕御祈ゆへ始給ひ、武衛頼手つから沙汰しめ給ふ

(路小度七)

(事の歌御玉親尊宗)

し、【東鑑】云、文永三年七月四日、宗尊親王御歸洛、路次出御、自北門赤橋西行、經武藏大路於赤橋前奉向御興於若宮方、暫有御祈念、及御詠歌云云、此時の御歌の事を先輩の編集には、固瀬川をよみ給ひし御歌なりとせり。其御詠は人をも世をも恨み給ひし御歌にて、神前に向ひ給ひ御名残を惜ませ給ふ餘情なければ、按するに十と世餘りの御歌なるへしとおもはる。されとも慥なることをしらねは、おのれか杜撰なるへし。とよせあまりの御歌は、前篇鎌倉總説の條へ出したれば合せ見るへし。固瀬川の御歌は其地名の條へ出せり。

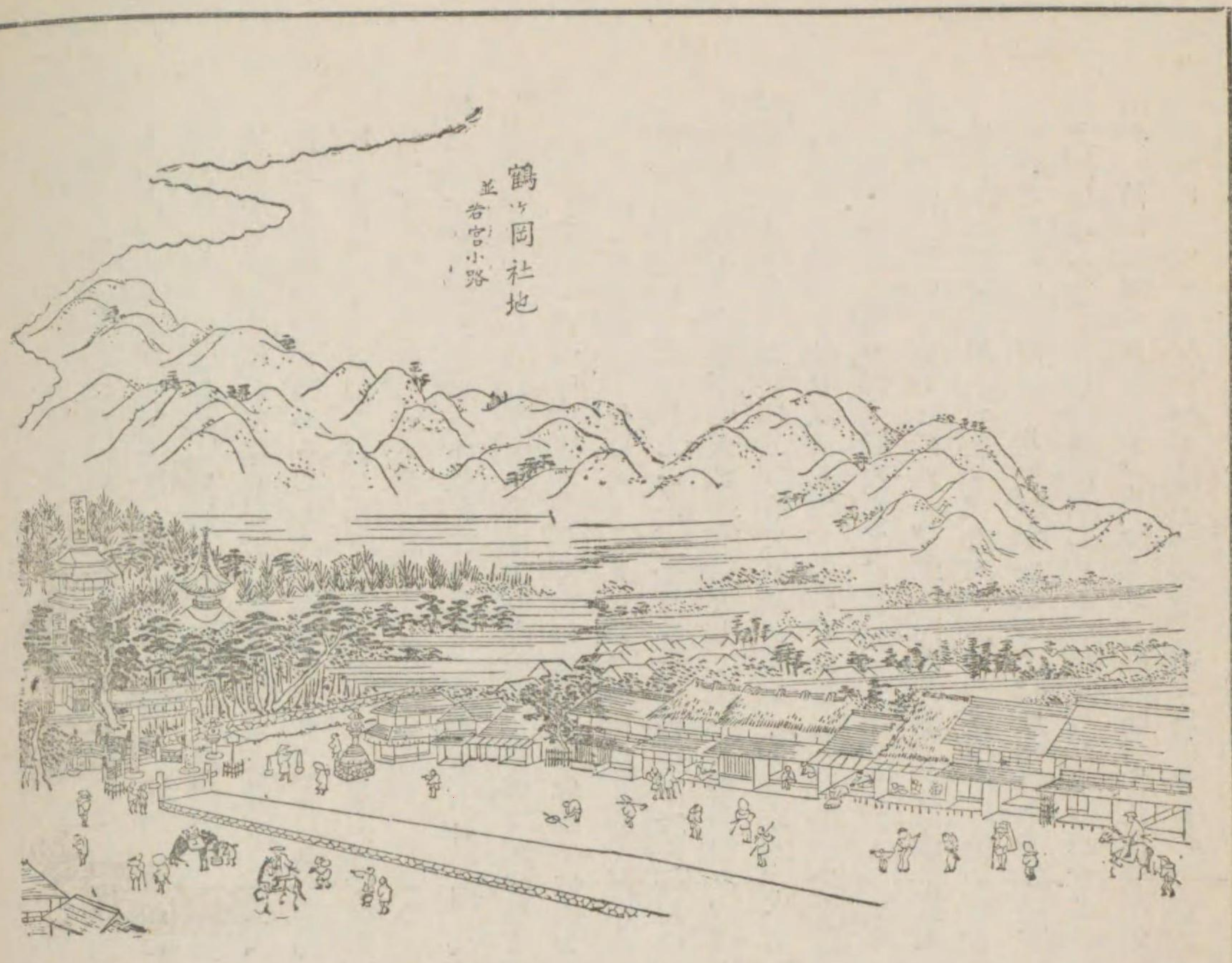


二玉門 三間に二間なり。額を掲ぐ、鶴岡山とあり。是は曼珠院良恕法親王の書なり。左右に密迹金剛の像有。古へは八足の門ありし由、【東鑑】に、正治三年八月十一日、大風に鶴岡宮寺の八足の門顛倒とあり。

(君妹御帝徳仁は神祭)



東西の鳥居 社地入口東西にあり。二基ともに石なり。大ひさ柱間一丈三尺五寸、柱廻り四尺五寸、東西相同し。下神殿 上の地へ登る石階の東の方、此所平坦の社地なり。上と下との事は前に出たれば略す。拜殿の梁間に額を掲ぐ。若宮大権現の文字、青蓮院宮尊純親王の眞蹟なり。當社傳記に、下の宮四所、東は二所、久禮宇禮なり。仁徳帝の御妹君なり。中殿は若宮仁徳天皇なり。西は若殿、



これも仁徳の御妹君なりといふ。当社營建の事は前條に出せし如く、康平六年、源頼義朝臣始て當所の由比の濱に勸請の鶴岡八幡にて、治承四年十月、右大將家小林郷北山の麓に移し給ふといふ舊社なり。同五年五月十三日、又營作を企給ひ去年假に營建ゆへ楚忽の義に依て、改て宮殿を莊嚴になさんと欲す。當所に工匠なければ武藏國淺草の大工宇郷司を召て花櫛の儀をなし、神威を賞らんとあるは當社の事なり。扱下の宮、うへの宮にも古き棟札なく、寛文八年御造營の以來の札有のみ。當殿例祭は毎歳八月十五日、神輿四つ渡し奉る。高良大臣社 上の地有、末社と同神なり。若宮の西北にあり。椰の樹の東寄にあり。

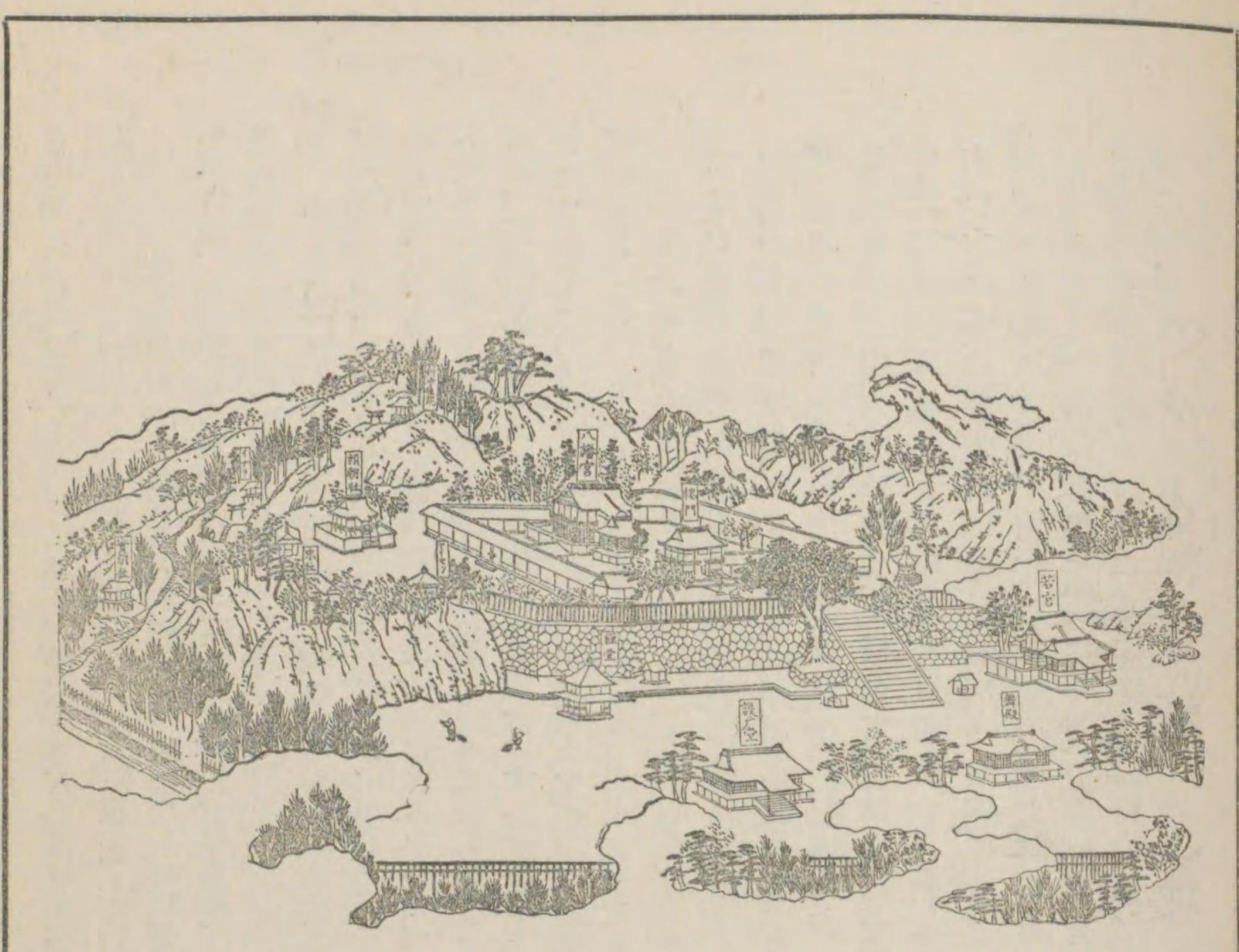
末社四所合殿 三島・熱田・三輪・住吉・武内社の東にあり。

【東鑑】に元暦元年七月廿日、鶴岡若宮の傍に熱田明神を勸請、今日武衛頼朝參給とあり。同記に文治六年四月二日、鶴岡末社三島社祭とあり。

同三所合社 松童・源太夫・夷三郎社、神明宮の西にあり。松童といふは社説に應神帝の牛飼なりと。源太夫とは車牛なりとあり。又は元大武とも書とて、夷勸請のこと【東鑑】建長五年八月十四日、今度始て西門の脇に三郎大明神を勸請し奉らるる處なり。相州頼朝參給ひ御神拜あり。中原光上宮人の曲を唱ふと云云。

天照大神宮 上の宮え登る石階より西にあり。

舞殿 二王門を入て正面上の地へ登る石階の前にあり。三間に二間。【東鑑】に建久元年七月廿七日、鶴岡舞殿此間新建、今



(養羅供切一)

日被立之、行政爲奉行、右大將家監臨云云、經藏 石階え向て西の方五間四面なり。一切經藏四天王を安置す。【社務職次第】には、建久五年十一月十三日、一切經供養の事ありと。此(東鑑)には見えず。【東鑑】建保四年三月三日、鶴岡八幡宮一切經會也。將軍家無御出。武州時泰爲御使神拜し給と云云。同年八月、北斗堂建立の後、十月北斗堂にて一切經供養し給ふと見へたれば、實朝將軍御代には輪藏はいまだ建立なかりしゆへ、北斗堂へ一切經を納め置れける歟と思はる。然して後世造立せしものなるへし。從是三月三日一切經會恒例となる。【社務職次第】云、當社一切經は一六百八十六部、五千三百五十一卷、三百九十九帙とあり。

(寺宮神はく古)

護摩堂 經藏の前にあり。五間に四間。五大尊を安す、運慶作。藥師堂 若宮寶殿より東の方にあり。五間に四間。本尊藥師并十二神の木像あり。古へは此堂を神宮寺とも稱せしにや、承元二年四月廿五日、實朝將軍鶴岡の宮の傍に始て神宮寺を建らるゝとあり。同年十二月十二日、神宮寺造畢。安置本尊藥師像。同十七日本尊藥師開眼とあり。又建曆元年十一月十六日、尼御臺所の御願として、金銅の藥師三尊舍利の像を供養せらる。此本尊を鶴岡神宮寺に安置とあり。或説に、此像今は座不冷の壇所に金銅の藥師あるは是なりといふ。此堂を古へ神宮寺といひしなり。又八幡の宮殿をも神宮寺或は宮寺と稱せし事、ものに見えたり。夫ゆへにや、今も上の地の樓門の額に八幡宮寺とあり。

寶塔 若宮の前にあり。二層、五間に四間。塔内に五智の如來

を安す。【東鑑】文治五年三月十五日、鶴ヶ岡八幡宮の傍に此間塔婆を建らる。丹漆塗、今日空輪をあく。二品^朝監臨し給ふ。同六月九日、御塔供養、導師法橋觀性、児願は若宮別當法師圓曉、清僧七口と云云。願文の草は新藤中納言兼光卿、清書は堀川大納言忠親卿と云云。

鐘樓 塔の東の方にあり。堂二間四方、鐘の大ひさ三尺五寸、厚サ三寸五分、銘文あり。【社務職次第】にいふ、應永十三年七月十八日、小町邊より失火、餘煙鐘樓に吹付けるゆへ、一心院の大工鐘樓に登り消けると云云。然れとも其時鐘損せしにや、正和の銘を寫し、建長寺廣嚴庵大建僧、古本を寫書し新たに造ると【鎌倉志】に見えたれば、實は應永十三年のころ鐘直せしならん。

鶴ヶ岡八幡宮鐘銘并序

夫當宮者、馬臺東戌之州、鶴ヶ岡甲區之地、摸男山之宗祧、弘尊廟之權屏、以降禮神之囿、頌祇之堂焉。禮頌丕儼、春禴之尊、秋嘗之儀矣。春秋幾回、鎮護年尙、答祝日新、然間、去茲迎姑洗、不圖欠靈祠、肆深仰玄鑿、忽跋經始、課般、僇分、是尊是尺、用規矩分、不愆不忘、土木之勤、既雖及兩祀、斧斤之功、殆可謂不日、傍斯苦壩、而復鴻基、先擊蒲牢、而發鯨音、乃作銘曰、冶鑪甫就、寶器鑄陶、龍文製妙、鬼巧奇標、形非侈吟、聲不擲窳、應陰陽律、入宮商調、小大共振、清濁孔昭、帶霜早和、隨風自搖、式驚千界、高徹九霄、梵響無斷、草三會朝、正和五年二月日、

(事の死横朝實)

北斗堂跡 社地に今其舊趾しれす。此所に始て別當の勸請せし堂なり。此後仁治年中、將軍家頼勸請の堂は大倉に祀り給ふ由【東鑑】に見ゆ。同書に建保四年八月十九日、鶴ヶ岡の宮の傍に、別當定曉僧都建立北斗堂、今日供養、小河法印忠快導師也、尼御臺御參云云、同十月廿九日、將軍家頼爲御願、於鶴ヶ岡北斗堂有一切經供養、導師三位僧都定曉、將軍家御出、御臺御同車也、相州等扈從、廣元朝臣爲奉行云云、或記にいふ應永年中再興せしことあれば、其後廢したるへしともいへり。石階 二玉門正面是を登れば上の地なり。石階幅一丈餘、此石階の東の方に榎の樹あり。西の方に銀杏の大樹あり。【東鑑】承久元年正月廿七日、將軍家頼右大臣拜賀の爲に鶴ヶ岡八幡宮に御參、酉の朝夜陰に及て神拜の事終り、漸々退出の處に、當社別當阿闍梨公曉石階の際に伺ひ來り、劍を取て面相を侵し奉る。其後隨兵等宮中へ弛參るといへとも、^{此時武田五郎信} 離敵しれす。或人いふ、上の宮の砌にて別當公曉父の敵を討し由名調るといふ。依て各々雪の下の本坊へ襲ひ到るに、彼門弟の惡僧等籠り居て相戰ふ處に、長尾新六定景か子息太郎景茂、二郎胤景等先登を諍ふといふ。遂に惡僧等退散すといへとも、阿闍梨此所に見へす。軍兵空敷退散し、諸人惘然たり。爰に阿闍梨は丞相の御首を提て、後見の備中阿闍梨の雪の下北谷の宅^{今十二院}に行向はる。膳をすむるの間も手を放さず御首を持といふ。阿闍梨此所より使者として、彌源太兵衛尉^{阿闍梨}を三浦義村か方へ遣していふ、今既に將軍の闕あり、吾こそ東關の長なり、早く計議をめぐらすへきの由を示し合さ

(銘讀)

(銘改に永應は鐘)

る。義村此事を聞て、先君の恩化を忘れざるの間、落涙數行し、更に詞も出し得ず。暫していふ、先達屋へ光臨有へし、且又御迎に兵士を獻すへしとて、使者退去の後、急き使を義村へ遣し、件の次第を告げれば、義時返答に、速に阿闍梨を誅すへき由を下知せしゆへ、急速に義村一族等を招集め評定せしに、阿闍梨は甚武勇に達し常人にあらず、輒く誅しかたかるへき由各評議する處に、義村勇敢の器を撰み、長尾新六定景を討手に定む。^{長尾新六} 定景も辭退する事を得ず、座を起て黒皮絨の甲を著す、雜賀次郎^{西園の人}以下郎徒五人を相具し、阿闍梨の在所備中阿闍梨の宅に赴く、阿闍梨は義村か方より迎ひの者延引の間、彼宅至らんと欲し鶴ヶ岡の後山へ登り、山傳へになさんと坊より出ける所に定景と途中に相逢ふ。御迎に參れりといふ。雜賀次郎忽に阿闍梨を懷き互に雌雄を争ふ處に、定景太刀を取て阿闍梨の首を討落す。腹卷の上に素絹の衣を着せり。此人は金吾頼家將軍の御息也。母は賀茂六郎守長か女なり。^{最良朝の孫なり} 定景彼首を持歸り義村に渡す。即義村京兆^{義時}の亭へ持參す。義時出逢て其首を見らる。安東次郎忠家脂燭を取。義時いふ。正敷未奉^見阿闍梨面、猶疑殆ありと云云。抑今日の異事兼々怪のこととも有しといふ。出御の御御庭の梅を覽し給ひ、禁忌の和歌を詠し給ふ。出ていなは主なき宿となりぬとも、軒はの梅よ春をわするな今朝宮内兵衛尉公氏に命し、御髮を取あげさせ給ふ時に、御鬢の毛一筋を公氏に賜ひ、我のかたみにせよとの御意なり。公氏押いた、き懷中せしか、右府薨逝の翌日葬し奉らんとせ

しに御しるしなし。昨夜新六か阿闍梨を誅せし時も丞相の御首を持給わす、所々尋しかと終にしれすといえり。仍て今日御しるしなれば、公氏に賜ひし御鬢の毛を以て御棺に入、御しるしとなし葬し奉るとあり。



樓門 石階の上の正面檜間に八幡宮寺と四字の額を掲ぐ。曼珠院良恕親王の書なり。樓門は三間に二間あり。此左右よりして廻廊續けり。樓門の前に石の狛犬左右にあり。又銅燈籠二基有。延慶三年庚戌七月、願主滋野景義、勸進藤原行安と銘す。一基は寛文年中の造獻にて、願主向井將監忠勝の銘あり。

廻廊 樓門の東西四間宛、東西の脇十六間宛、北の方は十四間。^{ウエン} 上神殿 是は一階高き所を開かれ、宮居を鎮め奉れるゆへうえの宮と稱すへきものなり。高低より起れる唱えにそ有ける。宮の記に云、祭神三體、中尊を應神天皇、東は神功皇后なり、氣長足妃と稱す。西は妃大神、應神帝の御姉君なりといえり。本殿は堅九間、横間三間、幣殿は四間に三間、舞殿は四間に二間、南向なり。例祭は四月三日也。神輿三ツ渡し奉る。建久二年十一月廿二日、石清水の御神像を遷し奉り、其時より八幡宮と號し奉れる事は前條にも出せり。【社務職次第】云、於當社始て被轉讀一切經事は建治二年五月廿日、以當社供僧等并房源法印、覺承僧都以下五拾人、被轉讀之、御布施三百貫文也、幸壽御前、最勝園寺殿御祈禱也と云云。

武内社 本社の西脇玉垣の内にあり。武内宿禰を祀る。一名は高良明神又は玉垂神とも稱す。社は二間に一間なり。瑞籬 南の方左右三間宛、東西の兩脇八間宛、北の方は十間なり。

座不冷壇所 座をさらす、天下安全、國土安穩なる御祈禱所なるゆへ斯は俗稱するものにや。是は長日勤行の壇所なり。廻廊東の方廂にあり。本尊は御正體と號し、金銅の丸鏡形の内に彌陀を鑄附しを、厨子に納て常に扉を不開。外に十一面觀音、藥師各厨子入十二院、順番に一晝夜宛相勤、最勝王經、大般若經、仁王經等を讀誦せり。座不冷の事始行は【社務職次第】云、大別當二品親王覺助御代、建武元年甲戌三月。於當社不斷大般若經の事、長壽寺殿御願として始て修行座不冷せらる。同二年、總州佐坪一野等兩郷御寄附。又佐々目領家職御寄進と云云。此時より始りしなり。長日勤行の事は右大將家此地草創の時よりして、御願を始給ふこと、【東鑑】治承四年十月六日、長日勤行、法華・仁王・最勝王等、鎮護國家三部妙典、其外大般若經・觀音經・藥師經・壽命經等也、供僧奉・仕之・云云、治承五年十月六日、走湯山住侶禪窟并鶴岡供僧、大般若經衆、最勝講衆、免田二町、御下文を賜ふ。免田は鶴岡云云、其後龜山帝の御時、靈夢の感得に依て、猶又院宣をも賜る事ありしならん。是は往古よりの長日勤行の壇所なり。【鶴岡執行職次第】云、右大將家の御時より供僧の一薦をして執行職に補せられし以來は、祭典の行法并法式の著到等、皆執行職の掌る事なり。

(神明旗白)

小御供所 樓門の西の方なる廻廊にあり。毎月朔日十五日又は五節供に爰にて御供を調ふる所なり。御殿司一人出仕、本殿并諸末社等に備ふ。頼朝社 本社の西にあり。二間に三間、瑞籬東西四間、南北六間、或は白旗明神とも號す。社内に右大將家の木像(東)を安置せり。左に住吉、右に聖天あり。此神社は頼家卿勲建といふ。毎年正月十三日御供を獻備し、樂を奏し神祭を修す。竈殿 頼朝社の西の方にあり。五間に三間。此所は大御供所なり。毎年正月三箇日、四月三日、八月十五日御祭禮、五々三の御膳を供し寶殿に奉る。此時も樂を奏す。寶滿菩薩を安す。愛染堂 頼朝社の向ふに有。堂三間四面。本尊は運慶か作。堂内に地藏尊あり。是は後に爰へ安せしものなり。或説にいふ、八幡宮を祀れるに、は必ず愛染明王を安するを密家の秘旨なることといえり。

(山丸)

稻荷社 本社より西の方愛染堂よりも又西の山にあり。社は二間に一間、圍垣三間四方、此所を丸山と號す。初は本社之地に稻荷の祠有しを、建久二年右大將家本社勲建の砌此所へ移されしといひ、又は二王門の前に有しともいふ。古き地主の神祠頽破せしを、寛文中中御修補を加へ給ふ時、爰の丸山へ移されてより丸山稻荷と號すと、【鎌倉志】にも見えたり。按ずるに往古より鎮座の稻荷にて、地主の祠なりといへば、是は往古よりの松か岡稻荷にて有ぬらん。然るに爰にて舊號の松か岡稻荷といふ唱へも絶へて疎かなるゆへ、大倉の淨妙寺の鎮守稻荷を彼所にて松か岡稻荷は是なり、古え鎌足公の鎌

(荷籠岡か松)

を藏め給ひし地なりといふ説を附會して唱ふ。又云、此社内にもと異形の像ありしを、社頭に有間敷ものなりとて取捨られたりと志にも記せり。さも有へき事にそ。依て爰には其事を略せり。

影向石 傳えいふ、正應二年二月四日、大風雨して此石涌出すといふ。供僧圓頓坊か夢に、座不冷の行法聽聞の爲に龍神來り座せし石なりといふ。もとは一石なりしか、今は二石となり。其眞偽はいつれか定かならず。

鶴龜石 石面を水にて洗ひ見れば、鶴龜の形輝き見ゆるといふ。二石ともに本社の前にあり。古く踏さるの石といふ。六角堂 廻廊の外東の方にあり。日本廻國の巡禮が納經堂なり。

大神山 本殿の後なる山をいふ。上古は此山の名あるへからず、すへて鎌倉山の内なる松が岡にて有しならん。然るに建久中、右大將家此所に八幡宮勸請ありしより、八幡大神の奥の院山とも稱すへき地形なれば、竟に大神山と稱しけるより山の名は起れるならん。又は大臣山と書はおそらくは誤なるへし。

實朝社 本社の西の山上え登る傍にあり。二間に一間の宮なり。別號して柳營明神又は右府の宮とも稱す。頼經將軍造立し給ふといふ。

新宮 十二院の内、我覺院の門前より東の方、折て行上宮あり。三間に二間。寛治元年四月十五日、後鳥羽帝の御靈を鶴岡の乾に勸請し奉らる。彼御怨靈を宥め奉らんかために、日來一字の社壇を建立せらる。社の後は深谷續き、此邊に六本松と

(る祠を靈御の帝羽鳥後)

稱する大杉あるか。一株にて六本になれるあり。土俗等爰は魔鏡なりといふ。【神明鏡】に後鳥羽帝崩御の後鎌倉中喧嘩闘争度々の中にも五月廿二日大騒動も有ければ、彼御怨念にもやと雪の下に新宮と號し奉れり、法皇を祝ひ、順德帝と護持僧長玄法印を御眞體となし、上野國行山莊を神領となせりと云云。長嚴長玄は【東鑑】にいふ東大寺造營の尋師なる重源上人の事なり。文字は異なれとも實は一人の事なりと、社僧の傳えも又斯の如しと云云。志に載る説に隨ふ。

神寶 弓一張○靱一口○眞羽矢十五本眞羽矢は鎌倉鎮守眞備長サ三寸二分 衛府太刀一振眞備長サ三寸二分○兵庫鏡○太刀二振眞備長サ三寸二分 太刀四振長三寸二刀也。一刀は二尺。銘行光、綱家、泰國、綱廣なり。

硯箱 一合 梨子地蒔繪なり。籬に菊を金具にし、内に水入筆管あり。皆銀にて作れり。十二手匣 一合 小道具は備らず。櫛三十有。大小有てもとは青貝の彫物せし跡あり。櫛横三寸八分、高一寸二分、厚三分。櫛は今も世に行はるゝ政子形といふものと同し製也。爰に有はいすの木櫛なり。青貝の脱たる跡は星を打たる如くに見ゆ。

十二單 一襲 十二ひとえと唱ふは俗語也。五重の衣の事也。香色の裝束なり。裳は見へず、緋の袴と麩塵の袍あり。袍は地紋麒麟鳳凰、三布幅樺色の直衣あり。以上三品は後の世に神功皇后え誰人か調進せしものなり。

イマミヤ

院宣 一通 應永廿一年四月十三日とあり。
 右大將家文書 二通の内一通の其文に、
 奉寄相模國鎌倉郡内鶴岡新宮若宮御領所事
 右爲神威増益、爲所願成就奉寄也、方來更不可有牢籠之狀如
 件、壽永二年二月十七日、前右兵衛佐源頼朝花押。
 一通は在當國武筒所高田郷田島郷とあり。
 華嚴經 一卷 大織冠鎌足公書なり。
 菩提心論 一卷 無字智證大師書奥書あり。
 大般若經 一卷 弘法大師書一部を二卷にし、細字一卷は鳩
 か峰にありといふ。爰にあるは初分なり。
 功德品 一卷 菅家の書。
 心經 二卷 紺紙金泥一卷には貞治乙巳夷則二十五日源基氏
 書。一卷は至徳二年二月十六日源氏滿書なり。
 袈裟坐具 各一具 香色也。是も鳩か峰より爰へ移せりとい
 ふ。外に應神天皇御袈裟と號し、箱入にて社僧も見るとな
 しといふ。
 五鈷杵 一箇 是を雲加持五鈷と號す。昔醍醐山に範俊、義範
 とて二人の名僧有。共に東寺の成尊の門弟なり。永保二年
 大旱魃す。範俊に詔して神泉苑にて雨を祈らしむ。義範か詔
 を得ざるを憤りて、醍醐山に登り俊の請ふ雨の法をさま
 たくといふ。此事【元亨釋書】範俊か傳に詳なり。
 小五鈷 一箇 禪林寺の宗叔僧正の所持なる金剛杵といえ
 り。是も【元亨釋書】に傳あり。
 如意寶珠 一箇 内陣に深秘して人見ることなし。

牛玉 一顆 鹿玉 一顆
 五指量愛染明王像 一軀 弘法大師作四寸許の丸木を蓋と身に
 引分、身の方に愛染を作り附たり。臺座ともに一木にて作
 る。
 辨財天 一軀 自然石也。錦の袋に入、内陣にあり。
 藥師像 一軀 弘法大師作厨子入、前に十二神をも小像に刻
 みて扉に四天王をも彫附たり。希代の妙作といふ。
 廻御影 秘物にて古より竟に見たる人なく、錦の袋に入、長
 三尺許、幅八寸四方程の箱に入、鳥居を立注連を引て、十二
 院一ヶ月宛守護し、毎日三座の行を勤め、法華經を讀誦す。
 是を廻御影と名附く。縁起有。奥書に、元亨八年八月廿五日
 最勝院敬任之以慈度自筆本寫之とあり。其略に云、頼朝
 尊仰之頼朝薨して後、二位尼の信仰又甚し。其後時頼置鶴
 岡御宸殿正嘉年中奉遷八幡宮云云。傳えいふ、源頼朝朝臣
 安倍貞任を征伐せんとて奥州下向の時、此御影を守りにか
 けて下向せられ、既に事畢て歸洛の時、鎌倉に來り此御影を八
 幡宮に納らる。其後義家朝臣下向の時も茲に來り、御影を申
 請て守に掛、奥州退治して歸京の砌も又爰に來り、宮を修復
 し御影を納らる。頼朝卿豆州におはする時夢中の告に、二十
 五菩薩を勸請せよとて異人來て此御影を授く。頼朝卿是を
 受て後に四海を掌の中に治め、宮を由比濱より小林郷へ移
 し、廿五院を立て御影を納めらるゝといふ。
 二ノ舞ノ面 二枚 拔頭面 一枚
 陵王ノ面 一枚 磯良ノ面 一枚 各妙作なりといふ。

(歌古の原柳)

歌仙 ^{ウエツダ} 上と下との宮内に掛。上の宮に掲たるは尊統法親王の
 墨蹟なり。下の宮に懸たるは良想法親王の墨蹟にて、繪は
 ともに狩野孝信なり。
 柳原 若宮神殿の東の方、藥師堂の邊なり。此所は治承の頃ま
 ては水田なりしゆへ、柳など成木して有しならん。爰に古木
 の老大樹一本、片枯して地に倒れ、僅に枝葉を生せしあり。
 土人等いふ、此古木は古えよりの柳なり。水邊に數根生せし
 ゆへに、柳原と唱へしに依て古歌ありといふ。其歌は、
 年經たる鶴か岡への柳はら青みにけりな春のしるしに
 土人等此歌あるゆへ爰は柳原なりし證歌なりと口碑に唱ふ。
 何もなかかく杜撰の説を傳えたり。此歌は【歌枕名寄】に平泰
 時か歌なりとありて、柳原とはなし。松の葉と本歌に見へた
 り。鶴か岡をよめるには松をよみ合る古歌はあれとも、柳を
 よみ合せたるためしなし。松の葉の五文字を誤りて、柳原と
 取ちかえたるものなり。土人か妄誕用ゆる處なし。
 馬場迹 右大將家文治三年、此所に馬場を構へ、恒例の流鏑馬
 并競馬等を修せられけるゆへ棧敷を造り、右大將家より始て
 將軍家代々怠らず、其式を行ひ給ふ。毎度此棧敷え出御見物
 し給ふ。【東鑑】に、文治三年八月四日、今年於鶴岡、依可被
 行放生會、被宛催流鏑馬射手并立等之役云云、按するに此
 の節より始めて右の儀を興行せられし事なり。此の時的立の
 役熊谷直實を申附られたり。然るに直實其役を辭退す。依て
 右大將家其辭退せし旨を尋給ひければ、直實答へ申ていふ、
 誰々か如きもの、射藝を勤るには、若輩者の可勤役として可

(射藝の立役の實証)

然哉の旨御答申ければ、汝役藝を不足と存するや、射法の奥
 儀に斯る晴なる大儀の射藝を行ふ時は、的立の役は武功の者
 の勤る事なりと、其奥秘を演説し給ひければ、屈伏して其命
 に應せりとあり。是より例年の式となれり。同月九日鶴岡宮
 中殊以掃除し、今日造馬場結埒。仍て二品頼朝監臨し給ふ。
 若宮別當法眼被參會常胤・朝政・重忠・義澄以下の御家人群
 參云云。これは十五日の神事放生會并流鏑馬等の式を行はれ
 んか爲なり。同十五日、鶴岡放生會なり。二品頼朝御出。參河
 守範頼、武藏守義信、信濃守遠光、遠江守義定、駿河守廣綱、
 小山兵衛尉朝政、千葉介常胤、三浦介義澄、八田右衛門尉知
 家、足立右馬允遠元等扈從す。流鏑馬射手五騎、各先渡馬
 場。
 一番射手 長江太郎義景
 二番射手 伊澤五郎信光
 三番射手 下河邊庄司行平
 四番射手 小山千法師丸
 五番射手 三浦平六義村
 各射訖。皆莫し不レ中の的。流鏑馬畢。其次に有珍事。諏訪大夫
 盛澄者流鏑馬の藝は秀郷朝臣の秘訣を慣ひ傳ふに依て、爰に
 平家に屬し、多年在京し、連に城南寺の流鏑馬以下の射藝に
 交れり。仍て關東へ參向すること頗延引の間、二品頼朝御氣色
 有て日來囚人となれり。然るに斷罪せられは流鏑馬の一流永
 く凌廢すへきの間、賢慮を思ひ煩はせ給ふこと旬月を渉るの
 處に、今日俄に召出され、仰に云、流鏑馬を射へき由にて、

(行興馬蹟・馬流流)

御厩第一の荒馬を賜ふ砌、御厩の舍人密に盛澄に告ていふ、此御馬は的の前にてかならず右の方え馳るなりといふ、則一の的の前へ出れば果して右の方へよれり。されとも盛澄は生得の達者なれば押直して射るに始終無相射畢。次に小土器コカワラケを五寸の串に挾て三本是を立らる。盛澄また悉射畢ぬ。次に件の三本の串を射よと重て仰出さる。盛澄承て、に生涯の運命も此時を限りと、心中に諏訪大明神を祈念し奉り、還て瑞籬の砌を拜み、靈臺に仕え奉るへし者唯今護擁を垂給えとて、然して後鏃を平に捻り廻して射けるに、五寸の串を皆射切畢ぬ。觀るもの感歎せざるものなし。二品朝御氣色快然とし、忽厚めの仰を蒙るといふ。

此盛澄は後に名譽の射藝八人の内なりといえり。同四年十月廿日、大庭平太景能此間鶴岡馬場邊に小屋の幽亭を構へ、是宮寺警固の爲なり。今日移徙のことあり。然るに其庭上多く栽樹皆紅葉盛にして如錦、甚催興の由申上る。依て幕府彼亭え入御し給ふ。若宮別當も參會し、御酒宴を催さるるの間、兒童及延年あり。其後嘉禎三年七月十九日、武州時泰來月鶴岡神事の流鏑馬を、孫なる北條五郎時頼可爲射被との事にて、時頼始て此の役に預り、若輩なれば兼てよ。射藝訓練のことあるへきに依て、今日於鶴岡の馬場爲被修其儀泰時は五郎時頼を相具して、馬場の棧敷え出らる。駿河前司義村以下の宿老等悉く參集す。于時被招海野左衛門尉幸氏泰時被談子細。是は古兵のうえ、右大將家の御代に射手名譽八人の内なり。故實の堪能にして、人の智慮なるゆへなり。

は、神事も廢亡し、かた／＼今は流鏑馬の式も社人か其趣を修行し、馬場も荒蕪の地と成ければ、東西の鳥居内を以て流鏑馬の場となせり。

(寸談を道射氏幸野論)

仍て武州時泰申さるゝは、射藝の體を一覽せられ、失禮の事、その餘故實の儀可被加諷諫之旨、武州被示合之。幸氏申ていふ、五郎殿射手の體最神妙也。生得堪能なる由を感じ申ける。武州猶も令問其失の可否給ふ事再三に及ひければ、幸氏愁申ていふ、狭箭之時弓を一文字に令持給ふ、雖非無其説、この儀は於故右大將家の御前、被擬弓箭之談議之時、一文字に諸人皆一同の儀なり。然に佐藤兵衛尉憲清入道西行申ていふ、弓は拳より押立て可引之様に可持也。流鏑馬矢挾之時一文字に持事非禮なりと云云者、倩按此事に殊に殊勝なり。一文字に持ては誠に弓を引て即ち可射の跡には不見、聊運委なり。上を少し揚て可持ものと云云。仍て下河邊行年工藤景光兩庄司、和田義盛望月重隆藤澤清親等の三金吾、并諏訪大夫盛愛甲三郎季隆等頗甘心し、各不及異議承知し訖ぬ。しかれば是はかりを可被直敷と云云。義村いふ。此説を開せられ思ひ出し、正敷耳に觸候ひて面白く覺え候といふ。武州も殊に入興ありて、以來弓持様は可用此説云云。猶又幸氏弓馬の事を談しける。義村態々使を宿所へ遣し、子息等を召寄て聽せける。流鏑馬并笠懸以下作物の實。的草鹿等の才學。大略究淵源。秉燭各退散すと云云。按するに、八人の内にて此時迄存命せしは幸氏はかりにて有しならん。鶴岡の神事射藝を修すること古へは嚴重なりしかとも、鎌倉も是より後は攝家の公達。又は親王家下向有て將軍に任し給ひしゆへ、公卿の風に押移され、自然に武備は衰へ、神事の式も漸々廢し、足利家の世に至りても、終には公方も他邦へ居を移されしか

鎌倉攬勝考卷之二

鶴岡八幡宮並若宮神事行列之次第

- 麻上下着用兩人左右に立。櫻葉寺村長史 貳人勤之。
- 鐵棒兩人。右に立、鐵棒を曳。 櫻葉寺の長史貳人左
- 獅子二頭左右に列す。孫藤次 孫藤次目着用。 下知之。
- 面掛拾人二行
- 大鉦
- 弓持
- 御幣大麻袋
- 御錫杖
- 御幣四月四本 下社家三行動之 八月三本
- 他所より出勤之社人
- 伶人二行
- 御手箱神人八人 夫役之
- 御箭神人仁王 大夫役之
- 御碓笹小別當
- 法螺二行 役之
- 合鉢二行 甲衆の 内役之
- 納衆此内御殿司職兩人、御繼持兒一人 宛相隨、一筋瀧水持兒一人相隨、
- 御經師
- 御香持四月四人各二行 八月三人各二行
- 大貫大太刀 帶之
- 大長刀
- 幟二本
- 干珠・滿珠
- 錦幡
- 御鉦四月四本 神人二行 八月三本
- 職掌
- 八乙女
- 御衣箱神人持之
- 御杖神人小大 夫役之
- 御弓神人石川 掃部役之
- 御劍神主
- 鏡松原寺二行 花光院
- 甲衆十二院
- 神興四月四社 八月三社
- 御大工兩人二行
- 御傘四月四本 各二行 八月三本

鎌倉攬勝考卷之二 終

御鏡十本嘉祥寺藏 神輿臺持白旗 相州御代官所より、御神事誓固役人出勤、但四月、八月兩度下役人召連、御神事道筋差添誓衛し、鎌倉十四箇村名主共麻上下着用、夫勤之者召連出勤、神輿に付添誓固、神輿昇其外夫役之者え下知をなせり。
新誓固十人羽織着用、御神輿御幸筋誓固、但右夫役之儀は雪ノ下村より出せり。

鶴岡大別當舊跡 今十二院の内、等覺院の後に大ひなる谷あり。此所の地名を八正寺谷と唱ふ。是むかし大別當所の舊跡なりと、土人語れり。八幡の社頭より西に當れり。【鶴岡社務職次第】を考ふるに、別當の坊を、最初より八正寺とは唱へず、別當職廿一世實幢院宮僧正尊賢の代に、社務御影堂の號を、院宣を賜ひ、八正寺と稱せし事は、應永廿一年よりの事なり。委敷は【社務職次第】に見へたり。按するに、別當の坊を八正寺と名附しことは、八幡大神の託宣に、八正道の權迹を垂るゝといふ託宣にもつきて、八正寺とは名附し事ならん。又云、別當の坊建立の事は【社務職次第】に云、壽永元年九月廿六日、點二鶴岡之西麓、宮寺別當坊を建てらる。今日柱立上棟、大庭平太景義奉行、武衛朝監臨し給ふと云云。大別當歴世の事は、【社務職次第】に載たるところを、援書して茲に録す。

大別當歴世の名稱
圓曉 中納言阿闍梨、治十九年、輔仁親王の御孫なり。輔仁は後三條帝の第三の御子也。母は六條判官爲義の女、壽永元年

(谷寺正八)

九月廿日下向せられ、同廿三日武衛朝并御房鶴岡の宮に參られ、若宮の拜殿にして、別當職の事を賜ひて、則芳約ありといふ。正治二年庚申十月廿六日、圓曉大僧正入寂。
尊曉 宰相阿闍梨、圓曉僧正の舍弟、治六年、行教法印汀弟子也。號三濱別當。正治二年十月二日補任、承元三年己卯九月十五日入寂。
定曉 三位法橋、號大別當。治十二年、平大納言時忠の一門。始は當社供僧公胤僧正灌頂弟子、建永元年五月十八日任社務職、建曆元年九月廿二日爲禪師御坊善叟受戒相伴上洛、建保五年五月十一日歸寂。
公曉 左衛門法橋賴曉 俗號惡別當、治三年、左衛門督源賴家卿の三男、定曉弟子、建保四年夏の頃より爲學道、三井寺被住爲補當宮別當之闕、依尼御臺所之仰下向、同五年六月廿日補任、同十月十一日拜社十八日、自今夜號有宿願之子細、上宮西之壇所可有千日參籠云云、他人無對面、纔に五百日の内滅亡之條不思議云云、同意之供僧良祐、賴信、良辨三人被改替也。
慶幸 三位僧都、俗號一年別當、治一年、元は永福寺別當實慶大僧正汀弟子、建保七年正月朔日任別當、承久二年正月朔日入滅。
定豪 忍辱仙大僧正、兼法務、于時辨法橋、治二年、民部權少輔源延俊息實宮實宮、兼豪法印入室灌頂弟子、元は當社供僧、正治元年六月二日補勝長壽院別當一年、承久二年正月廿一日遷補當社務職、嘉禎元年十一月十九日轉權任大僧正、同年九

月廿四日於京都歸寂。
定雅 本名教雅、大藏卿阿闍梨、治九年、勸修寺參議藤原親雅卿の息男、定豪大僧正入室汀弟子、寬喜元年六月廿五日依供僧等訴訟、本主定豪悔還社務職、讓與定親法橋。
定親 內大臣法橋、治十九年、土御門大臣通親公の御息、法務大僧正東寺一長者、東大寺別當法務大僧正、定豪入室灌頂弟子、寬喜元年六月五日補任、實治元年六月十八日定親歸居。是は依爲三浦若狹前司泰村縁者也、文永二年七月廿五日於京都入寂。
隆辨 大納言法印、號如意寺、又號聖福寺殿、治三十七年、四條大納言隆房卿の息、大僧正權僧正兼法務圓法印灌頂弟子、實治元年六月廿七日補任、建長四年十一月三日任權僧正、弘安六年八月十五日入寂七十六。
賴助 亮法印、號圓城寺、又號佐々目僧正、治十四年、武藏守平經時の息、最明寺殿の甥也、守海法印入室汀三院、良瑜僧正汀安禪寺流、弘安六年八月廿六日補任、永仁四年二月廿八日寂五十二。
政助 亮法印、治八年、武藏守平宗政息、賴助大僧正入室汀、永仁四年二月廿七日任社務職、嘉元々年六月二日歸寂三十七。
道瑜 大僧正、號二條殿、又號如意寺殿、治七年、普光園院入道關白良實公二條殿御息、母は大友大炊助親秀女也。前大僧正隆辨入室受法、御室戸前大僧正道慶汀弟子、園城寺長吏、乾元二年六月十一日補社務職、同七月廿三日拜社日中嚴重之儀也、從別當坊至赤橋供奉人騎馬、延慶二年六月十八日辭職、

同年七月二日入寂五十四。
道珍 大僧正、號堀川僧正、又號南滿院、治五年、鷹司關白太政大臣基忠公の御息也、南滿院前大僧正靜珍入室汀、延慶二年六月十八日補任、正和二年八月十二日於房海宿坊入滅三十八。
房海 刑部卿僧正、治四年、從二位宗教卿猶子、宮内卿法印房源入室、讀岐法印圓審汀弟子、園城寺別當右大將家法華堂別當、正和二年九月朔日補任、同十一月四日拜社、同三年八月轉大僧正、同五年八月三日入寂七十二。
信助 號勸修寺大僧正、又號九條殿、治七年、九條攝政關白左大臣從一位教實公御孫、同攝政右大臣正二位忠家公の御孫也、御母は太政大臣公房公の御女也、勸修寺長吏、高野傳法院座主、東寺一長者、東大寺別當、勸修寺勝信僧正入室汀、正和五年八月十三日補社務職、御教書御使南條左衛門尉貞直、元亨二年十月十九日入寂五十七。
顯辨 大夫大僧正、號月輪院、治十年、越後守平顯時の息也、金澤修理大夫貞顯の兄なり、隆辨大僧正入室受法、實相院前大僧正靜譽汀、園城寺別當、長吏、法華堂別當、元亨二年正月十八日補社務職、御教書御使長崎次郎左衛門尉、元德三年四月廿八日入寂六十三。
有助 上乘院大僧正、法務辨佐々目大僧正、治三年、駿河守平有時か孫、兼時の子也、東寺一長者、前佐々目大僧正賴助入室受法、元德三年四月廿六日補社務職、同廿九日拜社元弘三癸酉、五月廿二日、世上大亂之間於入道相模守高時か亭自殺畢、于時歳五十七、兒三人、善王丸、實珠丸、光王丸、出世一人、青侍十餘

人自殺。

覺助 二品親王、號聖護院宮、治四年、後嵯峨帝第三御子也、大覺寺吉野院大僧父也、園城寺長吏、三山并新熊野檢校職、四天王寺別當、元弘三年九月四日被補當社檢校職、無御下向、社務代覺伊僧正也、同十一月十一日下着、一心院住明石本坊、御勤以下宮中之事、每事可有執沙汰之由、被下令旨於覺珍、賴珍畢、建武元年三月、被置不斷大般若經事、爲長壽寺殿御願、同二年九月廿八日總州佐坪一野御寄附、廿五日始行座不冷寄加料所事、建武二年八月廿七日佐々目領家職御寄進、二階堂別當御所へ直に被召供僧、被下御判物、奉行對馬民部云云。

頼仲 少納言法印七十一、號法蓮院、治二十年、仁木次郎源師義息、佐々目大僧正頼助入室受法、地藏院大僧正親支弟、建武三年六月廿日先被預社務職七十二、同四年補任、曆應元年六月九日、遠江國宮口御寄進狀、上杉戶部被渡之、同四年八月六日、上下御寶殿・内陣・御神物等檢知之目錄無相違歟、此序に奉拜御神體了、值遇結縁之至、隨喜之淚濕襟了、御殿司重契頼智、執行兼祐同前。康永元年五月十九日爲將軍家御願、自京都御正體二面調進奉開眼供養、即奉納寶殿也、文和四年十月二日歸寂九十。

弘賢 左衛門督法印、西南院、治五十七年、加子七郎息也。前大僧正頼仲入室汀、無品親王通智院聖尊重受、醍醐寺務法印、弘顯法印重受、貞雅法印西院印可、文和四年頼仲存日之内讓之旨、自京都安堵之御判物到來東寺二長者、康安二年五月任權僧正、應安三年六月轉正、至德四年六月轉大僧正、關東護

持奉行、走湯山別當、月輪寺・松岡八幡宮・大門寺・勝無量寺・鑾阿寺・赤御堂・雞足寺・大岩寺・越後國府寺・安房清澄寺・宮根山平泉寺・雪之下新宮熊野堂・柳營六天宮、此數箇所別當職兼之、應永十七年五月如睡入寂八十五。

尊賢 寶幢院宮僧正六十一、號常盤井宮、治七年、龜山法皇御會孫、恒明親王御孫、全仁親王の御子、大覺寺一品親王寬尊入室汀附法三十一、應永十七年六月十三日令移別當坊給六十五、同十八年七月八日於八幡宮長日護摩尊賢被始行、供僧奉仕三十人、加脇堂十人、社務開關料所武藏國吉富郷五箇村、應永廿二年五月十五日、始行於下宮最勝王經、毎月一部講讀、護摩人數之外五人、學頭六人、料所吉富郷内中河原村此兩條御興隆云云、社務御影堂被成勅願寺、被號八正寺事、應永廿一年四月十三日院宣被下、八正寺供養事は同年十月庭儀曼茶羅供舞樂大阿闍梨社務請僧廿四人。

快尊 大納言法印號實相院廿四、治六箇月、上杉右衛門佐氏憲入道禪秀息也久我前右大將、西南院前大僧正弘賢受法印可三寶院、寶幢院宮大僧正汀弟子、大倉熊野堂・鑾阿寺・赤御堂・上總八幡別當、應永廿三年移別當坊給、同廿四年正月十日、滿隆持氏伯父・持仲持氏弟、并禪秀一族以下馳籠別當坊、即時滅亡了、快尊於巨福呂坂同滅亡了、此時別當坊・御影堂・對屋以下悉燒失。

三日雪之下被移十九、走湯山別當・松岡八幡宮・柳營六天宮・西明寺等別當、同廿五年別當坊被新建、同十一月徙移、正長三年權僧正、永享三年八月廿六日入寂三十三。

尊仲 中納言法印、一宮五郎入道道慶息也、西南院大僧正弘賢入室受法印可、足利鑾阿寺・樺崎赤御堂・大門寺・江島・雪之下新宮等數箇所別當職拜社、永享三年十二月十九日被任社務職、關東護持奉行、同四年正月一日奉爲天下安全御祈禱、長日最勝王經被始行、料所武州師岡保内人江郷御寄進之、走湯山松岡小萱寺等別當。

弘尊 號神守院、從三位持氏朝臣息男。定尊 此代より斷絶す。祖圓曉僧正より二十五代に及ぶ。

前件の如く、【社務職次第】に見ゆる處なり。永享以來、別當職斷絶せしは、永享十一年二月、持氏朝臣父子滅亡、是より鎌倉に主君なく、寶徳元年に至り、成氏朝臣下向迄、凡十年ばかりも御所廢跡となりしゆへ、隨て別當職も斷絶に及び、供僧二十五院漸く衰へ、天正の頃には僅に五・六院も存せし由。

小別當 馬場小路に居住す。【社務職次第】云、當社別當宮圓曉大僧正、三井寺より、壽永元年九月廿日下向、其時御供申せし肥前法橋永契と申坊官也。然るゆへ、建久二年十一月、別當宮圓曉御坊より小別當の官を賜り、社内の掃除奉行に定め置れしものなり。其後は御供方の奉行なり。別當の被官、坊官の類なりと云云。

神主 大伴氏。是も馬場小路に住す。傳へいふ、建久二年十二

月神主を定めらるゝといふ。右大將家より賜ふ假名かきの古文書を藏す。其寫左に出す。されども神主を定め給ふといふ事、【東鑑】には見へず。

せん日さんろうの時、八まんかうぬしの事おほせふくめぬ、おてまいらするしきはうとい、はまうみ同清元のさたるべし。他人のさまたげあるべからざること、ころ也かしこ。文治二年四月日 源朝臣花押あり

此和ふみの註解は、【新編鎌倉志】に悉しければ、茲に略す。按ずるに、文治二年、神主へ賜る文ありて、夫より七・八年後に至り、建久三年三月廿一日上之宮初て御建立、下之若宮も同時に營作、畢て正遷宮の式法嚴重なり。別當并供僧、及び巫女・職掌等、皆參入と【東鑑】にあり。されは神主を文治二年に賜ふとあれば、此時神主參入の列に有るへきに、【東鑑】に、神主の名目見へさること訝しけれ。其後ははるかに世を経て、建長四年五月一日、鶴岡恒例の御神樂あり。然るに、上の宮の寶殿御戸開かれさること、卯の刻より午の刻に及ぶ。神主子細を申に依て、御占を行はるゝとあり。此時に初て神主といふこと、【東鑑】に出たり。古くより【東鑑】に其名目なきは、子細有へきことなり。

十二箇院 往古當社供僧也。鶴岡の社地より西の方にあり。入口に門有て、夫より内に、左右に院々軒を連て一區をなせり。傳へいふ、建久二年に右大將家、二十五の菩薩になり給ひ、院宣を奏し請て、供僧廿五坊を建立せられ、將軍家代々を歴て、足利家の世となりても、公方并管領等の住居までは

神社の崇敬も有しかと、享徳年間に至り、足利成氏朝臣は古河に逃走せられ、上杉兩家も武藏國と上野國へ立越し、以來此地も空虚と成しより漸々衰へて、纔に六七院も残りし由。是より以前、應永廿二年二月廿五日院宣を賜ひ、坊號をあらためられ院號となれり。是は公方成氏朝臣の代なり。然るに、東照大神祖君關東御料國と定められしより、文祿二年の比、十二箇院に御再興なさせ給ふといふ。皆茲に、東類より西類に終る迄を次第に書す。但し、初祖の名のみを揚て、遷寂其餘は大抵略せり。山號を雪下山とも鶴岡山とも稱し、各眞言宗古義なる内に、新義なるは三箇院入交れり。

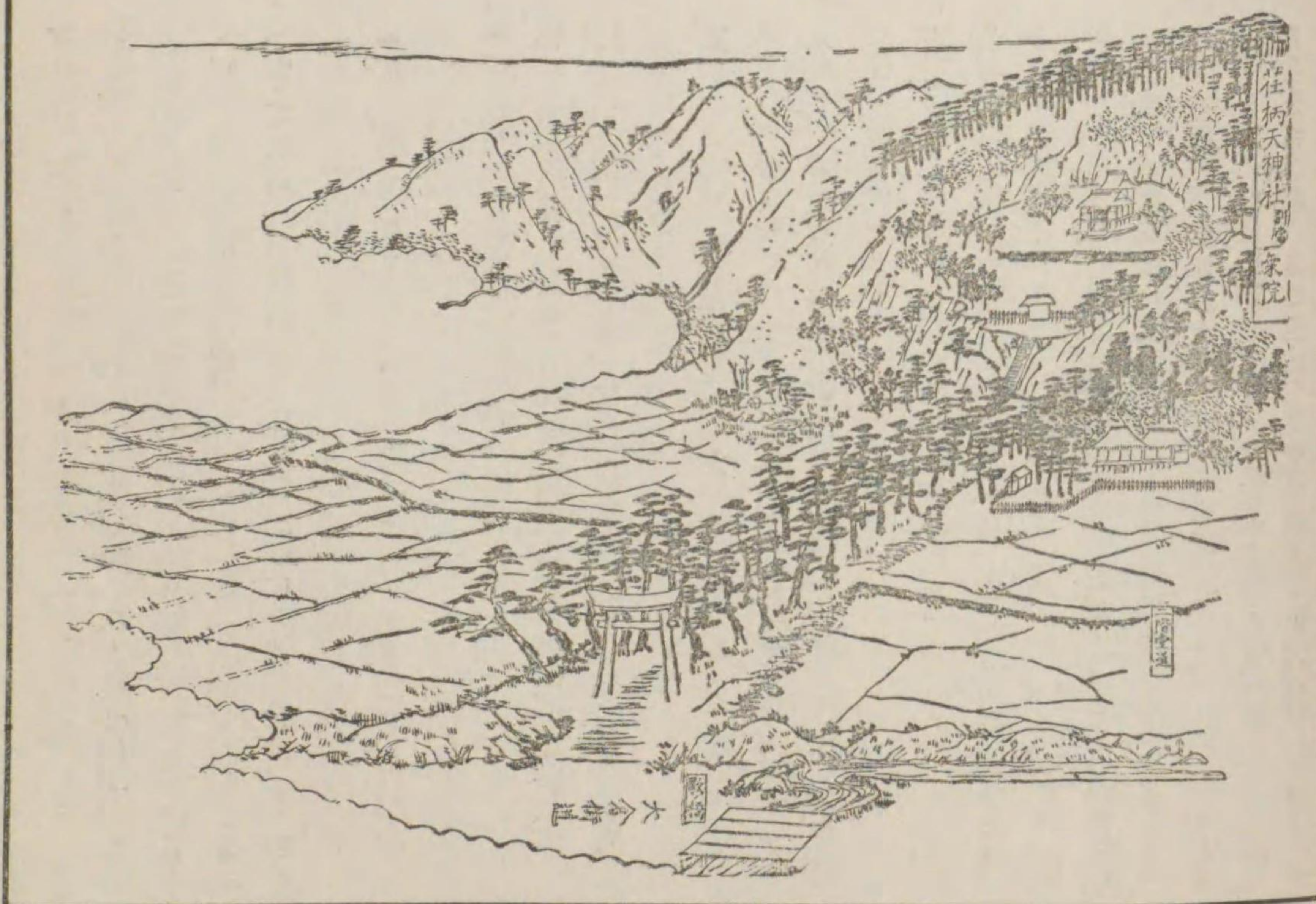
我覺院 祖は密乘坊朝豪、號大納言僧都。法性寺禪定殿下忠通公の末子なり。眞言新義。
莊嚴院 祖は林東坊行耀、號山口法印。眞言新義。御入國以來は、關東五ヶ寺の列を定め給ひしより、其五刹の列となれり。
相承院 祖は頓學坊良嘉律師、平家の一門也。【東鑑】云、治承四年八月廿四日杉山敗北の時、右大將家、誓の内より正觀音の像を取出され、或嚴窟に安し奉らる。土肥實平。其御志を問奉るに、仰に、我首を景親等に傳ふるの日、此本尊を見は、源氏の大将の所爲に非るの由、人々定て誂を貽すへし。件の尊像は、頼朝三歳の時、乳母を清水寺に參籠せしめ、嬰兒の將來を祈ること懇篤にして、二七ヶ日を歴て靈夢の告を蒙り、忽然として二寸の銀の正觀音の像を得て、歸敬し奉る所也云云。同年十二月廿五日、嚴窟に納し給處の小像の正觀音を、惠光坊弟子、關伽桶の中に安し奉り、鎌倉へ參りゆけるは、

數日山中を搜し、彼嚴窟に遇て希有にして尋出し奉る由を申。武衛賴合手請取給ふといふ。今は此寺の本尊正觀音の頂に納てあり。又押手の聖天といふも此寺にあり。是ももとは叡山に有しを、後一條帝の時、左京大夫道雅か、事によりて鎌倉へ捨られしを、茲に安す。此聖天は慈覺大師、異國より將來の像なりといふ。眞言古義。
香象院 祖は善松坊重衍、號丹後賢者。中納言通秀卿の孫なり。眞言古義なり。
慧光院 祖は文惠坊永秀阿闍梨。眞言古義なり。
增福院 祖は寂靜坊成慶、號辨律師。平家一門也。眞言古義。
淨國院 祖は佛乘坊忠尊、號大夫律師。法性寺禪定殿下忠通公の猶子なり。眞言古義。
正覺院 祖は千南坊定曉、號三位法橋。平大納言時忠の一門なり。眞言古義。
海光院 祖は實藏坊義慶、號武藏阿闍梨。平家一門なり。眞言新義。
最勝院 祖は靜慮坊良祐賢者也。眞言古義。
安樂院 祖は安樂坊重慶法眼。平家一門也。眞言古義。
等覺院 祖は南禪坊良智、號肥前律師。本三位重衡卿の息也。寺實に弘法大師自作の木像あり。鎌大師といへり。鎌をもて膝屈伸するやうに作るゆへ名附たり。安置する堂を、蓮華定院と號す。勅書を板に書寫して掛たり。御祈禱すへき勅意執達、左少辨俊國、應永廿七年十二月十三日とあり。外に不動畫像一幅あり。弘法大師筆なり。弘法の自畫の像一幅あり。又兩界曼荼羅二幅、是は西山宮道覺法親王の書也。辨財天一

驅十五童子あり。是は三浦荒二郎若江島へ安置の本尊なりといふ。眞言新義。以上十二院は是にて終。

若宮舊跡 由比濱大鳥居の東の方にあり。此邊を、往昔は鶴岡と號しける舊地なり。右大將家、治承四年十月鎌倉に入給ふ最初、まづ遙に八幡宮を拜み給ふとあるは、爰に鎮座の宮殿をいふ。是則天喜年中、源頼義朝臣當所へ初て勸請の社頭なり。頼朝卿、今の地へ移し給はんとせらるゝ砌、本新兩所決しかたく、神前にて圖を取給ふとあるも此地にて、本といふは爰の舊地をさし、新とは今の社地をさす。神監に任て、今の地に治定せしと云云。

荏柄天神社 大倉の街道の北側、鳥居往來際にあり。社前石階下迄大門道二町餘、左右に松の並木あり。此大門路を馬場と唱ふ。此邊、古へは諸家の屋鋪多く、將軍家の御所よりも咫尺なれば、宿直昵近の人々等、調馬場とせしといふ。當社は古き鎮座にして、其傳えしれず。回祿も數度に及び、社傳詳ならず。祭神は天滿天神なり。別當所は一乘院荏柄山と號し、眞言古義、京都東寺の末寺、地は大門路の東の方にあり。天神本社南向老松懸本社左右にあり。神像は菅公東帶の像を安し、作者不知。膝より下は焼けたり。腹内に五臟六腑を造りこみたり。みぐしの内に、十一面觀音を納有といふ。或説に、荏草と書て、草をからと讀しむ。按するに、是は【和名鈔】に出たる當郡中の古き卿名に、荏草と有。されは古記卿名荏草の地より移し、古き在所の地名を稱して、今に荏から天神と唱ふる歟。據なければしるへからず。他所にも荏草の



古地絶てしれず。土人いふ、北條氏直か下知として、此門前に札を建て、關錢といふを取て、宮社造營に寄附せしといひ、其關錢取場の板札に書付あるといえとも、其札何方に有るにや、知ものなけれは慥ならず。

建曆二年二月廿五日、澁川六郎兼守驛を得て、先達てより囚人となり、安達景盛に召預らる所、明曉、兼守を誅すべき旨景盛に命せられたるを、兼守傳え聞て其愁緒にたえず、仍て十首の詠歌を荏柄の聖廟へ奉りしを、翌廿六日、工藤々三祐高、去夜荏柄の社に參籠し、今朝退出の砌、昨日兼守か奉納せし十首の歌を、御所に持參する處、將軍家朝此道に賞翫し給ふに依て御感の餘り、則其罪を宥せらる。兼守虚名を愁ひ詠歌を奉り、今既に天神の利生に預り、又將軍の恩化を承ることは、をよそ鬼神を感せしむるといふと、唯今和歌にあるもの歎と云云。寛元四年六月廿日、市河掃部允高光入道か妻相嫁するの始、もし離縁に及ば件の地を與ふへき約をせし契狀あり。然るに離縁の砌、先約を違ひしゆへ、女訴訟せしかは、高光入道を糺明し給ふ時に、入道かいふ、落合藏人泰宗と密通せし由を申す。女も論し申ゆへ、七ヶ日荏柄の社壇に參籠し、起請を書進すへき由仰付られ、女參籠す。御使平右近入道寂阿・鎌田三郎入道西佛等檢見を加る處に、七日七夜參籠して、其失なきの由各申ければ、女申條相立、掃部允入道に、契狀の如く女に其地所を充行ひ、領掌せしむへき旨、今日是を定めらるゝと云云。【小田原北條所領役帳】に、荏柄天神領廿一貫百文とあり。今は社領十九貫二百文といふ。

神寶

天神畫像 一幅 康正元年六月十六日、今川上總介は、京都將軍の御下知を以て、成氏朝臣追討として、海道大軍鎌倉へ亂入し、谷七郷神社佛閣を追捕し、當社内陣の神體寶物を分捕して駿河へ奪ひ行し事【大草紙】等にも見へたり。長享元年、荏柄天神の神體、駿河より還座とあるは、是則此自筆の畫像なりといふ。

龜山帝院宣 一通 尊氏將軍自畫自讀地藏 一幅 文和四年六月六日と有。地藏の像、毎日一枚宛圖畫し給ふこと、【梅松論】に見えたり。其寫次に出す。又塔の辻の寶戒寺にも一枚あり。 瑜伽論 二卷 菅公の筆也。是は一部百卷のものを、十卷に書約めらる。其内の二卷なり。他は極樂寺に三卷、金澤稱名寺に一卷、高野山金剛三昧院に一卷、竹生島に一卷、其餘の二卷は在所しれずといふ。

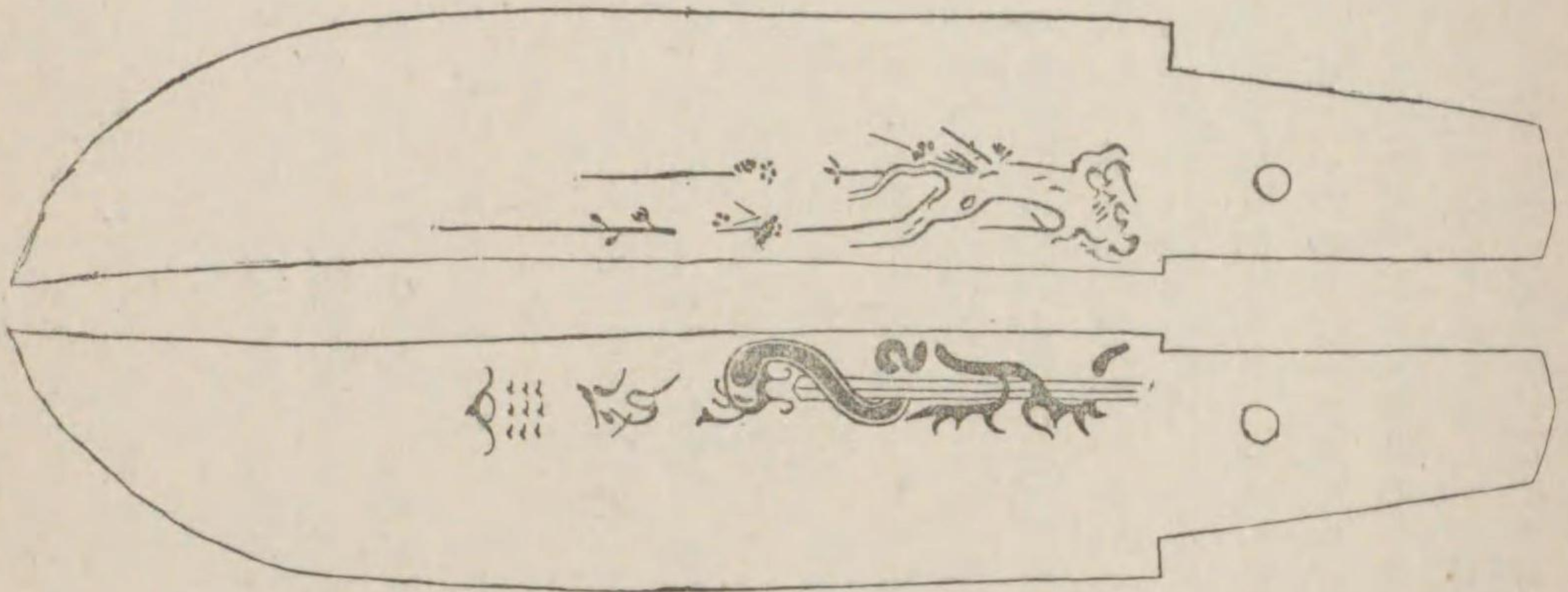


天神名號 一幅 義持將軍の書、南談天滿大自在尊神、顯山と有て、花押あり。顯山とは義持君の道號なり。

同 一幅 鶴滿丸六歳書とあり。是は親鸞上人の童名なりといふ。 心經 一卷 紺紙金泥、源基氏朝臣の書なり。 法華經 一部 三浦道寸書なり。

同 一部 大覺禪師書なり。 天神縁起 三卷 菅公一代記也。繪は土佐筆、詞書は藤原行能なり。 歌仙 三十枚 三藐院關白信尹公の書也。紙數不足。

扇地紙 一枚 台徳公の御眞蹟也。古歌八首其内、二首は端書なり。 刀 一腰 正宗作と云。



無銘、長一尺三寸五分、指表に梅の彫、裏に天蓋・不動の梵字・俱梨伽羅を彫たり。正宗が伯父大進房が作也。鞘黒塗、梅の蒔繪あり。 筭 一本 後藤祐乘が彫物、赤銅に梅の色繪なり。 詩板 一枚 梅の詩をゑりたる板也。詩は五山の禪衲の作、其數餘多ゆへ略す。

江亭記 一卷 江戸城靜勝軒へ寄題する詩並序也。是も五山の禪衲の作多く、數十なる故略す。此地に係れるものにもあらず。 甘繩神明宮 佐々目が谷の西の路北に、樹木茂りたる社地なり。是は古へより伊勢の別宮と稱し、【東鑑】にも記せり。神主小池氏、文治二年正月二日、二品朝並に御臺所、甘繩神明宮御參とあり。其後も奉幣の事々出たり。地名を甘繩と號するゆへ、宮號にも古く唱へ來れり。又同年十月廿四日甘繩神明實殿修理せられ、今日四面に荒垣をゆひ、并鳥居を建らる。盛長の沙汰とし、二品監臨し給ふ。偕、山の内より西の方、藤澤路に玉繩といえる地名あり。相似たる地名ゆへ誤るべからず。又伊豆に甘繩と號する同名の地もあり。

巽荒神 今小路の南にて、壽福寺の巽にあるゆへ名附、もとは壽福寺の鎮守なる由、今は淨光明寺中の玉泉院持とはなれり。社領一貫文といふ。

相馬天王祠 網引地藏の山より西の山麓の、洞窟の内に小祠あり。【東鑑】に元久二年十一月十五日、相馬二郎師常は、歳六十七、端座合掌決定往生す。念佛の行者なり。結縁として

縮素集り拜すと。其後叢社に祀れり。或はいふ、師常を此窟中へ埋葬し、其後小祠に祀り置けるといふ。此師常は千葉介常胤が二男なり。念佛行者を天王と祀りしは、何人の所爲なるにや。

龜ヶ谷山王社 此山王堂有しゆへに、山王堂谷とも唱ふ。此谷は源氏山の西北なり。當社山王は頼朝卿御建立にして、坂本山王の別宮と稱せられけり。寛元三年三月十九日、大納言家綱龜ヶ谷山王實前に御參とありしは、此山王社なれど、今は廢社となり、舊跡は畠地となれり。

五靈ノ社 長谷村より西南の方にあり。神主小坂氏、別當は極樂寺村にて、普明山成就院、古義眞言宗、同國手廣村青蓮寺末なり。例祭九月十八日。權五郎景政を祀れりといふこと、【保元物語】に記したるより、普く人の稱する社號なり。されど其事のたがへるいはれ有。次第は葛原ヶ岡の條にしるせり。合せ見るべし。【東鑑】に、文治元年八月廿二日午ノ刻、御靈の社鳴動し地震の如し。此事先に爲怪の由、大庭平太景能申之。仍て二品願參り給ふ所、寶殿左右の扉破れたり。是を解謝の爲に、御願書御奉納のうへに、神樂等を行はるゝとあり。建久五年正月、八田右衛門尉知家御使として奉幣の事あり。當社、もとは梶原村にあり。いつの年にか此地に勧請しける。祭禮の時は、梶原村より神主出會して神事を修す。神主小坂氏も、景政が家從の末孫といふ。されは古へ社檀鳴動せしは、梶原村にての事なりしと、里老語れりといふ。

佐介谷稻荷社 此谷内西南の方山際にあり。社本蔭森た

山と號し、むかしは、小坪の内住吉といふ地名に唱へし由、されば古き社ならん。【光明寺開山傳記】に、三浦住吉谷悟眞寺に住して、淨土宗を弘通すとあり。今も小坪邊の生土神に崇むといふ。儲此住吉は、三浦郡の地なれとも、當郡に接附せし地なるゆへ、因に此編に録せり。

熊野社 大倉十二社村の、光觸寺境内にある小社なり。むかしは名有社にて、此社ありしゆへ、十二社村と今に村名にもなれるといふ。【鶴岡社務職次第】にも、大別當の兼帶所なること見へて、大倉熊野堂と有は此熊野なれとも、今は光觸寺の境内鎮守となれり。

り。扇ヶ谷の華光院持なり。毎歲二月初午は參詣の人群をなす。借、雪の下の等覺院に、此稻荷に附たる古文書あり。其文に、凶徒退治祈禱之事、殊可被致精誠之狀如件。延文四年十二月十一日、佐介稻荷社別當三位僧都御房と有て、尊氏の花押あり。むかしは等覺院にて指揮せし事なるべし。

愛宕堂 長谷小路より、佐介谷へ入右の方の山の出先にあり。古へ愛宕權現の社ありしといふ。【太平記】に、天狗堂と書たるゆへ其唱へ起り、愛宕と稱すれば、必ず天狗の説有は、役小角より始れり。本地をば勝軍地藏を安することになれり。上世肥後の國の人にて日羅といふもの、勇武の人にして、三韓へ渡り武を顯し、此人を埋葬せし所へ地藏堂を建たり。仍て土人日羅か武を稱して、勝軍地藏と呼びしか始なり。又大寶年中、役小角愛宕山へ登しに、大松の上に數萬の天狗あつまり、其酋長たるもの、唐土の善界・日本の太郎房榮術・天竺の日良と云云。仍て人間の日羅と、天狗の日良を誤り、愛宕神を祀るには必ず勝軍地藏を本地とす。夫に附會して天狗の説も始れり。【神社考】に、愛宕神は日羅か靈を祀る由を記したれとも、【卜定記】には、愛宕神は伊弉冉尊と火皇彥靈命を祀るとあり。

鎌倉攬勝考卷之四

佛刹

建長寺 鶴岳より西北に相距こと五六町、巨福路坂の邊にあり。禪宗臨濟派、鎌倉五山の第一なり。開基は北條相模守平時頼の建立なり。【東鑑】に、建長三年十一月八日造畢す。本尊は丈六の地藏菩薩、應行の作なるを以て中尊とし、同像千體を安置、相州殊に精誠を凝し給ふとあり。同五年十一月二十五日、今日展梵席、願文之草は、前大内記茂範朝臣、清書は相州也。導師宋朝道隆禪師、又一日之内に被レ遂供養五部大乘經、この作善の旨趣、上は祈皇帝萬歲將軍家及重臣千秋天下太平、下訪三代上將二位家並御一門過去數輩沒後給と云云。則開山は大覺禪師、諱道隆、字蘭溪、宋朝の僧なり。寛元年中に來朝せり。【釋書】には、寶治の始隆蘭溪遊化本朝とあり。正嘉二年三月廿日、前武州禪室^{時泰}御後室第三年遠忌、於建長寺一切經供養、導師道隆禪師、相州禪室^{時泰}相州武州以下滿堂上と【東鑑】にあり。二額共に朝鮮人竹西か書なり。裏銘に崇禎元年十一月額とあり。

南 外 門 額
天 下 禪 林

西 外 門 額
海 東 法 窟

朝鮮人竹西か書なり。裏銘に崇禎元年十一月額とあり。

金龍水 西外門の前なる堀際にあり。

鎌倉攬勝考卷之三終

五水の其一なり。

總の門 巨福山

筆者詳ならず。土人の傳へしは、寧一山テイイチサンか書ともいひ、又は趙子昂か書ともいへとも、實は其傳へを失ひければ定かならず。又いふに巨の字に一點を加へたれば、時の人これを賞して、百貫點と稱せしといへり。

山門

樓上に十六羅漢を安せし、何時か散逸し、今は像を存せず。額は、宸翰なれとも、寺傳に其帝の尊號を、土人等是を宋朝の僧子曇か書なりといへるは、訛なるべし。

山門の額 建長興國禪寺

此山門の下にて、毎歲七月十五日に、梶原施餓鬼會といふを修行す。是は開山大覺禪師在世の時、武者一騎來て施餓鬼會の終りしを見て、後悔の色を顯し、歸る時に開山是を見て呼かへさせ給ひ、又施餓鬼會を設て聽キカしむ。時に彼武者、我は梶原景時か靈なりといひて謝し歸シカ。爾しより以來、此寺には毎年七月施餓鬼會終て後に、梶原施餓鬼といふを修す。心經を、梵音にて二三輩にて誦す。其餘の大衆は、無言にて行道す。是を梵語心經と唱ふ。浴室 總門を入て右の方山際にあり。浴室と額あり。法塔 此法塔は文化年中造立せり。山門と佛殿の間にある大堂なり。八・九間四方程も有へし。堂内に本尊もなく、正面に大

きやかなる須彌壇を設け、あたりに倚子などの在のみ。此大堂は、法式を修する所なりといふ。世俗の諺にいふ、空虚にして内にもなきものを、からんとうといふは、伽藍堂といへることなるへし。されは法塔などを稱してより、此諺はおこれるならん。此堂則伽藍堂なり。

佛殿 法塔の後にあり。祈禱の勝を掲て、毎晨經誦修行。本尊地藏の事、前條に記せるかゆへ略す。中尊は應行か作にて、脇立千體の小像は惠心の作なりといふ。堂内土間壇上に、太常・太元・韋駄天・感應使者・聖德太子・千手觀音・文殊藥師の像を安し、又御代々將軍家の尊牌あり。祖師壇には、達磨・惠能・百丈・臨濟・開山の像並前代住持の像牌あり。佛殿凡六間四面、唐戸附、彫物彩色皆剥落せり。傳へいふ、久能山の御宮御拜殿を御造替の節、賜ふともいひ、或は崇源院様御靈屋御拜殿を賜ふともいふ。其匠作、寺院の堂塔とはたかへり。又總門・唐門も、御靈屋の御門なりといふ。

宸翰不詳

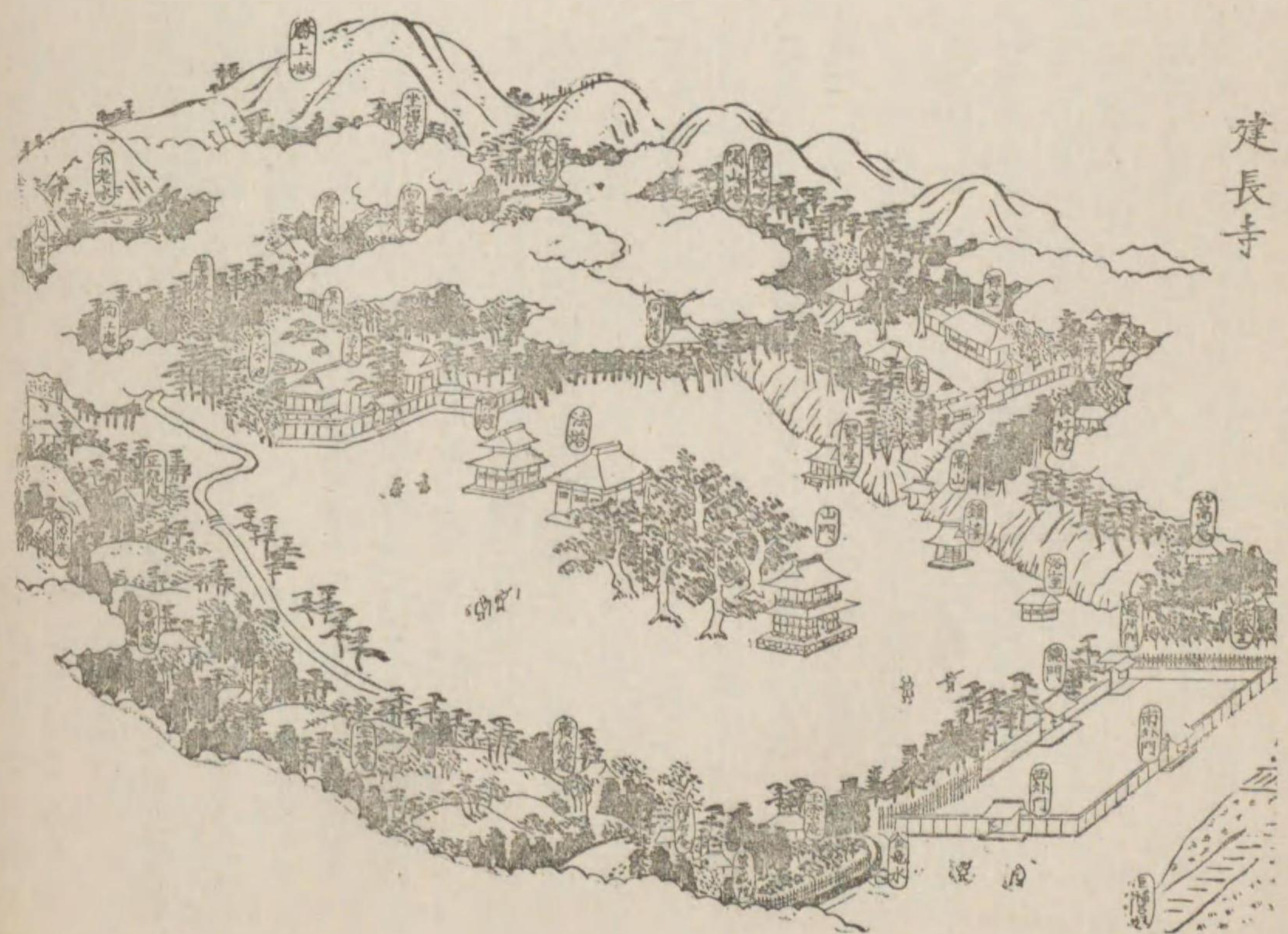


梁牌銘

今上皇帝千佛垂手扶持、諸天至心擁護、長保南山壽、久爲北闕尊、同胡越於一家、通車書於萬國、正五位下行相模守平朝臣時頼敬書。

鎌倉攬勝考卷之四 佛刹 建長寺

建長寺



伏願、三品親王征夷大將軍于戈偃息、海晏河清、五穀豐登、萬民康樂、法輪常轉、佛日增輝、建長五年癸巳十一月五日、住持傳法、宋沙門道隆謹立。

鐘樓 山門の東の方四趾鐘は、建長七年鑄成、銘文は開山大覺禪師書也。鐘差渡四尺五寸、長さ六尺六寸計、龍頭壹尺七寸、銘文左に出す。

巨福山建長興國禪寺鐘銘

南閩浮提各、以音聲長爲佛事、東州勝地聊菟榛莽、寂此道場、天人影向、龍象和光、雲斂霏開、今樓觀百尺、嵐敷翠拂、勢壓諸方、事既前定、法亦恢張、圍籠洪鐘、結千人之緣會、宏撞高架、鎮四海之安康、脫自一摸重而難揚、圓成大器、鳴則非常、滯牢纒吼、星斗晦藏、羣峯答響、心境俱亡、叩之大者、其聲遠徹、叩之小者、其應難量、東迎素月、西送夕陽、昏寐未醒、攪之則寤、宴安猶恣、誓之而莊、破塵勞之大夢、息物類之顛狂、妙覺覺空、根塵消殞、返聞開盡、本性全彰、共證圓通、三昧永臻、檀施千祥、因此善利、上祝親王、民豐歲稔、地久天長、建長七年乙卯二月廿一日、本寺大檀那相模守平朝臣時頼、謹勸千人同成大器、建長禪寺住持宋沙門道隆謹題、御勸進監寺僧琳長、大工大和權守物部重光。

觀音殿 佛殿より東の方にあり。圓通閣の額あり。毎月十八日には、大衆あつまり觀音懺法修す。

方丈 龍王殿と名附、釋迦並開山隆闍溪・平時頼等の像を安す。

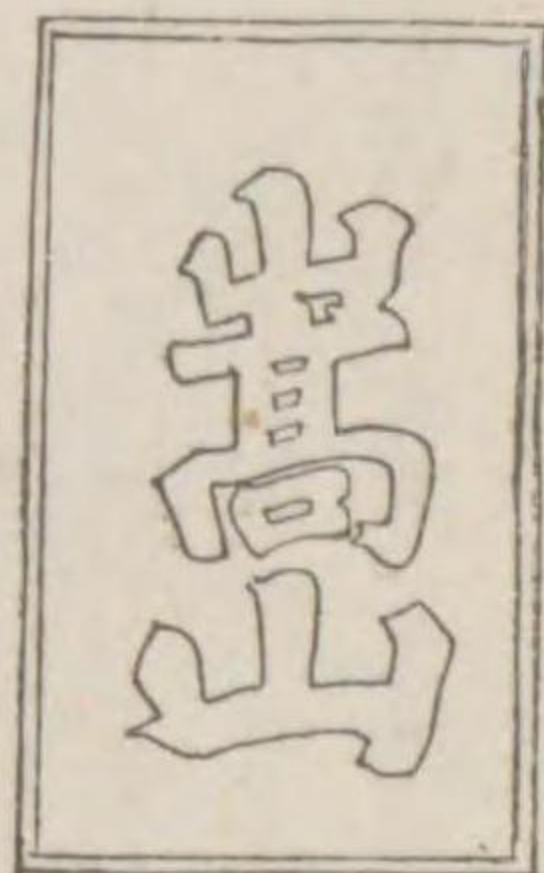
相摸守乎時頼木像



前に四趾門有て、左右は屏垣を折廻せり。書院 聽松軒と號す。蘸碧池 書院の庭にあり。靈松 【元亨釋書】に、福山寢室の後に池有。池の側に松あり。其樹條直し。一日斜に偃して室に向ふ。衆徒是を怪しむ禪師話て云、俸服の人、松の上に居て我と語る。我問ふ、何れの所に住給ふと。答ていふ、山の左鶴岳なりと、語り終て見えす。其人の居るを以てのゆへに、松偃すのみ。諸徒の云、鶴岳は八幡大神の祠所なり。おそらくは神技に來る歟。是より其徒其樹に欄楯して、名附て靈松と稱すとあり。或は影向の松とも稱せり。

開山塔 則此堂塔を、西來菴とも號す。

外門の額



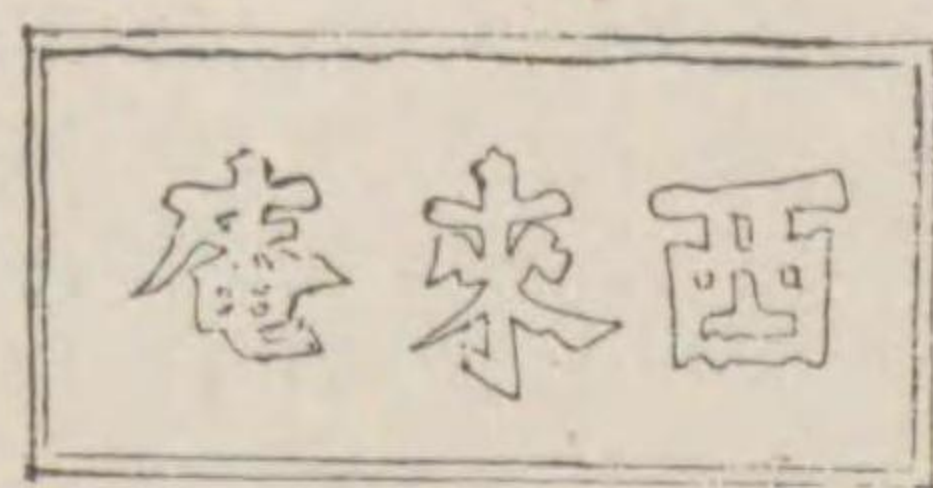
圓覺寺開山佛光禪師の書

鐘樓 四趾中門を入て右に有。此鐘は、扇か谷海藏寺の鐘也。銘文別に出す。禪堂 鐘樓の續きにあり。投宿寮 中門の左の裏にあり。

食堂 中門を入て左の方、禪堂と相向ふ。

庫裡 食堂と投宿寮の間にあり。

昭堂 中門より正面、禪堂より並、食堂より昭堂まで左右より歩廊有。此昭堂の額は圓鑑とあり。開山聖。



書か幽雲 額の門中

ふ。左の方に乙護童子の像あり。舍利樹 昭堂の前にある混栢を名附く。【元亨釋書】に云、隆蘭溪を、開維して五色の舍利を得たり。其烟、樹葉に觸て、曇々然として皆舍利をつゝる。門人遠方より至る者、數十日を歴て葬所に到て、林木を搜索して多く舍利を得たり。是より舍利樹と名附ると云云。

嵩山 開山塔の後の山を名付。開山大覺禪師の塔並佛光禪師の塔あり。佛光は圓覺寺の開祖なれとも、弘安二年來朝せしを

平時宗鎌倉に請し、建長寺に住し、同五年に圓覺寺開山となれとも、日本最初の住地ゆへ、當山に葬して塔を嵩山に建ると云。兜率嶺 嵩山の後の絶頂を名附く。寺實

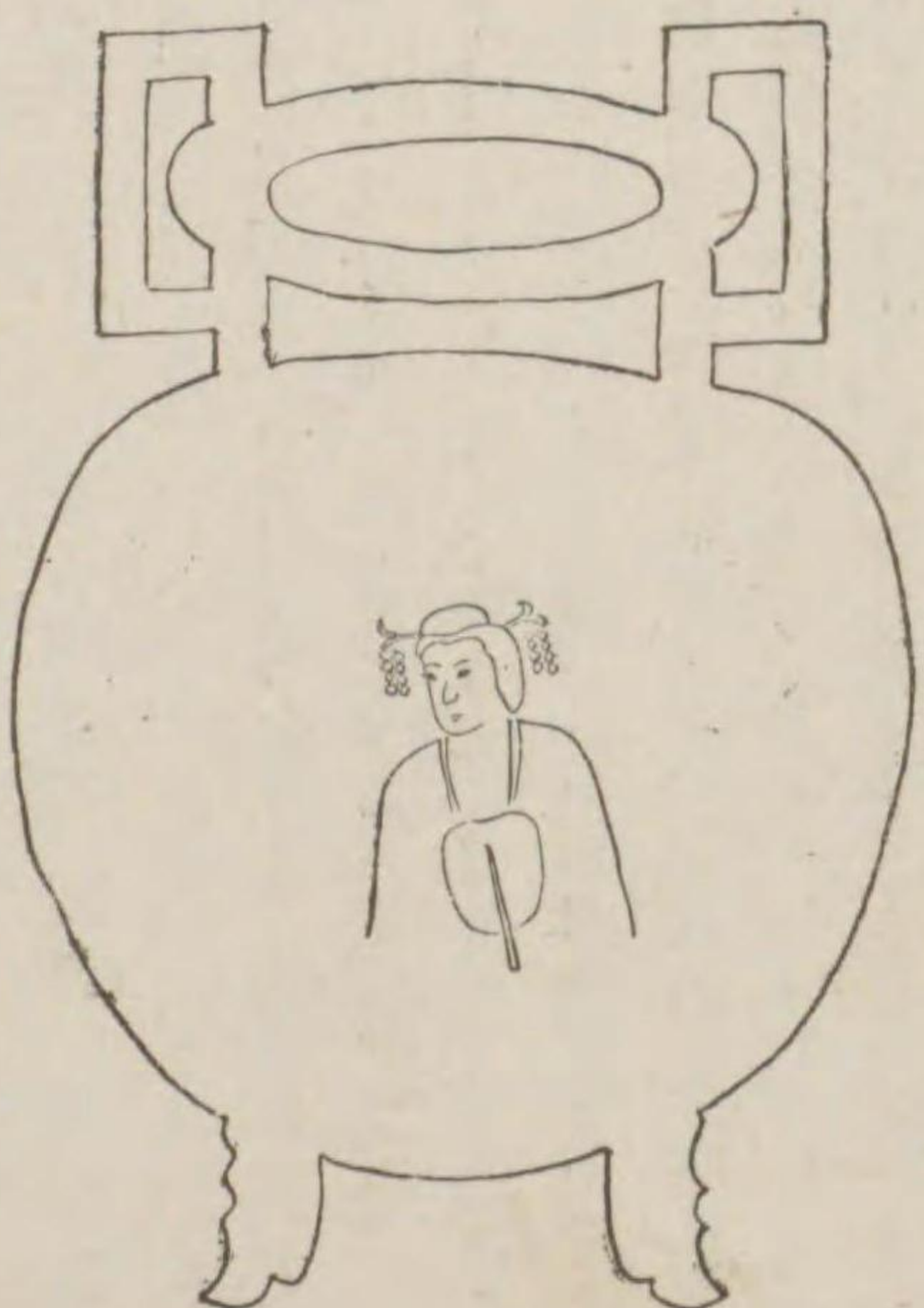
圓鑑 一面 厨子入、西來菴に藏す。開山所持の鏡也。高三寸五分、横三寸、鏡面に觀音半身の像手に團扇を持、少し俯したる様に見ゆるなり。頭に天冠を戴き、首尾如意のことく見ゆるもの、端に、璣珞をたれ、珠を連る絲はなく、下中の如くなる物を著す。眼中には睛を不入。鏡の後に、水中三日月の影逆に鑄附たり。其高さ半分はかり有。上に梅の枝を鑄附、是を提る様に環を附たり。鏡の形は鼎の如し。是を圓鑑と號する事は、開山在世の時よりみつかから圓鑑と額を書、今に昭堂に掛させ給ふ故を以てなり。其圖左に出す。

【元亨釋書】に、大覺禪師所持の鏡あり。没後、其徒是を收む。或人夢みけるに、其鏡禪師の儀貌を留むと、徒に告て乞見れば、髮髯として觀自在の像に似たり。諸徒傳へ看て是を異とす。平帥 是を聞て請て府に入る。其旒腰を疑ひ、工に命して磨治さしむ。初め幽隱也。一磨を経て大悲の像鮮也。平帥悔謝して禮敬す。後に寧一山記を作ると有。【日件錄】に、西來菴に大覺禪師の圓鑑あり。親たり是を拜すれば、鏡中に觀音半身の像有手に芭蕉の扇を持。正しく視れば朦々として、遙に見れば儼然たりとあり。寧一山及諸師の記文、數

多なれば悉く略し、一・二唯其端を摘て次に出せり。

建長寺開山所持之圓鏡 觀音の像あらはれしといふ。眼中にヒトミなく、璣珞を置たる玉に糸なく、其下に巾の如き物を著す。大ひき圖の如し。

鏡面



裏に紐附あり。摸様は波に梅の枝有て、三日月をさかさまに鑄附たり。すへて常の丸鏡の如し。

圓鑑讚并序

寧一山

圓覺寺比丘宗英、得此鏡於宋國、持歸、經三年後大覺退壽福往甲州、以鏡送猷之、經一句餘忽然鏡垢生、其後漸々現大士慈容、法光寺殿聞之收藏禮事之、二年後造本寺觀音像、乃藏腹中今繪此像求題、一寧爲述偈云云、下略す。

同贊

元僧本無

日本國建長禪寺靈鏡見像贊有序、宋成都蘭溪禪師得法無明性和尚遂佩大父松源單傳直指之道、往化日本、爰感國君輔臣衆相契合、大振厥宗、晚示滅于建長之寢室、弟子收瘞舍利西來菴、賜大覺禪師圓鑑之塔、己而相州大守平公時宗、追慕罔怠、忽一夕夢、師語曰、世間生死人之大常、公何哀戀不已、吾徒德溫、收吾生前所蓄銅鑑、公若欲見老僧看鑑足矣、覺而召溫叙夢事、索鑑覽之、果若雲霧中微有人面焉者、亟命工刮磨之、乃得觀世音菩薩妙相歷然具備、合府僚佐、爭先快觀、莫不嗟異、と云云、下略す。

平時宗、此圓鑑の奇瑞を感じ、觀音大士を造り、其肚中に圓鏡を籠て、圓覺寺山門の閣に奉せり。然るに應安七年十一月廿三日、圓覺寺失火して堂閣悉く回祿の時、建長寺守嚴首座夢中の告を得たりとて、圓覺寺山門閣灰燼の梵相の内より、圓鑑を搜得て建長の昭堂に納む。是當山の祖師、現形の鏡此災を免かれ、本寺に歸ると皆希有なりと稱せり。されとも德備か圓鑑の記實と、【日工集】の載する所は、其違ひ有けるとは雖とも、其事は論せず。【鎌倉志】に委しければ茲に略す。

開山自作小觀音 一軀 同九條袈裟 二頂頂は水晶也
同七條袈裟 二頂頂は琥珀六角 同念珠 二連金剛子
同直綴 三領 同坐具 二張
朗然居士畫像 開山自筆の畫 勝 二幅開山書

金剛經 一卷開山書 朱衣達磨畫 開山畫
釋迦畫像 一幅開山畫 觀音畫像 卅二幅登善記筆
白衣觀音畫像 一幅思益筆 羅漢畫像 八幅光嚴司筆
涅槃像 二幅幅は非殿司筆 十六羅漢畫像 一幅開山筆
十六善神 一幅開山筆 三幅對繪中釋迦思益 左右猿猴牧養イテイ
並帶蓮の繪 二幅開山筆 牡丹畫 一幅開山筆
法華經一部 一軸 紺紙金泥、日蓮書、袖紙の繪も日蓮筆也といふ。八の卷の末に、金泥にて判あり。又つきめ毎同し花押あり。
鎌倉公方源持氏朝臣の花押なり。



右の外に、開山の袈裟等散失して常州に有しを、水府義公是を當寺へ納給ひ、住持頑室和尚に與ふる書の寫、左に出す。
與 頑室和尚書 源 光 因
未接道容渴望日久、伏惟寶坊清靜、法候萬福就告、家臣額田久兵衛信通、世々藏大覺禪師法衣墨蹟等、是宜在貴寺者、故今附介喜捨、永以鎮山門、其物件錄別幅、收納惟幸。
延寶六年七月廿四日

大覺禪師僧伽黎黃紗、寶珠項 一頂
大覺禪師尼師壇黃紗 一張
大覺禪師拂子 一柄
大覺禪師畫像 一幅
大覺禪師牙粉玉卷 一箇

大覺禪師墨蹟 鎌倉在具名子印章 二幅
空山和尚僧伽黎 生絹項墨牙 一頂
空山和尚尼師壇 墨子 一張
錦江和尚畫像 露田孝 一幅
不動明王并矜伽羅・制多迦 各一軀
峯照月彫造緹尾明慧供養 復水戸相公書 建長頑室玄廉

如賜示教、雖未奉芝顏、辱惠鳳箋、薰沐拜誦、就審臺閣、鈞安、尊侯佳勝、伏承、大家之良臣、額田氏信通、累世所秘在之大覺祖之法衣墨蹟等、所錄別幅之件々、永令鎮護吾山門、不堪戰慄感荷之至、誠惟四百年後、如逢蘭溪再世之春、閣下、非仁德之溥、爭蒙如斯餘庇乎、噫時哉、有數、圭復無措、佗時趨于貴府、速伸忱謝、皇恐、端肅不悉。

建長興國禪寺碑文 一卷 其文は略す。此碑今は亡せり。
華嚴塔跡 勝上巖へ登る路の左の方にあり。往昔華嚴塔供養の跡あり。其大略に云、鎌倉縣山内居住菩薩戒弟子尼圓成、爲故夫主最勝閣寺貞一十三回忌建之、元亨三年孟冬、於茲日慶懺、圓覺・壽福兩山和尚安座點眼佛事、三寶弟子菩薩戒尼圓成疏云云。
勝上巖 方丈の後の高き山をいふ。開山の坐禪窟あり。今窟中に石地蔵あり。傳へいふ、禪師此窟中に坐禪し給ふを、一通上人來視て、躍りはねよふしてたにもかなはぬを、いぬふりしてはいか

返か有へき 一通上人 大覺禪師

此時上人、禪師に參し、窟の側に上人か坐禪せし窟あり。此ゆへにや、開山の三百年忌の時、遊行上人の徒三百餘來り宿、忌半齋に仕し、昭堂の前にて躍り念佛執行せしといふ。其時の宿坊は妙高菴なり。上人の號は、知眞房。正應二年八月廿三日寂す。
觀瀾閣 勝上巖坐禪窟の前に跡あり。今は廢せり。
義 堂

軒臨滄海渺風煙。 座見數州來住船。
世事紛々白鷗外。 百年眞樂一床眠。

大覺池 坐禪窟より南の方にあり。
仙人澤 勝上巖より、西の方にある幽遠の地なり。上世此邊に異人すみける山。
不老水 仙人澤の側に有。異人此水を吞て、容貌のかはらさるけるより、仙水或は仙人池なとも唱へしといふ。當所五名水の内なり。
塔頭 總計四十八院、其内に現存するもの十八院、其餘卅院は今斷絶す。

華藏院 開基伯英和尚、諱德俊、當山六十世、八月十二日寂。此院は門外なり。
禪居菴 開基大鑑禪師、諱正院號清拙。嘉曆元年來朝す。當山廿五世なり。曆應二年正月十七日寂、六十六。寺の向ふに

(神明長髮)

堂有。摩利支天なり。又は髮長明神といふも有。是は清拙の老母也と云。師を養ひ宋より渡海せしに、師終に不調。依て恨て死す。是を明神に祀れりといふ。此院も門外にあり。

玉雲菴 開基妙慈弘濟大師、諱一寧號一山。台州の人なり。當山十世也。正安二年、宋朝文保元年十月廿五日寂、七十

一。

廣德菴 同正宗廣智禪師、諱印元號古先、薩州の人なり。當山三十八世。應安七年正月廿四日寂、八十。宋景濂碑銘を作る事は、長壽寺の條にあり。

寶珠菴 同本覺禪師素安號了堂、筑州の人、大覺の法孫也。當山三十五世。貞和元年十月廿日寂。此所に啓書記か舊跡あり。貧樂齋といふ。

龍峰菴 同佛燈國師、諱德儉號約翁。大覺の法嗣、相州の人、當山十五世也。元應二年五月十九日寂、七十六。【七會録】と云もの世に行る。

龍源菴 此菴はもと傳燈菴なりしか、廢し、正統菴の中に龍源軒といへるかを爰に移し、龍源菴と號する由。もとの傳燈菴は、宋の子曇か塔なりといひ傳ふ。

正統菴 開基佛國禪師、應供廣濟國師と號す。諱日顯、號は高峰、後嵯峨帝の皇子也。佛光の法嗣、當山十四世、正和五年十月廿日寂、七十六也。錄あり、秩父山中大日向の大陽寺を開基し、常に山居し、世人讃そら大師と稱せし、正統菴の額は、良想法親王の筆なり。

(郡大らそ額)

長好院 昔は拙誠菴と號す。織田三五郎平長好を葬し。後に長好院と改む。長好の法號極岩空八居士と稱す。石塔あり。

正宗菴 開基大興禪師、諱道然號葦航、信州の人、當山六世、正安三年十二月六日寂。

同契菴 同妙覺禪師、諱禪鑑號象外、肥州の人、當山三十一世也。文和四年十一月十八日寂、七十八。

千龍菴 昔は雲澤菴と號し、其後改む。開基は佛日昭惠禪師、諱楚俊號明極、明州の人、元徳二年來朝、當山二十三世、建武三年九月廿七日寂、七十五。

雲外菴 開基佛壽禪師、諱妙環號樞翁、下野人、當山三十世、文和三年二月十八日寂、八十二。

回春菴 同佛覺禪師、諱德瑤號玉山、信州人、當山二十世也。建武元年十一月十八日寂、八十。此菴の後に大覺池有。又山の上に原田地蔵といふ有。是は地中に掘埋たりともいふ。傳へいふ、原田次郎種直か子鎌倉に來り、己か父の骨も此中に有やとて、由比の戦死の人の骨ともを取聚て紛にし、地蔵を造りたりしものなりといふ。

以上十八院は、今現存の院なり。是より次に記せる三十院は、當寺廢跡なり。

雲光菴	大智菴	正本菴	建初菴	通玄菴
大統菴	華光菴	傳衣菴	正受菴	梅洲菴
龍興菴	正法院	都史菴	金龍菴	長生菴
金剛院	傳法菴	廣嚴菴	大雄菴	吉祥菴
梅岑菴	龍洲菴	瑞林菴	一溪菴	岱雲菴

鎌倉攪勝考卷之四 佛刹 圓覺寺

正和五年九月、佛國禪師かまくらより下野の那須へくたり侍ける時、春はかならずくたりて、山の花をみるへきとちきりけるに、十月入滅し侍ければ、佛應禪師のもとにつかはしける。

【藤谷和歌集】

さく花の春を契りしはかなさよ、風のこのはのとよまらぬよに 藤原爲相

天源菴 開基大應國師、諱紹明號南浦、駿州の人、當山十三世、延慶元年十二月廿九日寂、七十三。【回會録】あり。堂の額普光と有。後宇多帝の宸筆なり。南浦の像あり。一切經藏も有。門に雲關の額あり。大燈和尚投機の所なり。透過雲關無舊路と頌せしは此所なり。

柴屋軒宗長法師【東路のつと】に云、今月五日、天源菴に立よりて侍りし、淨光明寺の中慈恩院にして、風やけさ枝にとをくの松の雪

臘八。建長寺の永明軒にして、和漢一折あり。

かさゝきのわたせる橋かあまつ霜 寶寺天津橋などのことよせ計なるへし。

寶泉菴 開基佛果禪師、諱存圓號天鑑、當山六十三世、應永八年四月十一日寂。

向上菴 同國一禪師、諱世源號太古、常州人、當山十七世なり。元亨元年九月廿五日寂、八十九。

妙高菴 同覺海禪師、諱開悟號青山、肥前人、當山二十八世、八月二日寂。

實際菴 竹林菴 正濟菴 東宗菴 壽昌院

右塔頭の總名也。皆【關東五山記】に見えたり。然れとも此三十院は斷絶せり。

圓覺寺 瑞鹿山と號す。五山の第二なり。相模守平時宗、弘安五年壬午臘月八日に建立。開山宋國佛光禪師、諱祖元、字子元、弘安二年に來朝す。同九年九月三日遷化。【元亨釋書】に傳あり。寺領百四十貫文。

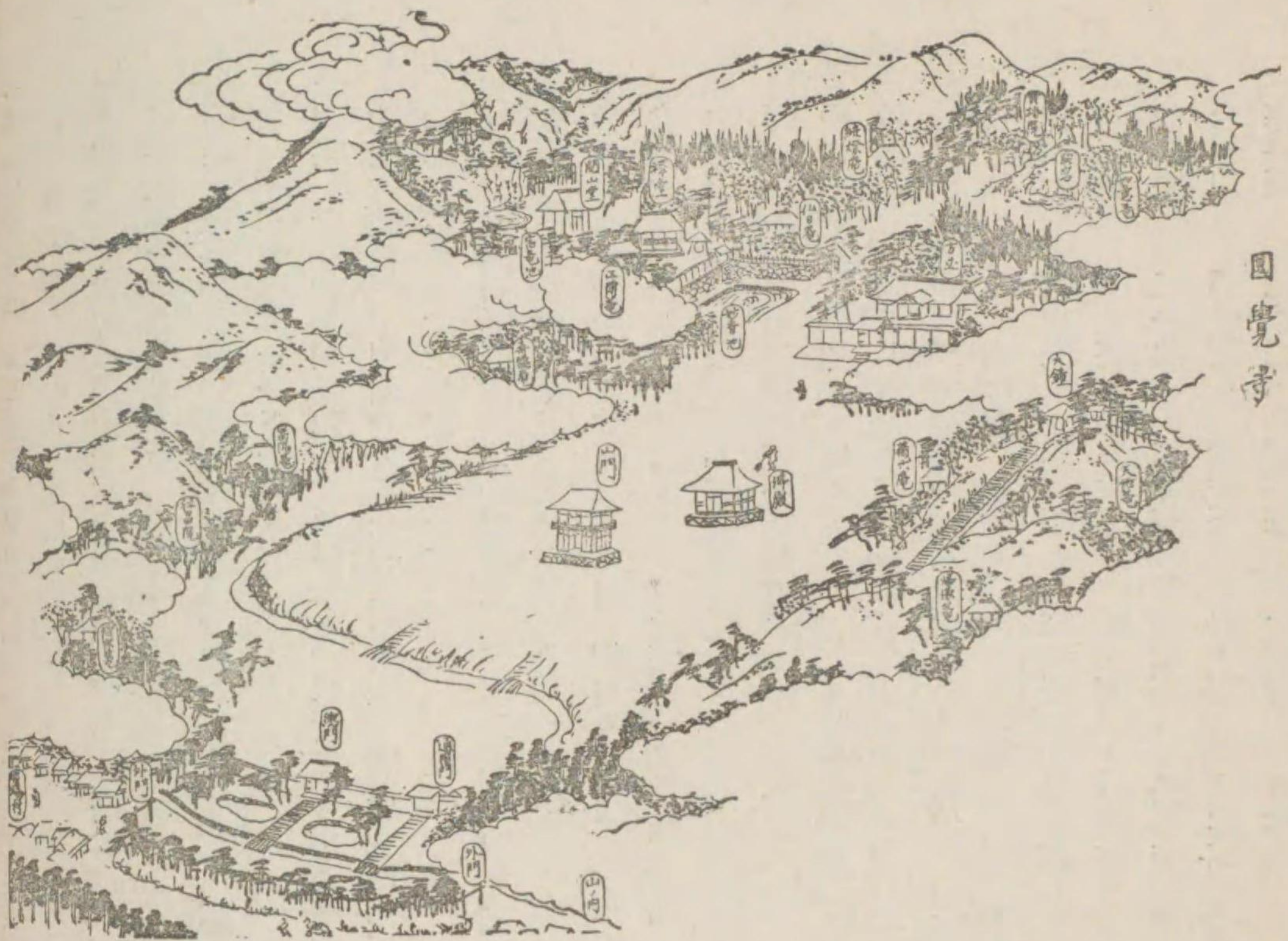
白鷺池 總門外の左右にある池をいふ。寺傳に開山來朝の時、八幡大神白鷺に化して、鎌倉の郷導をして此地に止れり。ゆへに名附と云。

外門 妙莊嚴域といふ額ありし由。總門外東西二ヶ所にあり。總門 額は瑞鹿山とあり。後光嚴帝の宸筆なりといふ。山門 圓覺興聖禪寺の額を掲ぐ。花園帝の宸筆なり。



鐘樓 佛殿に向ひ、右の方山上にあり。土人圓覺寺の大鐘と唱ふ。正安の鐘なり。參詣の繩素に撞しむ。

相模州瑞鹿山圓覺興聖禪寺鐘銘 鶴岡之北富士之東有大圓覺爲釋氏宮、恢廓賢聖



圓覺寺

躡踏象龍、範圍天地、橐籥全功、鎔金去鑛、鍛鍊頑銅、成大法器、啓迪昏蒙、長鯨吼月、幽谷傳空、法王號令、神天景從、祐民贊國、植德旌忠、停酸息苦、超越樊籠、高輝佛日、普扇皇風、浩々湯々、聲震寰中、風調雨順、國泰民安、皇帝萬歲、重臣千秋、正安三年辛丑七月初八日大檀那從四位上行相模守平朝臣貞時、勸緣同成大器、常寺住持、傳法宋沙門子曇謹銘、勸進者、舊僧宗證、奉行、兵部橋朝臣邦博、同兵庫允源朝臣仲範、大工、大和權守物部國光、掌財、監寺僧至源、道虎、此月十七日巳時、大鐘昇樓、洪音發虛、謹具名目于后、喜捨助緣、僧信、共壹千五百人、本寺僧衆、二百三十員、大者、舊慧寧、覺眼、宗證、道範、頭首、覺泉、覺俊、師侃、玄挺、崇喜、道生、性仙、知事、聰因、知足、可珍、至牧、天順、元安、祖安、西堂、德熙、自聽、德詮、源清、志遠、當寺住持、宋西澗和尚子曇、萬里居士【梅花無盡藏】云、

遊瑞鹿山圓覺寺、先入新殿、燒香禮佛、見開山祖佛光禪師宿龍之丈室、攀鐘樓、試鯨杵數聲、漫作鴻鐘詩。

由來鏡有捨身文。 那箇伽黎着意圖。
每杵聲中非幻法。 樓々殿々涌穿雲。

佛殿 光明寶殿といふ額有。後光嚴帝の宸筆也。堂内土間造、祈禱と書たる額を掲ぐ。夢窓國師の筆也。本尊寶冠釋迦・梵天・帝釋、何れも、脚殿の作と云。祖師堂に百丈・龍濟と開山の像、并前住の牌、祈禱殿に伽藍神、又代々將軍家の牌を安す。

の像、并前住の牌、祈禱殿に伽藍神、又代々將軍家の牌を安す。

梁牌銘

皇圖益固、猶逾億萬斯年、民士清平、廣三千刹、海本寺大檀那左中將征夷大將軍源朝臣義滿敬立、

皆佛殿の額なり 伏見院の宸翰

大明覺

祈禱 額兩
新 夢もと
修 寤に
正 寤に

新 禱
修 正

勅 師
禱 先

佛域新開、儼靈山法筵日、祖庭深密、榮少林華、木春、永和二年丙辰十月念九日庚辰、當代住持嗣祖沙門此山妙在謹題、

按するに、當山四十三世、諱妙在、字此山也。

明鏡堂跡 佛殿の東なり。

方丈 南向、前に四趾門あり。左右屏垣を打廻す。聖觀音の木像を安す。此像、もとは明鏡堂の本尊なり。堂類破し此に移す。毎月十八日、大衆懺法を修す。

寺寶

佛牙舍利 長一寸二分、水晶の塔に納む。萬年山正續院と號す。今開山塔と稱す。方丈より西北に有。元は舍利堂と號して、祥勝院と稱しけり。【神明鏡】に云、建永年中葉上僧正・明惠上人、遣唐使として、道宣律師在世の時、感得有し佛牙

御舍利、所望の爲に渡り、唐帝より申給て歸朝す。實朝大臣

は、道宣の再誕也。偕、鎌倉乾正續院

に置奉る。葉上は建仁寺の本當たりし

かは、此寺に於て禪法を初め修す。我朝

禪宗の初也。明惠は梅尾を建立すと有。

又云、舍利記一卷あり。何人の記する

とを傳へす。甚長文にして疑しき所も

多ければ略す。其文中に實朝大臣佛舍

利を勝長壽院に安し、後又大慈寺を建立し佛舍利を移し、每

年十月十五日舍利會を行はるゝと有。平貞時か代に至て、圓

覺寺に舍利殿を勸建し、大慈寺より茲に遷すと云。今毎月

十五日には、舍利殿を開扉し、道俗に拜させけり。

無學禪師自畫讚像 一幅 無學は開山佛光禪師の別號。

同禪師書 一幅 自筆 寧一山自筆狀 一通

臨濟禪師畫像 一幅 無準の贊なり。

佛鑑禪師畫像 一幅 瓊陵贊なり。

伏見帝宸筆 一幅 勅誥佛光禪師と有。

花園帝並後光嚴帝宸筆

花園帝の宸筆は、圓覺興聖禪寺と三行大字なり。後光嚴帝

の宸筆は、瑞鹿山大明寶殿とあり。一軸とす。

後小松帝院宣 一幅 光嚴帝繪旨 夢窓國師へ賜ふ物也。

五百羅漢畫像 五十幅 内十七幅は兆殿司筆、其餘は唐筆。

平時宗文書 一幅 自筆

後光嚴帝宸筆 額字なり。最勝輪の三字。

後小松帝宸筆 額字なり。黃梅院の三字。
 青蓮院宮道圓親王墨蹟 一幅
 開山所持硯 一面 觀音畫像 一幅 唐筆
 跋陀婆羅菩薩畫像 一幅 畫師宗淵筆
 辨財天石像 一軀 長七寸許、紫石蛇紋なり。
 南院國師眞蹟 一幅 普明國師眞蹟 一幅
 勅會法華御八講役付書 一卷 元亨二年十月廿四日と有。
 南山自贊畫像 一幅 西園寺文書 二幅
 平貞時圓覺寺壁書 二幅 貞時の花押あり。
 平貞時自筆文書 一幅 文保二年五月廿二日とあり。
 尊氏將軍自筆法華經 壹卷
 奥書に

奉爲三品觀公大禪定門、修五種妙行、觀應三年九月五日書
 寫了、正二位源尊氏、花押有。觀公とは尊氏の父貞氏の法
 號、貞山道觀と云云。

同人直判狀 二幅
 義滿將軍墨蹟 四幅 一幅は宿龍と有。一幅は桂昌とあり。
 一幅は普現とあり。皆大字にて朱印二つあり。上は道有と
 有。下は天山とあり。皆小篆文也。按するに、義滿始は道有、
 後道義と改む。又一幅は正續院に、常陸國小鶴の庄を寄附
 狀也。應永三年十二月廿七日、入道准三后前太政大臣、花押
 あり。

開山堂 方丈より西北四五町を隔つ。正續院と號す。門に萬年
 山と額あり。此堂は平貞時建立し、佛舍利を大慈寺より遷し

(殿利舍)

て祥勝院と號し、舍利殿なりしを、元弘三年癸酉七月八日、
 後醍醐帝繪旨に云、圓覺寺舍利殿を以て、開山常照國師の塔
 頭とすへきの旨天氣なり。是より開山塔と稱し、佛舍利をも
 堂内に安す。毎年四月八日舍利開扉、經素群をなす。【日工集】
 に、貞治六年四月十五日、源氏滿圓覺寺に入、正續院の佛牙
 舍利を頂戴す。

開山堂外門額



筆者不詳

開山堂の額



足利氏朝臣の書

蓋府君一代に一度開封す。是大宗國京師能仁寺の舍利なりと
 あり。此ゆへに、今は開山堂とす。堂上に常照といふ額あり。
 開山木像を安す。元の揭傒斯塔の銘を作る、長文なるゆへ是を
 略す。

禪堂 開山堂へ向て右の方にあり。
 宿龍池 開山堂の後にあり。開山來朝
 の時、龍現して船を護り送る。此地
 に止るゆへに名附。
 坐禪窟 開山堂の山上にあり。開山坐
 禪せし所なり。
 鹿岩 方丈の後の麓にあり。此寺草創の時、鹿の奇瑞あるゆへ
 山號を瑞鹿山と名附。鹿岩も其ゆへなり。



妙香池 方丈の北にあり。
 虎頭岩 妙香池の北にあり。

佛日菴 正續院の東北の角にあり。此菴は、開基檀越の牌堂な
 り。平時宗の塔を慈氏殿と號す。木像あり。牌に法光寺殿道
 果大禪定門、弘安七年四月四日とあり。同貞時の塔を無衆殿と
 號す。木像は、牌に最勝園寺殿宗演大禪定門、應長元年十一
 月廿六日と有。同高時の塔を同光殿と號す。木像は、牌に日
 輪寺殿崇鑑大禪定門、元弘三年五月廿二日と有。又潮音院殿
 覺山志道大姉の牌有。是は時宗の室家、松か岡の開山なり云
 云。近世清拙和尚といふ智識の僧も、此菴の住持なり。三執
 權の木像は、三衣を着せし木像なり。

桂昌菴 開基承先和尚、諱道欽、十二月六日寂。
 傳宗菴 同 南山和尚、諱士雲、建武三年十月七日寂。
 白雲菴 同 東明和尚、諱惠日、曆應三年十月十四日寂。
 富陽菴 同 東岳和尚、諱文景、應永廿三年二月廿三日寂。
 壽德菴 同 月潭和尚、諱中圓、應永十四年九月七日寂。
 正傳菴 同 大達禪師、諱正因、應安二年四月八日寂。
 萬富山續燈菴 同 佛滿禪師、諱法忻、號大喜、今川基氏の子也。
 貞治五年九月廿四日寂、五十三。
 傳衣山黃梅院 同 正覺心宗普濟玄猷佛統天龍國師、諱疎石、號
 夢窓嗣法佛國、觀應二年九月晦日示寂。
 寺寶古文書 是より以下の文書は、普梅院に藏するものなり。
 夢窓國師手翰 一通
 同 四幅

文和二年正月十九日 畠山兵衛藏人代小野助俊花押 文書一通
 貞治三年十月廿八日 加治刑部少輔殿左近將監花押 同 一通
 同年十一月廿四日 左近將監政親花押 同 一通
 同年同月同日 刑部丞實規 同 一通
 應安五年二月十八日 細川相模守源賴之花押 同 一通
 應安五年九月十一日 沙彌花押 同 一通
 同年同月同日 安房入道殿沙彌花押 同 一通

長祿二年七月五日

散位 三善朝臣花押

三會院遺誠

近江前司藤原朝臣花押

右此十數段三會院遺誠也

心岩西堂自寫之將欲鎮于

黃梅院故爲證云

雲居妙菴

華嚴塔再建化緣之書

一軸

證明左丞相征夷大將軍

一通

左大臣花押

同 一通

應永四年十二月三日 千坂越前守殿沙彌花押

文書一通

同年十二月十三日 前越前守花押

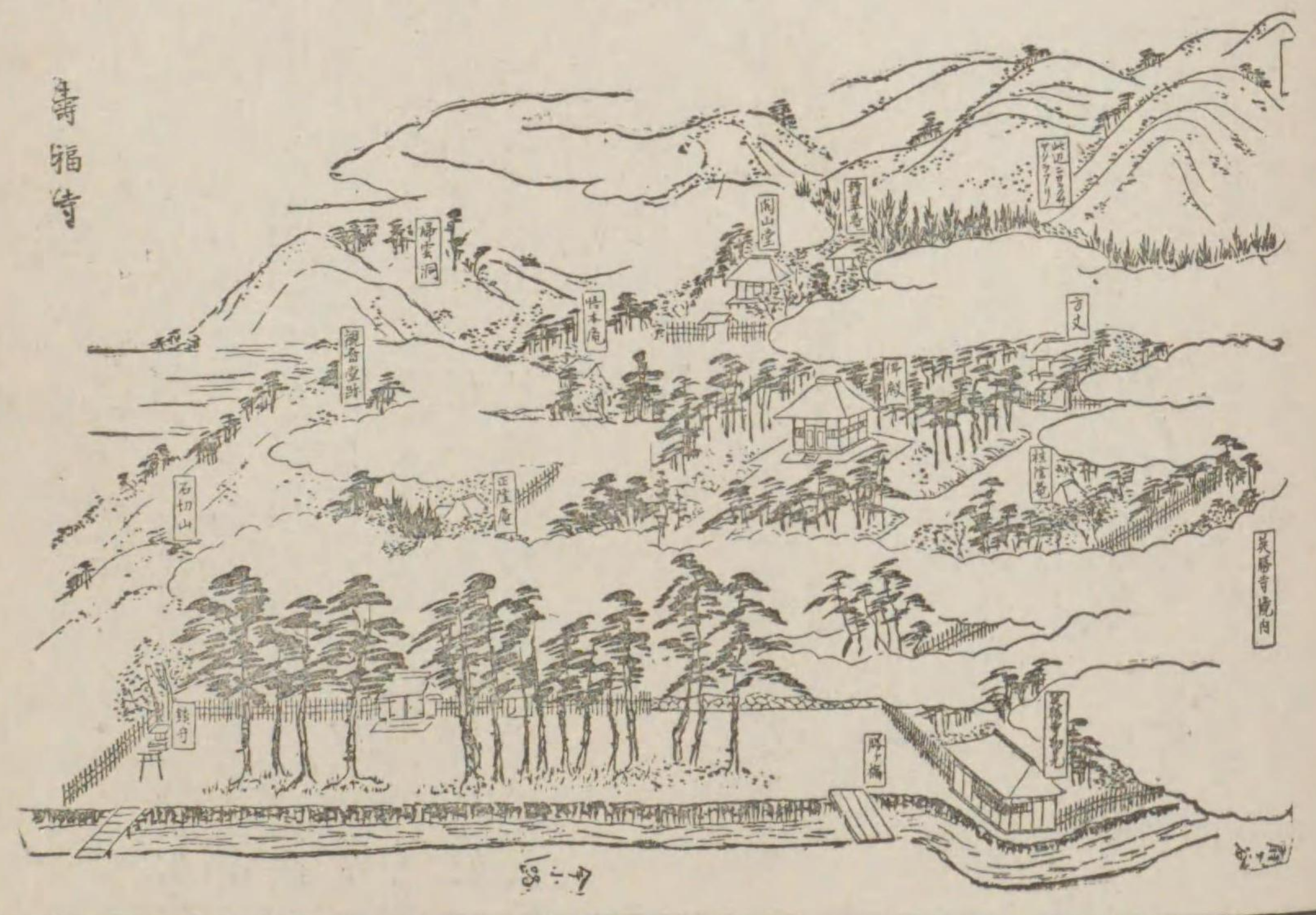
同 一通

應永十一年六月十二日	左衛門尉花押	文書一通
植谷備前入道殿	加賀守同	
正長元年六月廿一日	前遠江守花押	同 一通
大石隼人佐殿	同	
同年八月廿二日	右同名 同人花押	同 一通
永享十二年十月十三日	右馬九 同	同 一通
長尾左衛門尉殿	沙彌同	
同年十二月七日	左衛門尉景仲花押	同 一通
文和三年十一月十二日	尊氏花押	同 一通
同	同	
同年同月廿六日	左馬頭花押	同 一通
貞治六年十月七日	義詮花押	同 一通
永德二年五月七日	源義滿花押	同 一通
左兵衛佐殿	同	
至德四年三月十五日	基氏花押	同 一通
應永四年七月廿日	左兵衛佐源朝臣花押	同 一通
五月七日	左衛門尉義明花押	同 一通
上杉安房入道殿	同	
貞治七年二月廿九日	右馬頭賴之花押	同 二通
應永廿五年三月十二日	安房守花押	同 一通
卯月廿八日	成氏花押	同 一通
五月十二日	修理亮忠景花押	同 一通
文和三年十二月十二日	尊氏花押	同 一通
應永四年十二月廿日	左兵衛督源朝臣花押	同 一通

文和三年十月廿六日	左馬頭花押	文書一通		
至德四年三月十五日	同	同 一通		
應永四年七月廿日	左兵衛督源朝臣花押	同 一通		
五月三日	義滿花押	同 一通		
永德二年五月七日	同	同 一通		
貞治六年十月七日	同	同 一通		
五月七日	左衛門佐義持花押	同 一通		
貞治七年二月廿七日	左馬頭花押	同 一通		
五月九日	義氏花押	同 一通		
十二月七日	長尾左衛門尉景仲花押	同 一通		
享德六年四月十二日	成氏花押	同 一通		
九月十七日	周糊花押	同 一通		
板倉大和守殿	同			
如意菴	開基佛眞禪師、諱妙謙號無礙、應安二年七月十三日寂。			
歸源菴	同佛惠禪師、諱是英號傑翁。永和四年三月十二日寂。			
天池菴	同容山和尚、諱可允、延文五年四月十八日寂。			
藏六菴	同佛源禪師、諱正念號大休、温州の人、文永六年巳巳十月九日來朝、正應二年十一月晦日示寂、壽七十五。			
右十二院は今現存するものなり。				
長壽院	瑞雲菴	寶珠菴	青松菴	大仙菴
等慈菴	妙光菴	頂門菴	龍門菴	海會菴
東雲菴	慶雲菴	珠泉菴	正源菴	室龜菴
臥龍菴	利濟菴	定正菴	瑞光菴	大義菴
雲光菴				

(跡舊の御義)

右二十一院、〔五山記〕に見ゆれども、今は廢せり。
壽福寺 龜谷山金剛壽福寺と號す。五山の第三なり、開山葉上房僧正榮西、始は禪律なり。勅特諡千光國師と稱す。起立は、幕下將軍頼朝卿御發願にして、尼御臺の御建立なり。治承四年十月六日、當所御打入、翌七日鶴岡八幡宮を遙に拜せられ、次に左典厩新義龜谷御舊跡を監臨し給ふ。最初此地に、右大將家殿營を建らるへき御沙汰有しといへとも、地形狹く、且又先達より、岡崎平四郎義實彼御没後を弔ひ奉らん爲に、一梵宇をたつ。依之、其儀を停止せらるゝとあり。此所は、左馬頭義朝の舊跡にて、其後は土屋次郎義清宅地なり。此義清は眞田余一義忠か弟なり。同五年三月朔日、右大將家の御母儀御忌日なるに依て、土屋次郎義清か龜谷の堂にて佛事を修せらる。正治二年閏二月十二日、尼御臺所の御願として、伽藍建立せんか爲に、土屋次郎義清か龜谷の地を點し出さる。是下野國司朝義御舊跡なり。某御恩を報せんか爲に、岡崎義實兼て草堂をたつ。同十三日、龜谷の地を、葉上坊律師榮西に寄附し給ふ。清淨結界の地たるへきの由、仰下さる。結果等、其地を行道す。施主監臨し給ふ。義清假屋を構へ、珍膳を設く。建仁二年二月廿九日、故大僕卿義朝の、沼濱の御舊宅を毀ち。榮西律師の龜谷の寺に寄附し給ふ。當寺建立の最初なり。其沙汰有といへとも、僅に彼御記念の爲に、幕下將軍殊に修復せられ、其破壊、しはらく顛倒の儀あるへからざるの由、定め置るゝの處に、僕卿尼御臺所の夢に入て、示されていふ、沼濱の亭に在て、海邊に漁を極む。是を壞て寺中に建



(地釋籠)

立せしめは、六樂を得んと欲すと。御夢覺ての後、善信に記さしめ、榮西に遣さる。善信云、六樂は六根樂かと云云。元久元年五月十六日、尼御所金剛壽福寺にて御佛事を修せらる。御祖父の御追善とあり。今寺領八貫五百文といふ。

外門 古へは、天下古刹といふ額有しといへり。今は見えす。佛殿 本尊は釋迦・文殊・普賢なり。釋迦は陳和卿か作にて、土俗籠釋迦といふ。籠にて作り、上を張たるものなり。

祖師堂に、達磨・臨濟・百丈并開山の像あり。土間堂には、伽藍神并前住の牌・將軍家の尊儀を安す。

本尊 籠釋迦・腹こもりの白衣觀音の畫像數百枚。出現の由來は、日々一枚つゝ書て、何日と日附あり。傳へいふ、實朝公の筆なりともいひ、尼御臺の筆ともいふ。今は散逸して、出現のものは少くなれる由。

寺寶

佛舍利 三粒 玉塔に納む。寺傳に松風の玉と異名す。是は元積翠菴にあり。實朝公所持の物也といふ。【東鑑】建曆二年六月廿日、實朝公壽福寺に渡御、方丈手すから佛舍利三粒を將軍に奉ると有。其舍利をまた墓逝の後に、當寺へ納め給ふもの歟。

十六羅漢畫像 十六幅 桂蔭菴に有。【東鑑】、正治二年七月六日尼御臺所、京都にて十六羅漢像を副せらる。佐々木四郎左衛門定綱是を調進す。今日到來、御拜見の後、葉上房の寺に送らる。同十五日開眼供養、導師は榮西律師と有。古への像は寺燒亡の時に災に及へり。今存するものは新物

本尊純釋迦の腋あり白衣觀音の畫像



此所より附一枚書あり

なり。

涅槃像 一幅 新物なり。

千光國師畫像 一幅 新物。贊は黃葉隱元筆なり。

開山塔 逍遙菴と號す。今は菴なく、塔は積翠菴に屬す。額あり、法雨塔とあり。開山木像を安す。【東鑑】、建保三年六月五日、壽福寺長老葉上僧正榮西入滅、痾病に依てなり。結縁と稱し、鎌倉中の諸人群集す。遠江守親廣、將軍家の御使として終焉の砌に莅とあり。然るに、【釋書】には、京師に歸り、建仁寺にして七月五日寂、年七十五とあり。【東鑑】には大に異なり。されとも、七月五日を示寂の日とすることは、京・鎌倉ともに【釋書】によれるにや。

(窟畫)

又加實妙觀と書たる牌有。二位禪尼平政子へ牌なり。嘉祿元年七月十一日薨、御年六十九云云。御堂御所の地にて、同十二年戊刻、茶毘し奉る。當寺の開基たるゆへ、位牌を安す。

鐘 古へいほなしの名鐘ありしを、小田原陣の時奪ひ去て、鐵砲の玉に鑄たりといふ。今の鐘は、慶安四年の新鑄ゆへ、銘文を略す。

洞窟 二所。開山塔の後の方なる山麓の南寄にあり。一ヶ所は土人例の方言に、畫窟といふ。窟内を丈四方許に穿て、唐草模様を彩色にしたり。石塔有て、其奥に石あり。これを右府實朝將軍の御廟なりといひ、相並て一ヶ所は、二位禪尼の御廟なりといふ。又【東鑑】に、二君ともに勝長壽院に葬り奉れる事あり。されは當寺も、兩君御歸依なるゆへ、御分骨を葬りしことにやあらん。

歸雲洞 寺の西南の山にあり。

石切山 歸雲洞の南にて、山中は石切場なり。石切谷の山なり。望夫石 石切山の上にある。土人の説用ひかたし。西國松浦瀉に其名高き望夫石あり。其餘海岸の地には、所々に其名あり。海邊にて立石あれば、其名を唱ふ。

觀音堂跡 石切山の東の方半腹にあり。今は堂廢亡す。是は【釋書】に云、宋の佛源禪師、禪興寺に住せし時、夢中に觀音大士の告を得て、其後建長寺より龜谷山に移り、西南の高峰巖を鑿て、補陀の像を手刻し、觀音堂を剏造せしといふ。

桂蔭菴 開基覺知禪師、諱希一號月山。

正隆菴 同 靈光禪師、諱慧堪號大用。



右大臣實朝公木像 壽福寺安

足利貞氏木像 淨妙寺安置



城退治の一方の大將として、御發向有しなり。今度は當將軍の御父、淨妙寺殿御逝去一兩月の中也。未御佛事の御沙汰にも及はず、御悲涙にたえ兼させ給ふ折ふしと云云。依て考ふれば元弘三年の春逝去の事のやうに見えたり。されは寺傳を證とすへきにや。寺領四貫三百文を附せらる。

佛殿 本尊阿彌陀作不知。

開山塔 光明院と號す。開山の木像、足利貞氏の木像あり。又直義の木像あり。是は大休寺廢せしゆへ、此所へ移せしもの歟。光明院殿の位牌のこと、前文に記せし如し。足利義氏の女にて、權大納言隆親卿の室、隆顯の母なりと。此事系圖にもありといふ。又【鎌倉志】に云、日光山中興昌宣といふは、義氏の子なりといひ、光明院は昌宣の姉なる由、【鎌倉志】に見えたと、是は大に違有。昌宣は日光山四十三世の住侶にて、遙に末なり。殊に昌宣寄附の、瀧尾社頭へ納し鐵の寶塔に、光明院法印昌宣、文明二年の銘有。義氏は建保の比の人にて、【東鑑】和田合戦に其名見えたり。建保より文明までは年時二百三十年餘を隔つ。光明院を號する謂れしれす。日光山に、元和・寛永の頃迄座禪院・光明院と記せしものあり。今も御本坊の稻荷を、光明院稻荷と土人稱すれば、もと光明院の鎮守にて有し事なり。

鐘樓 門を入て右の方にあり。古鐘は天正庚寅小田原合戦の時に失たり。其後承應二年の新鑄なり。

稻荷社 寺より西の丘地にあり。鎮神なり。此社壇に、盜賊隠れ居たるを捕らへたる時、大倉の稻荷の邊さばかしき事を

鎌倉攬勝考卷之五

佛刹

【東鑑】に、弘長元年五月初日の條に見えたり。堯惠法師【北國記行】に、此稻荷の靈驗のことをしるし、此社は鎌足公の鎌を納られし、鎌倉山は是なりと記せしは、當社の事也。此説は、土人の傳へをしるせるものなり。其據をしらす。されとも、淨妙寺の山號も、此稻荷を稱すれば、古き叢祠なること論なし。

直心菴 總門の内右の方にあり。塔頭の今存するは、此菴はかりなり。此外は寺に其名を傳ふるのみ。

靈芝菴 瑞龍菴 芳雲菴 禪昌菴 東漸菴

佛智菴 萬春菴 知足菴

此八菴は當時斷絶なり。

鎌倉攬勝考卷之四終

長壽寺 山内往來路に總門あり。寶龜山と號す。關東諸山の第一なり。足利尊氏將軍追福の爲に、鎌倉公方基氏朝臣の勅建なり。尊氏卿の法號を、長壽寺殿妙義仁山大居士と號す。延文三年戊戌四月廿九日薨逝。京都にては等持院殿と稱す。古えは當寺も七堂ありし由。

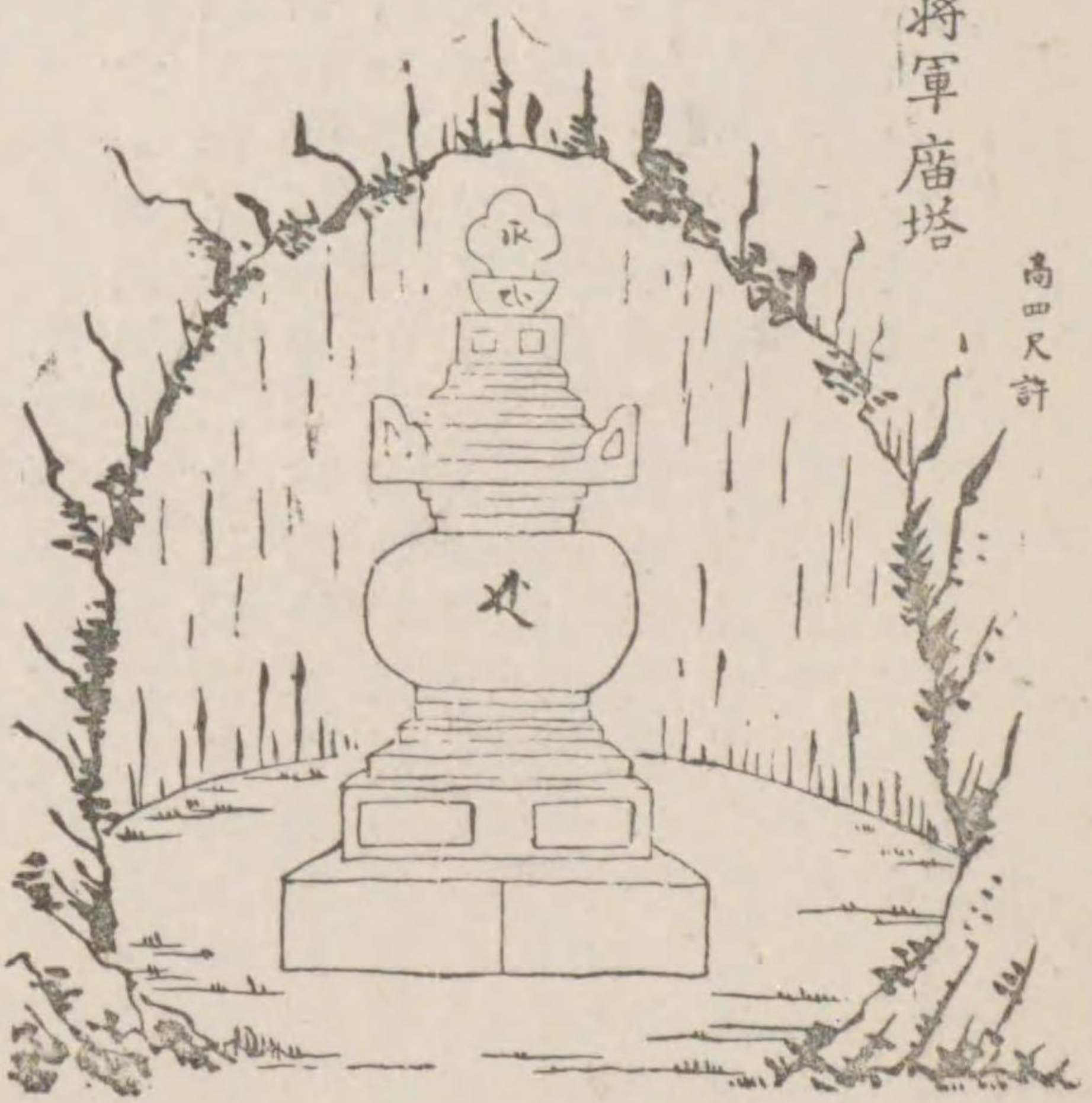
開山勅諭正宗廣智禪師、諱印元、字古先其行狀記の略云、

姓藤氏、薩州人也。始六歲辭親航海、抵東關相州圓覺桃溪禪師室、雜染奉侍其左右、既逮六年、嘉元三年師十二歲、桃溪示寂、悟迺達長開山蘭溪禪師高弟也。文保二年師二十四歲、附舶到元參諸師、既歸住諸山名區有年、左武衛將軍源基氏、建長壽寺、命師爲開山祖、師六十五歲赴圓覺請、未幾領建長寺衆、有東菴曰廣德、凡師所勸建丹州願勝信州盛興、武州正法攝州寶壽、皆爲開山、度徒若干、受戒法者不可勝記。師晚年養老於長壽、應安七年正月廿日、頗示微恙、談笑如平日、廿四日午刻、索筆書身後行、事遺誠并書心印大字、擲筆逝矣。世壽八十、僧臘六十七、葬全身拾後曇芳菴、其塔曰心印云云。



尊氏將軍廟塔

高四尺許



の木像有。往昔は佛殿に惟久殿の額を掲しといふ。客殿とは
獅王殿と號し、是も額ありし由。
尊氏將軍廟塔 客殿の後なる山際に有。五輪の如き塔なり。
開山塔跡 客殿より南の山にあり。昔は曇芳菴と號し、額あり、
心印と。開山の書なりといふ。今は塔もなく、舊地を寶塔と
唱ふ。明朝の宋景濂か、開山の碑銘を撰したる文、【護法錄】
に見へたり。茲には略す。
撞鐘 此寺の鐘なれとも、いつの頃散逸せしにや、當時は圓覺
寺の正續院にあり。彼院へ移せし謂れしれす。此寺の鐘なる
事は銘文に見えたり。

平時頼木像 禪興寺佛殿安置



平時頼の像より東鑑云弘長三年二月廿四日の刻
入道五位下行相頼木時頼年三十七
最明寺北山に手去能終のまを
三本と考へ頼木より座降
前、動搖の氣なきと云

此像は愛媛縣此作りの
今、杉本庵に安置の如くに
見ゆ。もと頼木の時頼の
彩色とせしものと云ふ俗

相州路寶龜山長壽禪寺鐘銘
康應元年僧堂既成、尙闕鐘魚、爰有賣銅鐘者其直
三萬錢、而今募緣市之、懸於堂前以爲永遠法器、應
永丁丑仲春日、幹緣比丘等禪、住持比丘等海、知事
比丘心乘、

寺寶

尊氏將軍 文書 一通 義詮將軍 文書 一通

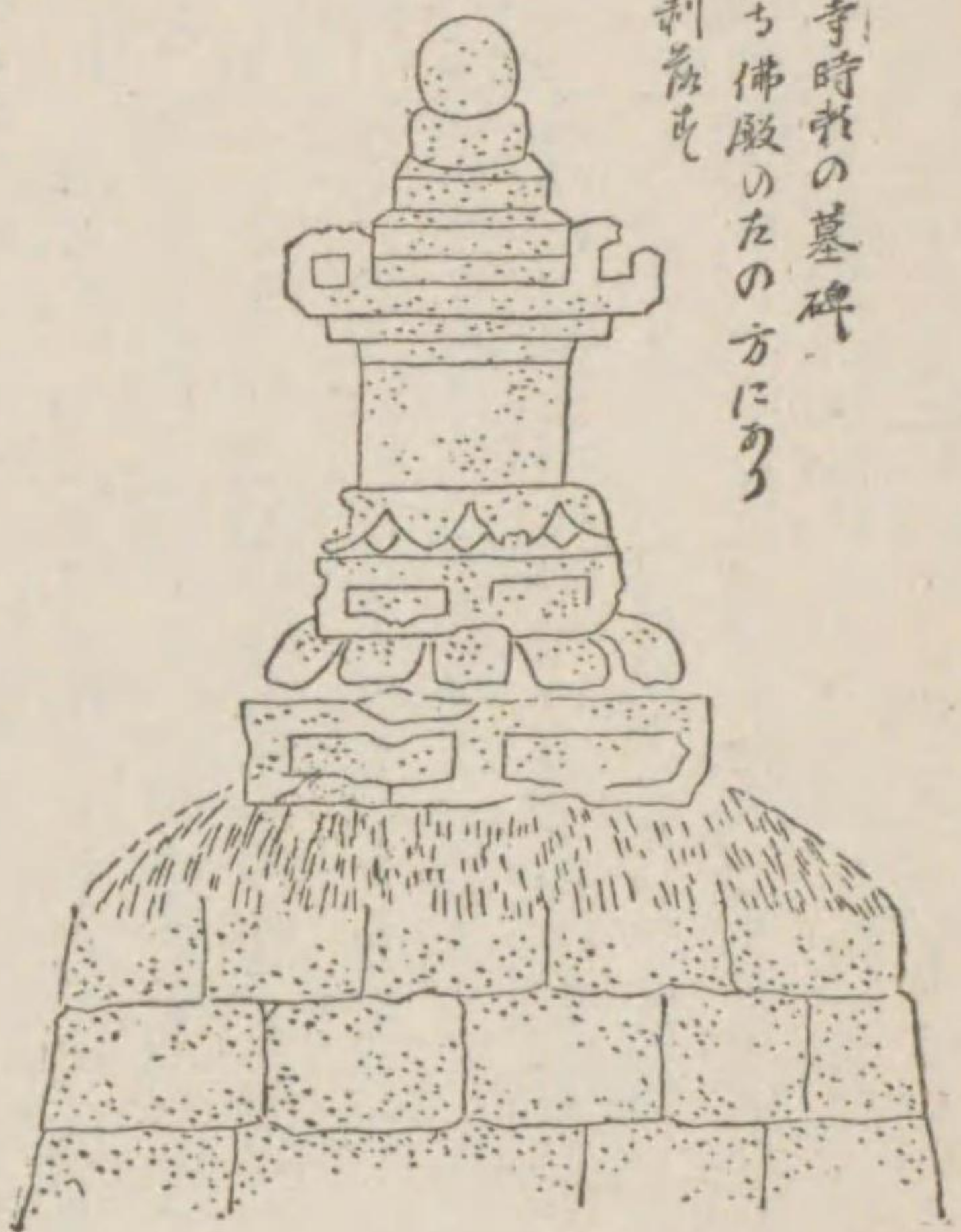
氏滿朝臣 文書 一通 持氏朝臣 文書 一通

禪興寺

福源山禪興仰聖禪寺と號す。淨智寺と相向ひ、明月院
の門を入て、左の方に佛殿あり。關東十刹の第一なりといふ。
今は廢して佛殿一字存するのみ。平時頼の建立なり。【東鑑】
に、建長八年、將軍宗尊親王山ノ内最明寺に御參り、精舎建
立の御禮佛とあるは、爰の事なり。開山は道隆禪師なれとも、
無及徳詮を第一祖とす。昔は七堂伽藍ありしといふ。時頼建
立の精舎を、最明寺と號し、法名をも最明寺道崇と稱せり。
平重時か極樂寺を開建し、法名を極樂寺と稱す。金澤實時か
稱名寺も又其如し。然るに最明寺の號を改たる謂れは、もの
に見えず。何ゆへなるや。扱此禪興寺は、建長寺派下の僧侶、
西堂に任するものは、禪興寺住持職の事とある公文を得て、
其階にすむ。されは巨福山の西堂の寺なり。今は頽廢せしか
と、其法式今顯然たり。中古足利家の世となり、氏滿朝臣大
檀越として、堂塔造立せられし地圖、今明月院に藏す。明月
院は、もと禪興寺の塔頭なりしか、今は明月院の持なり。彼
寺傳にいふ、上杉安房守憲方、當寺の檀越なり。明月院は憲

(寺明最)

最明寺時頼の墓碑
禪興寺佛殿の左の方にあり
文字判然



上杉始祖
修理大夫重房木像
禪興寺佛殿の左



方の法號なりといふ。又云、上杉家の始祖修理大夫重房、建長四年、將軍家宗尊親王の御供申て當所に來り、山内に住居せしより、當寺の世々檀那となりしゆへ、重房か像をも佛殿に安すといえり。

佛殿 本尊釋迦の頭はかりあり。惠心の作といふ。堂内土間也。

蜀大帝像一軀。草駄天一軀。地藏尊一軀。各運慶の作。平時頼の木像。上杉重房・同憲方木像有。又時頼の泥塑の像あり。祖師堂には、大覺禪師の像并位牌有て、開山大覺禪師座とあり。

又云、【鎌倉志】には、時宗・貞時か木像ありと載たれども、時宗・貞時か木像は、圓覺寺中佛日菴にあり。爰には時頼・重房の木像のみあり。泥塑の像は、大覺禪師の作といふ。牌有、最明寺崇公禪門覺靈とあり。玉隠和尚の像もあり。

梁牌銘

上祈、皇心廣大、聖德無邊、保釁算於千秋、固宏基於億載、本寺大檀那正五位下行左馬頭源朝臣氏滿敬書。左方

伏願、檀信歸崇、承靈山付、鳴旨、法輪常轉、興少林直指禪、康曆元年己未十二月二日開山大覺禪師四世孫住持文怡謹立。右方

鐘樓 天和二年の新鑄ゆへ銘文は略す。

相模守平時頼石塔 佛殿の後にあり。甃して、上に五輪塔あり。其形破壊して全からず。

玉潤 佛殿前の水流を名附。維新橋 玉潤の橋を名附。

六國見 境内の北に見ゆる高山、圓覺寺の上の山なり。安房・上

明月院 禪興寺の東北にあり。古えは塔頭なれ、今は却て禪興寺の方丈なりと唱ふ。建長寺領の内、三拾壹貫文の領を附せり。明月院領の事を、永祿二年、【小田原所領役帳】に、卅一貫九百七拾文、相州東郡岩瀬の内今泉とあり。開山は密室守嚴和尚、大覺禪師の法孫なり。開基は上杉安房守憲方也。法名を明月院大樹道合と號す。應永元年十月廿四日卒、歳六十。本尊觀音腹中に、小佛像數千を納む。虚空藏と愛染の像といふ。其傳えを失ふ。開山の像を安す。此寺地は、最明寺時頼か大廈の幽亭を構へし舊跡なり。北條氏滅亡し、此亭も荒廢せし跡へ、上杉憲方か當寺を造立せしものなりといふ。明月院の舊地は、憲方が塔窟の前なる畠地なり。

寺寶

九條袈裟 一頂 蓮の糸にて織たるものといふ。大覺禪師より相承す。

舍利 一粒 金塔に入たり。源義經所持の舍利、古河御所より納給ふ。金紋紗の直垂の袖に包み有しを、袖は古河に残給ふ。布袋木像 運慶作。

牡丹繪 二幅對 趙昌筆。牡丹花種々、一種毎に其傍に金字にて花の名をかけり。

二十八祖畫像 一幅 唐畫 鶴繪 一幅 筆者不知

鳩繪 一幅 宋徽宗皇帝の筆なりといふ。

興禪寺并明月院地圖 圖の表に源氏滿朝臣の花押あり。

中峰自贊像 一幅 指月和尚畫像 一幅

鎌倉攪勝考卷之五 佛刹 明月院

二五一

明月院は禪興寺の西



玉隠和尚畫像 一幅

上杉憲方石塔 方丈の西にて、山麓に洞窟を作り、其内の正面に釋迦・多寶の像、又十六羅漢を左右に彫付たり。相並て一窟あり。是を道合か石塔なりとて、古碑三・四あり。文字見えす、皆剥落せり。【鎌倉九代記】にいふ、上杉安房守入道道合、應永元年十月廿四日歿し、軀を極樂寺に埋葬せし由を載たれと定かならず。



上杉憲方木像
明月院・安光

東慶寺 寺の後にあり。常所十井の内なり。

松岡山と號す。淨智寺の並なり。禪宗の尼寺なり。當寺開基は、源頼朝卿の叔母なりと、【鎌倉物語】に載たり。其

據あるにや、未考。【松岡過去帳】を閲するに、開山は北條相模守平時宗の室家、秋田城介泰盛か女にて、北條相模守平貞時か母なり。潮音院覺山志道和尚と號す。時宗は弘安七年四月四日に卒す。其明年落飾して、當寺を創建せり。十月九日に毎年開山忌あり。二世は龍海尼、三世は潘澤、四世は須宗、五世は用堂和尚、是は後醍醐天皇の姫宮なり。山に入て薙染し給ふ。應永三年八月示寂せらる。六世は仁芳、七世は簡宗、八世は松圭、九世は應礪、十世は甘聰、十一世は柏室、十二世は靈菴、十三世は郎翁、十四世は開璋、十五世は明玄、十六世は潤繼、十七世は旭山和尚、是は小弓御所^{可作}八正院義明朝臣の息女なり。弘治三年七月十日示寂。十八世は瑞山、十九世は瓊山和尚、喜連川源頼純朝臣の息女なり。二十世は天秀和尚、豊臣秀頼公の息女なり。元和元年に、東照大神祖君の命に依て、山に入て薙染し、時に八歳なり。正保二年二月七日示寂。佛殿のうしろに石塔あり。二十一世は永山和尚、是は喜連川源尊信朝臣の息女、此後は鑿住也。寺領二拾貫文なり。【小田原所領役帳】に卅貫文、東郡之内、笠間の内前、岡と野葉にてとあり。

總門 山の内往來路に相接す。

山門 東慶總持禪寺と書たる額を掲ぐ。筆者不知。

佛殿 本尊釋迦・文殊・普賢、各金銅の像なり。

方丈并庫裡 寺傳にいふ、方丈は先年大破に及びけるに依て、駿河大納言家の御殿を當寺に移すといひ、殿内の張付は、皆狩野守信か筆なりといふ。近來は住持の尼僧なく、鑑司持たる

ゆへ、方丈には住せず。依て所々破壊に及といふ。觀音堂 山門の外右の方にあり。

鐘樓 山門の外右にあり。當寺の鐘は、天正十八年、小田原陣の時紛失せり。今の鐘は寺領の地より、村民か掘出せしものといふ。銘文を見るに、補陀洛寺の鐘なり。是も亂世の時奪ひ去て、土中へ埋しもの歟。觀應元年の鐘なり。銘は彼寺の條に記す。當寺の紛失せし鐘銘の寫、當寺にあり。年號は元徳四年の鑄成なり。銘文の寫は略す。

蔭涼軒 方丈の北にあり。海珠菴 山門を入て右にあり。

永福軒 山門を入て左にあり。青松院 佛殿の東北にあり。妙喜菴 青松院の北なり。

長屋 總門の内、古來より用人とて在住し、山内井領内の事を司る。また云、若き女の尼ならずして、此寺に居るものは、うとましきをつとをすてたるゆへ、これ迄の夫、離縁の券書を與えされは、再縁することもなりかたく、深き憂にしつみ、詮方なく此寺へ駈入、その事を願ひ、三ヶ年當寺に籠居すれば先の夫も思ひはれて、離縁に及ふ事になりける由。このゆへに、關東のもの駈入て、この事を願ふもの常に絶さりし。

正法寺 山の内管領第跡の東にあり。往昔、建長寺塔頭正法院といふか有けるに、中古以前より廢せり。正法院の開基は老仙和尚、諱元聘、建長六十五世なりといふ。其廢跡を、先年加藤氏の禪尼再建して正法寺と號し、建長寺の末菴なる尼寺なり。加藤氏の事を釋るに、奥州會津若松城主、四拾萬石加

藤式部大輔明成^{在關東}が寛永十六年のころ、家老堀主水といふもの主命にたかひて、一族并家來多勢引具し、若松城を立退て。其時城下をはなれ、中野といふ所に鐵砲を放ち、又往來の橋を燒て去りぬ。主の明成、此事を聞て討手を遣しけれと、終に遁去て、堀は鎌倉に忍ひ居たりしか、討手向ふと聞て高野山へ赴しに、明成彼山へ使者を立、速に擄取て出さるべき旨をいふ。此山に來らざる由を答ふ。明成大ひに怒り、所領に替て彼家老追捕せん事を訴え、軍兵を高野山へ向んとす。堀又此山にも留まり兼て、紀伊殿の御領内に隠れしを聞て、明成また紀伊殿へ此由を申て、軍兵を向んとす。堀も居る所なく關東へ忍ひ來り、公廳へ壺封の書を奉り、罪なき由を申披んとす。明成公儀へ、堀を下し賜ふべき由願ひけるゆへ、終に堀を明成に賜ひしかは、同十八年若松にて堀を誅したり。既に所領に申替たる家人、願ひのまゝに誅せし上は、唯有へき事ならず、同二十年身の病を申、國務にたえず、仍て所領悉く召上られん事を申せしかは、此時家斷絶す。將軍家も、嘉明か英名武功の家絶ん事を憐み給ひ、程經て式部大輔明成か嫡男明友を被召出、一萬石賜ひけり。此明友の實母は、妾にて有しか、斷絶の砌、江戸屋敷より、資財道具を鎌倉へ送り、建長寺へ寄附し、其身も鎌倉へ來り、此正法寺を再興せられしといふ。

常樂寺 粟船山と號す。離山より北の方、粟^{或作青}船村に有。此寺の略傳記云。

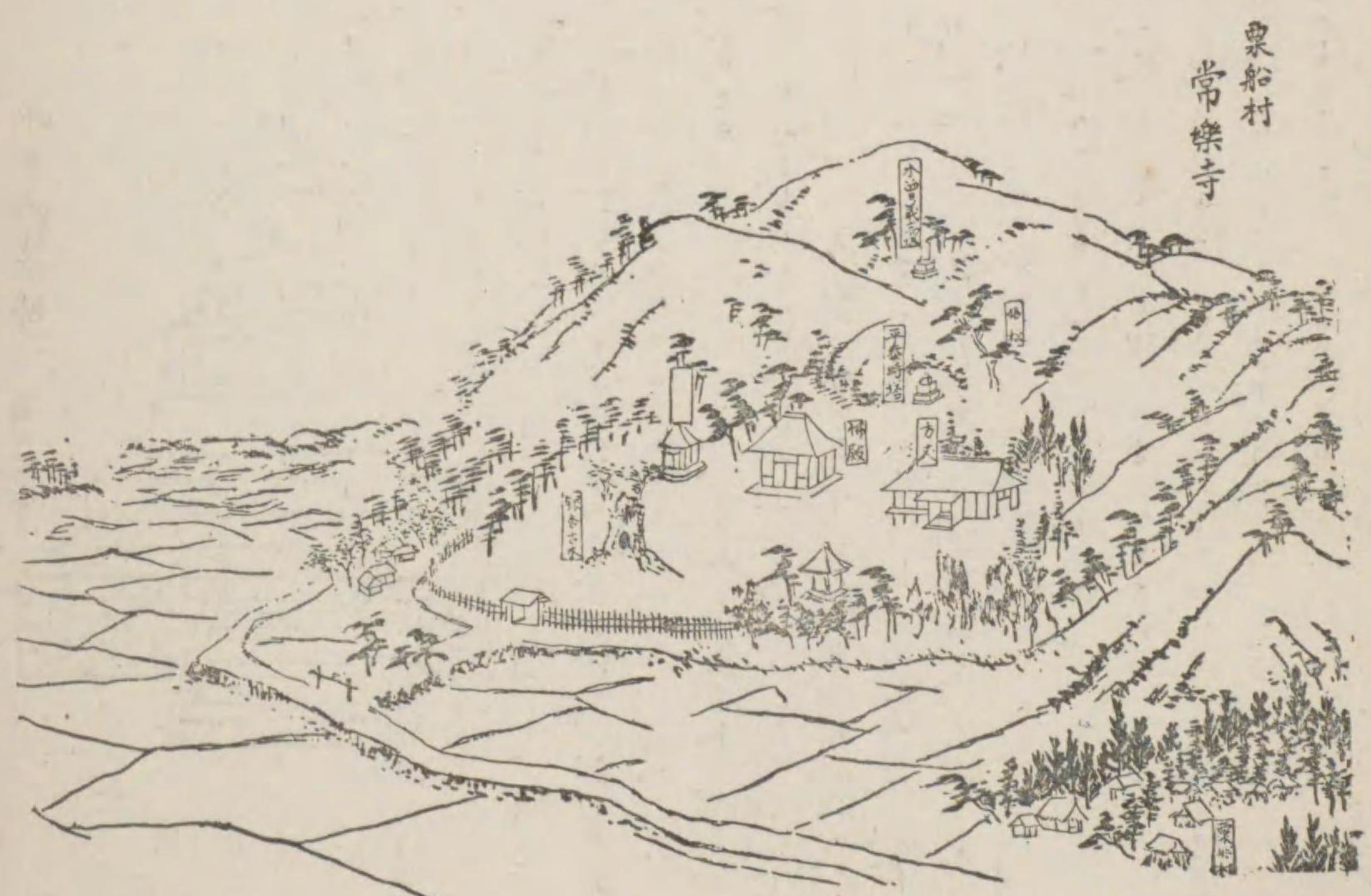
此地往昔爲海濱、以載粟船繫干此、一夕變而化山、

今栗船山是也、其形如船、又海濱化而爲桑田、人家于此故曰栗船村、山南曰垢拂村、昔掃船中垢處也、又山北有小山、形圓轉、里民呼曰柄杓山、汲垢水器化山、其餘依名不具記、此地四仰之下、腐具朽蘆、古株青泥等、今猶存、鑿井知焉云云。

此寺は武藏守平泰時の建立なり。泰時を常樂寺と號し、法名を觀阿といふ。位牌あり。本尊は彌陀の三尊なり。【東鑑】に、仁治二年十二月晦日、前武州^時渡御于山内巨福呂別居、秉燭以前令還給云云、按するに、巨福呂別居とあるは、栗船に別居を構へし事ならん。古えは山内の莊なる由、今も巨福呂谷といふ邊より、凡七八町を隔たり。泰時は、翌仁治三年六月十五日に卒し、栗船村へ埋葬して、常樂寺と稱するは、泰時が別居の事なるへけれとも、【東鑑】に、仁治三年の條脱漏せしゆへ、却て其事しれず。仁治二年三月十六日、今日有評定、事終、人々退散、前武州^時猶還座評定所、覽庭上落花、有一首の御獨吟云云。

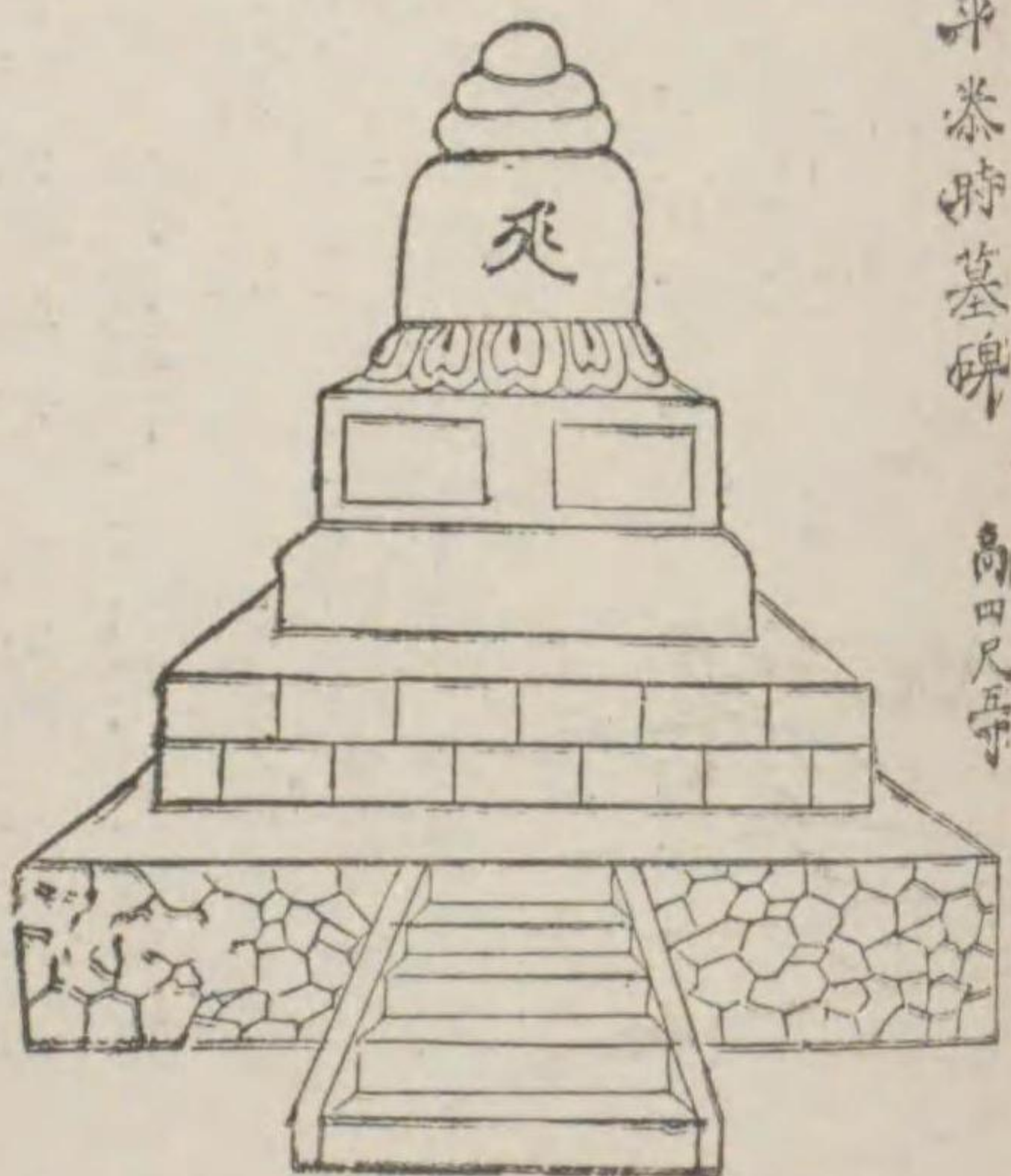
ことしけき世のならひこそものうけれ、花の散なん春もしられず

此歌を人々、前武州の辭世なるへしといえるところかや。夫より時々所勞の事ありといふ。【正統記】に、泰時心正しく政すなほにして、よく人をはくまみ、物に驕らず、公家の御事をおもくし、本所の煩ひを止めしかば、風の前に塵なくして、天の下則しつまりき。年代を果しこと、偏に泰時か力とも申傳ふめる。陪臣として、久敷權を執ることは、和漢兩朝先例なられず



平泰時墓碑

高四尺五寸

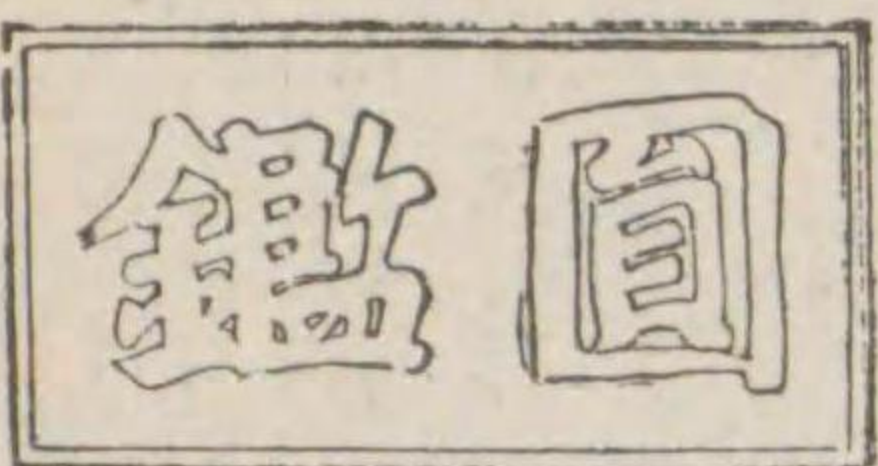


寺寶 定規 二篇なり。板に彫て、一篇は蘭溪、一篇は梵仙の書なり。其寫長文ゆへ、茲に略す。

洪鐘 鐘は寶治二年のものなり。是も銘文の寫は略す。女殊堂 佛殿に向て左の方にあり。

秋虹殿の額を掲ぐ。大覺禪師の書なり。文殊不動・毘沙門を安す、文殊は頭はかり、蘭溪か宋國より將來し、跡を本朝にてみづから作りつきて、全體にせしといふ。

阿彌陀堂 門より正面にあり。泰時の墳墓 阿彌堂の後にあり。姫宮 泰時の墓より左の方の山にあり。寺傳に、泰時の女といふ。今は古松一株あり。土人姫松と唱ふ。當寺の過去帳に載て、法號戒妙大姉とあり。色天無熱池 寺の良の隅にあり。



方丈の額 開山蘭溪の書なり。表門 栗船山と、黃檗木菴か書の扁額を掲ぐ。寺領は、建長寺領の内、永壹貫八百文鎌倉十二社村にて分附す。

し。其主たる頼朝すら、二世をは過す。泰時徳政を先とし、法式を堅くす。おのれか分をはかるのみならず、親族并あらゆる武士迄もいましめ、高官位を望むものなかりき云云。寛元々年六月十五日、故前武州禪室周閔御佛事、於山内栗船御堂被修之、北條左親衛并武衛參給、遠江入道前右馬權頭・武藏守以下、人々群參、有曼茶羅供、大阿闍梨信濃法師道禪并讚衆十二口云云、建長六年六月十五日、迎故前武州禪室十三年忌景、被供養彼墳墓栗船御堂、導師信濃僧正道禪、眞言供養也、請僧之内中納言律師定圓^{光俊朝}・藏人阿闍梨長信等、爲此御追福行八講、自京都應所被招請也、相州^時御聽聞云云、此前年十一月廿九日、諏訪兵衛入道蓮佛か、山内内に一堂建立、今日供養、是は奉爲故前武州^{泰時}追福とあれば、爰の常樂寺に一堂を經營し、兼て忌景の設に^{カヒツク}刷しものならん歟。【元亨釋書】に云、副元帥平時頼は、隆蘭溪か、宋より來化せしを請し迎えて、先爰の常樂寺へ安居せしむとあり。或はいふ、此寺もとは天台宗なる由記したれと、眞言宗なるへし。扱蘭溪が住せしより以來、禪派になりしといふ。此ゆへに、梵仙か榜に、開山蘭溪と云云。

義高石塔 寺後の山上にあり。石面に木曾冠者義高公の墓とあり。

木曾塚 姫宮より西にあり。此塚、もとは常樂寺より未申の方なる田の中に、十町許も隔て在しを、村民是を木曾免といひし由、是は木曾義仲の嫡子清水冠者義高の塚なり。此人は、義仲より質として、鎌倉に來り給ひければ、右大將家の姫君に嫁して、鎌倉に在しか、元暦元年正月、江州にて義仲討れければ、禍ひ義高か身に至らん事を、女の貌にやつし、同四月廿一日の早天に、御所を忍び出給ふ。其日の夕刻に右大將の聞に達しければ、堀藤太頼家、武藏國河越へ向ひけるか、同二十一日、入間河原にて、親家か郎徒藤内光澄冠者義高を誅し、首を持來て實檢に備へ、後に此邊え其首を埋葬せしといふ。もとは田圃の中に古塚在しを、延寶八年二月廿一日、田の主石井某といふもの、塚を掘出し、其中に青磁の甕有。内に枯骨土にまひれて有けるを、悉く洗ひ淨めて、常樂寺境内に移し、塚を封して木曾塚と稱しけるといふ。

無量寺 證菩提寺舊跡【鎌倉志】に云、此寺の舊跡は、本郷上の村に、五峰山無量寺といえる古義眞言宗、同郡手廣村青蓮寺の末なり。則是なりとあり。證菩提寺も五峰山と號し、古へより境内に、神明臺・大日堂山・鍛冶谷ヶ臺・馬屋ヶ岳とて、此五峰あるをもて名附たり。往昔は、此邊迄山内莊なり。【東鑑】建保三年五月十二日、將軍家實朝公御夢證菩提寺の事あり。また建長二年四月十六日、山内證菩提寺住持申當寺修理事、爲清左衛門入道滿定奉行、今日有其沙汰、早台損色、可成土木

之功之由被仰出、是右大將家之御時、佐那田余一義忠菩提、建久八年建立之後、雨露雖相浸未能此式云云。本尊阿彌陀を安す。二體あり。一體は頼朝御寄附の尊像といふ。按するに、元亨元年、建武元年の頃迄、證菩提寺と稱せしよしなり。されは無量寺と改たるは、中古以來のことなるへし。【鎌倉志】に、本尊彌陀少へ、後に無量寺を改たる歟とあれとも、右大將家起立の時より、本尊彌陀なれば、此説も又用ひかたし。

寺寶

右大將文書 一通 制止證菩提寺殺生事、四至、東限坂中並小槻峰、南限谷澤木戸口、西限邊淵橋、北限竹後大道、右當所者彌陀如來利生之砌也、於件四至之所、不可殺水陸之生類者、自今以後、若背此旨、猶致狼藉者、不論貴賤、可被處罪科、仍爲向後制止如件。建久八年丁巳六月二日、頼朝判、此書今は見へず。古文書 二通 元亨元年と、建武元年のものなり。山内證菩提寺内新阿彌陀堂供僧職二口事、中納言法師俊濟添、右守先例、如元可被致沙汰之狀如件。

元亨元年十二月廿九日、三位法師御房え、沙彌、と有て、花押も有。一通は、文面大概相同、建武元年十一月廿四日と有て、花押のみ有。【鎌倉志】には、足利直義の判也と有。古文書 三通 正中三年と、應永二十七年のもの、と、正應六年

七月廿日光○花押の書あり。山内新阿彌陀堂供僧職一口大堀方事、右守先例、可致沙汰之狀如件、

正中三年三月一日、三位阿闍梨御房え、沙彌花押有。一通は、文書の初に花押あれとも、持氏朝臣の花押に非ず、宛行山内本郷證菩提寺供僧分、相承院御分と有て、三反定置事、右馬四郎國吉と有り。右彼田一反上田五斗四升、二反中田八斗、其外授分口物等合一石五斗七升、公事以下任先例、可致沙汰之狀如件、應永廿七年閏正月十六日、秀信花押あり。

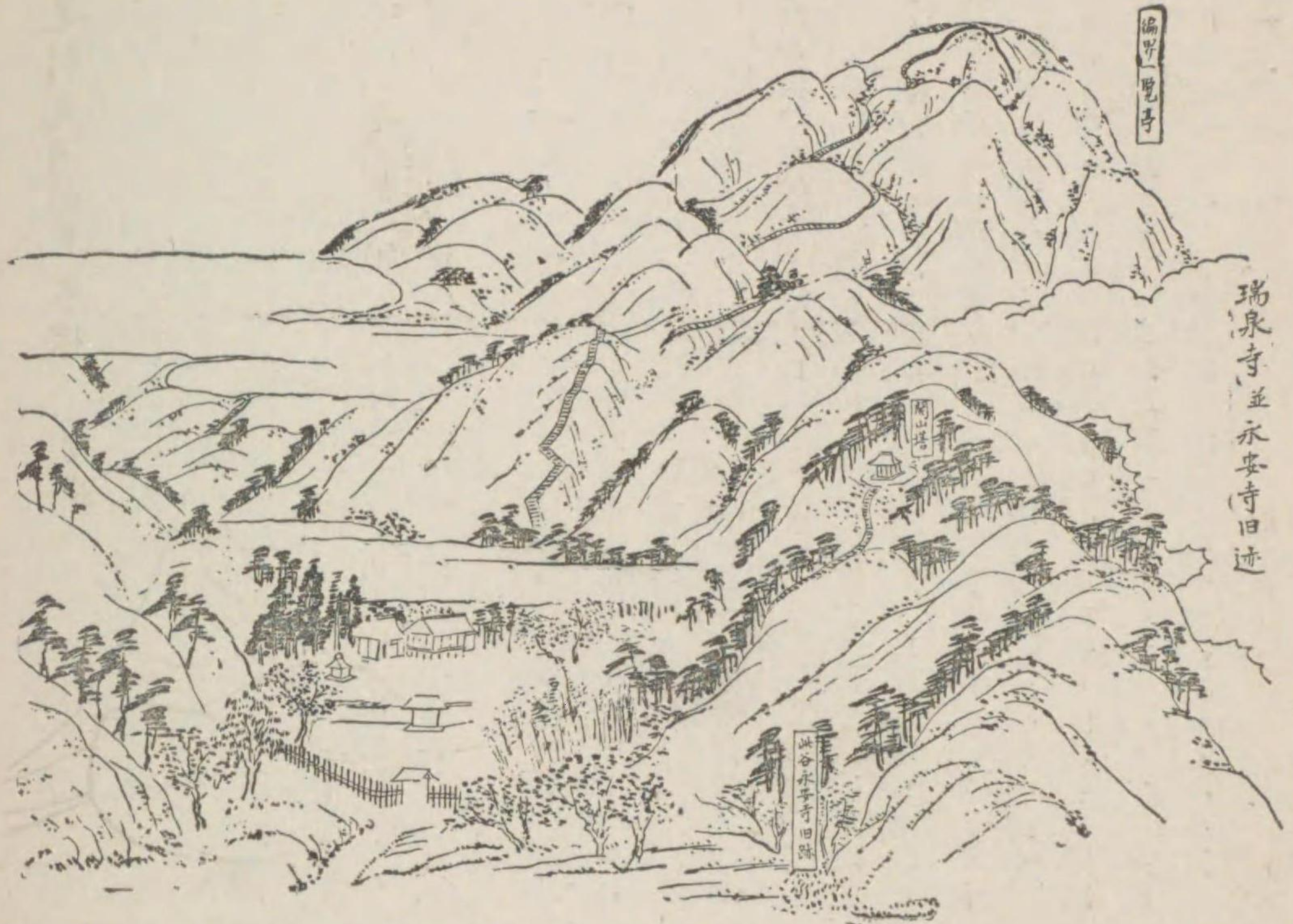
勸進狀 一通 天文十一年閏三月、勸進沙門某敬白と有り。山内本郷五峰山證菩提寺勸進之狀とあり。餘は略す。されは天文の頃迄も、證菩提寺と稱せし事なり。鐘銘 【鎌倉志】に出たれと、今は此鐘も見へず。文保二年の鐘成なる由、其銘文も略しぬ。

瑞泉寺 朝夷奈切通の北寄にあり。錦屏山と號す。本尊釋迦作不知。開山夢窓國師、開基足利基氏朝臣、瑞泉寺玉岩所公と法號す。寺領圓覺寺領の内、三拾八貫文を寄附す。基氏朝臣を開基とは稱すれとも、國師は嘉暦元年此地に菴室を造り、南芳菴と號し、同二年瑞泉寺といふを建立せし由なと、國師の【語錄】に見へたり。されは其後足利家の世となりて、基氏朝臣再建せられしより、開基檀越と稱せし事ならん。【夢窓語錄】云、嘉暦元年九月、至鎌倉、於永福寺傍、卓菴曰南芳、同

二年平公平高時、又以淨智固請不可免、勉強應之、過夏勇退歸南芳、八月移錦屏山、建瑞泉閣、若同三年、師在瑞泉是歲造觀音堂、又於絕頂構亭、名遍界一覽、仍題偈、明極清拙同賦、鏤版揭焉、冬元帥高時以圓覺請、不起。下略此瑞泉は、圓覺寺派下の西堂の寺なり。彼派下の僧侶、西堂に任するものは、瑞泉寺住持職の事とある公文を得て其階にすゝめり。其法則今顯然たり。開山塔 總門を入て右の方、山際にあり。夢窓國師の像并源基氏朝臣・氏滿朝臣の木像有、此邊に基氏朝臣の墓碑も有。座禪窟 開山塔の後に大ひなる巖窟あり。開山座禪せしところなり。

編界一覽亭迹 座禪窟の上の山なり。登路十八曲の坂なり。夢窓、此亭にての詩歌あり。前もまたかさなる山の菴にて、梢につゝく庭のしら雲天封尺地許歸休。致遠釣深得自由。到此人々眼皮綻。河沙風景我焉瘦。此餘一覽亭の詩篇、多く僧侶佳調なれとも、悉く略す。【梅花無盡藏】に、萬里居士か詩あり。

尋瑞泉之古刹、攀斷崖數十丈、認一覽亭之所在、只殘礎縱橫、亭子不存、茂林深、四面之風致十一、不能望之、遠則富士之半嶺、近則鶴岡之左股、僅掛蜘蛛之網、底耳、國師行道之寶地、四衆絕輻輳之跡、紫苔荒而黃葉積、無一木之可與之公案、吁監院之懶



瑞泉寺並永安寺旧迹

歟、寺産之薄歟、抑亦山靈之秘清境歟、未爲易識焉、
謹作一覽亭詩云。
東臚素念別非輒。一覽亭西富士烟。
殘礎苔荒黃葉積。蛛絲底有國師禪。

足利基氏朝臣木像

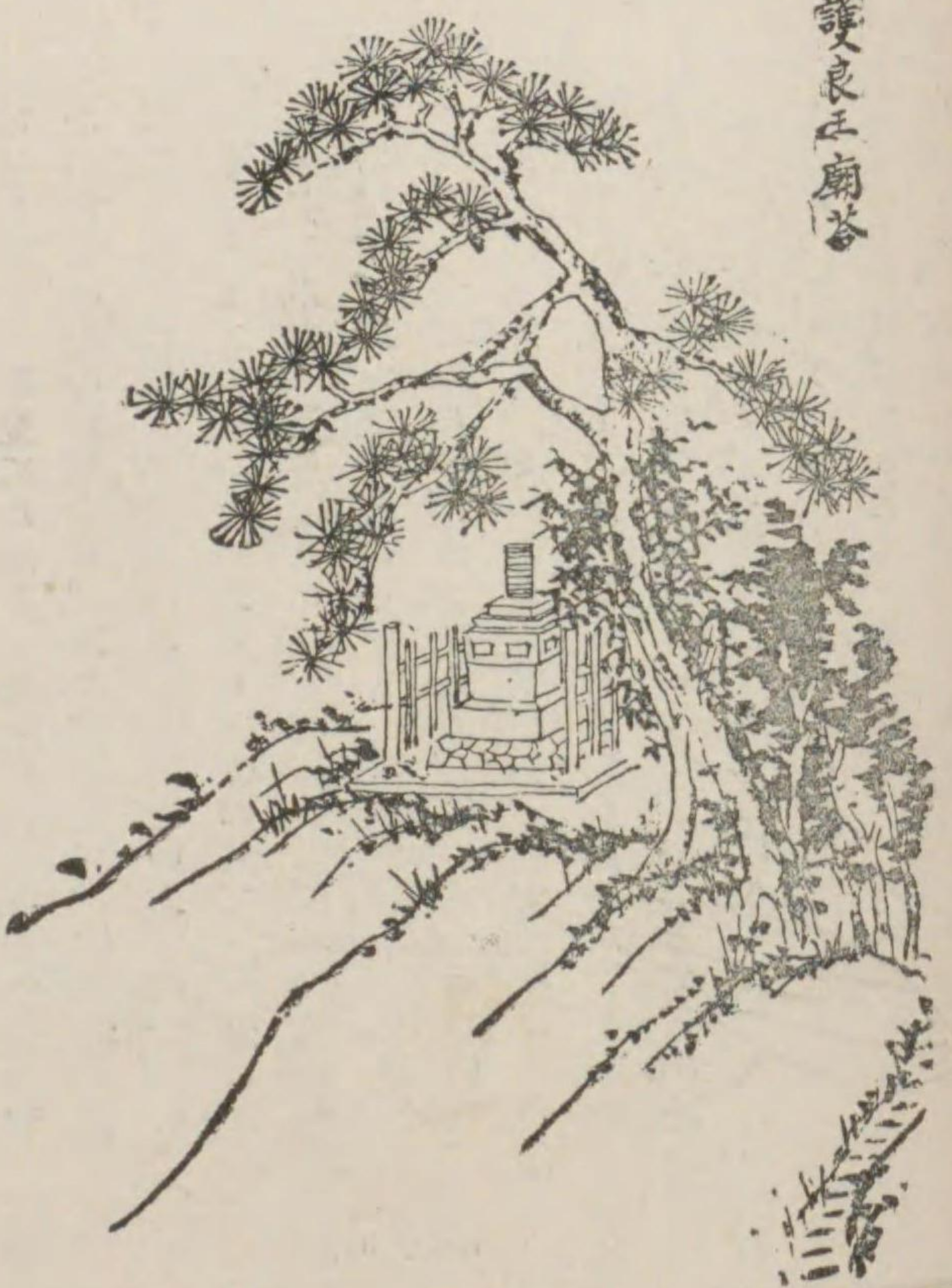
瑞泉寺に安ん



足利氏満朝臣木像

同前

護良王廟塔



護良王石塔 山上にあり。宮のなきからを、住僧か葬奉りしなり。佛壇に位牌あり。

兵部卿尊雲法親王尊儀 裏に建武二乙亥年七月念三日。鑑場 西の方にあり。是は大樂寺の本尊、鐵像の不動を鎔工せし所といふ。

覺園寺 藥師堂谷にあり。鷲峰山と號す。禪律にて、京都泉涌寺の末、永仁四年平貞時の建立なり。開山心惠和尙、諱智海と號し、願行上人の法嗣。本尊藥師・日光・月光・十二神、ともに宅間法眼か作といふ。此地往古藥師堂を、先祖義時か建立

(陀羅阿彌)

理智光寺 五峰山と號す。永福寺廢跡より東。古へは此邊も大倉と號しけり。往昔、貞永元年十二月廿七日、後藤大夫判官基綱、故右府朝野追薦の奉爲に、大倉に一寺建立の功をなせり。供養導師は辨僧正定豪大願と云云。夫より後に至り、理智光寺と稱し、願行を開山とし、禪律にて、京都泉涌寺の末也。開山願行の牌に、開山勅謚宗燈憲靜宗師と有。佛壇に大塔宮の牌あり。寺傳に云、淨光明寺の慈恩院に有しか、是は當寺に有へきものとして、爰へ移せしといえり。本尊阿彌陀作不知。腹籠りに靈佛を納しゆへに、土人は是を朝阿彌陀と唱ふ。此寺今は尼寺と成。山内東慶寺の末となれり。



せしゆへ、薬師堂谷と唱へしも、焼亡せしより、四十六年を歴て、此時また古名の薬師堂谷へ安置し、一寺再建せしものなり。今寺領七貫百文といふ。

寺寶

不動畫像 一幅 三尊、開山心惠筆。

伽藍目錄 一幅 右同筆。年中行事 一卷 思淳筆。

地藏堂 額は大地殿と八分字、脇に永祿十二年己巳十月廿四日。古額を直せしものなり。傍に芳春院李龍周興新造施とあり。此地蔵を、土俗火燒地藏といふ。【年中行事】に、黒地藏と有て、持氏朝臣參詣のこと見へたり。傳へいふ、此地蔵、地獄を廻り、罪人の苦を見て堪兼、自ら獄卒に替り火をたき、罪人の煩をやすめらると。此ゆへ毎年七月十三日の夜は、男女群參す。彩色を加えけれど、又一夜の内に本のことく黒くなるといふ。此堂建立の時、奇事ありしといふこと、【沙石集】に見へ、初鎌倉の濱に有しを、願行上人二階堂へ移すともいへり。

(藏地黒)

弘法大師護摩壇跡 山上にあり。

棟立の井 是も山上にあり。弘法大師此井を穿ち關伽水に汲給ふといふ。當所十井の一つなり。

大樂寺

今は覺園寺同所にあり。古へはくるみか谷に有しゆへ、胡桃山千秋大樂寺と號す。律宗なり。開山公珍和尚。本章は鐵像の不動、願行上人作。是を試の不動尊といふ。大山の不動を鑄成の時、先試に鑄たる像といふ。

愛染明王運作・藥師佛運作、佛壇に安す。

(堂きやなか)

往昔創建は、承元五年七月廿一日、伊賀寺朝光、永福寺の邊に一梵宇建立、今日供養、導師は葉上坊律師、讚衆八口相州井室家匠作等御參と云云。胡桃谷にて其後回祿せしゆへ、往古の由來を失ふ。何の年にか此所に移しけるにや。

光觸寺

是は朝比奈切通往來の南寄に、藤觸山光觸寺とて、開山一通上人、藤澤山清淨光寺の末なり。客殿に光觸寺といふ額を掲ぐ。後醍醐帝の宸筆なりといふ。本章阿彌陀運作觀音阿彌陀勢至勢至甚難甚難作、此本章を煩燒阿彌陀と唱ふ。緣起に云、順德帝の建保三年、京都に大佛師有。運慶法師と號す。將軍右大臣家の招に因て下向の時、鎌倉の住人すぐり氏女町の局、時年三拾五。運慶に此佛を、四十八日を限り作らしむ。來迎の三尊長は法の三尺なり。氏女歡喜して、持佛堂に安置し、香花を捧持念怠らす。家に萬歳法師といふ下部法師有。常に專修念佛して信心有といえとも、倭にして人を煩らはしむ。皆人は是を惡む。時に家々にて、物の失し事有。人々は萬歳におはす。氏女怒りて是を禁す。我身急用有て他所へ行し跡にて命を受るもの、萬歳を捕えて、轆の水つきを燒て、左の頬え火印し退く。されとも大痕なし。氏女の夢に本尊悲ていふ、我頬を見よと。氏女夢さめて佛を見るに、火印の痕有。是は萬歳か專修念佛の功德に因て、成へしとて、萬歳か罪を赦し、佛師に命し、火痕を修すること二十一度に及といへとも、終に復せず。末代人に見せしめんか爲に修せず。氏女出家し、法阿彌陀佛と號し、一字建立し、此佛を安しかなやき堂といふ。建長三年九月六日、氏女七十三にて歿す。緣起二

り。開山は一通上人といふ。

卷あり。筆者亞相藤原爲相卿、繪は土佐將監光興なり。本章の厨子に、源持氏寄進とあり。又【沙石集】にも、鎌倉に町局とやらん聞へしといふ。以下少く違ふ處あり。いつれか其是なることをしらす。

報國寺

淨妙寺村にあり。功臣山建忠報國寺と號す。建長寺末なり。杉本觀音の南の方にて、滑川を隔たり。開山佛乘禪師天崖惠廣、建武二年三月十日寂す。開基は尊氏將軍の祖父伊豫守家時の建立、法號を報國寺殿義恩と稱す。木像法體の像あり。本章釋迦・文殊・普賢并阿難・迦葉を安す。宅間法眼か作なり。今寺領拾五貫文。

開山塔を休耕菴と稱す。

高松寺

西御門村の内、東北の谷にあり。往昔は大樂寺といふ古刹の尼寺有しか、頽廢せしを、紀伊大納言頼宣卿の御母堂、井三浦氏等力を合て、再建せられし法華宗の尼寺なり。土人傳へいふには、往古大平寺といえるは、右大將家、池の禪尼に隨侍せし姪女あり。是を鎌倉へ呼下され、禪尼の報恩の爲にとて、此姪女尼となられ開基とし、一寺取立給ひし、大平寺是なりともいふ。其後源基氏朝臣の後裔、清溪和尚を中興とせしともいひ、或は持氏朝臣の息女昌泰道安、又成氏朝臣の息女昌全義天、或は生實御所義明の息女青岳和尚、茲に住せし頃、安房の里見義尙、弘治三年三浦の城か島へ着船し、鎌倉へ來り、所々追捕せし時、此寺の青岳和尚を奪ひ、往て妻とせし由、それより廢せしといふ。

來迎寺

高松寺の南に隣れり。時宗、藤澤山清淨光寺の末な

鎌倉攬勝考卷之六

佛刹

寶戒寺 金龍山圓頓院と號す。天台宗東叡山末。前條に出せし將軍賴經卿以來六代の御所跡と、執權北條氏が舊跡なり。傳へいふ、尊氏將軍のはからひにて、後醍醐帝へ奏し、高時が爲に、葛西谷の北條が菩提所なる東勝寺を爰に移し、彼一族等が骸骨を改め葬り當寺を建立す。開山は法性寺の長老五代國師、諱惠鎮慈威和尚といふ。圓觀僧正と號す。後伏見・後二條・花園・後醍醐・光嚴帝迄五代帝王の戒師となれるゆへ、五代國師と稱す。延文元年三月朔日示寂す、七拾六歳なり。第二世は慈源和尚といふ。又普川國師と號せり。此人は尊氏將軍の第二子、性質多病なるゆへ、五代國師の加持祈念を得て其後弟子となり、此寺の二祖となる。古えは四宗兼學なりしが、今は天台宗にて東叡山末なり。寺領九貫六百文を附せらる。

佛殿 本尊地藏、左右梵天・帝釋、ともに唐佛なり。地藏尊は、行基作、此地蔵は、尊氏將軍の守本尊といふ。不動の像は大山の不動と同伴といふ。外に開山と二世の像あり。

寺寶 尊氏將軍文書 二通
右二通の内、一通は開基の謂れ、一通は寄附狀なり。
地藏畫像 一幅 尊氏將軍、日課に書給ふものゝ内なり。

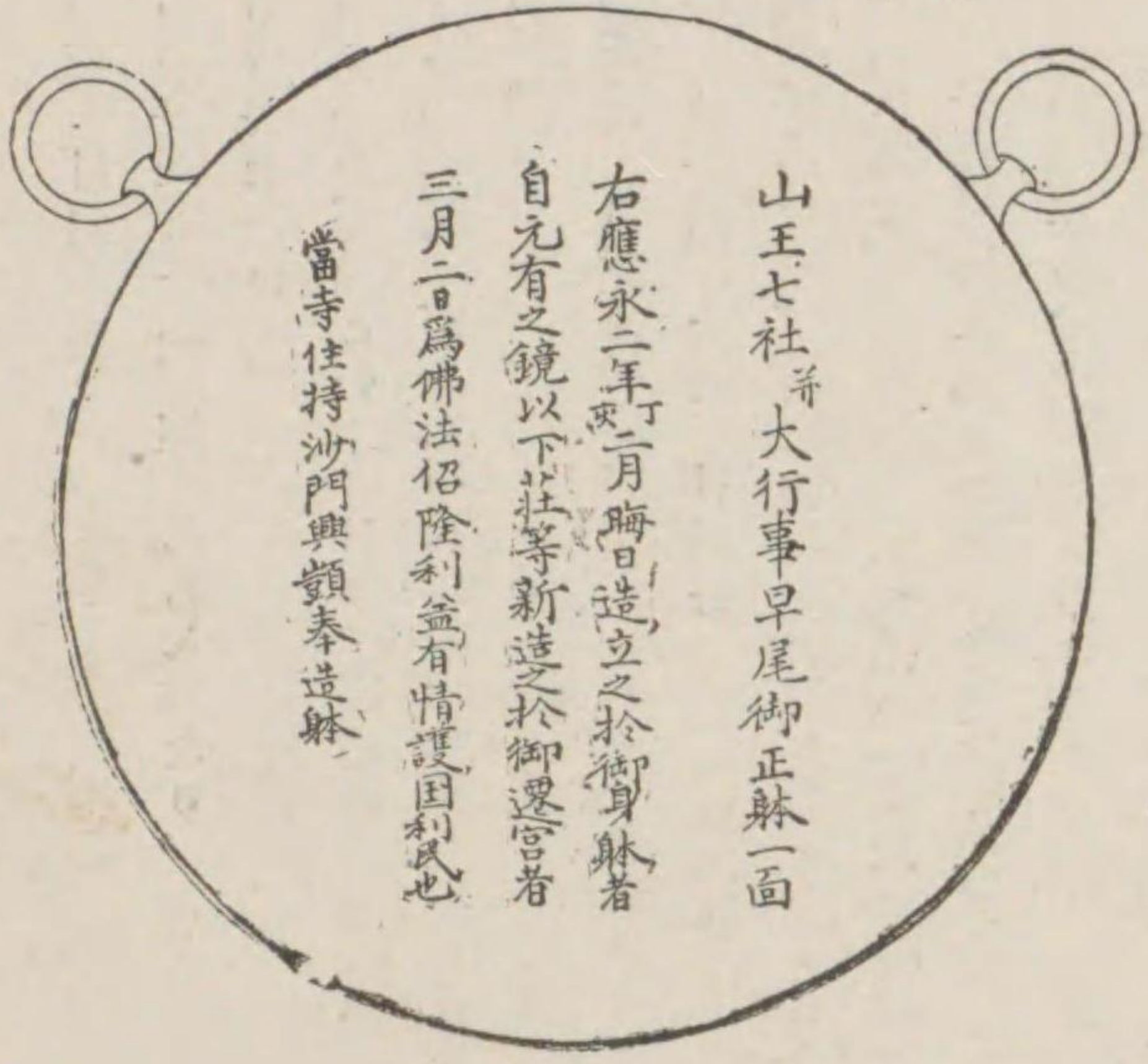


平高時画像

是を宝戒寺境内德崇権現の神祇に祀りて、建武二年、後醍醐帝比叅し、仍り勸請の時、神祇とせり、其後本像を安き由寺傳ひ、此画像を高時入道の日画り、といふ説を信ぜり。

- 寫は在柄社に圖を出せしゆへ、茲に略す。
- 平高時畫像 或は自筆といふ 三幅 唐筆
- 三千佛畫像 一幅 唐筆
- 涅槃像 一册
- 五代國師自撰記 三通
- 同 自筆狀 一幅
- 普川國師像 一幅

寶戒寺境内
鎮山王社之
神祇也
表、社の本
祀佛と請附
同徑五寸許



山王七社、大行事早尾御正殿一面
右應永二年二月、齋日、造立之於御身、身著
自元有之鏡以下社等、新造於御邊、昔者
三月二日、爲佛法召隆利、益有情護國利也
當寺住持沙門興頼奉造解

德崇権現社 寶戒寺境内南にあり。北條高時を祀る。
【北條五代記】に、高時が屋敷跡に寶戒寺を建立し、多くの亡魂を吊ひ、高時を德崇権現と號し、鎮守に祝ひ給ひければ、

怨靈も鎮りぬとあり。【異本太平記】に、相模入道乃一跡、德崇領をば内裡の供御領所に置るゝとあり。【梅松論】北條が家督を德崇と號すとあり。

山王社 境内鎮守、門を入て右の方にあり。

妙隆寺 小町の西類、叡昌山と號す。法華宗中山の末なり。開山日英、二世は日親、此僧を鍋かぶり上人と異名し、宗門にては其名高し。

寺寶 曼茶羅 三幅 日親筆
法華 三部 筆者不知
紺紙金泥法華經 無量義經 普賢觀經
行の池 寺の後にあり。日親此池に手をひたし。一日に一指づつ、十指の爪を放し、百日の内に元のごとく生かえらば、所願成就と誓ひ、血を此池にて洗ひ、其水をしたゝりて曼茶羅を書き、爪切の曼茶羅といふ。當寺の什物とせしが、先年退院の住持が盗み行しといふ。

大巧寺 是も小町の西類なり。傳へいふ、古へ長慶山正覺院大行寺。眞言宗にて、梶原屋敷の邊にありしが、故有て、其後大巧寺と改て此地に移し。日蓮、妙本寺に在し時法華宗となり、九老僧日澄を開山とし、妙本寺の院家となれり。寺領七貫二百文。

産女の寶塔 堂内に一間四面の二重塔あり。是を産女の寶塔といふ。第五世日棟、毎夜妙本寺の祖師堂へ參り、或夜、夷堂橋の邊より産女の幽魂出で、日棟に回向を得て、苦患をまぬ

かれ度由をいふ。日棟是が爲に回向す。産女懸金一包を捧ぐ。是を受く其爲に造立す。幽靈の出たる池橋はしらの跡も今存すといふ。夷堂橋より少し北なり。

寺寶

曼茶羅 三幅 日蓮書

一は祈禱の曼茶羅といふ。經文ちらし書なり。

一は瓔珞の曼茶羅といふ。

一は星くだりの曼茶羅といふ。日澄、庭前の青木に掛けて日天子を拜する時、星くんだりしゆへ名附、其青木今も存するといふ。

無邊行菩薩の名號 日蓮書

日蓮乃消息 曼茶羅 一幅 日朗書

舍利塔 五重の玉塔なり。

濱名が石塔 境内にあり。北條氏政の臣、濱名豊後守時成といふ。法名妙法、子息蓮眞・母妙節、三人の石塔なり。

番神堂 濱名時成が建立といふ。

本覺寺 大巧寺の南隣、妙嚴山と號す。身延山の末なり。永享年中草創。此寺は東國法華宗の小本寺なり。日出上人の弟子日朝、當寺の二世なり。廿歳の時より、身延山に住する事四拾年、身延山の法式此代に定むと。當寺三世日耀え日朝よりの書に、摠じて東三十三ヶ國、別して關八州の僧祿に任じ置事に候得ば、萬端制法肝要に候と云云。今寺領拾二貫二百文。

寺寶

(藏地録)

曼茶羅 一幅 日蓮書

日蓮消息 十通

記録 一册 日出上人、天台宗と問答せし時の執權是非を糺し、田園寄附の由、自筆なり。

外に北條家判物あり。

延命寺 米町の西にあり。淨土宗安養院末なり。堂に立像の地藏を安ず。土俗裸地藏といふ。又は前出し地藏ともいふ。裸形にて双六局をふみ、厨子入、衣を着せたり。參詣のものに裸にして見する所なり。地藏へ女根を作り附たり。むかし北條時頼が、婦人と双六の賭して婦人負たるゆへ、地藏を念じければ、忽ち女體に變じ、局の上に立りといふ。不敬の形に造り、佛を玩戯するにやあらん。信じがたし。

教恩寺 米町の内にあり。寶海山と號す。時宗藤澤清淨光寺末也。土人いふ、もとは光明寺境内の山際に有しを、延寶六年爰に移せり。此所は善昌寺と云光明寺末寺の廢せし所なり。

又教恩寺の在し跡を所化寮とす。

本尊阿彌陀 運慶作といふ。

寺寶

盃 一箇 傳へいふ。平重衡、千壽前と酒宴の盃なりといふ。

内外黒ぬり、内に梅花の蒔繪あり。大いさ、今時の平皿の如くにて淺し。木薄く輕し。

妙本寺 長興山と號す。日蓮說法始の寺なり。寺傳に、元祖上人の俗弟子、比企大學三郎が建立、日蓮在世の時、日朗に附屬す。ゆへに日朗を以開山とす。正月廿一日開山忌あり。

門

此寺の住持、池上本門寺を兼帯すといふ。塔頭十六坊、院家二箇院あり。寺領一貫五百文を附せらる。此寺境内を比企が谷といふ。比企判官能員が舊居跡也。此人の住せしより、地の名に稱することは、地名の條と第跡に出たれば合せ見るべし。

本堂

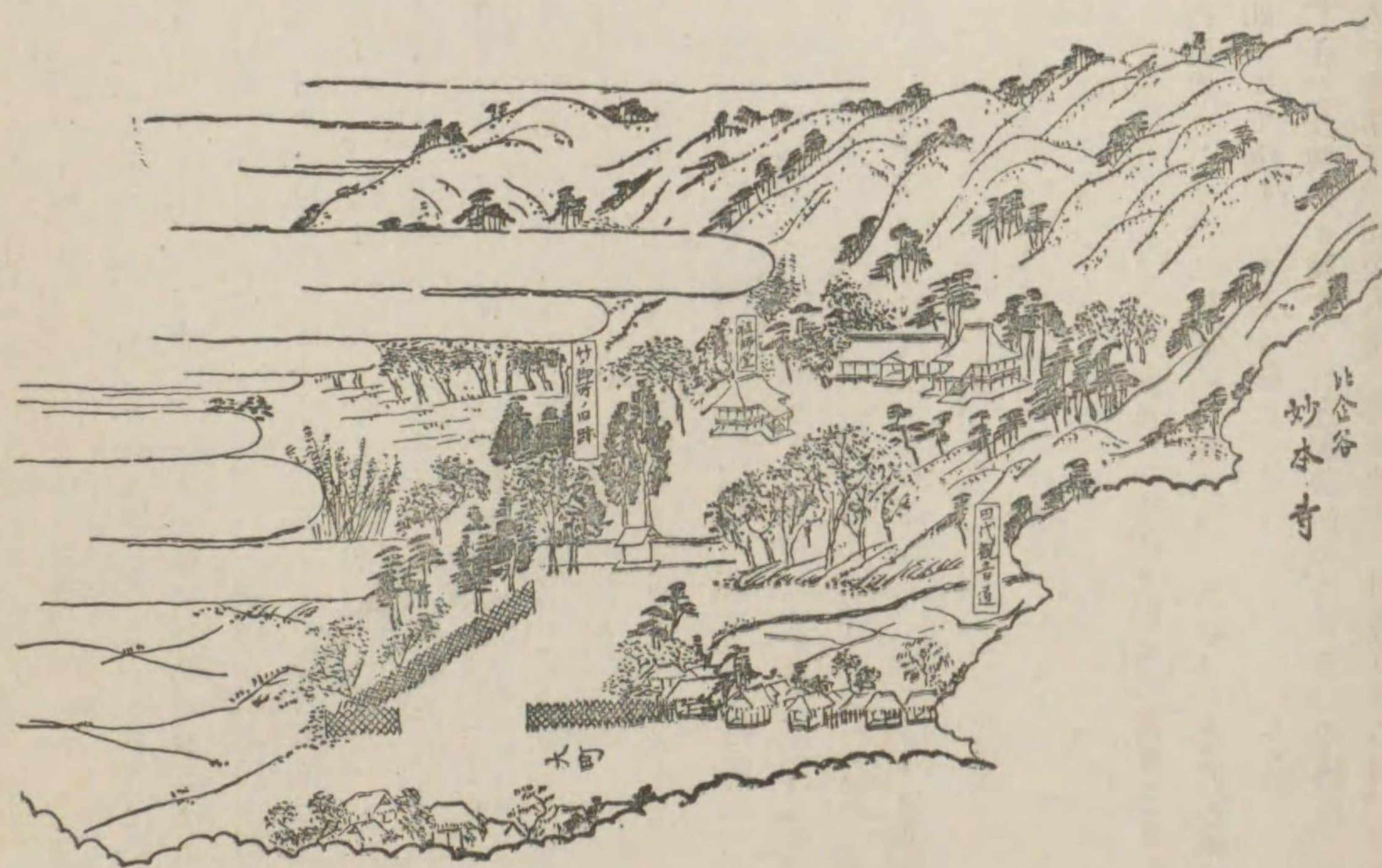
この堂はもと阿彌陀堂にて、彌陀の像を安ず。大學三郎が持佛堂の本尊なり。近年盗みとられ、いまは釋迦立像・鬼子母神・四菩薩を安ず。釋迦は陳和卿が作なりといふ。日蓮伊豆へ配流のとき、釋迦を持參す。後に日朗に附屬す。其像、今は本國寺にありといふ。

祖師堂

本堂より北にあり。比企谷の法華堂といふはこれなり。祖師一尊を安ずるゆへ、また御影堂とも唱ふ。日蓮在世の内弟子日法、隨身して容貌を寫せし像なり。また大學三郎が牌有。上に法華の題目を書き、下に開基檀那日學位・同僚中理芳位とあり。毎年二月十五日、大學三郎が法事あり。寺傳に、大學三郎は比企判官能員が末子、父誅せられし砌、伯父伯耆法印といふは、證菩提寺に住し、その時京の東寺に在しが大學三郎を出家させ、京に隠し置き、後に文士となり、順德帝に仕え奉り、佐渡國へ御供せり。

賴經將軍の御臺所は、能員が外孫なるゆへ、大學三郎、老後御免を蒙り鎌倉へ下り、竹の御所の御爲に、比企谷に法華堂を建立し、僧を集めて持經し、法名日學といひ妙本と號す。後に寺の名とす。

寺寶



むといふ。内に日蓮石塔あり。日蓮、法華の首題を唱へ初し處也。
本堂 釋迦を安ず。 御影堂 日蓮の像を安ず。
寺寶

【松葉谷安國論緣起】 一卷
同緣起の繪 一幅

長勝寺 名越切通へ登る南の谷にあり。松葉谷本國寺の舊跡、今は京都本國寺の末なり。石井山と號す。境内に岩を切穿ちたる井あり。石井と稱し、十井の内なり。寺僧の話せるに、古へ日蓮菴室を結び、後に日朗・日印・日靜と次第に住し、日靜爰の本國寺を京都へ移し本國寺と號し、此所をば日叡に附屬せしむ。日叡、寺號を改め妙法寺とす。日叡を妙法房といひしゆへなり。其後塔辻へ移し、又其後辻町へ移し、此地荒蕪の境となりしを、中興日隆法師舊地を慕ひ、一寺建立し長勝寺と號す。其再興の年時、中興日隆が寂も傳へず。寺領四貫三百文。豊臣家禁制書も有。本堂は小田原北條家の時、遠山因幡寺宗爲建立す。仍て夫婦の木像あり。本尊釋迦を安ず。鐘あり。寛永の鑄成ゆへ銘文は略す。又寺僧云、今の辻町啓運寺と、名越妙法寺と、近年寺號を替たり。啓運寺はもと妙法寺なるを、今は啓運寺といひ、名越の妙法寺はもと啓運寺なるを、今は妙法寺といふなん。

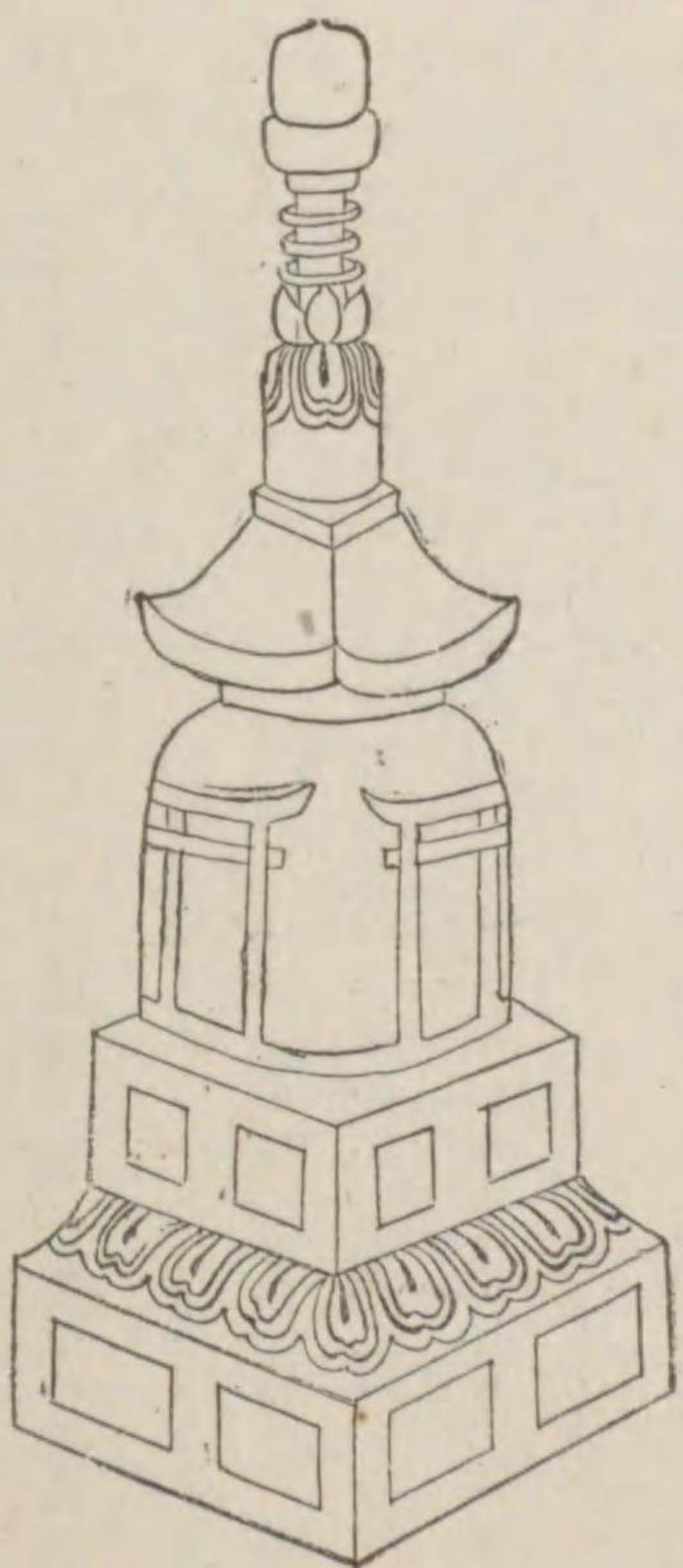
法性寺 名越坂を踰る道より東の方にあり。日蓮當國へ來り始て此所の岩窟に住し、弘安九年に法性寺を建立す。猿島山と號し、妙本寺末なり。

寺傳に云、寛元元年五月三日、前武州太守平經時、佐介谷に於て淨刹を建立し、蓮華守と號し、良忠を導師として供養せられ、後に經時靈夢に依て、光明寺と改む。方丈を蓮華院と名附くといふ。經時、法名蓮華寺殿安樂大禪定門と號す。當寺に位牌あり。【東鑑】には、經時を佐々目山の麓に葬るとあり。開山は記主禪師、諱は良忠、然阿と號す。石州三隅庄の人なり。父は宰相藤原頼定、母は伴氏、正治元年七月廿七日生る。弘安十年七月六日寂、年八十九、萬七十四、聖光上人の弟子。聖光は法然上人の弟子。良忠の弟子六人有て、今に六派相分る。六派といふは、京部の三箇は、一條の禮阿・三條の道光・小幡の慈心なり。關東の三箇は、白旗の寂惠光明寺三世名越の尊觀の嗣・藤田の持阿藤田流・是を六派といふ。當寺は六派の本寺也。其内白旗・大澤の兩派のみ、今に盛なり。其餘は斷絶。關東十七ヶ寺の檀林は白旗なり。昔經時、武州足立郡の内箕田郷を寄附せられ。此寺の鐘を見るに、竹園山法泉寺の鐘なり。何の時に爰に移せしや、鐘の銘は清拙の作なり。法泉寺は今廢せり。

竹園山法泉禪寺鐘銘

鐘器之宏、音韻高遠、發上々機者也、建長首座爲當寺住持、了堂素安禪師捐己貲以鑄之、與寺相爲永久、金山清拙正澄遂爲之銘、曰、山竹園、寺法泉、系西來、葉再傳、禮樂興、鐘惟先命工、錘掌範、液金銅、聲注川、大器成、鐘簾懸、杵洪撞、音遐宣、司夜且、令人天、息輪苦、開定禪、心開洞、十虛圓、咬七條、唱機緣、鏗月

客殿、法華題目・釋迦・多寶を安ず。山の中段に影堂あり。堂の前に日朗の墓あり。日朗遷化は妙本寺なり。堂の後に窟あり。日蓮石塔も有、又堂の北に、窟相双て六ツあり。六老の窟といふ。猿島のは、於猿島の條に出す。
妙法寺 右同所松葉谷にあり。龍巖山と號す。前寺と同宗、京都本國寺末なり。
啓運寺 辻町にあり。右同宗、同本山なり。山號は松光山といふ。此二寺の事、長勝寺の條に粗出せり。
行願寺 名越にあり。時宗なりし由、當時廢せり。境内に持氏朝臣の墓碑といふものあり。無銘なり、圖左のごとし。佛壇に靈牌ありしといふ。石塔の圖他にまれなり。眞偽は定かならず。



光明寺 天照山と號す。辨が谷補陀洛寺の南寄、門前は材木座の漁村にて海濱なり。關東惣本山と稱す、十八檀林紫衣乃上首なり。寺領、三浦の柏原にて百石を附せらる。當寺もとは佐介谷にありしを、後に爰に移す。

霜、到客船、梵刹隆、檀壽延、國永安、君萬年、大歲庚午、元德二年三月二日、大工山城權守物部法名道光、總門 昔佐介谷にありし時、經時の弟時頼、額を掲て佐介淨刹と號すと。開山記主の傳に見へたり。今はなし。
山門 天照山の額あり。後花園帝の宸筆也。裏に永享八年丙辰十二月十五日賜畢とあり。
開山堂 勅諭記主禪師の額あり。伏見帝の宸筆也。

勅諭記主
禪師

當山九世
祐崇上人書

天照山

祈禱

開山乃木像を安ず。遷化七年の後に、永仁元年七月、勅諭を賜ふとあり。
客殿 三尊を安ず。阿彌陀は運慶作、觀音・勢至は作不知。方丈 蓮華院と號す。あみだを安ず。此像は運慶作にて、胎内に運慶が骨を收むといふ。
祈禱堂 今は念佛堂といふ。昔は祈禱堂にて、祈禱の額を掛け

るが、いま寶物の内にあり。本尊阿彌陀、惠心作。左の方に辨才天の像あり。昔江島辨才天の像、ある時暴風烈敷時、この寺の前海濱に寄泊る。里人相議して彼島に歸す。其後又來る。如此すること三度なり。因て寺僧御圖を取に、ながくの地に止るべき由なり。ゆへに爰に安ずといふ。右の方に善導の像あり。自作といふ。衣に金泥にて彌陀經を書きたり。文字明らかならず。天和の頃より、常念佛をこの堂にて修せり。

寺寶

勅額 二枚 一ツは伏見帝の宸筆、勅諭記主禪師とあり。一ツは後土御門帝宸筆、祈禱の字、裏に、福徳二年辛亥九月吉日とあり。

南岳大師袈裟 一頂 竹市也。九條法然、初め叡山にて碩學たり。依て叡空より傳ふ。是圓頓戒相承の表信なりといふ。阿彌陀經 一卷 聖光筆、寛喜二年七月廿一日、一字三禮と奥書有。

紫石硯 一面 松陰の硯といふ。鶴龜松の彫あり。裏に年號あれど時代違えり。平重衡受戒の時、法然に與ふ。法然是を聖光に譲り、聖光また記主に與ふ。記主の法嗣寂惠房に附屬するの狀有り。弘安九年八月と有。記主の自筆なり。六字大名號 一幅 弘法の書なり。長九間、幅九尺許。是は房州佐野の金胎寺什物なるを、兵亂の時奪取て爰に納る歟。ゆへに佐の、名號と云ふ。硯二面 一ツは菅公の硯と云、一ツは二位禪尼政子の硯なり

と云ふ。

天照大神像 神作といふ。

阿彌陀畫像 四幅 一ハ後陽成帝宸筆、三ツは惠心の筆。

阿彌陀繡像 一幅 中將姫の製。

稱讚淨土經 一卷 中將姫の筆。

淨土曼荼羅 一幅 惠心筆。

淨土曼荼羅緣起 二卷 書ハ後醍醐天皇御筆、繪ハ土佐將監光興筆。

阿彌陀名號 一幅 法然筆。脇書に西光往生、保延辛酉三月十九日、當承安四年甲午父三十三回忌、故源空書之とあり。

淨土三部經 一函 法然筆。但小經は不足にて、萬無上人、紺紙金泥にて書添たりといふ。

法然畫像 一幅 自筆。鏡の御影といふ。

記主畫像 一幅 自筆。鏡の御影といふ。

十九羅漢 十九幅 唐畫。

一枚起請 一幅 尊致法親王の書。

十八通 一册 了譽筆。

源基氏朝臣文書 一通

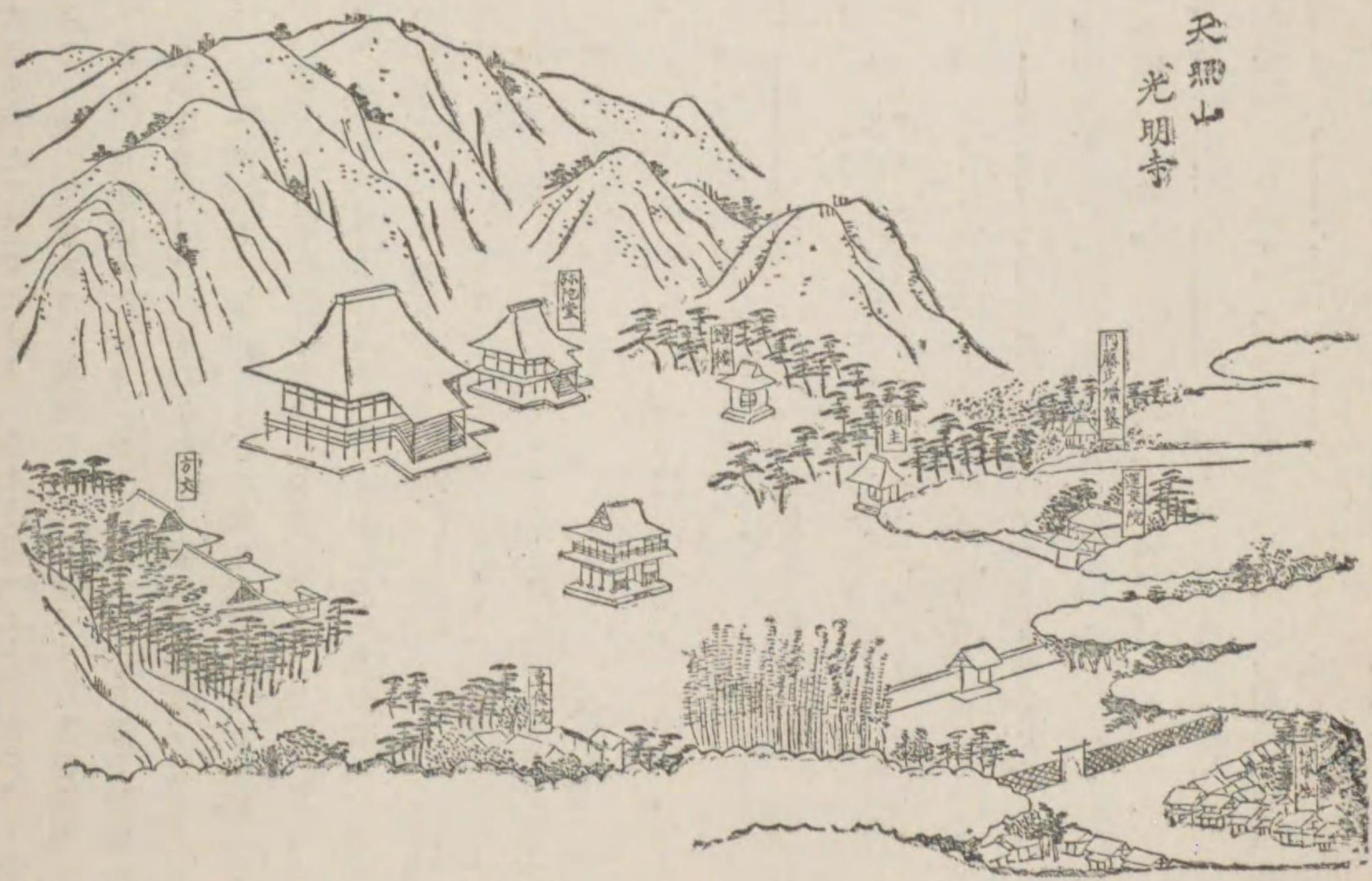
開山記主禪師傳 一册 沙門道光作。開山の弟子。

北條氏直朱印 一通

大神君古御朱印 一通

開山石塔 後の山にあり。山を天照山といふ。

善導塚 善導の金像を安ず。いにしへ此邊に漂着し給ひし地なり。傳へいふ、唐船日本へ渡海する時、善導大師の銅像僧と化して乘來り、筑前に着。鎮西善導寺の開山聖光の夢に、善



導大師來朝して管轄にあり、きたり迎へよと、告に任て彼地に至る。果して像あり。其地に一字を建立す。其後善導寺に迎へ給ふ。良忠鎮西に赴き、聖光に謁す。則其像を附屬せらる。良忠靈像に向て、吾はこれより關東の諸國を化せんとおもふ、その間何れの國にても、有縁の地に跡を止め給へといひて、海に入奉る。その後良忠鎌倉に來り、佐介谷に居す。由比の澳に、光明赫奕たること七日七夜、漁父怪みけるに、靈像忽然として由比の濱に上り給ふ。良忠よりて一字を建立し彼像を安置す。光明寺これなり。其靈像は今念佛堂に安じ、その所を善導塚と名附く。爰の像は、渡海の像を摸して鑄銘のものなり。

内藤氏一家の墳墓 堂あり。寺より南にあり。堂内阿彌陀如意輪の像を安ず。彌陀は定朝が作といふ。

蓮乘院 總門の内右にあり。爰に光明寺創建以前に、眞言宗の寺あり。蓮乘寺といふ。いまの蓮乘院なり。開山此寺に居給ひて、光明寺を建立す。ゆへに今入院のとき、住持先此院に入て後、方丈に入る古例なり。當院の本尊阿彌陀木像腹内に書付あり。貞治二年三月十五修復之、運慶作、千葉常胤の守本尊也と云。

專修院 總門の内左にあり。此二院共に光明寺の寺僧寮也。千體地藏堂 總門の内右にあり。

補陀落寺 材木座の東、民家の間にあり。南向山歸命寺とも號せり。古義眞言宗、仁和寺の末なり。開山文覺上人勸進帳の破たるもの、首尾しれず、其中に、文覺鎌倉下向の時、

頼朝卿、日來の恩を報ぜんとして、此寺を建立せられし由あり。此帳は、中興頼基法印といふが、類廢せしを再興の時の勸進帳なるべし。古への本尊は薬師・十二神、ともに運慶が作なり。頼朝卿の像あり。是を鏡の御影と號す。白旗明神と同じ體なり、同敷位牌もあり。開山權僧正法眼文覺尊儀とある位牌有。中興開山頼基は、【鶴岡供僧職次第】に、佛乘坊淨國院頼基太夫法印、文和四年二月二日寂とあり。此人觀應の初に再興し、本尊を觀音として、寺號を補陀落寺と改め、鐘も其頃造立の銘あり。此鐘今は松岡山東慶寺にあり。

八幡畫像 束帯にて袈裟を掛、念珠を持給ふ。冠より一寸程上に日輪を畫く。

寶滿菩薩像 一軀 是は八幡の姨チヤなりといふ。鶴岡にもあり。社傳には見目明神なりと號す。

平家赤旗 一流 幅二布、長サ三尺五分有。九萬八千軍神と書付てあり。

平家調伏の打敷 一張
古文書 三通の内、一通は北條氏康が虎の朱印、天文廿二年癸丑十一月十五日とあり。

一通は大尊寺源六、二貫三百文寄附の狀なり。
一通は文就と有て、判有り。頼朝公を弔ふべき事を載たり。【鎌倉志】に冬就とあれど、本書を見るに、文就なり。其寫次に出す。
頼朝之御弔七月十二日に之有油錢百廿一 貳斗淡路方へ

渡申候 衆中へ尋申候へば努々無其儀候由承及候間兩月分壹貫貳 進候廿 中以三斗御勤可有候殊更七月之事は御とふらひ念頃にあるべく候處彼方へ尋候へば住坊は弔申 候間 恐々謹言
九月十六日 文就花押

補陀落寺御坊然徳

正覺寺 小坪村の往來より北の方にあり。住吉山と號す。本尊阿彌陀、淨土宗、光明寺末なり。光明寺開山傳記に、三浦住吉谷悟眞寺に住して淨土宗を弘通すとあり。昔は悟眞寺といひしや、今も土人悟眞寺とも唱ふ。

淨光明寺 泉谷にあり。泉谷山と號す。建長三年平長時の建立。長時の法名專阿といふ。開山は眞聖國師、諱眞阿、【東鑑】文永二年五月三日、故武州禪門 忌景の佛事、泉谷新造の堂にて修すとあり。此寺、眞言・天台・禪・律・華嚴・三論・法相・淨土の八宗兼學なり、寺領四貫八百文を附せらる。

【梅松論】に、將軍尊氏は、先日勅使下向の時、歸洛すべきよし仰下され、御參なき條本意にあらず、君の御芳志わすれ奉るべきにあらざれば、今度の事、條々所存にあらずと思召けるゆへ、政務をば直義に御ゆずり有て、細川源藏人頼春並近習兩三輩召具せられ、潜に淨光明寺に御座有しが、海道の場合難儀たる由聞く、將軍仰けるは、守殿直義命を落されば、我有ても無益なり。但し違勅は心中に於て更におもひもふけず。八幡大ばさつも照覽あれとて、同月八日鎌倉發馬し給ふと云。尊氏將軍も、一旦は勅違の御愼有て、此寺に御逼塞せら

れしことならん。

阿彌陀堂 堂塔・佛殿類廢し、今はこの堂ばかりなり。本尊は阿彌陀の三尊、上品上生の彌陀と唱ふ。開山並平長時の木像を安ず。

寺寶
後醍醐帝繪旨 二通 一は元弘三年十月十五日とあり。一は同年十二月廿日とあり。

後小松帝官符宣 二通 ともに嘉慶三年二月とあり。
同 口宣案 一通 應永卅年九月廿四日、淨光明寺開山眞阿に勅して、眞聖國師と賜ふとあり。

尊氏將軍の古文書 二通
源直義文書 三通
基氏朝臣古文書 二通

氏滿朝臣文書 一通
滿兼朝臣文書 一通
持氏朝臣文書 二通
義滿朝臣文書 一通
上杉顯定文書 一通
淨光明寺地圖 一枚

花押あり。
花押地の堺にあれども、何人かしれず。

愛染像 一軀 願行作。
千手觀音像 作不知
廿五條袈裟 一頂 願行上人の受持なり。
三千佛畫像 一幅 弘法大師筆。

(藏地拾矢)

不動像 一軀 是を八坂の不動といふ。相傳ふ、淨藏貴所、八坂の塔の傾きたるを、祈り直せし時の本尊といふ。文覺上人、鎌倉に持來、後に此寺に安置すといふ。
八幡並弘法畫像 一幅 この兩像を互の御影と號す。八幡の御影は弘法の筆、弘法の御影は八幡の筆にて、互に形を寫せしものといふ。もと高雄寺に在しを、禁延へ召納られしを、建久八年、文覺上人申請く、其後鎌倉に持來り、此寺に納たりといふ。按ずるに、八幡神と空海とは、時代格別に相たがふ。定て夢幻に神影を寫せるにもせよ、弘法の形を神影なりといふは、是も又不思議の説也。

慈恩院 本堂の西にあり。地藏の立像あり。これを矢拾地藏といふ。源直義が守り本尊なり。直義合戦のとき、矢種つきたるに、小僧一人走り來て、發捨たる矢を拾ひ直義に參らす。怪敷思ひ、守りの地藏を見るに、矢一筋を錫杖に持ち添たりといふ。今も錫杖は簞ヤカラなり。これより簞地藏と名附く。近來山内の往來端へに堂を營み移し、道俗結縁の爲に拜せしむ。また此寺に直義の位牌あり。當院本願贈正二位大休寺殿古山源公大禪定門、裏に觀應元年二月廿六日とあり。また護良親王の牌も在しが、院主理智光寺へ送りしといふ。柴屋軒宗長が【東路のつと】にいふ、今月五日、天源菴に立寄侍りしが、夫より淨光明寺の慈恩院にして、
風やけさ枝にとを、の松の雪

玉泉院 本堂の西にあり。源直義の文書あり。
英勝寺 壽福寺の北隣なり。東光山と號す。太田氏英勝院禪尼、自菩提の爲に、念佛道場を此地に勸建し給ひ、水戸頼房卿の息女を殖染せしめ開山とす。此地はもと、太田持資入道灌の舊宅の地なりといふ。此禪尼は、道灌より四代の孫源六郎康資入道武菴の女なり。寺領三浦郡池子村にて、四百二十石を附せらる。

總門 額は東光山とあり。曼珠院二品良恕法親王書。
山門 額は英勝寺とあり。後水尾帝の宸筆なり。
佛殿 額は寶珠殿とあり。良恕法親王の書。



總門の額



佛殿の額

本尊阿彌陀佛運慶作。左右に善導大師・法然上人の像あり。

梁牌銘

寺名英勝、山號東光、煩惱利劍、苦海慈航、寛永二十年八月日、正三位權中納言源朝臣頼房立を、惟茲檀越、新開道場、晨誦夜讀、云祈久長、住持玉峯清因右方、

鐘樓 門を入て右の方にあり。鐘銘の寫、

相陽鎌倉英勝寺鐘銘

扇谷靈區、英勝精廬、巧鑄法器、新脫輔模、華樓直架、蒲牢高呼、聲來耳往、外圓中虛、漁嵐成曉、湘烟向暉、

通滿忍界、透徹迷塵、梵唄無倦、德音不孤、令聞千歲、日居月諸、寛永二十年、五月吉日、法印道春撰、治工大河四郎左衛門吉忠、
方丈 佛殿より西の方にあり。

寺寶

- 阿彌陀經 一部 伏見帝宸筆
- 天神名號 一幅 後陽成帝宸筆
- 天神畫像 一幅 小野於通が畫贊なり。贊は假名文なり。
- 兩界曼荼羅 一幅 弘法大師筆
- 彌陀畫像 一幅 惠心筆
- 三尊彌陀畫像 一幅 惠心筆
- 金尼曼荼羅 一幅 惠心筆
- 廿五菩薩畫像 一幅 惠心筆
- 稱讚淨土經 一部 當麻中將姫筆
- 繡の梵字三尊 一幅 中將姫造
- 源空自畫像 一幅
- 西明寺圓測仁王經疏 一部
- 大字繪名號 一幅 弘法大師筆
- 法華經 一部 菅丞相筆 經の長八寸二分半
- 後陽成帝宸筆の添狀あり。
- 彌陀名號 一幅 増上寺觀智國師筆
- 短冊 一枚 同筆
- 舍利塔 一基
- 阿彌陀の小佛像 一軀 厨子入、毘須羯摩が作といふ。

【英勝寺記】 一軸 林羅山撰

石盤 方丈の前にあり。銘文は澤菴宗彭の撰なり。
英勝院太夫人墓並祠堂 佛殿より西にあり。墓の後の岩に三尊を刻す。石碑の表には、英勝院長譽清春とあり。裏に墓誌あり。弘文院林恕撰なり。其文長ければ略す。

華光院 壽福寺の向ひなり。もとは眞言宗、本尊不動なり。佐介谷稻荷の別當、古へは壽福寺の塔頭ゆへ、今も先此院に入て、夫より壽福寺へ晋山せしといふ。今は別院となりぬ。

藥王寺 海藏寺へ行右の方にあり。大乘山と號す。日蓮宗。本寺は安藝廣島の國前寺の客末なり。中興は大乘院日達といふ。國前寺を隱居し、此寺を中興すといふ。もとは眞言宗にて、夜光山梅嶺寺と號せし由。按ずるに、【鎌倉志】に載るとは、似てことなる説なり。

興禪寺 壽福寺の南なり。汾陽山と號す。當時御旗本の士、朝倉氏の先祖、朝倉統後守の子甚十郎といふが、先考の爲に建立す。開山は、奥州松島の雲居、諱希賢なり。山門額、汾陽山、黄檗木菴書。佛殿本尊釋迦・阿難・迦葉。鎮正保二年の銘あり。

座禪窟 山上にあり。雲居が坐禪せし所といふ。
海藏寺附底脫井 扇谷山と號す。此邊迄扇ヶ谷の内也。開山源翁禪師にて、初は曹洞派なるが、後に大覺禪師に嗣法して臨濟派となる。昔は別山なりしが、今は建長寺塔頭に屬す。建長寺領の内、一貫二百文を分附す。土人此邊を會下が谷といふ。

(谷が下會)

底脫の井 徳門の外右の方にあり。傳へいふ、昔上杉家の尼參禪して、此井の水を汲て投機之歌あり。

賤の女がいたゝく桶の底ぬけて、ひた身にかゝる有明の月。此因縁に依て、底脫の井といひ傳ふとぞ。又【鎌倉志】の説に、城陸奥守泰盛が女、金澤越後守顯時が室となる。後に尼となり、無着と號す。法名如大、佛光禪師に參して悟徹す。投機のうたあり。

ちよのうが戴く桶の底ぬけて、水たまらねは月もやとらす。ちよのうは無着の幼名なり。此底脫井のこと、無着が故事をあやまりて傳へたるにやと云云。さもあるべし。

總門 昔は此所に山門ありしといふ。

佛殿 本尊藥師、是を啼藥師といふ。寺傳に、むかしこの山にて、毎夜土中に小兒の啼聲しけるを、源翁怪みてその處を見るに、小墓あり。金色の光を放ち、異香四方に薫ず。立寄て袈裟を脱ぎ、墓に掩へば啼聲やみけり。夜明て其墓を掘て、藥師の木像頭面のみ出たり。少しも朽ずして鮮なり、則ち藥師の像を刻み、其腹内に收むといふ。

鐘樓跡 此寺の古鐘は、今建長寺西來菴にあり。其銘に、大檀那常繼とあるは、上杉禪正少弼氏定が法名なり。普恩院常繼仙殿と號す。當寺の檀那なり。鐘銘左のごとし。

相州扇谷山海藏寺常住鑄鐘勸進聖正南上座、大檀那沙彌常繼、應永念二年十一月念二日、
寺寶
五部大乘經 二十函 筆者不知。

二十五條袈裟 一頂 開山の袈裟なり。
 開山自贊畫像 一幅 贊の文字滅して不見。像は鮮なり。
 開山源翁禪師傳 一卷
 傳略云、師諱心昭號空外、源翁其諡號也、俗姓源氏、越前萩村人也、初生日空中有聲、曰、此兒爲最尊、幼投陸上寺、爲沙彌、翁性敏秀、七歲誦俱舍論、十有六、薙染受具、此時涉獵釋墳一千卷、十有八、謁峨山、遊於諸嶽、參禪門宗、究洞上旨、寶治中、後深草帝奉詔、往野州、那須野題偈、擧拄杖卓一下、石忽破碎、自此翁道驗聞天下、其餘化度頗多、建治帝勅賜源翁禪師、弘安三年庚辰春正月七日寂。

開山塔跡 佛超菴と號す。いまは廢す。方丈の後の山上に跡あり。
 辨天祠 方丈の西のかたに窟あり。雨寶殿と號す。境内鎮守なり。
 道智塚 蛇居谷の西南にあり。或は阿古耶尼の塚ともいふ。事實しれず。
 寂外菴跡 寺の西南にあり。寂外は當寺の第二世、源翁の法嗣なり。木像も寺にあり。此邊を寂外が谷といふ。または蛇居谷といふことは、古へ右大將家、この所を切通さんとて、餘程掘けるに、蛇のすむ石ありて、血流れしゆへ止ける由、依て蛇居谷といひ、其跡も有といふ。
 塔頭 棲雲菴 照用菴 崇徳菴 翠藤菴
 龍雲菴 龍溪菴 福田菴 龍隱菴等の跡あり。

(寺梅大)

光則寺附宿屋光則舊跡 大佛へ行道の左の方、執權北條時頼の家臣、宿屋左衛門光則入道西信が宅地なりといふ。昔日蓮上人、龍の口にて首の座に及ぶ時、弟子日朗・日心二人、檀那四條金吾父子四人、安國寺にて召捕、光則に預け給ひ土牢に入らる。日蓮、不思議の奇瑞有て害を遁る。因て光則も信を起し、宅地を以て草菴とし、日朗を開山となし、光則が父の名を行時といふゆへ、父の名を山號とし、我名を寺號とす。中古以來、古田兵部少輔重恒が後室大梅院、再興すといふ。故に今は大梅寺とも號するよし。堂内に日蓮上人・日朗の木像、光則・四條金吾父子四人の像も有。妙本寺末なり。日朗が土牢、寺の北の方なる山上にあり。
 日朗赦免狀寫

召人	筑後	房免
事所	有御	達免
者仍	執達	如免
件		

文永十年後五月廿八日

行具 花押
 行平 花押
 光綱 花押

此赦免狀は、京都本國寺に藏する本書を以て寫し出せり。

極樂寺

靈山と號す。眞言律、南都西大寺末なり。開山

は忍性菩薩良觀上人、開基は陸奥守重時が建立、法號をば極樂寺觀覺と稱す。【東鑑】に、弘長元年十一月三日、平重時卒す六十四。時に極樂寺の別業に住す。發病の初より萬事を抛ち、一心念佛正念にして終るとあり。【元亨釋書】に、初正嘉中沙門あり。一字を營みて丈六の彌陀の像を安じ、名附て極樂寺といひ、落成に至らずして亡す。因て平重時、其字を今の地に移して齋場とす。重時の子長時・同弟業時、ちからを合せ修營せしといふ。【帝王編年紀】に、永仁六年四月十日、關東將軍久明親王御祈禱の爲めに、十三ヶ寺の寺領の違亂を停止、殺生禁斷の事あり。相州鎌倉郡極樂寺と云云。その一つなり。古は谷々に四十九院ありしといふ。今は吉祥院といふ一院ばかり。寺領九貫五百文なり。又門を入れて右の方に、千服茶磨とて、大いなる石磨あり。昔此寺にて用ひしといふ。大寺なりし事を知らさんが爲なり。

本堂 本尊釋迦、興正菩薩の作なり。嵯峨の釋迦を摸せしといふ。十大弟子の像もあり。作不知。左に興正菩薩の自作の木像、右に忍性菩薩の是も自作の木像といふ。文殊の坐像もあり。古への文殊堂の本尊なりといふ。
 【沙石集】に、慈濟律師此寺に住せし時、或夜のゆめに文殊告て曰、連歌したり、付よと、「いさ歸りなん本のみやこへ。」慈濟律師付たり、「思ひたつ心の外に道もなし」と云云。慈濟律師が夢に見しは、此像なりといひ傳ふ。文殊堂の跡の礎石、今尙存せり。

寺寶

九條袈裟 一頂 乾陀穀子の袈裟、東寺第三傳と書附有といふ。是は弘法大師の傳來にて、八祖相承とて、東寺の寶物なり。今此寺に有ものは、其袈裟を摸したる歟。
 縮心經の卓圍 一張 當麻中將姫の製作といへり。廣さ一尺二寸四方。卓圍とは、俗に唱ふる打敷なり。
 二十五條の袈裟 一頂 紗なり。八幡大神の所持也といふ。
 八幡宮へ調進せしものなるべし。
 瑜珈論 三卷 菅丞相の筆。
 其事、荏柄天神寶物の條に記す。
 繪旨 二通 皆嘉曆二年とあり。
 右馬允政季古書 一通
 尊氏將軍文書 一通
 義詮將軍文書 一通
 義滿將軍文書 一通
 氏滿朝臣文書 一通
 千體地藏 弘法大師作、本尊長一寸許、千體長五分許、散逸して僅に三百許なり。
 忍性菩薩行狀略 一卷
 開山忍性賜菩薩號勅書の寫

鎌倉攬勝考卷之七

堂宇

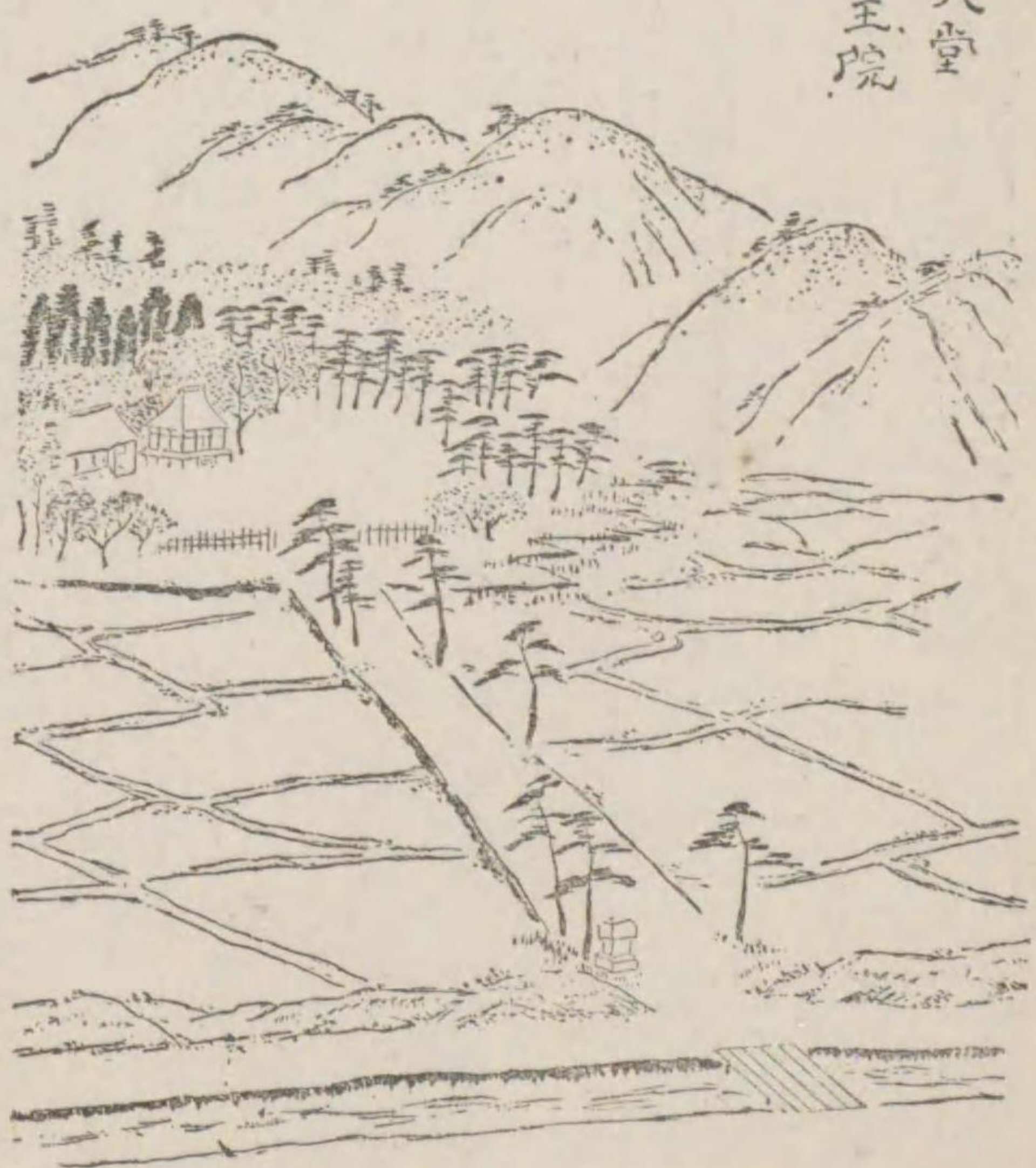
五大堂 大倉街道より北寄にあり。明王院と號す。眞言宗にて、仁和寺の末なり。賴經將軍、祈願所に建立の舊跡なり。文曆二年正月廿一日、御願の五大堂建立の地を、武州^時・相州

(院王明)

賴經將軍 木像 五大堂小安



五大堂 明王院



庭々巡檢し、鎌倉中の勝地を撰ばれ、最初は甘繩の地に定められしが、此地は賴經將軍の、小町の御所より鬼門に當るを以て、爰に定給ふ。兼てより木作始等の事ありて、寺門・鐘樓を建らる。五大堂をば、去る十一月鑄像せり。二十日堂舎建られ、大工矢坂二郎大夫並引頭四人、事終て祿を賜ふ。同六月廿九日辰刻、五大明王の像を堂内へ安置、明王院と號す。今日供養、將軍家御參、兩國司並供奉の人々數輩、午刻曼陀羅供、導師大阿闍梨辨僧正定豪、職衆廿二口、願文の草は大藏卿爲長、清書は内大臣實氏公云。酉刻事終り還御、僧徒に布施、被物あまた賜ふ。今は堂内に不動尊一體有。外四體は寛永

年中焼亡すといふ。不動の作は、筑後法橋が作なりといふ。北斗堂 賴經將軍御願として、五大堂の郭内に建給ふ。今は舊跡定かならず。仁治二年三月廿七日、北斗堂立柱上棟、兵庫頭定員・信濃民部大夫入道行然奉行す。同年八月廿五日供養、將軍家御參、曼陀羅供修行、堂内に安置は三尺の七星の像、并一尺の廿八宿と十二宮の神像各一軀宛、三尺の一字金輪の像等。入夜、堂鎮の法、同御祭等行はる。導師大阿闍梨卿・僧正快雅、執蓋肥前太郎左衛門尉胤家・兵庫頭家員・江石見前司能行執其綱讚衆八人なり。前準人正光重等、會場の事を奉行す云。此北斗堂も、何の年に歟廢亡す。

藥師堂 荏柄社より東の方、古へ藥師堂有しゆへ、地の名に唱ふ。藥師堂谷といふは此邊なり。【東鑑】を初とし、【梅松論】等、其餘にも見へたり。古への藥師堂は、建保六年十二月二日、右京兆^義・靈夢に依て草創し、大倉の新御堂に、藥師如来の像安置運置作、今日供養、導師、莊嚴坊律師行勇、咒願は圓如房遍曜、堂達は頓覺坊良喜^持・施主並室家等御參と、【東鑑】に載たれど、此藥師堂を、大倉の新御堂といふは誤りなり。南の大御堂に對し、右府御建立の大慈寺を新御堂と稱せしとあれば、是を大倉の新御堂と稱し、藥師堂は只大倉の藥師堂とのみ唱へし事なり。仁治四年二月二日、右京兆崇敬の大倉藥師堂焼亡とあり。本佛をは取出せし由を記せり。然るに建長三年十月七日、藥師堂焼亡、二階堂に及ぶとあれば、兩所共に焼亡し、其後は造替もとより絶へけるといふ。法華堂 西御門と東御門との間に、北のかたなる岳^{チカ}をいふ、

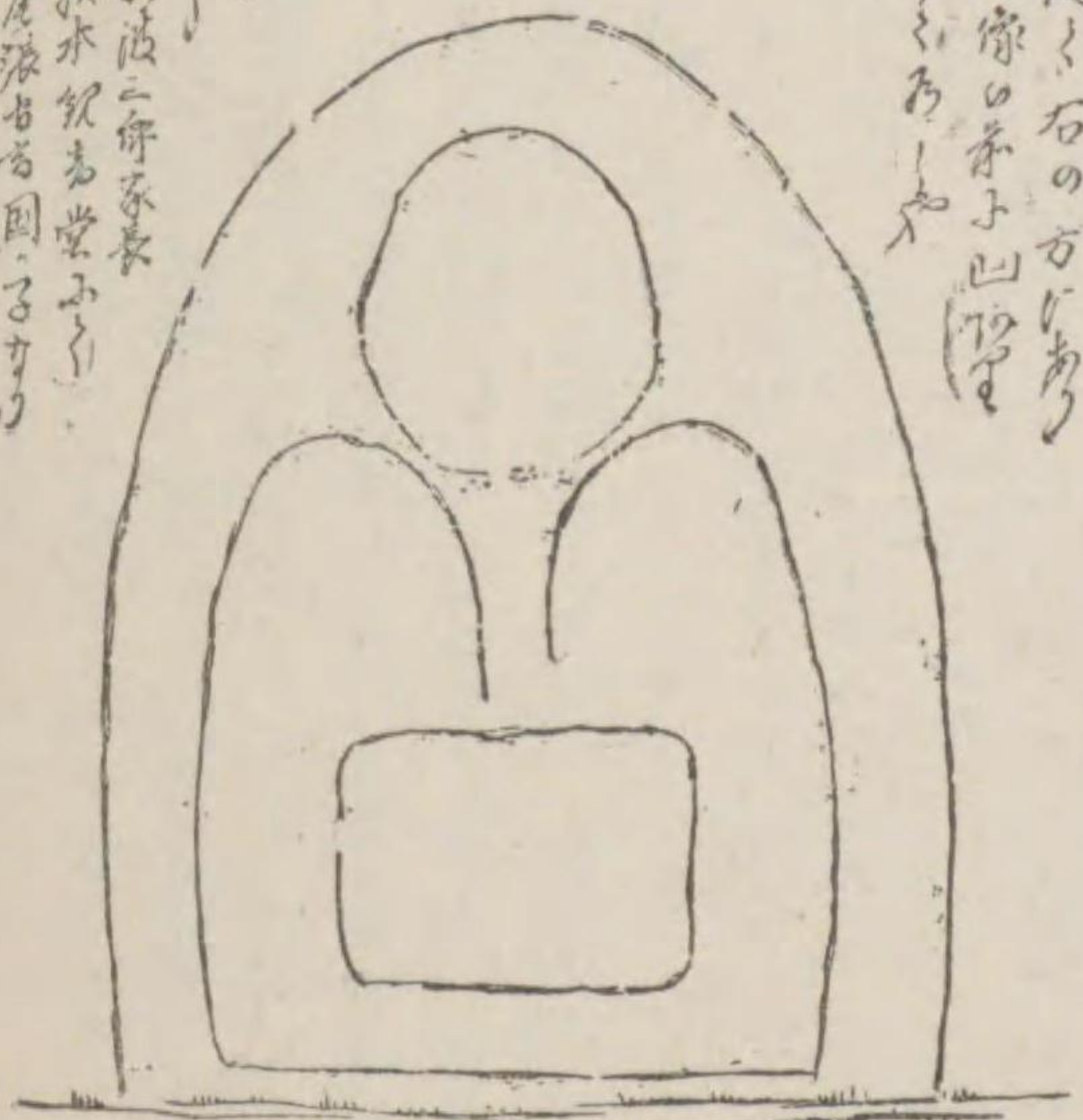
小堂あり。古への法華堂の舊跡、傍に堂守の小菴あり。往古の基立は觀音堂なれど、右大將家並御臺致法華經御信仰ゆへ、時々法華講或は法華八講等を修せられけるに依て、法華讀誦の堂のように成しゆへ、普通の稱號とはなれり。偕右大將家、此堂地開闢のはじめは、治承五年七月十八日、伊豆山の僧侶専光房良運を召寄られ仰けるは、今度奥州征伐の事有ゆへ潜に立願す。汝は持戒の住侶なり。留守中參候し祈精を抽べし。將又、進發の後廿日ばかりを経て、此亭のうしろの山へ登り、殊更に一梵宇を草創すべし、我年來所持なせる正觀音を、本尊に安置し奉らんが爲なり。必しも工匠に不申付、汝みづから功を施し、先柱のみを立置べし。修造の事は、已後沙汰に及べきとの仰に依て、同八月八日、専光房御亭の後山へ登り、梵宇の木作を始めて假柱四本を立て、觀音堂の號を授くとあり。本尊とし給ふ正觀音は、右大將家守本尊にて、先年石橋山敗軍の砌、朽木の内に隠れ給はんとせられし時、^{モト}誓の中より取出し給ふを、土肥次郎實平、其ゆへを問奉りしより、仰に我運命盡て、首を大庭景親等に渡さんとき。誓のうちにこの小像有を見たらんとき、源氏の大将の所爲にあらざと誹謗せられん事、口惜かるべければとて、岩間に安じ奉られしを、其後専光坊の弟子、山中を捜し得て、圓伽桶に安じて鎌倉へ持來りければ、武衛頼手^トを合て請取給ふとある尊像なり。其後正治元年正月十三日、右大將家薨逝し給ひければ、此所へ御遺骸を埋葬し奉れるより、右大將家の法華堂とは唱ふ。同二年正月十三日、故幕下周關御忌、法華堂にて佛事を修せらる。

の冥福の爲に、相模川に橋を造り、その供養を修す。仍而右大將も、其場に臨み給はんとて出給ふ、路次にて落馬し給ひ、夫より病床に附給ふといふ。【東かゞみ】には、建久九年十二月橋供養御出の事も、また正治元年正月逝去の事も、すべて載ざる也。譯有ことにや。それゆへに、逝去の事に付て種々の説あれども、事ながければ茲に略す。治承四年より二十年、文治元年より十五年の治世なり。

【正統記】に云、抑白河・鳥羽の御代より、政道古きすがたは衰へ、後白河の御時より兵革起りて、姦臣世を亂る、天下萬民殆ど塗炭に落にき。頼朝卿一臂を揮て、鎌倉に居ながら其亂を平らげ、九重の塵も治り、萬民の肩もやすまりぬ。上下塔を安くし、東より西よりそのとくに服せりと云云。或記にいえる如く、頼朝卿生質殘忍の性にて、猜疑の心有て、其子孫三代をたもたず。又大名の武誇るものを惡み、上總介廣常・一條次郎忠頼等のつみなきものを殺す。仍て足利上總介義兼は、一生害偽て愚なるふりをして極て勇武をあらわさず、一生を全くせられし由。此義兼は、八郎爲朝の子なるゆへ、身のたけ長大にして、力量も人に超過せし人にて有しが、時を知給ふといふべし。東大寺供養として、右大將家上洛せられ、宋國の佛工陳和卿といふもの、東大寺の佛を造りしゆへ、逢玉ふべきよし命ぜられしに、和卿辭し申ていふ、將軍は罪なき人を多く殺し給ふ。其罪業深き御人に渡らせ給へばとて、拜謁せざりしといふ。按ずるに、右大將家の、兄弟一族を殺し給ふは、範頼・義經

は弟也。志田義廣・十郎行家は叔父なり。義仲と行家の子光家は従兄弟なり。義經の子は姪なり。義仲の子義尊は従子にして、又婿なり。およそ八人歟。

相本觀音堂 大倉の觀音ともいふ。往來の北寄なり。寺領五石六斗を附せらる。堂の額は杉本寺とあり。子純書なり。是は、建立百五十九世の僧、諱得公と號す。山號は大藏山、坂東第一番の札所と唱ふ。開闢は行基なり。此寺古へは天台宗にて、叡山の末なりしが、中頃衰へて、山伏が持にて有しを、近來改て住持僧清僧となせり。本尊十一面觀音佛作天竺、右に十一面行基作、左に十一面惠心作、前立十一面蓮華作・釋迦佛、毘沙



杉本觀音堂、向く石の方あり、
長三尺八寸、佛身は、
身代の地花を以て、
衣は、
本甲把大工知れぬ、
單利、
胎切、
胎切、

相本觀音堂

門也開作。【東鑑】に、文治五年十一月廿三日夜、大倉觀音堂回祿、別當淨臺房、烟火をみて悲歎し、ほのの中へ走り入て本尊を出すと云ふ。建久二年九月十八日、右大將家、大倉觀音堂御參、これ大倉行事草創の伽藍なり。累年風霜相催し、齏破れて軒かたむき、殊に御憐愍有て、修理の爲に准布二百段を奉加し給ふ。同四年九月十八日、將軍家、岩殿と大倉の兩觀音堂へ御詣、姫君御不例ゆへ御立願といふ。建曆二年九月十八日、將軍家、岩殿・相本兩觀音堂御參詣あり。已上 夷堂跡 小町と大町の邊に、むかし惠美須三郎の祠ありしが、今は廢せり。されども、此往來座禪川の橋を、夷堂橋と、今も其名を唱ふ。

辻薬師堂 逆川の南、辻町の東側にあり。長善寺といふ。眞言宗の本尊薬師、行基の作なり。

田代觀音堂 普門寺と號す。妙本寺の東南なり。安養院末、堂の額に白華山と有。本尊千手觀音、坂東第三番の札所。此

西の方を田代屋敷と唱ふ。田代冠者信綱が舊跡。今は畑なり。新居閻魔堂 最初は由比濱大島居の東南に有しを、此地に移せしは、古き事にもあらねど、年とき定かに知がたし。【鎌倉志】を記せし比は、貞享のはじめにて、其時迄由比濱に有としるせり。されば

遠からぬ事なれどもしれず。今在所は、建長寺前より巨福呂坂へ行南のかたにあり。新居山と號し、堂に圓應寺と書たる額を掲ぐ。【鎌倉年中行事】に、新居閻魔堂閻王寺と號すとあり。されば



(寺麻圓)

其後此所へ移さる。此より文字を替て、閻王の同音を用ひて
圓應寺とは名附しならん。往昔建立は、建長二年の事也。開
山知覺禪師といふ。堂領は建長寺領の内三貫文を分附す。堂
内の額は、開山知覺禪師の書なり。濱有しとき迄は、別當山
伏にて、寶藏院といひしよし、寛文十三年に此閻魔を修造せ
し時、閻魔の腹中より書付出たり。建長二年出来。永正十七年
再興の事をするせりと云云。木像のうち俱生神、奪衣婆、洗心
の三尊あり。外に鬼の像は、古への運慶が作なりとは、普く人も唱へ、
閻魔並其餘の像は、應安・明應の兩度、逆浪の爲に堂宇を打崩
し、殊に大風にて有し由、ものに見えたれば、其時海へ曳れ
て、僅に残りたるは右にゆふ木像なりしゆへ、永正十七年再
興とあれば、閻王をはじめ其餘は造りつきたるものならん。
此とき閻魔のみ作り、古作の俱生神・奪衣婆のみにては、再興
とはいひかたければ、その餘の像も再興出来しければ、腹中
に書付をも入置しことなり。應永大亂後、亡魂御弔の爲に、
施餓鬼の事を、扇ヶ谷の海藏寺へ仰て、修せらるゝとあり。
地藏堂 建長寺外門に接附し、巨福呂坂へ登る北の方也。伽
藍陀山心平寺と號し、建長寺の境内なり。【鎌倉大日記】に、
建長元年に、袋坂の地藏堂建立のよしを載たれば、もとより
此邊は刑罰の地なるゆへ、古より地獄谷といひし所なれば、
往古より爰に地藏堂有し事ならん。北條時頼建長寺建立は、
建長三年なりしといへば、前々年より、堂塔の地曳をはじめ
ける時に、今の往來端へ移して、建立の事有しなるべし。土
人の傳ふるは、濟田地藏と稱するといふ。其俗説を尋るに、

(寺平心)

巖窟不動尊 【東鑑】に、窟堂又は岩屋堂、或は岩井堂と有
るも、此所の事なり。日金地藏のしにの山麓にて、窟中に石
像の不動あり。弘法大師のさくといふ。此前の道路を岩屋小
路と唱ふ。【東鑑】に、建長四年五月五日、將軍家御方違の
評定有て、龜が谷の方角を見定可申由仰にて、行義・行方・景頼
等、彼六人を具して、窟堂のうしろの山上へ登るとあるも此
地なり。昔は等覺院といふが別當なりしが、今は散圓坊とい
ふ菴室の持とす。むかし等覺院別當のときは、日金堂をも兼
持せしといふ。梅に、等覺院といふは、十二院のうちなる等
覺院なるべし。

綱引地藏 淨光明寺の後の北のかた。山上巖窟のうち、地
藏の石像有。傳へいふ、むかし由比濱の漁夫があみにかゝり上
り給ふ。像の背に窪き所有て、潮汐時候に従ひ増減すといふ。
或云、爲相卿の建立なりしともいふ。又云、背に文字見ゆ。
供養導師性仙長老、正和元年十一月日、施主眞覺とあり。性
仙とは淨光明寺の住持にや。されば綱にかゝりしといふは妄
説なるべし。

佐介薬師堂跡 土人云、佐介谷の入口東南に、むかし薬師
堂有しといふ、今其説定かならず。正嘉二年正月十七日、秋

田城之介泰盛の甘繩の家より失火し、南風頻に吹て、薬師堂
の後の山を越て、所々焼亡の事有。城之介が宅は、神明の東
にあれば、薬師堂は北に當れる歟。又云、應永の頃迄、薬師
堂有しゆへ、上杉禪秀が亂に、管領憲基が下知にて、所々口
口へ手分せしに、薬師堂表へは、結城彈正少弼二百餘騎にて

(藏地田濟)

北條時頼が執權の頃、濟田某といふもの、重科に仍て斬刑に
行はるゝ時、太刀取のもの、二太刀迄打たれども、會て切ず、
その太刀折たりければ、如何成事か有と問ければ、濟田いふ、
我平日地藏尊を信敬し、常に身を放たず。今既に誓のうちに
に秘せりといふ。依て是をみれば、果して地藏の小像有。そ
の背に刀のあと有けるゆへ、貴賤奇異のおもひをなし、忽濟
田が科をゆるさる。濟田は此地藏を心平寺の本尊地藏のは
ら籠となせり。又建長寺草創のとき、彼佛殿本尊地藏の頭内
に納む。長壹寸五分、臺座とも二寸壹分の立像の木佛なりと
いふ。

鐵觀音堂 岩窟小路へ行道の傍に、鐵の井といふ有り。夫よ
り西のかたに觀音堂あり。堂内に鐵像觀音の頸ばかりを安ず。

鐵胸の崩れたるも堂内に置り。傳へ云、新清水寺の本尊なり
しが。【東鑑】に、正嘉二年正月十七日、秋田城之介泰盛が甘
繩の家より失火して、壽福寺・新清水寺・窟堂・若宮寶藏並別當
坊等焼亡とあり。其時火殃にかゝり、其後土中に埋りしを、
井を鑿けるととき井底より掘出し、小堂に安ずるといふ。夫よ
り此井をくるがねの井と名附、十井のうちなり。

日金地藏堂 岩屋堂の東にて、山の半腹にあり。本尊地藏、
運慶作。右大將家、豆州謫居の頃より、御誓願有て、爰に移
し給ふといふ。別當日金山彌勒院松源寺といふ。眞言新義。

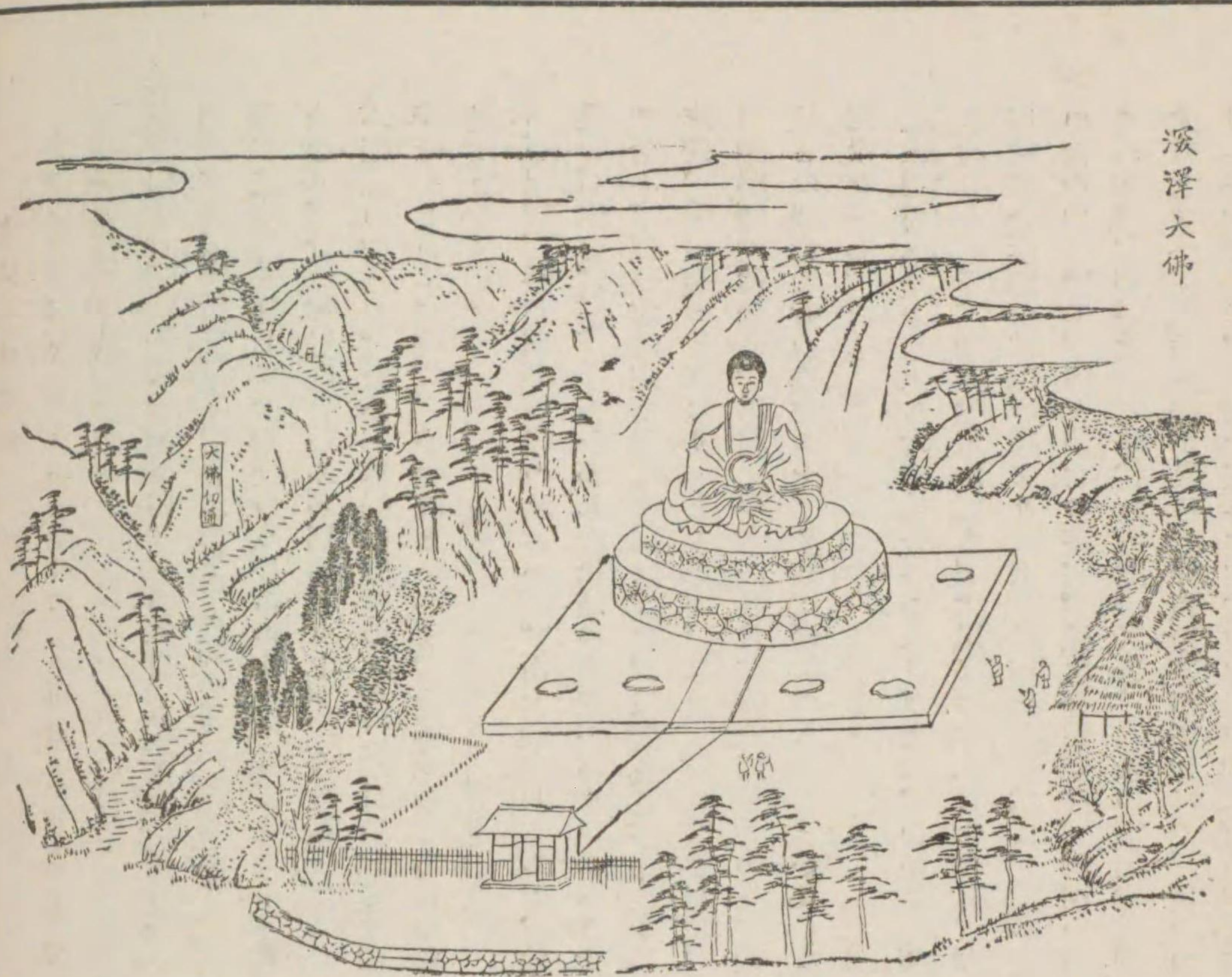
御室御所の末なり。弘長三年四月七日、群盜十餘人、地藏堂
にかくれ居るの間、夜行の輩行向ひ、其庭にて生處とあり。
茲の地藏堂の事なり。

(寺泉淨)

むかひけると云云。

大佛 大異山淨泉寺と號す。此所の地名は深澤といへり、大
佛盧遮那佛なり。坐像長三丈五尺、膝の通りにて横五間半、
袖口より指のすえまで二尺七寸餘、建長寺持なり。【東鑑】に、
曆仁元年三月廿三日、相模國深澤の里大佛殿の事始なり。僧
の淨光、尊卑縮素を勸進して、此營作を企、同五月十八日大
佛の御頭を擧てまつる。周八尺なり。仁治二年三月廿七日、
深澤の大佛殿上棟あり。寛元元年六月十六日、深澤村に一字
の精舎を建立し、八丈餘の阿彌陀の像を安じ、今日供養、導
師は郷の僧正良信、讚衆十口、勸進の上人淨光坊、この六年
の間、都鄙を勸進す。尊卑を奉加せずといふことなしとあり。
是は頼經將軍のときなり、また建長四年八月十七日、深澤の
里に、金銅にて釋迦如來の像を鑄奉るとあり。是は宗尊親王
のときなり。【東關紀行】云、由比の浦といふ所に、あみだ佛
の大佛を造り奉るよしをかたる人有、やがていざなひて参りた
り。たふとく有がたし。事のおこりをたづぬるに、本は遠江
の國の人定光上人といふものあり。過にし延應の比より、關
東のたかきいやしきをすゝめて、佛像をつくり、堂舎を建た
り。その功すてに三が二にをよぶ。烏瑟たかくあらはれて半
天の雲に入、白毫あらたにみかきて満月の光をかどやかす。
佛はすなはち兩三年の功すみやかになり、堂は十二樓のかま
へ、望むに高し。彼東大寺の本尊は、聖武天皇の御製作、金
銅十丈餘の盧遮那佛なり。天竺・震旦にもたぐひなき佛像とこ
そきこゆれ。此あみだは、八丈の御長なれば、彼大佛のなか

深澤大佛



ばよりもすゝめり。金銅・木像のかはりめこそあれども、末代にとりて、これもふし議といひつべし。佛法東漸の砌にあたり、権化力をくはふるかと、有がたくおぼゆと云云。此紀行に仍て考ふれば、親行が鎌倉へ下向せしは、仁治三年秋八月十日あまりとあり。【東鑑】に、仁治三年はしるして見へず。彼記には、延應の比よりといひたり。【東かゞみ】には、嘉禎四年と有。其間壹年有。親行が下向迄は四年なり。又【東鑑】に、建長四年八月十七日、深澤の里に、金銅八丈の釋迦如來の像を鑄奉るとあり。將軍執權頼朝なり。仍て思ふに、初嘉禎四年に造りし木佛の彌陀を、建長四年迄十四年を経て、銅像の釋迦如來に鑄なしたるなり。また其銅像も、何の比にか滅亡し、今の大佛は盧遮那佛なり。此佛を改め造りし由來、更にしれず。【太平記】に、建武二年八月三日、相模次郎時行、その身は鎌倉に在ながら、名越式部大輔を大將とし、其勢二萬餘騎、鎌倉を立んとせしが、三日の夜俄に、大風吹て家々を吹破るゆへに。大風を遁んと、軍兵大佛の殿内へ逃入しが、大佛殿の棟梁折てたをけるゆへ、其内に入し軍兵五百餘人、残らず壓うたれ死しけるといふ。其後又應安二年九月三日の大風に、大佛殿ふき倒すよし、又明應四年八月十五日洪水、由比の濱の海水激奔し、大佛殿を打破るといふ。此已來佛像を改め造りしにや、夫より堂もつくらざる歟。

題銅大佛 萬里居士

自註云、銅大佛長七八丈、腹中空洞、應容數百人、無堂宇而露坐突兀、洛諺云、南都半佛雲狐、

雲狐半佛東福、

兄在南都弟東福、可憐佛亦去年貧、寶跡塵蝕無堂宇、腸瘦纒容數百人、

長谷觀音堂

山號を海光山といひ。堂の額に長谷寺とあり。子純が書たり。坂東第四番の札所、光明寺末、寺領二貫文。堂山へ登る麓の左右に別當寺有。慈照院・慈眼院といふ。此地は小坂郷長谷村と號す。傳記に、此觀音は、大和の長谷より、海水に漂流して馬入邊へうち寄たるを取揚て、飯山に有しを、忍性上人此所へ移すといふ。又云、和州長谷觀音と一木の楠、和州のは木のもと、此像は木の末なり。十一面觀音にて、長二丈六尺二分春作、阿彌陀作不知、十一面像皆作如意輪像阿彌陀作不知。此像は、畠山重忠が持佛堂の本尊といふ。聖徳太子像作不知、和州長谷往道上人像作不知、毎年六月十七日、當寺の會にて、貴賤老若、參詣のもの群をなす。

鐘樓并銘文左の如し。

長谷寺觀音堂鐘銘

新長谷寺推鐘威力十方施主、消除不祥、消除災難、心中所願、決定成就、檀波羅密、具足圓滿、文永元年七月十五日、當寺住持眞光、勸進沙門淨佛、大工物部季重、

虚空藏堂

極樂寺村のうち、星月夜の井の西にあり。此堂を星月山星井寺と號す。村内成就院の持なり。これば眞言宗。虚空藏は行基作、長二尺五寸。縁起の略に、聖武天皇の天平年中、此寺井に光有。村民不思議のおもひをなし、是を見れば

井の邊に虚空藏の像現し給ふと。此よしを奏しければ、行基に勅し此像を造らしめ、爰に安置し給ふと云云。【堯惠法師紀行】に、星の御堂と書しは、この堂のことなり。

不動堂

今泉村にあり。圓覺寺の山より、西北にあるむらなり。不動堂は山上にあり。別當寺は麓にあり。今泉山圓覺寺と號す。開山しれず。古へは八宗兼學のてら也しが、中古已來は光明寺の末となる。石像の不動にて、弘法大師の作なるよし、靈驗なる尊像なり。此堂の向ふなる谷の高一丈許の瀧有て、南北に相向ひ二瀧あり。南なるを男瀧と稱し、北なるを女だきと唱ふ。この瀧の源流は、建長寺山中の、大覺池といえる靈地の下流なり。又不動堂のうしろに、峰つたひのみち有。村内より金澤への往來する近道なり。

毘沙門堂

右同村に有。村内の鎮守とす。本尊行基の作、前立は運慶作なりとて、長四尺餘。行基の作は、常に拜することとをゆるさず。別當所は今泉寺と號く。麓にあり。供僧寮なり。土人いふ、此多門天は右大將家御信心によつて、鞍馬山より本尊を此地に移させ給ふ。右大將家御參詣の砌は、御所の面御門より出御有て、山路を経てこの所に參らせ給ひし、往古のみち跡、山中に粗殘る所ありといふ。此今泉寺は、建長寺塔頭廣德庵のものなり。

鹽菅地藏

朝比奈切通より往來の道脇にあり。辻堂なり。石地藏を安ず。光觸寺の持。古へ六浦の鹽うり、鎌倉へ出るごとに、商の初穂とて、鹽を此地藏に供せしより名とす。

釋迦堂跡

大御堂の東の方なり。元仁元年十一月十八日、武

(寺井星)

鎌倉攪勝考卷之七

堂宇

長谷觀音堂

虚空藏堂

不動堂

毘沙門堂

鹽菅地藏

釋迦堂跡

州泰時、亡父周關忌景の爲に伽藍を建立、同日立柱、翌年六月十三日、新建供養せらるとあり。其堂も廢亡し、今は地の名に唱ふる而已。

廢寺

(堂御の南)

大御堂跡 或は南の御堂とも稱す。今は大御堂谷と、地の名に唱ふるのみ。往昔右大將家の御亭より、南のかたなる山腹に大堂を營み、別當所を勝長壽院と名附給ひ、元暦元年より御發願にて、父徳を報謝の御素願なり。同年十一月廿六日、地曳事始、因幡守・筑後守奉行、去月廿五日より鎌倉中の勝地を悉らび給ひ、遂にこの所を治定す。是は先考の御廟を此地に安ぜらるべきよし存念し給ふゆへ、潜に後白河法皇へ伺奏し給ふ。法皇も又勳功を報謝の餘り、去る十二日、江判官に仰て、東の獄門の邊にて、故左典厩朝朝の首を尋出させ、鎌田二郎兵衛尉正清が首を相添て、江判官公朝を勅使として、是を下し給ふ。八月晦日下着す。仍て二品朝迎へ奉らん爲に、稻瀬川の邊に参り給ふ。御遺骨は文覺上人の弟子僧頼に懸奉りしを二品みづからはを請取給ひ、還御の後、已前の御装束を改められ、素服を着し給ふ。同年九月三日、左典厩の御遺骨并正清が首を添て、南御堂の地に葬り奉らる。子別。惠眼房。専光房此事を沙汰す。武藏守義信・陸奥冠者頼隆等の外、御家人は皆寺門外に止めらる。召具せらる。者は右の人々ばかり、義信は平治の亂に先考の御供たり。頼隆は其父毛利冠者義隆、亡者の御身に替り討死し訖。彼是舊好を思召のゆへな

りと云云。同年十月廿一日、南御堂へ本佛を渡奉る本尊。丈六余色の阿みだ佛也。東大寺の佛師成朝、去五月御招請に依て下向し、佛像を造立す。同廿四日、南御堂を勝長壽院と號せらる。今日供養なり。導師は本覺院の僧正公顯、是も御招請に依て、去る廿日下向せらる。僧侶廿口を率て參堂、供養の儀嚴重なり下。文治二年五月廿七日、大姫君日來御願に因て、當寺へ參籠し給ひ、明日二七日の御願満尾ゆへ、退出し給ふ間、仰に依て、入夜南の御堂へ靜女を招き給ふ。これは去る比、鶴ヶ岡の廻廊にて、靜の舞を奏せし時、「吉野山峰のしらゆきふみ分て、入にし人の跡を戀しき」とうたひけるを、右大將家御不興有しを、御臺政子の仰に、靜が九郎主を慕ひ申條、みづからも其覺有。先年關の石橋山御敗軍、御行衛しれざると聞しとき、君を慕ひ奉り、片時も安き心はなかりき。今靜が心中も、夫とおなじかるべければ、左も有なんと諫め申されしゆへ、御憤もさんじけり。其砌大姫君は、御いたはりのこと有て、御覽なかりしゆへ、此せつ仰に依て、靜參入し、廻雪の袖を翻し、藝を施しければ、御入興のあまり、物多く賜ひしといふ。同七月十五日、孟蘭盆を迎へ、萬燈會をおこなはる。元久二年實朝將軍、勝長壽院領を、上總國菅生の庄十二ヶ郷、今日寄附せらる。六郷を別當の分とし、六郷を供僧中へ賜ふとあり。

【金葉集】

三月末つかた、勝長壽院にまうでたりしに、或僧、かげにか

くれおるを見て、花はと問しに、ちりぬとなん答へ侍りしを、きよて、

行きて見むと思ひしほとに散にけり、あやなの花や風た

ぬまに

實朝卿

櫻花さくとみしまに散にけり、夢かうつゝか春の山かぜ

同

【同】

雨そほふれる朝に、勝長壽院の梅、ところゝさきけるをみて、はなにむすひつけ侍し。

古寺のくち木の梅も春雨に、そほちて花もほころひにけ

同

七月十四日の夜、勝長壽院のらうに侍りて、月さし入たるをよめる

なかもやる軒のしのふは露のまに、いたくなふきそ秋の

同

夜の月

承久元年正月廿七日の夜、將軍實朝公、右大臣拜賀の爲に鶴岡社參し給ひ。神拜相濟て退出し給ふ砌。別當公曉がためにうせ給ひ、御首を公曉たづさへて去けり。同夜公曉を殺したれども、御首はあり所しれず。翌日御遺骸を勝長壽院に葬し奉ると、【東鑑】にもせられたれど、安貞二年十一月十一日、勝長壽院内に、新建の塔婆上棟、同廿八日九輪を上る。同十二月廿五日塔婆供養、將軍家頼御參、是は故右大臣家十三年御追福、正日は明年なりといへども、引上られて御供養、導師は當院別當卿法印良信と云云。下略。

(堂御の廊)

御堂御所跡 貞應元年二月二十七日、二位禪尼勝長壽院の奥地を點じ、伽藍并御亭を建立せらるべきに依て、日時定あり。二月廿九日本造四月六日地曳同十九日立柱七月廿六日從移八月廿日御堂是擇申所なり。伊賀式部丞光宗奉行と云云。八月廿日、南の新御堂供養、本尊彌勒佛なり。此梵字は、右大將家、姫君御早世のとき、御追善として、既に御建立有べきの處、幕下薨御ゆへ、今に至り彼素願を果し給ふ。當日の奉行民部大夫行盛・進士判官代邦通なり。導師辨僧正定豪と云云。仍て此御亭を、廊の御堂とも、又は南の新御堂とも號す。二位禪尼、このところにて、嘉祿元年七月十一日薨御年六十九。同十六日、御堂御所にて茶毘し奉ると云云。是もいま其舊跡もしれず。

【東關記行】云源親大御堂ときこゆるは、石巖のきびしきをきりて、道場のあらたなるをひらきしより、禪僧菴をならぶ。月おのづから祇宗の觀をとぶらひ、行法座をかさね、風とこしなへに金磬のひびきをさそふ。しかのみならず、代々の將軍已下、つくりそへられたる松の社・蓬のてら、まぢくこれおしと云云。

元弘三年五月廿二日、新田左中將義貞、大軍を引率し、稻村が崎より攻入らんとせしかど、極樂寺坂は難所なるゆへ、假粧坂へ打廻りて、鎌倉へ攻入、所々に火を放ち、高時入道が館へ押寄けるに、入道をはじめ、一族悉く自殺しければ、首ども實檢し、猶殘黨を追討し、義貞は此大御堂に陣營せらるといふ。

【梅松論】云、建武二年七月の初、相模入道尊時の次男、勝壽丸といふを、信濃國上の宮の祝安藝守時繼が父、三河入道照雲并滋野の一族等取立て、相模次郎時行と名乗らせ、大將として、國中をなびかせ、かまくらへ攻上る間、澁河刑部・岩松兵部馳向ひ、むさしの國女影原（影原女影村あり）にて、合戦におよぶといへども、逆徒手しげく懸りしかば、澁川・岩松兩人自殺す。重て小山下野守秀朝をさし向しが、是も戦ひ難儀に及び、同國府中にて、秀朝を初、一族家人數百人自殺す。無程凶徒鎌倉へ亂入と聞へしかど、足利左馬頭直義は、無勢にて防ぎがたく、成良親王并永壽王丸を具して、海道を引退給ひけれど、合戦に不及、時行鎌倉に入て、勝長壽院を宿陣とす。偕京都にても、尊氏將軍、關東凶徒蜂起の告を聞給ひ、朝廷え御暇申捨て、八月二日出京之處、三河の矢別にて、京・鎌倉の兩大將御對面有て、夫より下向し給ふ。道々七ヶ度の戦ひに討勝て、八月十九日うち入給ふ。ときに輩名判官も腰越にて討れ、諏訪の祝父子并安保道潭が子も自害し、今僅に三百餘騎に成しかど、宗徒の者共四十三人、大御堂のうちに入て自殺す。其死骸をみるに、皆面の皮を剥て、何れ誰とも見分ざれば、時行も定て此内に有けんとおもひしに、時行は落失けり。七月の末より八月十九日に至る迄、讒廿日ばかり、彼相模次郎、再び父祖の舊里に立歸るといへども、程もなく没落せしことにそあはれなりと云云。是を廿日先代と唱ふ。

【太平記】云、觀應三年閏二月十二日、武藏野合戦に、新田左兵衛佐義興・脇屋左衛門佐義治は、尊氏將軍と戦ひ、終に二百

餘騎に打なされ、武藏守義宗には放れ、みかた何地へか行ぬらんと、兩人下馬し休みけるが、此勢にては上野へも歸がたし、逆も打死すべき命なれば、鎌倉へ打入て、基氏に逢て討死せんと一決し、夜半頃、關戸を過けるに、五六千の軍勢に行逢たれば、敵なるかと問ければ、石堂入道三浦介、新田殿へ参るよし聞しゆへ、歡事限なく、此勢と打つれ神奈河につきて、鎌倉の様子を尋ければ、左馬頭基氏を警衛し南遠江守、安房・上總の勢三千許、小袋坂・けはい坂をきり塞ぎ、嚴重に見へ候と語りけれ。さらば爰にて用意せよと、兵糧を仕ひ、三千餘騎を二手に分て、鶴が岡へ旗差遣し、大御堂の上より眞下りに押寄たり。（神奈川より金澤道へ入て、六浦を過る）基氏は、尊氏將軍の營館（御所跡あり）におはしけるが、南遠江守ばかりにて、小勢なれば、手勢終に七十餘騎、横大路・若宮大路邊にて支へさせ、遠江守は、基氏朝臣を具し申て小坪へ廻り、三浦を経て武藏海道へ出て、將軍の御陣石濱へ落行給ふ。義興・義治は、閏二月十三日に鎌倉へ入、合戦に打勝、兩大將と仰がれ、暫く大御堂に居られけり。無程尊氏將軍石濱より出陣し、碓氷峠の戦に打勝給ひ、鎌倉へ寄給ふと聞へ、義興・義治、爰にて討死せんと有けるを、松田・河村が意見にて、三月四日大御堂を出て、相模國府津山の奥に籠りけるといふ。二月十三日より三月四日迄、是も漸く廿日ばかり、大御堂に宿陣し、鎌倉に居られけり。

享徳のはじめに、大御堂の別當勝長壽院の門主は、御所持氏朝臣の御舍弟にて有しゆへ、門主と稱せり、其頃御所と兩上

(寺福永)

杉と茅盾（ムサシ）おこりし頃、如何思ひ給ひしや、門主鎌倉を出られ、下野國日光山へ御移あり。彼山門の衆徒等を催さるゝとあるは、敵かたより謀りけるにやと、【本草紙】にも見へたり。是より暫く彼山の門主にて住山し給ひしや。其頃より、日光山勝長壽院萬願寺とも號したるよし、今も彼山の衆徒等此事をかたれり。又云、【鎌倉年中行事】云、勝長壽院殿營中へ御出の時の式法、御丁寧の作法をしるせり。其記に云、日光勝長壽院門跡には無之、只持法師許なり。日光山の御留守をする人體を座禪院と號すと云云。其後、いつの頃より勝長壽院も廢し、往昔右幕下、結構せられし堂塔伽藍の大夏も、只礎石爰かしこ荆棘の間に存するのみ。依て左典廡（朝議所）の廟并右府（實）二位禪尼（政）等の墳、其在所しれず。按ずるに、享徳三年の頃より、御所成氏朝臣も、鎌倉を去給ひて古河に移り給ひ、兩上杉も、江戸・河越・上野白井へ移り、鎌倉は荒蕪の地となりしゆへ、隨て衰廢せしことなるべし。

明德二年氏滿朝直、小山下野守義政退治の時、武藏國村岡の御陣より、鎌倉へ歸給ふ砌、同五月初日、大御堂へ御入、同十二月廿日まで御逗留にて、其日御所へ御歸座といふ。

二階堂廢跡 今は二階堂村と稱し、古への結構も名のみ残り。土人は山の堂又は光堂とも唱へ、礎石今田の中に存す。土人呼で四ツ石・姥石の名あり、右大將家の勅建なり。其發起のことは、奥州平泉の秀衡建立せし二階堂に擬して、造營しける梵閣なり。寺號は永福寺と名附給ふ。文治五年十二月九

日、今日永福寺二階堂別當事始なり。嚮に奥州にて、泰衡管領の精舍を一覽し給ひ、華構の企をせらる。是は數萬の怨靈を宥め、且は三有の苦果を救はん爲なりといふ。抑彼梵閣宇を並べたる中に、二階堂有（大長）もつばら是を摸し給ふ。別號を二階堂と稱せり。稍雲天を挿み揚金荆玉紺殿を飭れり。

上總五郎兵衛尉忠光 是は上總介忠清が男にて、惡七兵衛景清が兄なり。平氏敗亡の後、忍びて鎌倉に來り、二階堂造立し給ふ頃ゆへ、匹夫に貌をやつし、右大將家を伺ひ謀らんとし、建久三年正月廿一日、將軍家新建の御堂の地に渡御し給ふ。この時土石を運ぶ匹夫の中に交れり。然るに頼朝卿（實）給ひ、左の眼（マナコ）の男あり。彼者いづくより、誰人の遣するやのよし尋給ふ。仍て景とき、此事を相尋といへども分明ならず。御前に召寄、佐貫四郎大夫御旨を得て是を面縛する處に、懷中に一尺餘の打刀を帶し、殆ど寒水のごとし。又其盲をみるに、魚鱗をもて眼の上を覆ふ。いよく害心あるものと知し食の間、推問せらる。名揚申ていふ、上總五郎兵衛尉なり、幕下をはかり奉らんと、數日鎌倉中を經廻せしといふ。則此ものを和田義盛に下し給ひ、同意の輩の有無、召尋べき旨仰含らる。推問せしに、申て云、更に同類なし、但し越中次郎兵衛尉盛繼、去年の頃丹波國に隠れ居れり。彼もおな敷會稽の志しをぞんずるか、當時は在所知がたし。曾て一所に住居を定めつるよし、聞及びしと云云。同二月廿四日、武藏國六浦の海邊にて、忠光を梟首す。義盛奉之、日來醬水を斷しといふ。



同六月十三日、幕下永福寺に渡御、畠山次郎・佐貫四郎大夫・城四郎・工藤小次郎・下河邊四郎等、棟梁の材木を引運ぶ。其力は、數十人の力士の働のごとし。各々一時に功を成と。観る者を驚す。幕下御感じ給ふ。同年十一月廿日、永福寺造營告畢、雲軒月殿、絶妙無比類。誠には是ぞ西土九品の莊嚴を、東關の二階堂に移せり。今日御臺所御參と云云。同廿五日供養有。曼陀羅供、導師は本覺院大僧正公顯なり。將軍家出御、供奉五十二人と云云。元久二年二月、武藏國土袋郷を永福寺供料に附し給ふ。承元五年十月十九日、永福寺に宋本一切經五千餘卷有曼陀羅供、大阿闍梨葉上房律師榮西、讚衆三十口、題名僧百口なり。將軍家御出と云云。建保二年三月九日、將軍家御俄に永福寺の櫻花御覽の爲に御出の事あり。修理亮泰時・山城判官行村・東平太重胤・宮内兵衛尉公氏等御供に候す。上下歩儀なり。戊の刻還御のときに及び、御車を寺門に儲くと云云。同五年十二月廿五日、將軍家御方違として永福寺の僧坊に渡御ありて、九枝を挑て終夜歌の御會あり。御止宿。翌廿六日に、未明還御し給ふとき、御衣二領を僧坊にのこし置れ、一首の御詠を副らる。このとき事々に御芳情をつくさるといふ。

春待て霞の袖にかさねよと、霜の衣をおきてこそゆけ

同四年九月晦日、永福寺にて初合梨會執行せらる。尼御所・將軍家御并御臺所御出、舞樂をも執せらる。貞永元年十一月廿九日、將軍家御、永福寺の林頭の雪を覽給はんとて、武州^時を初、ほかに携れる輩を御えらみ御供、寺門の邊にて卿僧正

快雅參會、釣殿に入御、和歌の御會あり。但し雪氣雨脚に變ずるの間、餘興いまだ盡ずして、還御の路次にて、大夫判官基綱申て云く、雪は雨の爲に全き事なし。武州是を開給ひて、「雨の下にふれはそゆきの色も見る」とありければ、又基綱付申ていふ、「三笠の山をたのむかけとて」と云云。

【東關紀行】云、二階堂は殊にすぐれたる寺なり。鳳凰の薨にかじやき、梟の鐘霜にひびき、樓臺の莊嚴よりはじめて、林地の麓にいたるまで、殊に心とまりてみゆ云云。建長三年十月七日、宇佐美判官祐泰が荏柄の家より失火して。藥師堂は残らず焼亡し、火延て、二階堂迄悉く焼失せしとあれば、此とき二階堂回祿に及びしは、惜むべきことなり。抑文治五年より、寶治三年まで六十年にして修理有て、建長三年迄纔に三年を過たり。前後合せて、六十三年に至て灰燼となれり。是より別當永福寺は再建有しかど。二階堂は此後廢跡となれり。

【梅松論】云、義經の御所、四歳の御時、大將として南遠江守具し奉り、御輿に召れて義貞と同道にて、關東御退治、已後は二階堂別當坊に御座有しに、諸將悉く、四歳の若君に屬し奉るにぞめでたけれ云云。

おなじ記にいふ、同年の冬^{元弘三年}成良王征夷將軍として鎌倉御下向、下御所左馬頭殿^{相模守}供奉し申されしかども、東八ヶ國の輩大略屬し奉り、鎌倉は、去る夏の亂に地拂せしかども、此夏大守御座有ければ、庶民安堵の思ひをなしけりとあり。按ずるに、此とき成良親王を供奉し直義下向、去る五月

大亂後にて多く焦土となり、假の御所もなければ、二階堂別當を以て宿營とせられ、建武二年七月、相模次郎時行が亂のとき、鎌倉を發足せられ、又矢矧より兩御所一同、八月十九日鎌倉へ入給ひし比も、二階堂別當に御座有て、先祖の舊跡をえらび、御所を經營せんと議せらるゝと云云。

東光寺廢跡 藥師堂谷にあり。大塔宮土の籠といふの側の畠地をいふ。醫王山と號せしといへども、開山宗派もしれず。【鎌倉大日記】といふものに、建武二年七月廿三日、兵部卿宮は、直義が爲に、東光寺におゐて生害せらるとあり。或説には、民部大夫行光、永福寺の傍に於て、右大將軍の御追善に、一伽藍建立し、承元三年十月十日供養、明王院僧正公胤を導師とす。尼御所渡御し給ふといふ。其後東光寺といふ一寺に成しならん。されど廢せしことも傳へざれば、開山宗派のことも失ひしにや。又云、【竺仙錄】といふものに、貞和三年七月廿三日、東光禪寺住持比丘友桂、國朝のために寶塔を建立することを載せり。按ずるに、七月廿三日といへば、大塔宮の忌日なれば、みやの御爲に建立せし塔婆なるべし。此寺も廢せしゆへ、外へ移せしにや。

【梅松論】に云、建武元年六月七日、兵部卿親王大將として、將軍の御所に押寄らるべき風聞しける程に、武將の御勢、御所の四面を警衛し奉り、その餘の軍勢二條大路に充満しける程に、事の體大儀におよぶに依て、當日無爲になりけれども、將軍より憤り申されければ、全く愾慮にあらず。宮の張行の趣也し程に、十月廿二日の夜、御參内の次を以て、武者所に

召籠奉りて、翌朝常盤井殿へ還し奉り、武家のともがら警衛し奉る。同十一月、親王をば細川陸奥守顯氏受取奉りて、關東へ御下向なり。思ひのほかなる御旅のそら、申も中々おろかなり。みやの御謀反、眞實は叡慮にて候しかど、御料を宮にゆずり給ひしかど、鎌くらへ御下向とぞ聞えし。宮は二階堂村の薬師堂谷に御座有けるが、武家よりも却てきみをうらめしく渡らせ給ふと、御獨ごとをたまひけるとぞ。

【空華集】に、義堂、東光寺にて、兵部卿のみやを弔の詩あり。

東光弔大塔宮兵部卿親王
塔影稜々半入雲、王孫曾此酒啼痕、獄中劍氣衝天起、門外兵塵蔽日昏、山鳥乍驚龍鳳質、野童那識帝王尊、興亡不上禪僧眼、只見靈光巖獨存、

大塔宮土牢 東光寺舊跡の山麓にあり。石窟にはあらず。土穴なり。其中を覗き見るに、二階に掘て二間四方あまり、又一段低き所は凡九尺四方も有べき所。深さ六尺許、上の二間四方許の所も深さ七八尺、みな赤き地なり。【太平記】の作者、みだりに、尊氏將軍の爲に潤飾を設て、武威は嚴盛なることを書たるものなり、將軍の在世の内に、【太平記】全部出來し、將軍の一覽にも備へしといふこと、今川了俊が記にものせたり。夫ゆへ兵部卿親王を、地中の牢へ入奉ると記せしより、土俗口碑に傳へて、土穴の中へ入置奉りしことにおもへり。是は【太平記】の説に因て、此妄談は起りたるものならん。是に限らず、これに擬て造れるもの、所々の舊跡に多く見へたり、【保曆間記】【梅松論】等も、尊氏將軍の爲に書たる

ものゆへ、潤飾多けれども、是等の書には土の牢とはしるされず、薬師堂谷の御所にとめおけども、又は牢の御所ともかけり。四面を禁錮し入置奉れば、牢の御所なることは勿論なり。【保曆間記】にいふ、尊氏兵權をとらば、むかしの頼朝にも替るべからず。此次に誅討せらるべしと、大塔宮申されけるを、帝、さしもの軍忠の人をとらへ、其儀なし。彼宮種々の謀を廻し、尊氏を討んとせしかど、東國の武士多く尊氏方なりし上に、譜代の武勇なれば、輒もうたれずと云云。此親王は、尊氏の武將の機あることを、能見給ひしゆへなり。武き親王にて渡らせ給へば、その思食立れしも謂れなきにしもあらず。尊氏やがて其叔母にして、准后につかへ申せしを、帝遂にまとひ給ふより、護良王の災厄となれり。尊氏將軍ならびに直義には、主君なれば、たとへおのれが讐敵なる親王にもせよ、帝より預り奉りければ、土中へ入置奉り、飲食淺穢をひとつにすべきや。また弑し奉れることは、其翌年七月、凶徒鎌倉へ攻入しかば、上野親王成長^{十三}、義詮^六此人々を伴ひ出れば、兵部卿官は容易に請ひかたぐ、且は足利家の仇にてましませば、直義が時に取ての幸ひとして、淵邊伊賀守義博に下知して弑し奉りしなり。直義が主君を失ひし罪惡、終には天の譴を得て、おのれも毒殺せられ、跡たえけり。

本國寺舊跡 松葉が谷といふ。名越切通坂下、今の長勝寺の地なりといふ。安國寺も松葉の谷なり。最初日蓮居住の舊跡、貞和の初に本國寺を京都へ移さる。長勝寺、今は地名を石井と唱ふ。日蓮上人舊跡の由緒を失ふにひとし。日蓮、松

葉が谷本國寺を日期へ與へ、日期より日印・日靜と註し、日靜は貞和元年の頃本國寺を京都へ移し、此所を日叡に授與せしむ。其後日叡本國寺を改め、妙法寺と號し、其後斷絶せしを、再興の長勝寺と稱する由。扱京都へ移されし日靜といふは、尊氏將軍の御叔父なり。夫ゆへに、本國寺大伽藍建立せられ、大寺となれり。松葉が谷に有し時の、古文書なりしを次に出す。今も京都本國寺の寺寶とするものなり。

左衛門尉平頼綱狀

別當職之事可得御意候歎同心候者可爲眞實候殊以松葉谷本國寺廢地も止他妨可有早々興隆候由仰之旨申渡候訖猶兵部七郎可申候恐々謹言

五月七日

日蓮 御房

頼綱(花押)

伊豆伊東配流致免狀 弘長元年

日蓮法師可有赦免由被仰出候更に可被召返候也仍執達如件

霜月十一日

日蓮法師可有赦免由被仰出候更に可被召返候也仍執達如件

佐渡原配流致免狀

由候也仍執達如件

文永十一年二月十四日

藤兵衛入道殿

就鎌倉法花堂本國寺屋地事義佐へ致披露候就者其方爲御志

鎌倉攪勝考卷之七 廢寺 延福寺廢跡 大休寺廢跡

年貢之事被指置候 恐々謹言

四月廿二日

謹上 中野備前 御宿所

修理亮朝泰(花押)

松葉谷本國寺勅願之旨被仰下訖奉禱爾四海泰平可抽精誠者天氣如此悉之以狀

嘉曆三年十一月廿一日

左少辨長光

法花宗

日靜上人御房

此日靜とあるは、尊氏將軍の本國寺へ與えられし御教書に、叔父日靜とあり。仍て本國寺を鎌倉より帝都へ遷され、大刹となれり。

光嚴帝院宣

勅願所本國寺今度被遷帝都畢永爲不易之寺地任望之旨六條楊梅東西二町南北六町令全管領畢可被致建造之由

院宣所候也仍執達如件

貞和元年三月七日

權中納言定隆蔭奉

三位僧都御房

延福寺廢跡 淨妙寺の境内西北にあり。雲谷山と號せり。開基は足利左馬助高義なり。高義の法號を延福寺と稱す。尊氏將軍の舍兄なり。開山は足菴和尚、佛國禪師の法嗣なりといふ。

大休寺廢跡 淨妙寺境内西の方にあり。熊野山と號す。其

社西の方に有。寺地跡に石垣など残れり。古井もあり。直義此所に住せしともいふ。法名を大休寺と號す。開山月希一和尚、貞治五年六月十三日寂す。京都村雲の大休寺を稱し、爰にもまた建立せし歟。

報恩寺廢跡

西御門村にありしといふ。南陽山と號す。開基は上杉能憲、法名報恩寺道諱と號し、開山は義堂なり。【日工集】に、應安四年十月十五日、上すぎ諱公の請に應じ、一刹を鎌倉城北に創す。永和二年十一月十三日、報恩寺立柱、檀那上杉兵部大輔能憲入山證明す。同四年四月十七日、上杉能憲敬堂諱居士逝去、年四十六とあり。此能憲は上杉安房守氏憲の兄也。實は伊豆守重能の次男なるを、民部大輔能憲、本尊は法華堂にあり。又鐘の銘も、【空華集】に義堂が撰せし銘文もあれど、其鐘も亡びたれば、銘も略す。境内に、しらはた明神を、義堂が祀れる由なれど、其社も亡せり。

保壽院廢跡

西御門村報恩寺跡の西南にあり。源基氏朝臣の母堂なる、保壽院清江寛公禪尼の菩提所也。此禪尼は北條相模守平守時の息女なり。守時は、元弘三年五月義貞亂入のとき、巨福呂坂に敵を支へ踏留て、主従百餘人自殺すといふ。開山義堂、【日工集】に、應安七年九月廿九日、清江夫人逝去す。夫人の遺命によつて、西御門の別殿を名附て、保壽院と號すといふ。或は新御堂とも稱せしにや。滿隆茲に住給ひしことあり。依て滿隆の事を新御堂殿ともいふ。應永廿三年十月、上杉禪秀が勸に依て、持氏朝臣御伯父新御堂殿隆井持氏朝臣の御弟持仲等を語らひて、十月二日の夜戌刻、御所

(堂御新)

平癒に及びなば、堂舎造立あるべきよし仰らるゝの處、翌年正月薨御ゆへ、是を果されざる條、愚意潛に恨たり。然るに當御代御願に依て、この草創有事は、併靈夢の感應する所なりと、仰云、我もまた先年靈夢の告有に依て、今此企におよぶ。是何ぞ合體にあらずや。古書に、文屋康秀三河掾として下向、縣見に出立のよし、小野小町を誘引といふ。彼兩人は、仁明の朝たり。清和の御宇に當るべきや否。善信申、夢中のことは、誠以實證には備へがたきか。但し古き陰書を見るに、康秀は、元慶三年經殿助に任ずる歟。然らば、清和の朝に仕へし條異儀なき歟。相模掾の事は未考云云。將軍家頗以御感有て、範高に仰せ、此問答の趣をしるし置、當寺の緣起を作らるべきに、此夢記を以て事初とすべき旨、内々仰有けると云云。建保二年七月廿七日、大倉大慈寺新御堂供養、尼御所。將軍實朝御帶午刻御出、御堂上の後、導師葉上坊僧正榮西、伴僧廿口を率て參入供養の儀あり。及晩御布施、被物三十重、御馬二十四と云云。同十月十五日、葉上僧正始て舍利會を行はる。安貞二年八月四日、大慈寺にて武州時御願として、如法經十種供養をせらる。正嘉元年十月朔日修理の事畢。是は堂閣破壊に及びしゆへに、營建有て、頗る古へに超過し莊嚴なりしとぞ。今日供養。當寺の本堂・丈六堂・新阿彌陀堂・釋迦堂・三重塔・鐘樓等悉造畢。曼荼羅供、大阿闍梨三位僧正頼兼、職衆卅口、願文章は廣範、清書は左大臣法印嚴惠、諷誦文の草は廣範、清書は和泉前司行方、當日會場行事は三河前司敦隆眞人下衣刑部權少輔政茂取の餘は略す。

を忍び給ひ、西御門保壽院へ御出有之、旗を揚らるゝと、【大草紙】等に見へたり。

一心院廢跡

光觸寺の南に、柏原山といふの下に、小名を明石といふ所有り。寺の跡と見へ、又岩窟のうち、石佛の折たるものあり。

月輪寺廢跡

光觸寺の北、霧が澤といふところの小名好見といふ所に、房の屋敷と字する所なり。此二寺は、成氏朝臣の護持僧寺にて有し由、【年中行事】に見へたり。此ほかに、心性院・通照院なども、護持僧寺なりといへども、其舊跡しれず。

大慈寺廢跡

大倉の新御堂とも稱す。五大堂より南の谷にあり。往昔より、此邊すべて大倉と稱すること、【東鑑】に出たり。建曆二年四月十八日、將軍家實朝御願として、大倉郷にて一勝地を下せられ、一寺經營、今日立柱上棟なり。是は君恩父徳を報せられんが爲なりといふ。同二年十一月十一日、將軍家、新建の堂舎を覽給はんとて、大倉に渡御、相州已下の人々扈從す。今日始て奇石山水等の沙汰に及べり。此所は河有、山有。水木ともに其便を得て、地形の勝地たり。善信此間中、京都より召下したる繪圖を獻す。誠に御感に預る處なり。善信申けるは、去る建久九年十二月の比、夢想のことあり。善信等先君の御供し、大倉山の邊に至るに、爰に一老翁のいふ、此地は清和の御宇、文屋康秀相模掾として住せし地なり。精舎を建べし、われ鎮守とならんと云云。夢覺ての後に、墓下にこのよしを啓しけるが、將軍御病中なり、若御

日光山別當宿院舊跡

犬懸が谷といふところあり。右大將家日光山へ法華三昧料として、下野國寒河郡にて田十五町御寄附などありて、御歸依なるにより、別當坊宿院の地を賜ひ、常に鎌倉に住し、護持法を修しけり。又は日光山別當にして、鶴が岡の供僧をも兼たるよし。【東鑑】に、正治三年二月九日、將軍頼家卿鶴岡へ御參、宮寺にて御經供養、導師は日光山別當眞智房法橋隆宣宣當宣一和宣一和と云云。其後日光山別當辨覺は、建保元年五月五日和田亂のとき、御所の御味かたとして軍功を顯し、御感のあまり、その賞として筑紫土黒の庄を、山領に賜ひし事同書に見え、また寛元三年三月十六日、將軍實朝日光山別當の犬懸谷の坊へ入御。是は二所奉幣の御精遣の爲なり。同十九日、日光別當の坊より、鶴が岡八幡井龜谷山王寶前等へ御參と有。其後正元々々五月十日、秋田城之助入道覺智三年追福、松下禪尼施主として、曼荼羅供を修せらる。大阿闍梨日光別當尊家云云。弘長元年十一月八日、最明寺禪室病痾、日光別當尊家法印延命護摩を修し、おなじく十日、禪室病危急ゆへ、有同人法華護摩修行す。

文應三年十一月八日、宗尊親王將軍御息所御着帯に依て、日光山別當尊家法印、放光佛供養、御産に至るの間、連日供養し奉るべきと云云。文永二年六月十三日、今は御息所御産氣御祈として、御所にて放光佛供やう、導師日光別當尊家法印、左近大夫將監とき村・左近大夫將監顯むらき等、御布施物を取とあり。已上【東鑑】。

長樂寺廢跡

佐々目谷にあり。淨土宗。法然上人の弟子隆

觀といふ僧住せし由。正元二年四月廿九日焼亡の事【東鑑】に見へ、此寺の門前より龜谷の人家に至るまで、悉く焼失とあり。其後何の年にか廢跡となれり。此寺もとは北條經時が爲に建立せし寺なり。

智岸寺廢跡 英勝寺西北の谷なり。今は英勝寺の境内となる。古へ寺ありしも類廢し、百年も已前まで地藏堂のみ残り。在しも、今は是もなく、地藏は雪下供僧所正覺院にあり。此地藏をとこも地藏と名附く。むかし堂守の僧が貧窮に困じ、佛供すべき物もなきゆへ、此堂を捨て他所へゆかんと思ひ定め、其夜の夢に、地藏枕元に現じて、どこもくとばかりいひて失けり。此僧其心を悟り、とこもくとはいは、何かたもおなじ苦の世界といふことなるべしとて、一生を此とこりに終りしといふ。

法泉寺廢跡 御前が谷の東向の谷をいふ。皆畠地也。爰にもと竹園山法泉寺といふ寺有り。開山本覺禪師、諱素安號了堂。建長寺中寶珠菴の始祖なり。何か廢寺となれり。此寺の鐘は今光明寺にあり。

清涼寺廢跡 法泉寺谷の北、海藏寺外門前の東なり。泉涌寺末なりし由、忍性の開基なり。

勝緣寺廢跡 龜か谷坂を南へ下る左に、勝緣寺谷といふ所あり。今廢跡。此邊は建長寺領の山谷にて、巨福山内の茶毘所なり。

東林寺廢跡 淨光明寺の向なり。開山眞聖國師。古へは律宗なる由。尊氏將軍の文書一通有。觀應三年と有り。今は淨

光明寺の什物のうちに入。此地は村民の居地となれり。

無量寺廢跡 興禪寺の西の谷をいふ。古へ此所に無量寺といふ寺ありし、泉涌寺の末なりしといふ。いま廢せり。【東かがみ】に、無量壽院とあるは是なるべし。文永二年六月三日、故秋田城介景盛、十三年の佛事を、無量壽院にて、朔日より十種供養、一切經供やう。然るに正日を迎へ、多寶塔一基供養、導師若宮別當僧正隆辨なり。伊勢入道行願、武藤少卿入道心達・信濃判官入道行一等數輩、結縁の爲其場に參る。法會中降雨車軸を流し、山上にかまうる聽聞所、山崩して顛倒す。諸人希有にして逃去る、男女二人半死半生、同日龜か谷の所山崩して、人馬多く土石にうたれ壓死のありしといふ。此邊までも甘繩のうちなり。應永の禪秀亂に、御所にて無量寺口をば、上杉藏人大夫憲長が固しとあるは、此とこなり。

法住寺廢跡 無量寺谷の南なり、むかし律宗の寺ありしといふ。

國清寺廢跡 佐介谷のうちに、寺の内といふ所は、國清寺の舊跡なり。上杉憲顯が、此寺を爰に建立せしと、【大草紙】并【禪秀記】等にしるせしは誤れり。上すき安房守憲定が、伊豆の國清寺を此とこりに移して建立せしなり。伊豆の國清寺は、古へ律院にて、文覺上人の舊跡を、上杉憲顯律を改て禪とし、應安元年に彼國に建立、開山は佛國禪師の弟子無礙佛眞禪師なり。應安二年七月十三日、開山入寂。憲顯は應安元年九月十九日、足利の陣所にして卒す。六十三歳。法名國清寺殿桂山道昌と號す。其後勅賜天長山國清萬年寺と云云。傳應永

の亂に、持氏朝臣は此所の管領憲基が亭に居給ひしゆへ、禪秀方の岩松・澁川等、爰の國清寺に火を掛たり。御所方の江戸遠江守・今川三河守・畠山伊豆守、宗徒の兵士三十餘人討死しけり。此後國清寺は廢し、其とき兵火の中より寺僧が取出せし本尊は、後に伊豆の國清寺へ送り、いまも彼寺に有といふ。

蓮華寺廢跡 佐介谷のうち、いま土人光明寺と云。光明寺も此所に在し時は、蓮華寺と稱せしと云。開山良忠、建長三年、平經とかが佐介に建立すと。委敷は今も光明寺傳記に見えたり。

聖福寺廢跡 極樂寺より西南のかたに、大いなる谷あり。その邊に北條時頼建立せし由。又熊野社も有けり。【東鑑】に、建長六年四月十八日、聖福寺の鎮守諸神の神殿上棟。所謂神

驗・武内・稻荷・住吉・鹿島・諏訪・伊豆・宮根・三島・富士・夷社。是は總て關東の長久、別して相州^{聖福寺}の兩賢息^{聖福寺}息災延命の爲也。聖福寺は、彼兄弟兩人の名字を取て、聖福寺といふ寺號にせらるといふ。去る十二日事始あり。相模國大庭の御厨の内に、其地を下する處なり。同五月八日、聖福寺神驗のみやにて舞樂ありといふ。神驗若宮といふは、右の九社を合して名附しなり。

崇壽寺廢跡 辨か谷のうち、古へは此谷皆崇壽寺境内なる由、土人話れり。此寺は北條高時入道景鑑が建立にて、金剛山と號す。開山南山和尚、諱士雲、聖人國師の法嗣なり。創建は元亨元年といふ。開山の寂は、建武三年十月七日なり。

東勝寺廢跡 葛西谷の内、今は寶戒寺の境内となれり。山

號は金龍山と號す。古へ北條氏の菩提所なり。開山は西勇和尚、莊嚴坊行勇の法嗣といふ。此東勝寺は時宗・貞時が香火院。禪に時頼が建長寺を創し、宋朝の道隆を請して開祖として、後又禪興寺を建て廟塔所とし、法號最明寺道崇と稱せり。是に倣て時宗も、弘長三年十一月廿二日圓覺寺を創建し、宋朝の祖元を請じて開山とす。其後此東勝寺を建立し廟塔所とし、弘安七年四月四日卒す。法光寺道果と法號す。貞時は應長元年十月廿六日卒す。法號最勝園寺宗演といふ。其ころ冷泉爲相卿鎌倉におはせしかば、手向の和歌一首を贈らる。其はし書に、平貞時朝臣身まかりて後、四十九日過ぎて、その跡へいひつかはしける。

跡したふかたみの日敷られたにも、きのふの夢に又うつりぬる

【梅松論】にいふ、元弘三年五月十八日より廿二日に至る迄、口々の合戦止ときなく、爰に不思議なりしは、稻村崎の浪打際、石高く道狭く、軍勢の通路難儀の處に、俄に鹽干て、合戦の間干渴にて有し事、稀代なりとぞ申ける。客手の勢陣を敷て、所々在家に火を放ちしに、何かたの風も皆鎌倉へ吹入て、殘る所なく燒拂ふ。天命に背く道理明らかなり。さしも人の尊敬し、富貴榮華なりし事、おそらく上代にも有間敷みえし相模守高時禪門、葛西谷東勝寺に自害しけるを、悲むべくも餘り有。一族も同敷數百人自殺せしと云云。思ふに治承以來、右幕下覇業を開かれしより、時政・義時に至て、陪臣國政を執事九代。【正統記】にしるされし如く、陪臣として久敷

天下の權を執事、和漢兩朝に先例なし。其主君たりし頼朝す
ら、纔に二世をも過す。義とき殊なる才徳も聞へず。いかな
る果報にかはらざる家業を始めて、幸に天の譴を免る事、
百五十餘年にして、全盛の榮耀一時に消滅しけること哀れな
り。【本記】に、門部二百八十三人、主従合て
八百七十四人、みま此御所にて見給すと。

永安寺廢跡 瑞泉寺門外右の谷なり。公方氏滿朝臣の開基
なり。法號を永安寺壁山全公と稱す。應永五年十一月四日逝
す。開山曇芳和尚、諱周應、夢窓國師の法嗣なり。建長寺瑞
林菴の始祖、又永享十一年二月十日、持氏朝臣此寺へ籠居し
給ひ、嫡男義久に家讓らん事を請ふ。京都義教將軍聞ず。
持氏朝臣四十二、滿貞滿貞自殺す。夫より後、此寺も何れの
頃にか廢地となれり。

徳泉寺廢跡 【鎌倉志】には、管領第跡の東なる由をしるし
たれども、慥にしれる所なし。是は犬懸の上杉中務少輔朝宗
親建し、朝宗が法號徳泉寺道元禪助菴主といふ。應永廿一年
八月廿五日卒す。開山東岳和尚、諱文昱、大拙の法嗣なりと
云云。此開基の檀主朝宗が子、右衛門佐氏憲入道禪秀謀叛の
張本にて、一族皆命を殞し、犬懸上杉二代にして斷絶せしゆ
へ、爰の徳泉寺も破却せられしにや。今は舊跡なるべき所み
えず。其家の事は犬懸上杉の條を見るべし。

鎌倉攬勝考卷之七終

同年七月廿八日、幕府の御所造畢、今日御移徙あり。甘繩の
宅より新館へ入御し給ふと云云。

建曆三年五月五日、和田義盛が兵を起して御所を圍みし時、
朝夷奈義秀が、御所の南門を破り、廣庭へ亂入しける時に、
營中より火を放ち、殿營に火掛りければ、右府は北門より法
華堂へ御動座、尼御所と御臺は雪の下別當坊へ御立除あり。
翌六日、靜謐に及びしゆへ、右府將軍は、法華堂より大倉の
大江廣元が家へ御移、殿營も造建せしかば、廣元が亭より御
移徙あり。此時に尼御所の亭は、火災をまぬかれ給ふといふ。
借去る五日、義秀が御所の南庭へ亂入し勇を奮ひけれども、
皆人義秀に出あわぬやうに馳廻り、各々義秀が豪勇を畏れし
ゆへ、出逢ふものなし。義秀相手を求んと八方へ乗廻す時、
足利三郎義氏、御所の政所の邊にてはたと行逢、義秀を見て
馬を返さんとする處を、義秀馬上ながら義氏の草摺を取。義
氏一鞭あてければ駿足ゆへ草摺の緒を切て溝渠の向へ飛越け
り。義秀は橋へ廻り追かけんとせし内、義氏逃のびけりとい
り。

【鎌倉志】には、正治元年四月、塙外へ移されし政所にての事
也とあれば、善信が執事する門注所をいふにや。彼所は問注
所と唱ふ。義秀が御所の南庭へ亂入せし時の事なれば、御所
の政所の事なるべし。爰の柳營に、右大將治承四年より、實
朝將軍承久元年迄御住居の舊館を、尼御臺所の御住所とせら
れしが、同年九月廿二日申刻、阿野四郎が濱の宅の北邊よ
り出火し、戌の刻に至り南風烈敷、濱の庫倉前より、東は名

鎌倉攬勝考卷之八

御所跡並第跡

(數風事類)

右大將家柳營舊蹟 大倉街坊の北側、平坦の地なり。總
計するに凡六町四方許、大倉の御所と稱するは是なり。土人
等が頼朝屋敷と唱ふるは非禮なり。古への四境、東の方は荏
柄天神の境地と、和田平太胤長が第地なり。西は三浦駿河前
司義村と、畠山次郎重忠が第地、南は大倉の街道に接す。北
の方は法華堂の山際に接せり。治承四年九月初旬、千葉介常
胤が執奏に仍て、此地を居所と定め給ひ、同十月六日鎌倉に
著御し給ふ。いまだ居館修營の沙汰に及ばざれば、民舎をし
て御宿館と定められ、大庭平太景義に命じ給ひ、先假に居館
を營むべしとて、山の内の知家事兼通が舊宅を爰に移され、
其後十二月十二日、新營の御亭へ御移徙の儀あり。景義奉行
にて、上總介廣常が宅より御新館へ入給ふ。夫より御家人等
も各々宿廬を構へ、東國の諸士等、推て鎌倉の末とかしづき
奉れり。此邊、是迄は野叟・漁夫・樵者の外、住居の武士も稀
なりしが、是より將軍家代々の居地となれり。大名・小名も薨
を並べしかば、閭巷おのづから賑ひ、市店軒をつらね、當國
初て大都會の地となれり。然るに建久二年三月四日、小町邊
より失火し、南風烈敷、鶴ヶ岡若宮神社殿并堂塔末社、雪の下
坊舎に至る迄燒亡し、其餘烟幕府の殿營に及び悉く延燒せり。
此時に、右大將家は藤九郎盛長が甘繩の宅へ御動座といふ。

越の山際に至り、西は若宮大路より北へ延て、二品禪尼御所
跡に燒亡。依て二品禪尼殿は、若宮親將軍御亭へ御移有て、
暫く御同居と云云。是より爰の御所の再營を止られければ舊
跡とぞなりける。右大將家より頼家・實朝、以上將軍家三代の
舊跡、前後合て四十年に及ぶ。此後頼經將軍よりの舊跡は、十
町の東北なり。

宗牧が【東國紀行】云天安十三年後藤案内いたし、うちいづるほどに、
めにちかき谷々、右大將家の御跡、山かつもこゝろあるにや、
はたにもなきが、芝しげらせ、はなち伺駒所えがほなり。す
るすみ、いけずきひやされしながれ水さひいて閉ぜもみえず
と云々。され共此頃までは畑にもひらかざるにや。【梅花無盡
藏】に、萬里居士、東相府及び列侯舊栖の地を歴觀して、高聲
に黍離章をうたふこと再三と云云。此地陸田と成しは、天
文以來の事なるをしらる。【玄旨法印の記】に、鎌倉は兼て聞
しより、あれたる所なりとするされしもむべなり。嚮に右大
將家鶴が岡へ參り給ふに、社地を徘徊する沙門有。右大將家
近臣をして、憲清入道にてはなきかの由、尋させ給ふに、西
行なる由を答へ申す。依て營中へ參るべき旨命ぜらる。西行
營中へ參りければ御對面有て、弓馬の奧儀を尋させ給ふに、
西行答申ていふ、世を捨て沙門となりければ、弓馬の道は、
ふつに忘れたる由御答申けれど、再應尋させ給へば、不得止
事を、聊覺へ居候事を可申とて演説す。頼朝卿感じ給ひ、近
臣をして逸々書記せしめ給ふといふ。

將軍家六代御所跡並北條氏舊蹟 若宮小路の東、筋替橋の南

小町の北にて、古名大倉なるゆへ、大倉辻又は塔の辻とも唱ふ。此所は治承以來、北條時政・義時迄執權の住居の地なり。然るに承久元年七月、左大臣公義賢息頼經卿南向の砌より、義時が第を以て假の御所に構へ、此地を裂て將軍家の御所とし、北の方に北條が亭を經營す。【東鑑】に、承久元年七月十九日午時、左京大夫義時が大倉の亭へ入御と云云。此御所の地は、三方の地界の所ゆへに區々に唱へ、大倉の御所とも、小町の御所とも、又は若宮大路新造の御所とも見へたり。五大堂供養をせらるゝ時、將軍頼經南門より出御、小町大路を北へ行き、塔の辻を東に行と云云。建長四年四月朔日、宗尊親王御下向、鎌倉着御の路次、稻村崎より由比濱鳥居を経て、西下馬橋に至り、暫く御輿を控へ、前後の供奉人各下馬す。中下馬橋を東へ行、小町口を経て、入御相州時頼御亭と云云。自是先、此御所を經營の時、評議有し事を或記に載たるは、元仁二年十月、御所の地形の事を評せられけるに、相人淨法師サウシが申すに、右大將家の法華堂の下乃御所の地、四神相應最上の地なり。何ぞ他所へ移さるべきといふ。又政譽法眼が云、法華堂の前の地然るべからず。西の岳上に右幕下の御廟を安じ、其親の墓高ふして、其下に居るは子孫なき由ものに見へたり。今幕下の御子孫のおはさぬをもて、符合すべき歟。若宮大路は四神相應の勝地なりとて、終に此所に治定すといふ。是は頼經將軍の御代始の事なりといふ。此御所新建せられしは、嘉禎二年の事にて、同年八月四日新建の御所へ、武州泰時亭より御移徙なり。同年執權泰時の亭も、十二月十九日新

亭へ移徙せしといふ。是迄は、御所も北條の亭も假館にて有しといふ。或説に、相人が御所の地を評せしを、批判せしものあり。若宮大路の新御所は、四神相應の勝地なりといへば、將軍家御子孫も繁昌すべきに、承久元年頼經卿纔二歳にて下向、在職十八年にて歸洛し給ひ、御幼息頼嗣卿、纔六歳にて將軍に任せられ、在職八年にて天變の事度々有しとて、是も急に歸洛、建長七年八月、入道大納言頼經卿逝去三十九同年十月頼嗣將軍逝去十八。其後は後嵯峨上皇の一の宮、一品中務卿宗尊親王を迎へ奉る十二とも云鎌倉騷動の事有しゆへ、女房輿を用ひ給ひ、急に御歸洛、在職十五年。其御子惟康親王纔三歳にならせ給ふを、鎌倉の主君と崇めしが、蒙古の亂起り、又鎌倉騷動の事有て俄に御歸洛、網代輿をさかさまに寄て出給ふ。在職廿四年。其後に、後深草本院の御子久明親王を迎へ奉り、鎌倉の主君と仰ぎしが、天變度々にて、亂逆の事も有しゆへ、徳治三年七月御歸洛、在職廿年、其後御子守邦親王を主君と崇しが、鎌倉騷動絶ず。終に元弘の大亂に及び、在職廿六年、正慶二年五月廿二日高時滅亡の日なり入道せられ、同七月逝去三十三。扱前條に御歸洛とあるは、皆執權の爲に逐れ給ひしなり。攝家將軍二代、親王將軍家四代、都合六代、承久元年より元弘三年迄に百十五年に及べり。明哲の主將にあらざれば、四神相應の勝地も馮にたらず。是も時運のしからしむる處にぞ有けん。右大將家、治承四年に鎌倉に覇府を開かれしより、實朝公の薨逝承久元年迄三代にして、纔に四十年許なり。夫に六代將軍家の百十五年を加へて、都合百五十五年なり。執權

北條時政より、義時・泰時・經時・時頼・時宗・貞時・高時八代なり。【梅松論】には、泰時の子時氏を加へて九代とすれども、實は八代なり。

○執權 北條氏の第には、遠江守時政住せしが、名越の宅を住所とし、此所には左京大夫義時が住所とせり。右大將家薨ぜられ、頼家十八歳にて繼げるゆへ、是より時政が權柄を執り。建仁三年九月、比企能員が亂有しより事起り、頼家もまた政道にそむけると多きゆへ、同廿一日、時政・廣元相議し、頼家を伊豆の修禪寺へ謫す。元久元年七月、修禪寺にて歿し給ふ三十三。建仁三年九月、實朝卿纔十歳にて關東の長者になり、征夷將軍に任せられければ、尼御所の計らひにて、實朝卿を補佐すべしとて、時政が名越の館へ渡らせ給ふ。然るに時政が、實朝卿を失ひけん、暴惡を企て、害心うたがひなき由、阿波房潜に二位禪尼へ告申ければ、兼て思ひし處なりとて、直に北條時政・三浦義村・結城朝光・長沼宗政・天野政景・平九郎胤義等して、實朝卿を迎へさせ、義時が塔の辻の館へ御移あり。時政が家に警衛とし召集し、御家人皆義時が館へ馳向ひ、實朝卿を守護し、是より義時執權に備り擁護し奉る、扱時政も先非をくひ、此日入道し、翌廿日伊豆の北條へ下向せり。

時政が凶害を謀りしは、其後妻牧の方といふが勸しに依て、實は老老にも及び、後妻にまどはされて、牧の方が産し女の婿は、右衛門佐朝雅なり。其父は武藏前司義信は、平治の戦に義朝に隨ひ、右大將家の兵を揚しに及て、一族の上

首たり。其先は甲斐源氏にて、新羅三郎の裔なれば、此朝雅を將軍になさんとの姦計なり。右大將家の親昵世家の畠山重忠を討せ、又稻毛重成を殺し、比企能員を討滅し、仁田忠常を殺させ、頼家卿をも伊豆へ謫し、其一子一幡をも失ふ。借實朝卿をも謀らんとせし暴惡、畏るべき事なり。其婿朝雅も、京都にて佐々木盛綱・後藤光清が爲に討れ、牧の方も失はれけり。

○義時 執權二十年にて、承久の亂後、元仁元年六月十三日卒す六十七。【東鑑】には、義時が卒せしを潤飾して、念佛を唱へ順次往生すとあり。【保曆間記】には、近習の小侍に刺殺されしと見ゆ。一説には、深見三郎といふもの、恨有て、其病床にあるに乘じ刺けるを、互理平太といふ者、七十餘なるが、傍にありて推隔しかど叶ず、義時は刺れぬ。深見をば平太が討けりともいふ。按ずるに、義時も罪惡すくならず。承久の亂後、三帝後鳥羽・白河・鳥羽皇子を流し、一帝九條の廢帝を廢し、頼家卿并其子二人、又頼朝卿の子一人、頼朝卿の弟金成一人、姪一人河野其上一説には、公曉を計り右府を失ひ、又公曉を討せたるともいふ。和田亂に黨せし人々、右大將家の恩顧の人々なるを、皆討せ、内心には名家の烈士是をにくむといへども、諸家多く下風に靡き、兵勢多ければ對揚叶ひがたく、仍て無是非唯憤を含みて、其下知に應ぜし人々多かりき。義時が、一つ善事を行ひしは、承久の亂後沒收の地多きを、自分一ヶ所も領せず、悉く軍功の人々に分ち與へければ、夫ゆへ天下の諸士渠を仰し事なりといへり。されども罪

悪多ければ、安穩に卒すべき人にあらず。

○泰時武藏守 義時が死後二七日に、泰時・時房京より下向。
義時二人京都守護、六元仁元年六月廿六日下着、先由比濱邊稻瀬川の藤澤左衛門尉清近が家に宿し、翌廿七日、泰時鎌倉の亭に移る。
西北〔東鑑〕に見へたり。中一日を隔て二位尼に見参す。直に將軍御後見を命ぜらる。是より執權たり。義時が後妻、

泰時が異母、是は伊賀守朝光が女なり。先に時政が後妻の方が奸計を謀りしと同敷、義時が後妻の女婿、宰相中將實雅を將軍とせんと、後妻の兄弟一類謀し合せしを、二位尼此事を聞出されて、禪尼の計らひにて各々譴責せられ、皆咎に伏しければ、後室を伊豆北條へ流し、其兄弟伊賀式部丞光宗を初とし、國々へ流され事治れり。同九月五日、泰時は二位禪尼に申請ふて、父義時が遺領を、男女の兄弟に分ち與ふ。二位尼の仰に、嫡子の分すくなし、是は如何にと有しを、泰時申て云、執權の身なれば、所領の事に望なし、只諸弟等に賑すべき事といふ。二位尼も頗に感涙を催し給ひき。是より先に、異母が、伊賀光宗等と奸謀を運せし時、二位尼、三浦義村に和平の謀を廻らすべしとの命有ければ、義村、翌日泰時が許に行て、光宗等制止せし由を申す。泰時更に政村に、苦心なし、いかで阿黨を存せんやとて、喜びし色もなく、又驚し氣色もなしとぞ。其異母弟政村に、少も怨なく所領を分ち與へけり。斯る寛仁大度にして、よく朝廷を崇め、主君を敬ひ、諸士に親しく、一族を憐み、おのれ儉を以て専らとし、讒に從四位下に叙し、昇進せざれば、外の大名等も尊官位を

望むものなかりき。

四條院崩御の後に、皇胤ましまはさりしに、土御門院の皇子後嵯峨院を立参らす。成敗式目を定めて、法令を正しくせしかば、天下にて善政を唱へし。依て父祖がなせし悪行も消て。子孫永く武家の權を執りし事も、皆泰時が餘徳の報應なるべしといへり。嫡男修理亮時氏は、先立て寛喜元年六月廿九日に歿けるゆへ、嫡孫時氏が子、經時を以て世繼とし、嘉祿三年六月十五日卒六十二。執權十九年。

○經時 初左近將監後任武藏守 寛元四年四月十九日、病に依職を辭し、其弟左近將監時頼に譲り、入道し、同閏四月朔日卒三十三。執權繼に五年なり。

○時頼 今左近將監後任相模守 職に任ぜし初に、三浦若狭前司泰村の亂有て、干戈を動し、三浦の黨類を殲し、其後相州義時が三男重時泰時の弟、京都警衛に在しを招て、兩執權を置。重時陸奥守と成。時頼相模守と成。是より兩執權加判たらしむる始也。
重時は經時等と號す。 寛元四年七月廿七日、大納言入道將軍頼經卿歸洛し給ふ。前後鎌倉中物騒にて、近國の御家人馳参る事度々、終に實治元年泰村が事有。建長四年二月廿日、和泉前司行方、武藤左衛門尉景頼上洛す。是は、後嵯峨上皇の一品の宮を申下して、將軍とせん爲也といふ。同年四月朔日、一中務卿宗尊親王御下向。同月三日前將軍頼朝歸京し給ふ。同五年、時頼建長寺を建て供養す。康元元年三月、重時加判執權を辭し、其弟政村を執權加判とす。同二年十一月時頼辭職、世を次男時宗に譲。執權十一年、入道し三十三、山の内へ

退隠して最明寺と號す。重時・政村兩執權あれども、時頼政務を沙汰せり。弘長三年十一月廿二日、時頼山の内にて卒す三十七。

時頼先に、惣領式部丞時輔を置て、次男時宗が若年なる者に家を譲りけるゆへ、時宗が代に至り、時輔野心の企有とて、京都六波羅に在りしを討せたり。是時宗が兄を討の罪あれども、時輔が不義の計ひせしより起れりといふ。

○時宗左馬頭 家繼し時は十三歳なるゆへ、武藏守長時時頼の弟、時頼の長子、左京大夫政村の弟也、此兩執權補佐す。 文永元年八月、長時卒せしゆへ、時宗執權となる。
相模守 同三年六月の頃より、鎌倉物騒敷、關東の御家人馳集る。同七月二十日、將軍宗尊親王、女房輿を用ひられて歸京し給ふ。同五年十二月、蒙古の牒狀宰府に來る。同十年五月、執權政村卒す。
六十九、義政の四男、義政の執權加判重時、同十一年三月蒙古襲來。建治三年五月義政加判を辭す。 是より時宗一判たり。四年蒙古阿剌罕、范文虎等大いに襲來。六年業時執權加判たらしむ。
重時の子、七年時宗病に依て入道し、道果と號す。此日卒す三十四。 執權二十一年、家を嫡男貞時に譲る。

○貞時 十四歳にて家を繼、左馬權頭。貞時若年なるゆへ、其外舅秋田城之介泰盛陸奥守に任じ、威を恣にす。内管領平左衛門尉頼綱と快からず、たがひに威を争ひ、終に亂を生じ、兩家とも討滅せらる。建治十年六月業時入道す。宣時を執權加判とす。
宣時は時宗の孫、原が孫。 永仁元年、貞時初て北條業時を六波羅より筑紫へ遣し、鎮西探題として長門に置て、西國・中國の事を司

らしむ。異賊の押とす。
鎌時は時頼の孫、時頼の長子、正應二年八月、俄に惟康親王歸京し給ふ。後深草院の御子、當今の御弟久明親王を迎へ奉り、鎌倉の主君とす。同四年十一月、三河守範頼の玄孫、吉見太郎義世謀反の聞有て、鎌倉にて誅せらる。正安三年八月、貞時入道す。崇演といふ。其婿時時に職を讓る。
時時は時頼の孫、是又時村は政村の子にて長者たれば、師時に副て執權加判せしむ。 嘉元三年正月、宗方宗方は時頼の孫、時村を殺す。 是師時、時村二人、貞時が名代にて執權せしを、宗方、師時も權を争ひ、先時村を殺し、師時をも討んと、久明親王の仰と稱し、兵を集しを、貞時怒り、陸奥宗宣・宇都宮貞綱をして宗方を討。宗宣を師時に副て加判せしむ。徳治二年鎌倉騷動の事ありしゆへ、久明親王入洛し給ふ。久明の御子守邦親王、纔七歳なるを主君とす。應長元年九月師時頓死三十七。同十月貞時卒す四十一。執權十八年、剃髮後十年、都合廿八年。

嫡子高時に家を譲る。
貞時十四歳にて家を繼、十五歳にて外祖・外舅を殺す。
城介泰盛、其子宗宣、久明親王を廢する事兩度なり。 正應元年貞時が計らひにて、後宇多帝をおろし参らせて、後伏見帝を位に即奉る。正安三年正月、貞時使を遣して、後伏見院をおろし参らせ、後二條院を位に即奉る。其威を恣にして東宮を立給ふも、皆貞時が心に任せらる。國家すでに善政を稱すといへども、子戈頻に動き、城之介泰盛・長崎頼綱・北條宗方・吉見、前後四ヶ度なり。只一事稱することは、五年の間、貞時國々へ使を遣し、守護の善惡、民間の疾苦を問ふ。其使行先

にて悪事ありしを、貞時知らざりしが、出羽の羽黒の山伏、鎌倉へ来て直訴せしより、使の悪事を糺明し罪に行ひ、夫より使に又使を出すこと、年中に百人餘とあり。夫ゆへに諸國能治り、善政を稱せしといふ。又云、時頼が入道して諸國を遊歴せしことを、古く人の唱ふる處なれども、時頼は廿歳にて入道し、山の内へ退隠し、三十七にて卒す。其間も【東鑑】に缺たる事見へず。殊に多病故、使を出したることも見へず。按ずるに、貞時が使を出して善悪を聞しと混じ、時頼が法號最明寺、貞時が法號最勝園寺といへば、誤り傳へたるものならん歟。

○高時 家を繼九賢。宗宣と照時連署執權たり。照時は時村が孫、貞時が孫なり。時が内管領長崎入道圓喜と、高時が舅秋田城之介時顯と、遺言を請て高時を補佐す。圓喜は賴朝の甥、光朝の子。正和元年六月宗宣卒し、照時一判たり。圓喜・時顯威を奮ふ。同四年照時卒しければ、基時・貞顯執權たり。基時は業時が孫、貞顯は義時の子。文保元年三月相模守十五、二年關東より花園帝をおろし、後醍醐帝を立。元亨二年、奥の安東五郎反す。是は訴ありしに、圓喜職を高資に譲り、高資驕て高時を蔑如せし頃なれば、兩方より路を取て、然も私有しゆへなり。又攝州の渡邊・紀州の安田・大和の越智に武家を叛く事は、承久以來、北條を叛く事の始なり。正中元年、土岐頼貞が事有。同二年、日野資朝・俊基下向、嘉暦元年高時入道す二十四。崇鑑と號す。北條守時・維貞執權たり。同二年維貞卒す。元徳二年茂時執權たり。照時の子。同九月高資が逆威甚敷、高

時ひそかに其一族高頼をして誅せんとし、事あらはれて高頼奥へ流されて、高資が威彌盛なり。元弘元年八月帝笠置へ行幸、九月笠置陥て帝を捕申て、正慶元年隱岐國へ遷す、五月楠正成兵起り、八月赤松兵起り、二年五月京兩六波羅陥て、仲時・時益討れ、同廿二日高時等義貞の爲に滅さる。當職十一年、入道後七年三十一。
守邦將軍同日入道して、同七月逝、卅三歳。
御臺所御産所舊跡 比企谷は比企禪尼が住居ゆへ、其邊にとて兼日御所經營有て、治承六年七月十二日、御臺御産氣に依て御移居あり。御産所の事は、梶原景時に仰付、八月十二日御男子御平産、十月十七日、御臺并若君御産所より營中へ還入し給ふといふ。

御臺所濱御所の舊跡 建久三年七月十八日、御臺所渡御于名越御館御館は御産所に經營、是は去る四日御産所新建と云云。
竹乃御所の舊跡 先年御産所を點じて、營作し給ひし。頼家卿の姫君にして、頼經將軍の御臺所のすみ給ふ殿舎也。此姫君も比企能員が外孫なるゆへ、此所はもと能員が舊跡なるに依て、此所に設給ひしにや。安貞二年正月廿三日、將軍家頼入御、夜に入て還御といふ。此舊跡、今は妙本寺堺内北寄にて、寺の墳墓の地となれり。

二位禪定尼御所の亭跡 龜ヶ谷の邊、御前が谷とも唱ふ。建長三年十一月十三日、禪定二位家御移徙の儀あり。龜ヶ谷新造の御第に入御し給ふ。御輿を用ひらる。散位廣資朝臣反

閉に候す。祿を賜ふ。右近大夫仲親これを役す。扈從頼朝の子、此二位禪定は、頼經將軍の御臺なり。頼家卿の息女にて、比企能員が孫、二棟の御方とも號せり。

公方家營館舊跡

附公方家代

○基氏朝臣左馬頭 御館の地は、五大堂と淨明寺の間の地をいふ。往昔此所は、右大將頼朝卿治世の始より、大膳大夫大江廣元が宅地にて、建曆三年五月、和田亂の時、將軍の御所兵燹に罹りしゆへ、實朝公此亭へ御移、同八月二日新御所へ此亭より御移徙といふ。仁治年中、五大堂の地を定め給ふ時に、堂地まで彼屋敷の地先かゝりしといふと、【東鑑】に見へたり。廣元は嘉祿元年六月十日に卒す。其四男藏人大夫入道西阿は、毛利氏を稱して、此廣元が第に住居し、寶治元年六月、三浦泰村・同光村が隱謀には黨せざれども、西阿の妻室は泰村が妹なるゆへ、妻室の言に因て、兵起りし時泰村が陣に馳加り、合戦敗績に及びければ、終に三浦が一族とも右大將家の法華堂に籠り、西阿入道父子兄弟自殺し、遺跡没收の後、此地を足利左馬頭義氏入道正義に賜ひしより、足利家の屋敷となり、代々の第地には宮内少輔泰氏住給ひ、左馬頭義氏は爰にすみ給ふ。【東鑑】に、足利左馬頭正義が大倉の亭とあるは、此所の事也。其後尊氏將軍の御父、讃岐守貞氏入道道觀爰に住ければ、將軍も同敷住居せられ、元弘二年、讃岐入道此所にて歿し給ふといふ。【梅松論】にいふ、當將軍尊氏重て討手に御上洛、御入洛は同四月下旬なり。【太平記】には、三を立給ふとあり。元弘元年にも、笠置城退治の、一方の大將として御發

向有しなり。今度は、當將軍の御父淨明寺殿御逝去一兩月の中なり。いまだ御佛事の御沙汰にも及ず、御悲涙に絶えさせ給ふ折ふしに、都へ御進發有べきと、高時禪門申間、此上は異儀にも及ずとて御上洛有けり。依て深き御恨とぞ聞へし云云。同五月二日の夜、尊氏將軍の御息千壽王殿時義の子、鎌倉大倉谷の亭を落給ひ、同九日新田義貞が、上野に起て武藏國へ入給ふ時、千壽王殿を家臣紀五左衛門尉具し申て、彼陣に加はり給ふといふ。此事を鎌倉にて貴賤聞傳へて驚きけるに、其後程もなく京都にて尊氏將軍給旨を賜り、御領所丹波國篠村へ下り給ひ、御旗を揚給ふと云云。扱鎌倉に此事聞へければ、高時禪門大に怒り、當所尊氏將軍の屋敷へ火を懸て焼拂ける。依て同五月廿二日、高時入道滅亡の後、千壽王殿此地へ入給ふに、舊第不殘燒うせけるゆへ、二階堂別當永福寺へ入給ひ、暫く旅館とせらる。翌建武元年、左馬頭直義朝臣下向の時も、永福寺に居給ひ、相模次郎時行亂の砌、尊氏將軍鎌倉へ御打入、大御所下御所とも、又永福寺御宿陣有て、夫より御先祖代々の若宮大路の舊地へ屋形を構へ、御兄弟父子すみ給ふといふ。是【梅松論】に見ゆる處なり。基氏朝臣を居住の始として、觀應の頃、關八州の主に定め給ひし以來、爰に居館をしめられ、氏滿・滿兼・持氏・成氏朝臣、康正元年に至て鎌倉を落て、下總國古河へ移り給ふ。今川貞世が記せしものに、大御所氏時と大休寺殿義時と、又御合體いと定りき。就夫兩御所潜在御談合有けるは、京の坊門殿義時は如何申させ給ふとも、御改させ給ひがたし。然ば終に天下をたもた

せ給ひがたかるべし。縦令少々御政道たがひ申こと有ても、關東の大名等一同をば、日本國の守護たるべし。然らば又此御兄弟の御中に、鎌倉殿を置申されて、京都の御守目になし申されて可有目出度と、御内談有て、坂東八ヶ國を光王御料基氏に譲り申されて、御子々孫々坊門殿蓋乃御代の守りたれと、くれん、申置給ひしなりと云云。

按ずるに、さればこそ此時、御兄弟御談合の上、基氏朝臣を東國の主とし、執事に畠山國清を命じて御歸洛と思はれける。此時は、觀應三年の春の事なれば、基氏朝臣は應永三年に産れ、文和三年に鎌倉へ入給ひ、成給ふ時十三なり。繞に十三歳ならん。又同記にいふ、其後兩御所隠れさせ給ひし後、京都を恨み申輩、内々關東を勧め申様なりしかと、終に大御所の御素意を守らせ給ひしを、京都よりは大休寺殿直義の御申によりて、鎌倉を別に取立申たると思召つめられて、御内心には御怖畏有りしにや。如此にては、終に天下の煩と思召て諸神に御誓ひ、鎌倉殿基氏朝臣は、寶篋院殿蓋より、先立申させ給ひけると承及しかども、實説は人の知るべきにあらずと云云。是今川貞世が記する處にて、まのあたり見聞せし人なれば、疑ふべきにあらず。借基氏朝臣は、義詮將軍の同母弟にして直冬は庶兄なり。基氏朝臣左馬頭、鎌倉にすみ給ふ頃、關東の内上野・下野又は奥羽迄も南方の一味、多く鎌倉の下知に應ぜざれば、鎌倉に居ながら下知を加ふるも手違なりとて、執事道誓と議せられ、武藏國入間川の岸上に陣營を設給ひ、延文二年より其所へ宿陣をめさる、其遺址とて、于今岸上に壘壘殘れり。同三年九

月、執事道誓が、謀計にて、新田義興を武藏國矢口津にて討亡し、同四年京都の加勢とし、道誓に東國の大軍を將ひて上洛せしめらる。康安元年に、基氏鎌倉へ還入し給ひ、其年道誓が罪惡を、東國の大名等訴る。依て道誓が罪を誅て追却し給ふ。上杉民部大輔憲顯に越後の守護を賜ひ、執事に命じ給ひければ、元の守護芳賀兵衛入道禪可、越後にて憲顯と戦ふこと數月、又憲顯が執事として越後より鎌倉へ入を、途中にて討んと用意するよし、基氏朝臣聞給ひ、大に怒り、宇都宮へみづから大軍を將て禪可を討給ふ。貞治三年六月の事なり。憲顯鎌倉へ入て執事となれり。然るに同六年四月、基氏朝臣逝し給ふ。法諡瑞泉寺殿と號す。

○氏滿朝臣右兵衛督 基氏朝臣の令息なり。康暦元年文和五年三月三日改元、此年の春、鎌倉へ濃州土岐大膳大夫康行が亂開へて、上杉憲方入道道合、三月十日豆州三島まで出陣せり。康行も落ぬと聞て三島に逗留せり。此折節、氏滿と京都將軍義滿公と心よからず。氏滿は東國にて十一國の兵を隨て、義滿將軍の政務をば天下苦しめしゆへ、將軍を討て、天下の憂苦を救はんとして、上洛の志あり。義滿公、上杉刑部大輔憲春に書を賜ひしかば、憲春頻に諫しかど、氏滿は用ひられず。憲春諫兼て自害しぬ。氏滿其志を感じ、上洛を止む。悉叛は「大傳紙」に見へたり。康暦二年、小山下野守義政、宇都宮基綱と戦死す。依て翌永徳元年、小山退治として、氏滿朝臣坂東十二國の兵を催し、上杉安房守を將として攻給ふ。氏滿朝臣は府中高安寺に陣座、同九月義政降参、入道して永賢と號し、如何思ひけん、翌年三

月父坂きけるゆへ、木戸上杉攻、四月十三日永賢入道自害し、子息若丸は落失けり。武衛も、五月朔日村岡より鎌倉へ還入。至徳三年五月、若丸丸祇園の城に桶籠、近郷を押領す。當國の守護木戸修理亮が方へ、若丸丸逆寄に攻來。木戸打負て足利庄へ引退く。七月二日、御所發向せられ、古河の城に御座、若丸丸没落し行方を不知。依て十二月鎌倉へ還入し給ふ。嘉慶元年五月、常陸國小田讚岐入道直高、野心ありて若丸丸を隱置由聞へしかば、六月十三日、小田が子二人被召預、上杉中務大輔朝宗大將にて小田が城を攻。小田城を落て下野男體山に桶籠る。此城高山にて力攻に落がたし。十一月廿四日より戦といへども、勝負も見へず。翌康應元年五月十七日、曉天に攻ければ、小田家士百餘人腹切て、城中より火を掛燒拂ひ小田没落す。明徳三年五月、陸奥・出羽兩國を鎌倉の御分國に賜ふ。關東にては是只事に非ず、鶴が岡八幡宮の御恵みなるべしとて、宮寺の久敷御修理なかりしを御再營あり。應永三年春、小山若丸丸奥州へ逃下り、田村庄土清包を頼み、古新田義宗の子新田相州、其從弟刑部少輔など大將として、白河邊へ打出る由聞へければ、鎌倉武衛十ヶ國の軍兵を將ひて、二月廿八日御進發、六月朔日結城修理大夫が館に御座、新田・小山・田村悉く退散、行方をしらず落けるゆへ、七月朔日鎌倉へ歸座。同四年正月廿四日、會津の三浦左京大夫、若丸丸が幼息二人を捕て参らす。是は六浦の海に沈らる。同五年十一月四日、氏滿朝臣逝す四十六。永安寺殿と號す。○滿兼朝臣左兵衛督 氏滿朝臣の令息、時に三十一。執事上杉

中務大輔朝宗入道禪助、應永六年春より陸奥・出羽兩國の堅として、鎌倉の御弟滿貞・滿直・滿和・兩入下向、稻村と篠川に御座。同年十一月廿一日、御所武衛、謀叛の聞へあり、府中高安寺に陣し、又足利庄へ進發せられ、翌七年三月五日鎌倉へ御歸座、管領朝家が頻に諫しゆへなり。應永九年五月、京都にて武家三職・七頭を定めらる。三職は斯波・細川・畠山別當、七頭は山名・一色・土岐・赤松・京極・上杉・伊勢也。其内山名・一色・赤松・京極は都奉行別當、是を四職といふ。奏者は伊勢守貞行。又武田・小笠原を弓馬札式奉行とす。又兩吉良・今川・澁川は武者頭たりと云云。又關東にても是に倣ひ、鎌倉管領を將軍とも、御所とも、公方とも稱し、執事家老を管領と號す。千葉・小山・長沼・結城・佐竹・小田・宇都宮・那須を八屋形と唱ふ。同九年奥州の宮方、伊達大膳大夫政宗入道圓教隱謀を企、篠川の滿貞の下知を叛きしゆへ、上杉右衛門佐氏憲發向す。伊達打負て降参す。同十年四月廿五日、新田義隆義隆の子、箱根山中底倉に隠れ居たりしを、安藤隼人をして討取。此安藤た底倉・木賀を賜ふ。應永十七年七月廿二日、滿兼朝臣逝す二十四。勝光院殿と號す。○持氏朝臣右兵衛督 滿兼朝臣の令息なり。管領上杉右衛門佐氏憲入道禪秀なり。禪秀辭職、其後憲基・憲實管領なり。此年新田貞方禪秀の子を捕て、侍所千葉介をして七里濱にて斬る。同廿年十一月、奥の宮方伊達松丸丸等、大佛の城に籠る。鎌倉より下知有て、畠山修理大夫國詮二本松に命じて攻落す。同

十九年、由比濱の大鳥居建立し給ふ。同廿二年四月、管領右衛門佐禪秀、御所持氏を恨み申事有て辭職籠居し、潜に御所の叔父満隆と持仲持仲の御所といふ等を語らひ、南方の亂を待て兵を起さんとす。同七月關東の兵鎌倉に集る。同廿日歸國すべき由、持氏御所より下知す。同廿三年七月中旬、八州の兵鎌倉に集る。同十一月二日の夜、御所の御叔父満隆新御堂と云、持氏朝臣の弟持仲満隆の猶子、殿氏憲入道が一族并同意の者旗をあぐ。同三日、持氏御所、微行して管領憲基が佐介の館に到給ふ。同六日、扇谷の上杉彈正少弼氏定、大將として戦ひけるが軍破れ、持氏朝臣并管領憲基御供申鎌倉を落らる。上杉氏定手負ければ御供も不叶、藤澤道場へ入て自殺す四十三。御所を駿河へ落し、今川を御頼可然とて、御所と憲基を御供せし兵部少輔憲元并今川、踏止て討死し、夜の間に箱根山に入給ふ。爰にて夜を明し、翌七日箱根別當證實御案内し、駿河の大森が館へ御入。又夫より駿州瀬名へ御出あり。今川上總介範政を御頼み。憲基は豆州國清寺へ落行けり。御所より参る味方の人々も、御所の御行末をしらず、唯伊豆の國清寺へ御出と心得、追々馳参る。敵も國清寺に御座と思ひ、國清寺へ押寄せ戦す。敵寺内へ火を懸ければ、憲基は夜に紛れ、越後を差て落行けり。國清寺にて、木戸將監滿範を初廿一人討死す。此事京都義持將軍聞給ひ、今川并大森・葛山等へ御教書をなさる。翌廿四年正月、今川・大森・葛山鎌倉へ攻入しかば、禪秀打負て、同十日雪の下の坊へ入る、滿隆・持仲・禪秀が父子兄弟并快尊等自害す。同十七日、持氏朝臣鎌倉へ御歸座。岩松持國は、

禪秀が弼なるが、上野へ落行殘黨を催し、岩松にて起りしかば、同五月、舞木宮内馳向て戦ひ、岩松持國を生捕鎌倉へ奉りければ、同五月十三日天用を斬る。同廿九年十月十三日、佐竹上總介入道、持氏朝臣に叛く。閏十月、上杉淡路守憲直に仰て佐竹を攻。佐竹終に打負て、比企谷にて自殺せり。同卅年の春、常陸國住人小栗孫五郎平滿重隱謀を企、鎌倉へ叛しゆへ、持氏朝臣退治として、結城が城に御座、八月二日より城攻、小栗も用意の事ゆへ防ぎ戦ひけれど、終に城を攻落さる。小栗行方を不知。宇都宮右馬頭持綱も、小栗と同意にて落行しを、鹽谷駿河守追かけて討取。桃井下總守も佐々木近江入道も、一味の由にて討る。八月十六日、結城より府中高安寺迄歸陣、京都より小栗追討の多勢駿河迄來り、城落ると聞て歸る。翌卅一年二月、京都より照西堂御使として高安寺へ來る。五月西堂歸京、九月又府中へ來り、持氏朝臣をさまたま諫て、京・鎌倉御和睦、甲州の武田安藝守は禪秀が縁者なれば、先達て一色刑部大輔持家を向られ合戦し、毎度一色打負けるゆへ、同廿三年持氏朝臣みづから出馬し、武州横山口より發向あり。武田信長と猿橋へ馳向ひ戦けるが、武州の七黨秩父口より亂入するゆへ、信長降参しける。依て鎌倉へ召連給ふ。永享六年十一月、信州の小笠原大膳大夫と村上中務大輔と戦ひ、村上加勢を鎌倉にこふ。持氏朝臣諾す。上杉憲實諫云、小笠原は京都の御家人なり、私に討がたしといふ。是より持氏朝臣と憲實快からず。同四月、村上が加勢として、上杉陸奥守憲直に仰て、武州の本一揆の兵を催しける。是は

憲實を誅さん爲と聞ゆ。憲實驚て、七歳の愛子を、七月廿五日上野へ遣す。同六月、持氏朝臣の令息賢王丸元服、義久と名付く。憲實例のごとく京都へ申、諱を望まるべしと、屢諫けれども聞ず。却て渠が参賀の節誅すべき由聞て、病と稱し参らず。八月十四日上野へ赴く。同十五日、御所より一色時直を上野へ差向られ、みづからも武州府中に陣し給ふ。同九月、義教將軍へ繪旨を請ひ、御教書を添て、上杉中務少輔持房を大將として關東に差向く。同月十日箱根合戦、京方打負。去る四日より憲實も、上州白井の城を發し、十九日に武州分倍に陣す。廿七日京勢足柄を越て早川尻に至る。鎌倉方戦ひ破れ。同十月十三日、鎌倉の留守三浦介時高、三浦へ遁る。同十七日、三浦が兵大藏谷等放火、御所焼亡。同十一月十日、三浦介鎌倉に入、義久落る。梁田・名塚・河津等留り戦て死す。同二日持氏朝臣降を請ふ。同五日出家す。義久に家を譲らむ事を請ふ。憲實此由を京都へ訴。義教將軍聞ず。同七日、上杉憲直、一色直兼自害す。同十一年二月、持氏朝臣并滿真滿真の弟、自殺持氏四同廿八日義久自殺十五歳。憲實、彼父子の命を請ふ事數十度なれど不叶。依て自殺せんとす。家臣が爲に止られ、豆州國清寺へ閑居し、出家して長檮菴と號す。憲實が事は、未に出せしゆへに號す。同十二年正月、持氏朝臣の令息春王・安王兩人、日光山に忍び給ひしを、結城中務大輔氏朝が城へ入給ふ。同四月、上杉清方結城に向ふ。京都よりの下知にて、憲實入道をも催す。同年七月廿九日より、結城が城を大軍にて圍む。是より結城合戦なり。

鎌倉は持氏朝臣父子、永享十一年二月失給ひしより、寶徳元年九月、成氏朝臣鎌倉の主に成給ひし迄、凡十年鎌倉に主君闕たり。

○成氏朝臣左馬頭 寶徳元年九月九日、關東の主となり鎌倉へ入給ふ。持氏朝臣の第四子、幼名永壽王と申き。父持氏朝臣一亂の時、永享十年十一月朔日、僅五歳に成給ふを、鶴岡八幡社迄落しける。然るに、瑞泉寺畠在西堂、懐に入、常陸國住人筑波別當大夫郎等二人御供申、甲州へ忍び行、鍛冶が家に隠れ、夫より信州へ落行て、大井越中守持光を頼置申けるが、同十二年三月四日、御舎兄二人春王・安王、日光山に隠れおはせしを、結城中務大輔氏朝が城へ迎へける時、此永壽王も同敷結城へ行給ひしが、翌嘉吉元年四月結城も落て、氏朝父子自殺、春王・安王捕れ、濃州垂井の金胎寺にて斬れ給ふ。春王十五、安王十三。此永壽王も捕れ給ひしが、纔に七歳成ゆへ一命を助けられ、美濃の守護土岐左京大夫に預らる。武運強き人にて、稀有に命助り給ふを、神明の加護なり。此人出生の時より加持僧にて有し僧、永壽王上洛の前夜、一首の歌を、夢中の告を蒙りけり。

つみの身をよそにさながら引かへて、告に聞つゝよろこびとしれ

彼僧、餘り有がたき御告なれば、此歌を卷數の裏に書て奉りける。されば今度、關東の主に任じ給ふことは、越後の守護上杉相模の守房定、關東の諸士と評議して、九年の内毎年上京して訴狀を奉り、基氏の雲孫永壽王を關東の主君とし、等

持院殿御遺命を守り、京都の御固たるべき由願ひける。寶徳元年正月御沙汰有て、永壽王を關東の主に定め給ひ、將軍御對顔有て、二月十九日關東御下向に議定し、諱の字を賜ひ左馬頭に任じ成氏とぞ稱せり。此君の和歌の師なりし徹書記、歌を贈らる、

九年きみ九重の内をたに、見すともなれし月をわすれそ
あやうきを天かけりてや守るなん、雲井の鶴が岡人のかみ
古への契りたがへず榮えなば、都を仰け君が行する

此人五歳の時召捕れ、十四歳にて關東の主となるを、君恩とは申ながら、偏に鶴が岡八幡宮・在柄天神の加護なるべしとて、上洛の時に僧が夢相の歌を語りたれば、徹書記、

よろこびとおもひ合せき此秋を、つげに北野の夢のしる
しは

同年九月九日鎌倉へ御入、御所の造營いまだ出来終らざるゆへ、淨智寺に御逗留有て、同十一月晦日御所へ移徙あり。管領憲實を召出し給へども、出家して行方をしらず。憲實が末子龍若丸を伊豆より尋出し、老臣等京都へ申て管領とし、右京亮憲忠と號す。管領若輩なる故、家老長尾左衛門尉景仲、諸事を名代に執行ふ。成氏朝臣は、憲忠に對し別義なしといへども、出頭の輩上杉を妨申ものも有けるゆへ、君臣不和となる。其頃扇ヶ谷上杉の長臣太田備中守資清と、山の内の家老長尾景仲は、憲實の時の如く關東を治んとす。成氏朝臣も若將とはいへども、英武の器なれば、太田・長尾と快からず。兩人は相談、此儘にては如何さま上杉退治程も有まじ、事の

おふきにならざる先に、此方より御所を退治すべしと、太田資清・長尾景仲謀し合せ、一味同心の兵を催し、寶徳二年四月廿一日、其勢五百餘騎、御所へ押寄んとする由火急の告有といへども、防戦が不及、廿日の夜半に江島へ遁給ふ太田・長尾腰越迄追來り、濱邊にて合戦あり。太田・長尾が郎等百餘人討死し、相州精谷ノ庄へ引退く。憲忠も心より起らざれども叶ふまじと思ひ、相州七澤山へ引籠る。御所より京都へ御註進有ければ、龍西堂鹿王院御使として下向、不儀の輩を優め。憲忠と和平可有由御下知なり。故安房守が舍弟道悦といふ僧、駿州より江島御陣へ參り、憲忠父子が造意にあらず。全く家人等が企ゆへ、御優めの事を願ければ、御宥有て、同八月成氏朝臣鎌倉歸座、憲忠并太田・長尾も御ゆるしを蒙て鎌倉へ歸る。其後も又隱謀の開有けるゆへ、翌三年十二月廿七日の夜、憲忠は御所の爲に討れたり。是より彌御所方上杉方と立分れ、君臣の軍起り、東國の大名里見・千葉・佐竹・結城・宇都宮・小山・武田等は、御所の旗下に屬し其威を奮ふ。長尾・太田も鎌倉を去、山の内上杉・扇ヶ谷の上杉、上野と武藏へ移り、成氏朝臣は武州へ働き出て、鬭争止時なし。太田・長尾、斯ては叶ふまじとて、扇ヶ谷上杉持朝・越後の上杉定昌等と議し、成氏朝臣退治の事を京都へ申、御教書并御旗を申おろし討伐せんとす。然るに享徳四年六月十六日、京都よりの御下知を得て、今川上總介範忠、海道五ヶ國の兵を催して鎌倉へ攻入、御所を初とし、谷七郷の神社佛寺并民屋迄を燒拂、或は追捕しければ、北條九代的全盛は元弘に滅亡し、尊氏將

軍よりの繁榮は、此時皆燒滅し、僧俗他邦へ離散せり。御所方の軍兵悉く敗走して落行、成氏朝臣も武藏國葛浦に落て、敗軍の士を集め、夫より總州下河邊の城に籠られ、長祿元年十月下河邊より古河へ移り住給ふ。其頃扇ヶ谷持朝は河越へ城を取立、太田資清は岩槻へ城を取立、左衛門大夫は江戸城を取立、山の内上杉は上州白井と武州鉢形に住し、御所と兩上杉の合戦年を経て絶ず。數十度の戦の事は、『大草紙』等に見へたれば茲に略す。備上杉顯定が時に至て、文明十年に成氏朝臣と和平になれり。是より兩上杉又戦を始む。成氏朝臣は明應六年古河にて逝し給ふ。六十四。

附録

古河御所之次第

鎌倉に係らざることなれども、成氏朝臣子孫漸々零落し、沉淪し給ふことの大概をしるす。
成氏朝臣、享徳四年鎌倉を落給ひ、下總下河邊に到り、長祿元年古河に移られ、明應六年逝し給ふ。其令息左馬頭政氏朝臣家を繼、其令息高基朝臣、其令息晴氏朝臣迄古河に住給ひ、天文廿三年に至る迄凡百年許なり。同年十月北條氏康が爲に古河を落され、御所捕えられて相州波多野といふ所に鬻し給ふ。此晴氏朝臣の令息を義氏朝臣といふ。是は北條氏綱が女を迎へ、晴氏朝臣の室とし給ひ、其女の産する人ゆへ、氏康が爲には外甥なれば、諸事氏康がはからひて京都へ申、晴氏の家督とし、左馬頭に任ぜらる。古河御所義氏朝臣と稱し、鎌倉の葛西ヶ谷に居館を設け置たるが、『小田原記』に、永祿

の初葛西ヶ谷にて逝し給ひ、令息はなくて女子一人あり。基氏朝臣より義氏朝臣迄九代にして、鎌倉公方の嫡流は絶たり云云。或書には、天正十年卒去、嗣子なく一女を以て喜連川國朝朝臣の室として、古河御所の名跡とせらる。由。尙委敷葛西ヶ谷の條を合せ見るべし。
鎌倉執事并管領之次第
○上杉修理亮憲藤上杉氏祖の孫なりともいひ、又は憲房の孫なりともいひ、本氏宅なり。延元三年北朝順應元年、左馬頭義詮朝臣鎌倉に御座ゆへ、執事になされけるに、同年三月廿五日信濃國にて討死せしゆへ、『大草紙』に載たれど、執事の間もなく討死せしといへば、もしくは同年とあるは、何年の誤にやあらん。左馬頭義詮朝臣鎌倉を立給ひしは、貞和五年十月四日の事にて、同廿二日入洛せられしかば、貞和五年迄執事の闕たる事は、凡十年許なれども、『太平記』には、貞和より觀應元年迄師冬が執事せし由、又上杉民部大夫憲顯と、高和和守、或は細川阿波守和氏等執事せしよふに見へたり。詳ならず。
○高播磨守師冬 高武藏守師直養子なり。
或記に云、貞和五年十月、左馬頭基氏朝臣關東の主任に給ひ、京都より鎌倉下向せらる。其頃より師冬を執事とし給ひ、觀應元年、基氏朝臣に叛きしゆへ死を賜ひければ、鎌倉を逐電し甲斐國へ遁れ、洲澤の城に楯籠りけるが、國人の爲に洲澤にて討れけり。
○畠山阿波守國清入道道誓
觀應三年尊氏將軍鎌倉下向、直義と御和睦とのひ、此時よ

り國清をして基氏朝臣の執事になし給ひ、將軍は無程歸洛し給ふ。其後道誓が謀にて、兵衛佐義興を武藏國矢口の津にて討ける。【神明記】には、延文三年九月十九日の事とあり。【太平記】には、十月十日の事とあり。今十月十日を何れの日とするものは、【太平記】に因て設けたれど、此説に疑はるべし。延文四年十月八日、京都の御加勢として、道誓大軍を率ひて上洛し、南軍と戦ひ赤坂の城を落し武威を奮ひしが、故執事仁木頼景が弟左京大夫義長を討んと、私の軍を仕出し、今の執事細川清氏に黨し、義詮將軍を切して、義長追討の御教書をこひたれどもならず。其虚に乗じて南軍大ひに起りしかば、關東の大名等長陣に倦て、思ひくく東國へ下向したれば、道誓も鎌倉へ歸る。東國にて、諸大名一致して道誓が罪惡を嗾訴するに依て、御不審を得て謀叛を企て、康安元年の冬、道誓鎌倉を落て伊豆へ走る。豆州へ至り修禪寺へ籠城す。鎌倉より討手を向られければ、貞治元年九月十八日の夜、道誓修禪寺を落て中山道を経て上洛し、吉野へ降を請へども許されず、困窮し竟に死けりといふ。

○上杉民部大輔憲顯 上杉兵庫頭憲房の二男。

貞治三年執事になれり。此人は尊氏將軍の親戚の續にて有けるが、將軍を叛き、御兄弟不和の軍起りし時、錦小路殿へ屬し將軍の敵となり、觀應二年八月十六日、將軍は直義追討の宣旨を蒙り、都を進發し給ふ。直義は十月八日、北陸道を経て鎌倉へ来る。十一月晦日、薩埵山合戦の時、上杉民部大夫憲顯・長尾左衛門等、大軍を將ひて由井・蒲原へ向ひし。夫より直義敗軍に及びければ、上杉・長尾は信濃國へ落行。其後又宮方に屬し、武藏守義宗、越後國より出て碓氷峠に陣せし時、

尊氏將軍武州石濱の御陣にて閉給ひ、觀應三年閏二月廿五日、碓氷峠へ向ひ給ふ。此時民部大輔憲顯は、長尾と同敷新田義宗に一味し、碓氷峠にて將軍と合戦し、軍敗して、義宗は越後へ奔り、上杉憲顯と長尾は、又信濃國へ蟄居せり。【大草紙】に、上杉憲房の二男民部大輔憲顯、山の内の先祖なり。此人は尊氏公と錦小路御不和の時、錦小路殿の味方に参りけるゆへ、將軍御にくみ有けれど、案内者第一の人にて、關東の堅め此人にあらずんば叶ふまじと思召ければ、召出されけり。其上基氏公の御乳母子にて、幼きより懐きそたて申されける間、旁可然由にて、越後、安房兩國を被下、鎌倉の御後見にて、山の内の先祖是なりと云云。按ずるに、尊氏將軍の思召にて、憲顯を執事になされしやふなれど、さはあらじ。觀應三年の春、將軍と直義不和とのひて、無程直義も逝せられけり。其頃より、基氏朝臣を鎌倉の主と置れ、夫より五年を経て延文元年將軍薨逝、又夫より九年を経て貞治三年に、憲顯を執事になし給ひしなれば、其頃迄も憲顯は宮方にて在しを、基氏朝臣の思食にて兩國をも賜ひ、執事とはせられし事ならん。【太平記】に、貞治三年に、上杉信濃國へにげり、宮方に成て猶此所存を遂ばやと、時を待てぞ居たりける。上杉蒐る不義を致しけれど、舊功捨てたく思はれければ、別義を以て先越後國の守護職を與へて、上杉を呼出されける。此時芳賀兵衛入道禪可は、越後國の守護にて在けるが、降参不忠の上杉に思ひ替られ、忠實恩補の國を召放さるべきよふやあるとて、上杉と芳賀と、越後國にて合戦に及ぶ事數月なり。

○上杉中務大輔朝宗入道禪助 大懸上杉と號す。上杉修理亮憲藤の男なり。

應永五年十一月管領と成、應永十七年七月廿二日、滿兼朝臣逝去に依て辭職、入道し禪助と號す。同廿二年八月廿五日卒す壽七十六。

○上杉右衛門佐氏憲入道禪秀 朝宗入道の男なり。

應永十九年十月管領と成、同廿二年五月二日辭職、其後謀叛し、應永廿四年正月十日、滿隆・持仲を初、禪秀父子兄弟、不殘自殺して家斷絶せり。

○上杉安房守憲基 故安房守入道大全が男。

應永廿二年五月管領となり、同廿四年正月十日、禪秀滅亡の後、如何思ひけるか、同廿八日辭職、三島へ下向せしを、御所よりさまゝの仰に依て、九月廿四日鎌倉へ歸り、管領に再任し、同廿六年十一月六日、依病職を辭。

系圖に、應永廿五年正月四日卒と云云。

○上杉安房守憲實 憲基の男なり。

應永廿六年十一月六日、父憲基が關に補せられ管領となる。其後永享十一年、持氏朝臣父子自害、憲實も此時自殺せんとせしを、家臣長尾芳傳是を止るゆへ、夫より三人の子を引連れて豆州國清寺に閑居し、出家して長棟菴と號す。然るに持氏朝臣の 男永壽王殿、希有にして免れ給ひ、寶徳元年二月京都より下向、左兵衛佐【大草紙】に、左兵衛佐、成氏朝臣と稱し、同年九月鎌倉へ御入の時、憲實御迎に参らんとせしが、御父持氏御兄弟三人迄も、憲實が爲にらせ給ひし事、定てうらめしく思召、

○上杉安房守憲定入道大全 安房守憲方の男。明徳三年四月廿二日管領と成、應永五年十一月四日、氏滿朝臣逝去に依て辭職、入道して大全と號す。應永十九年十月卒す。法號先照寺。

○上杉安房守憲方入道道合 憲春の舍弟なり。康暦元年三月八日自殺す。法號道珍。【出たれば爰に號す。】

○上杉安房守憲方入道道合 憲春の舍弟なり。康暦元年四月晦日管領と成、明徳三年四月廿二日依病辭職、入道して道合と號し、應永元年十月四日卒す。【法號明月院天德堂合の門明院を開建し、此所に葬す。】

○上杉左衛門三郎能憲實は憲顯の從弟、上杉伊豆守重能の子領たり。

應安二年執事と成、後薙髮し、法名道謹と號し、永和四年四月十七日卒す。

○上杉刑部大輔憲春 民部大輔憲顯の男なり。氏滿朝臣御代、至徳三年の頃より、執事の號を改て管領と唱ふ。康暦元年三月八日自殺す。法號道珍。【出たれば爰に號す。】

○上杉安房守憲方入道道合 憲春の舍弟なり。康暦元年四月晦日管領と成、明徳三年四月廿二日依病辭職、入道して道合と號し、應永元年十月四日卒す。【法號明月院天德堂合の門明院を開建し、此所に葬す。】

○上杉安房守憲定入道大全 安房守憲方の男。明徳三年四月廿二日管領と成、應永五年十一月四日、氏滿朝臣逝去に依て辭職、入道して大全と號す。應永十九年十月卒す。法號先照寺。

○上杉安房守憲方入道道合 憲春の舍弟なり。康暦元年三月八日自殺す。法號道珍。【出たれば爰に號す。】

○上杉安房守憲方入道道合 憲春の舍弟なり。康暦元年四月晦日管領と成、明徳三年四月廿二日依病辭職、入道して道合と號し、應永元年十月四日卒す。【法號明月院天德堂合の門明院を開建し、此所に葬す。】

身の爲子孫のため、大事なりと思ひ參らず。其後京都よりも御下知ゆへ、憲實を召けれど、先達て結城を攻し事をも恥て、子息二人を出家させ、周清・晟藏主と號し、并憲實が弟道悅長老と同敷行脚せんとて、一人の子を伊豆の山家へ隠し置、各打連、船に乗て伊豆國より周防國深川の大寧寺に赴き、其後年經て寛正七年三月六日、山口の大寧寺にて歿すといふ。此憲實は文武を兼備し、禮法を正しく、上を敬ひ下を惠みしかば、士民歸服しけり。足利の學校は、上古承和六年、篁が造立せし學問所も衰廢して、其舊跡のみ僅に残りしを、長尾景久に命じ、政所の下知とし今の地に移し、京都將軍并鎌倉公方家の御名字の地にて、他に異なりとて學領を寄附し、書籍等を異國より取寄、納めし書物今も存せり。武藏國金澤の學校も、北條氏繁昌の時、越後守顯時が、和漢の書籍を集め、學問所の舊跡なりとて此所をも再興して、宋板の書物を納けるが、今は悉く散逸せり。【大草紙】に載る處の大略を記す。

○上杉右亮憲忠 故憲實の三男なり。

寶徳元年十一月、京都將軍の御下知を得て諸家相議し、もとの管領憲實が末子、幼名龍若を伊豆の山家より尋出し、管領となせり。無程享徳三年十二月廿七日、成氏朝臣の爲に討る三十二歳。

○上杉兵部少輔房顯 故管領憲實が五男。

【大草紙】に云、憲忠討れ、かくては叶ふまじとて、長尾入道、越後の守護上杉民部大輔定昌を上州白井へ招き相議し、憲忠の弟房顯を取立けるが、是も無程寛正七年二月十一日、武藏國五十子の陣中にて、早世せり。房顯は寛正元年二月十一日、武藏國五十子の陣中にて、早世せり。

に入置けり。又二人は故管領憲實が二男、晟藏主に二人の男子あり。嫡男を五郎憲房といひ、次男を六郎定憲といふ。此二人をも養子とせり。五郎憲房は故憲實が孫なれば、東國の人々、衆議して管領の嗣となし、弟定憲は、越後上條の上杉兵庫助定實の弟分となし、上杉播磨守と號す。此人は大永元年、越後國頸城合戦の時自害すといふ。

○上杉兵部大輔憲房 顯定が養子なり。實は憲實が孫にて、晟藏王の子なり。

顯定戦死の後、關東の諸家相議し、山の内上杉の世繼とさだめて、上州白井に在城し、永正十五年管領に任ず。其後大永五年四月十六日白井にて卒す。

○上杉民部大輔憲政 憲房の男なり。

憲政の管領に定りし年時、しかとしりがたし。相模・武藏は、大概小田原北條の爲に奪れ、天文年中河越合戦の時、兩上杉敗軍せしかば、憲政上州白井にも留まり兼ねるゆへ、弘治三年五月、憲政上州を没落して越後へ奔り、長尾景虎入道謙信へ、上杉苗字并管領職を譲り、父子の契約をぞしたりける。謙信尊敬し、越後の館の城へ安居せしめけるが、國中人民も管領の住給ふ所なればとて、御館の城とぞ唱へける。其後天正六年二月、謙信俄に病氣發し、三月十三日歿し、謙信が甥の喜平治景勝と、養子の三郎景虎と、遺跡の争亂起り、既に合戦に及びける砌、憲政は、景勝が家士霧澤左京之進といへる者の爲に、過て討れける。時に齡五十六と云云。法號瑞岩院立山光建。

鎌倉攬勝考卷之八終

山の内上杉家十三代、大懸上杉二代、ともに都合十五代、外に高と畠山兩人を加へければ、都合十七代となれり。觀應の初、基氏朝臣鎌倉の主君と稱しより、執事・管領は數代なれども、君臣の和親なりしは、憲實が管領と成し始迄にて、永享三年の頃君臣不和と成、竟に主従の合戦始り、執事・管領の名あれども、關東の政事を沙汰する事及ばざれば、只其管領と稱するのみなり。

○上杉民部大輔顯定 同記に云、寛正七年二月十一日、房顯陣中にて歿せしゆへ、越後の守護上杉相模守房定の二男顯定を招き、諸家相議し、兵部少輔房顯が妹嫁として、山の内を相續せしむべき由、長尾・扇ヶ谷へも相談し、豆州政智御所の下知を請て、顯定を山の内殿に移し管領とす。寛正七年六月なり。九月改元文正となる。康正元年六月寛正四年也成氏朝臣古河へ奔り、山の内房顯は武州五十子に陣し、顯定も又其所に居れり。扇ヶ谷の定政は、河越或は岩槻に住して、鎌倉をば御所も兩上杉も立去て、武藏國にて、御所と兩上杉合戦絶へず。漸く文明十年に成氏朝臣と上杉顯定和睦となり、是より顯定は上州白井へ歸城すとあれば、鎌倉には兩上杉も不住、山の内・扇ヶ谷と稱號するのみ。此頃扇ヶ谷修理大夫定政が長臣、太田道灌武略を廻らしけるゆへ、東士多く山の内を叛き、扇ヶ谷へ従ふもの多ければ、是より兩上杉の軍起りけるが、管領顯定が謀にて、其主定政に長臣道灌を討せければ、又是より扇ヶ谷の上杉は漸く衰へける。永正六年、越後の守護上杉房能越後守房能の弟なりと北越記に見ゆを、家臣長尾越後守或は信爲景、逆心を起し弑しけるゆへ、管領顯定は越後へ出張し、爲景を討伐せんとて合戦に及びしが、永正六年六月、越後妻在莊長森原にて討死す五十七。法號海龍寺可淳晴峰。此人十四歳の時より越後を出、山の内へ赴き管領となり、關東を領する事四十餘年なりき。顯定實子なかりしかば、養子三人あり。【北越記】に云、一人は古河御所政氏朝臣の御末子四郎顯實、此人を諸家相議して、武州鉢形の城

鎌倉攬勝考卷之九

第跡

三浦駿河前司義村第跡 鶴が岡東の方山際なり。曩祖三浦平太郎爲繼、寛治年中、陸奥守義家朝臣武衛家衡を討伐し給ふ時、爲繼は旗下に屬し戦功を顯す。其息男三浦介義明、治承四年右大將家の御味方申、三浦衣笠の城合戦の時、右大將家敗軍の士を率ひ、三浦が崎より房總の地へ移り給ふ砌、義明八十餘の老體なれば、餘命おしむに足らずとて、嫡男義澄は御供致させ、老將城に止て討死せり。無程右大將家鎌倉へ入給ひしかば、老父の戦死に報い、領所多く賜ひ、位階して三浦介義澄と免さる。其長子平六兵衛尉義村が長子若狭前司泰村也。向に右大將家營館を定め給ひ、諸家にも宅地を與え給ふ時、營中近き所なれ共、祇候の便にとて此處を與えらる。幕府の殿營と鶴岡境地の間なり。先年若宮別當公曉が、右大臣を殺し奉り、義村が方へ使者を馳て、其宅へ可參旨申送り、迎のもの延引せしかば、鶴岡の山越に義村が宅へゆかんとて、雪の下の坊より立出る途中にて、長尾が爲に討る。社地の山麓に接したる屋鋪ゆへなり。【東鑑】に、寛元三年七月六日將軍家頼爲御方違、若狭前司泰村が家に渡御し給ふ。泰村が家は御所より北の方なりとあり。同五年治元年と成五月廿七日、左親衛頼朝輕服之間、日來若狭前司泰村が亭に寄宿せらる。然るに今日、彼一族群集する形勢、其上入夜、鏡

腹卷の粧する響、左親衛の入耳。此間中人々より告申といえども、強信用もせざりしかど、忽符台するの間、俄に彼館を退き、本居所へ歸り給ふに、五郎四郎といえる從者一人、太刀を持って供せしといふ。亭主此事を聞て仰天し、内々陳謝に及びしといえり。今年正月月中旬より、鶴倉中物騒敷、天變の事も時々有けり。四月四日、秋田城之介景盛入道覺地、時頼が許に來り、長居して閑談を凝し、其後子息義景と孫泰盛を諷し、三浦の輩當時に秀て傍若無人なり。世も季になりなば、我子孫等かれらに對揚叶ふべからず。思慮有べきことなるに、義景・泰盛等怠りて武備なきこと、寄悟の由と云云。廿一日に、鶴岡の鳥居の前に札を立たり。若狭前司泰村、獨歩の餘り依背嚴命、近日可被加誅罰之由有其沙汰、能々可有謹慎云云。偕此間時頼輕服のことにて、泰村が宅に在しが、前にいえる如くなるゆへ、廿七日に家に歸られ、廿八日夜に入て三浦の人々の家を、人をして見せしに、面々兵具を調べ置、安房・上總等の領地より廻し運ぶよしを申す。六月一日時頼、近江四郎左衛門尉氏信を泰村が許へ遣す。其旨を知る人なし。泰村いふ、此間中世上の物騒、偏に一身の然に似たり。其故は、我等兄弟他門にこえ、既に位も正五位下たり。其外一族多く官位を帶し、剩守護職數ヶ國、莊園數百町を司り、榮運極りぬれば、讒人の憤み無にあらずといふ。其側侍に弓・征矢・鏡の唐櫃の棹數十本あり。郎從友野太郎に見せしに、既侍の邊に積置所の鏡匣、百二三十合敷の由を歸り申せしかば、時頼用心彌きび敷、二日には近國の御家人等、時頼が家に馳

集り旗を揚る。泰村が南庭に落書す。檜板に記す。其詞に、此程世間の騒ぐことは何ゆへとか知て候。御邊討れ給ふべきことなり。思ひ參らせて候。御心得の爲に申候云云。四日に御家人並時頼の祇候人等、退散すべき由を觸らる。五日曉より鎌倉中物騒、時頼は萬年馬入道を使として、郎徒等をしづむべしといひ送り、次に平左衛門尉入道盛阿に、誓紙もたせて異心なき由をいひたり。泰村大に悦び、盛阿座を立て歸る。其妻湯漬をすゝめて、案堵を賀す。然るに高野入道覺地此ことを聞て、此後泰村が氏族猶驕修なるべし。此時かれに對揚叶ふべからず。此時に雌雄を決せよとて、義景・泰盛一族を具して、泰村が家に馳向ひ、かぶらを飛ばす。高野入道と相諍し、泰村を討せり。頼朝が御所に依りて泰村大に驚き防戦ふ。盛阿馳歸り斯といふ。時頼此うへはとて、實時をして御所を守らせ、六郎時定を大將とす。毛利藏人大夫入道西阿も御所へ參らむとせしを、其妻泰村がに諫られて泰村が陣に馳かり、時頼是を聞て午の刻御所へ參り、北風南に替りしかば、泰村が南隣に火を放つ。泰村・光村等、右大將家の法華堂に行て、頼朝卿の影前にて、兄弟初め一族郎從自殺す。宗徒の者二百七十六人、都合五百餘人といふ。今朝辰の中刻より未の刻にて合戦訖。法華堂にて、承任法師が天上にて何ひし事書は茲に略す。數代の功業の家も一時に亡び、毛利入道西阿が家も、同敷滅亡。是は大江廣元の三男なり。泰村が舊跡、今は悉く陸田なり。

月七日、姫君御病癒を療治奉らんが爲に、醫師時長、昨日京都より參著す。今日掃部頭が龜が谷の家より、畠山次郎重忠が南御門の宅へ移住すとあり。爰の宅地は、將軍家の近隣なれば、武功の寵臣ゆへ、柳營近き所に第地を賜ひしことなるべし。重忠が後は、爰に住せし人を聞す。

八田右衛門尉知家第跡 右大將家南御門の前なり。【東鑑】文治五年正月朔日、右大將并若君御行始の時、八田右衛門尉知家が、南御門の宅へ入御の事あり。今は大倉街坊民居の地となれり。

和田平太胤長第跡 荏柄天神の大門路より、西の畠地をいふ。【東鑑】に、胤長が屋地、荏柄の前に有て、御所の東に隣り、昵近の士各々是を望み申す。然るに今日、義盛は五條局に附て愁申ていふ、故將軍家の御時より、一族が領所收公の時、いまだ他人に賜らず。彼地は宿直祇候の便あり。拜領せんことを申す。忽是を達しければ、殊に喜悅のおもひをなす。然處、翌四月二日、此地を義時に賜ひける。行親、忠家兩人にわかち與へ、義盛が代官久野谷彌次郎を追出す。是義盛が、憤りを含み、逆心の一ヶ條となれりといふ。

宇佐美判官祐泰第跡 荏柄大門路より東の方。【東鑑】に、建長三年十月七日、宇佐美判官が荏柄の家より矢火し、藥師堂・二階堂此時焼亡する由見へたり。

民部大夫行光第跡 二階堂の傍に住せり。建曆二年十二月、實朝將軍雪見遊覽として、行光が亭へ入御、和歌管絃の御遊興あり。翌日右府御返し和歌に、はしがきを添て贈り

給ふ。
建曆二年十二月雪ふり降りける日、山家の景色を見待らんとて。民部大夫行光が家にまかり侍りけるに、山城判官行村などあまた侍り、和歌管絃の遊ありて、夜更て歸り侍りしに、行光黒馬をたびけるを、またの日見けるに、たつかみに、紙をむすび侍るを見れば、

この雪を分て心の君にあれば、ぬししる駒のためしをそひく

返し

ぬししれと曳けるこまの雪を分は、かしこき跡にかへれ

とそおもふ

民部大夫行光評定衆にて、後に右大臣家薨逝の砌、入道し行然と號し、其子出羽前司行義が代に、建長三年十月、藥師堂・二階堂焦土となり、再營もならず。夫より二階堂といふを地名に唱へけるゆへ、此行義より、地名二階堂をもて氏に稱せり。【東鑑】嘉禎四年四月朔日の條に、三浦若狹守泰村、二階堂出羽守行義、評定衆に召加へらるゝと云云。是二階堂を氏に稱すること、物に見ゆる始なり。其子二階堂出羽三郎左衛門尉行重が以來も、此地に住し、足利家の世に至り公方家に仕え、應永五年執頭人と稱し、二階堂下野入道清春、訴訟奉行二階堂山城宮内入道行康等、皆子孫にして、往々二階堂を氏と稱するもの、茲より始れる歟。

陸奥掃部助平實時舊跡 【東鑑】寛元五年正月十三日、右大將家、法華堂前人家數十宇失火、陸奥掃部助實時が亭其

中に在と云云。されば右大將家の舊跡の邊に、實時住せしにや。法華堂前人家數十宇とあるは、其比迄は、法華堂前に人家有し事とおもはる。今は西御門跡・東御門跡に民家有て、法華堂前は陸田の地なり。實時は北條五郎實泰義時の息男なり。後に武州金澤へ移住す。稱名寺は實時が舊跡にして、金澤氏の始祖なり。金澤稱名寺の條を合せ見るべし。

中務權大輔教時舊跡 藥師堂谷に住せり。寶治の初、三浦泰村が隠謀有しにや、鎌倉時々騒動せし時、藥師堂谷より兵具を著し、塔の辻の時頼が館へ來るとあり。

施藥院使良基舊跡 藥師堂谷にあり。曆仁二年十一月廿日、二棟御方實時、賴經將軍の御臺御産氣に依て、大倉の御所より、施藥院使良基朝臣の藥師堂谷の宅に移り給ひ、御産所と定め給ふとあり。

後藤大夫判官基綱第跡 藥師堂谷の南寄に住せり。寛元元年九月五日、將軍賴經卿入御、和歌管絃等の御會あり。能登前司・壹岐前司等琵琶を彈す。此所もとより山陰に屬し、閑寂の幽棲なり。しかのみならず、山々の紅葉に青松枝を交るの體、黃菊青苔露を帶たるの粧ひ、感荷一に非ず。薄暮に舞女兩三輩參入し、廻雪の袖を翻し、人々猿樂の興を催し、鶏鳴以後還御し給ふとあり。文曆二年二月十日、將軍賴經卿五大堂を建營し給ふ砌、基綱が家より五大堂へは便宜ありとて、此家に止宿し給ひ、爰より五大堂の地へ渡御し給ふこと度々ありき。

梶原景時第跡 五大堂の北の山際にあり。景時が第跡とい

ふ。正治年中景時滅亡し、其地を永福寺の僧坊に寄附せらるること、【東鑑】に見ゆ。今此所に、大いなる佛像の頭ばかり、草菴に安ぜり。或説に、安貞元年四月二日、明玉院の東大慈寺の郭内に、丈六堂を新建せらる。是は今年、故禪定二位家致第三回忌の追善なりとあり。佐渡守基綱・民部大夫行光奉行と云云。此丈六佛の頭なるべしといふ。

河越太郎第跡 十二社村の内とはいへど、其舊跡今は定かならず。河越太郎重頼が舊跡なるべし。畠山次郎重忠・江戸太郎重長等、皆一族なり。治承四年より右大將家に屬し、平氏追討の時も西海に渡り、武功の譽れあるゆへ、若君御誕生の砌、重頼が妻を營中へ召れ、御乳附を命ぜらる。其後重頼が女を、九郎主義經の室とせられ上京せり。然るに義經、罪を得て逃亡の頃、此重頼が父子、九郎主の縁者ゆへ罪に坐せられ、重代の所領沒收せらる。されども年經て、元久元年六月廿二日條に、河越次郎重時・同三郎重員の名見へたり。是は、重頼が次男三男にて有べし。是より以後、【東鑑】に、代々見へて、元亨の頃、河越出羽入道道衍、其子彈正少弼某足利家に仕え、基氏朝臣の時迄河越を領し、畠山國清に隨ひて、京軍の御加勢に上京せし事、【太平記】にもしるせり。

能登前司光村舊跡 三浦泰村が弟にて、二階堂の邊に住す。寶治元年六月五日、泰村が第へ軍勢押寄ると聞て、光村手勢引率し永福寺へ籠り、爰の大門路に敵を引請、要害よき戰場なりとて、泰村が方へ赴かず。依て泰村より度々使を馳て、死をともし一戦すべし。此所へ來るべき旨申に依て、

永福寺より泰村がもとに來り、泰村と同一、右大將家の法華堂にて、一族とともに自害せり。

毛利藏人大夫季光第跡 足利家の第地と成て、其後に至り、鎌倉公方居館の地是なり。此事は、公方家營館の條に記せるゆへ合せ見るべし。爰の第地は、右大將家の時より廣元住居の地にして、季光は三男なれど、廣元が居住の跡を相續し、毛利氏の始祖なり。季光の舎兄等は別に第地を賜ひ、長井を氏とす。

佐々木壹岐前司泰綱第跡 二階堂東にて、能登前司光村が北の方に住せり。定綱が孫にして、信綱が子なり。

長井左衛門大夫泰重第跡 五大堂の北寄にあり。毛利季光の舎兄時廣の家なり。甲斐前司泰秀子、時廣の孫、廣元の曾孫なり。寶治元年六月五日、三浦泰村が兵起りし時、手勢引具し、家を出て大倉の御所へ參陣せんとする時、毛利入道が軍と途中に出逢たれど、入道は泰村が陣に馳加わらるを見て言葉をかけず、泰重は御所へ參れりとあり。其後足利家の世となり、鎌倉公方家に屬し、滿兼朝臣應永五年に、執頭人長井掃部助入道法禪とあるも、此子孫なるべし。

比企四郎朝宗舊跡 東御門にあり。是は元暦元年九月三日、後白河法皇、檢非違使江判官公朝を勅使とし、左典厩朝宗の枯骨と、鎌田正清が頸の枯骨を添て、右大將家の許へ贈り給ふ時、勅使公朝が朝宗が東御門の宅へ止宿を命じ、厚く饗應せらるとあり。委敷は大御堂の條にしるせり。

周防前司親實舊跡 和泉前司行方舊跡

此人々の第跡はしかと知ず。〔東鑑〕等にも大倉とのみ出たれば、外に考ふる處なし。又云、上總介廣常も、大倉の邊にあるべきことは、治承四年九月鎌倉へ著御し給ひ、新亭は同年の十二月十二日出来なり。〔東鑑〕に、新館へ上總介廣常が宅より移徙し給ふと有て、其地名を載せず。されば九月より十二月迄、廣常が宅に淹留と見へたり。里老の語に、十二社村の光觸寺の境内が、廣常が舊跡ゆへ、寺地となれりともいふ。是も確なることをしらす。

上杉憲忠第跡 西御門村の内公方成氏朝臣の初代より管領に任ず。是は故管領上杉安房守憲實が三男、右京亮と號す。先主持氏朝臣、永享十一年二月生害し給ひければ、憲實もやがて入道し長棟菴と號し、伊豆の國清寺に蟄居す。後又海に浮て中國へ赴く時、憲忠幼少ゆへ、伊豆の山家に隠し置しを、上杉の人々尋出し取立て、鎌倉へ入けるに、永享十一年より寶徳元年迄凡十年許、鎌倉に管領たり、憲實も發心して山の内を出たるゆへ、舊第も大破に及びしゆへ、此時に新たに住宅を御所近き西御門村に構へ、三四年を経て、寶徳の頃より君臣不快始り、鎌倉中程かならず。憲忠が舅は、扇ヶ谷上杉持朝入道々朝、家老長尾左衛門入道昌賢潛に上州より來り、一味の族を催し計略を廻らしける。其比御所方管領方とて有しゆへ、御所方の人々馳參、上杉、長尾が隱謀既に發覺す。暫くも油斷成べからず。急速に憲忠を退治し關東を鎮むべしと、成氏朝臣を勤ければ、公方も元より庶幾する處なれば、尤と宣ひ、結城中務大輔成朝・武田右馬助信長・里見民部少輔

なり。經俊が親は資通と稱し、源義家朝臣に仕へ、其子俊通は、義朝君に隨て平治の戦ひに討死す。義朝主、當所龜ヶ谷に住給ひし頃より隨從せしもの、子にて、經俊此地に居れり。當時は平氏に屬すといへども、源家譜代の舊臣なれば、頼朝卿、治水の初石橋山義兵の擧有て、内々盛長御方に與力すべき旨誘引せしかど、其密意に應せず。剩へ過言など申ける。果して義兵の刻大庭景親に一味し、石橋山にて武衛權を奉射しが、同十月廿三日、大庭景親を初降人となり、首藤經俊も同敷降を乞。依て經俊をば土肥實平に召預、數代相傳の山内庄を召放さる。其後死刑に可被處の由を傳へ聞て、經俊が老母泣々營中へ參、愁訴申ける。彼老母母母申て云、資通入道は八幡殿に仕へ、延尉禪室の御乳母たるより、以來代々微忠を源家に竭こと、あげて計ふべからず。就中俊通は、平治の戦場にて、骸を六條河原に曝し訖。依て經俊が景親に與せしむる條、其科責て餘り有といへども、是一旦は平家の後聞を憚る所なり。およそ石橋山に軍陣せしもの、多く恩赦に預れり。經俊も又なんぞ先祖の功に優せられざる哉といへども、武衛殊なる御旨もなし。兼て預置ける鎧をまいらすべき由を、實平に仰ければ、實平持參し唐櫃の蓋を取て是を取出し、山内の老尼が前に置けり。是は石橋山合戦の時、經俊が箭、御鎧の袖に立しを、件の箭の口卷の上に、瀧口三郎藤原經俊と注せり。其字の際より箭を切捨、御鎧の袖に立し儘にて、于今置る。其證揚焉なり。直に老母に讀聞せ給ふ。依て尼も重て申言もあたはず、双涙を拭ひながら退出せり。兼て後事

義實・印東式部少輔等三百餘騎にて、享徳三年十二月廿七日夜、西御門の宅へ押寄時を揚る。憲忠も俄の事にて、用意の兵もなかりければ、主従廿三騎、切先を揃て防戦ひけれど、叶ひがたく討死す。憲忠が首をば、結城成朝の家人、金子祥永弟祥賀討取て、御所へ參り實檢に備へしといふ。

上杉中務少輔朝宗舊跡 犬懸谷に住す。是を犬懸の上杉と唱ふ。其先は上杉修理亮憲藤といひ、兵庫頭憲房の甥にて、曆應の初信濃國にて討死す。其子、兄を幸松丸十四、弟を幸若丸十三、家臣石川入道覺道相具して鎌倉へ參り、尊氏將軍の見參に入れれば、殊に悦び給ひ、兄に信濃・越後・武藏の内を賜ひ左馬助朝房と號す其國が谷。弟を中務少輔朝宗と號し、上總・武藏を賜ひ、犬懸谷に住し、滿兼朝臣の時、應永五年管領に任じ、入道して禪助といふ。其子右衛門佐氏憲管領と成、入道して禪秀と號し、持氏朝臣を恨ること有て職を辭し、應永廿三年謀叛を企て、新御堂殿滿隆并持仲をかたらひ、鎌倉を騷動せしめ、終には禪秀戦ひ負て、翌正月十日、鶴岡別當實性院快拿法印は禪秀が子息なれば、雪の下の坊へ籠り、滿隆持氏の持仲の弟・禪秀を初として、次男伊豫守憲方、其弟五郎憲春・武藏守護代兵庫助氏春并別當快拿法印等悉く自害し、坊に火を放ちけるゆへ、此時御影堂迄燒亡し、犬懸の上杉、纔に二代にして斷絶せり。

山内首藤瀧口三郎經俊舊跡 古く山の内に住するゆへ、山の内を氏とも稱す。本氏は首藤、家紋は白一文字・黒一文字を用ゆる。山内氏は皆此家より出て、其起りは爰の地名

を鑑み給ひ、此箭を殘し給ふといふ。經俊が罪科、刑法を遺れがたしといへども、老母が愁歎に對し、且は先祖の功勞を慕ひ、忽鼻罪を宥し給ふといふ。其後恩免を蒙り、御家人に召仕はれ、功を竭し、刑部大夫に任ず。經俊が親と鎌田正清は、從弟なる由系圖に見ゆ。經俊が子持壽丸とて、京都にて、元久元年七月廿六日、右衛門佐朝雅が逃亡するを、追かけて射留せり。後に六郎通基と名乗りけり。

伊具四郎入道某舊跡 山の内に住す、諏訪刑部左衛門尉も、同敷山内に住せるが、諏訪が舊領を伊具に賜ひし故、確執未止。正嘉二年八月十六日、例の通鶴岡放生會流鏑馬あり。この日諏訪が宅に、平内左衛門尉俊職・牧左衛門尉入道兩人終日會合し、數杯を傾け閑談をこらす。然る處に鶴ヶ岡流鏑馬も、例の如く事終、將軍家も還御、相州禪室も御棧敷より歸り給ひければ、伊具入道も、其場より黄昏の頃、山の内へ歸宅する時分を伺ひ知て、諏訪は當座を立て路次に馳出、巨福呂坂の方へ行向ふ、其頃小雨降けるが、建長寺門前にて、伊具四郎討殺され畢。伊具落馬せしゆへ、從者は是を見るに、箭に中る事をしれり。唯今裝笠にて騎馬したる人、下部一人を具して、伊具が左の方を馳返ける。田舎より鎌倉へ來るもの歎とおもひ、其人過ぬるも、伊具此體なれば、其人を尋んとする内、何方へか行て跡も見へず。是は其鏃に毒を塗ける歎と云云。此事評議せらるゝに、其箭束といひ、又射標といひ、頗る普通の所爲にあらず。依て嫌疑の沙汰出來し、遺恨確執の事風聞に依て、諏訪を召虜、對馬前司氏信に預らる。其日相

客平内左衛門尉・牧左衛門尉入道も同意露顯。其日の體を召決せらるゝに、諏訪は伊具を射て立歸り、如元酒宴せしといふ。山内先次郎左衛門尉實政舊跡 是も山内に住せし故に、地名を氏に稱せり。本氏は土肥にて、實平が子也。和田義盛と舊好の因に依て、義盛が兵を起す時、同敷合戦に及び、五月六日亂軍を切ぬけて遁れしが、入道となり、山の内へ來り、首藤經俊が方へたよりしを、經俊是を心なくも虜にして出せり。此時和田一味の人々、山内廿人とあり。大方五郎政直・同太郎遠直等、皆山内に住せしもの、没收せられし山内の地を、悉く北條義時に賜ふ。是より山内は北條の所領となれり。

山内管領上杉第跡

山内に今も管領屋敷と稱する所有。家系を闡するに、内大臣藤原高藤公の裔孫、勸修寺修理大夫重房は、始て丹波國上杉庄を領してより、上杉を以て氏とせり。然るに建長四年四月、後嵯峨帝第一の皇子一品親王宗尊征夷將軍に任じ給ひ、關東御下向の時、陪從して鎌倉に來り、山の内に住しけるより子孫武臣となり、其子修理亮賴重、其子越前守賴成、其子兵庫頭憲房なり。雍髮し道欲（或作）と號す。尊氏將軍の舅氏なるゆへ、世皆信重せり。尊氏將軍の歸順を謀り、初より憲房が計策より起れり、建武二年正月廿七日、敵山門より寄來る時、憲房は將軍に替り、中御門京極に敵を支へ、踏留て討死せしゆへ、將軍兄弟、寺戸の邊迄遁給ふ。（京極合戦なり。太平記に據る。此處尾藤太右衛門尉に傳へたり。子息民部大輔憲顯、家を繼ぐ。又「大草紙」に、憲房の甥なる上杉伊豆守重能（本長）を猶子とせしが、

師直が爲に討れ、其弟修理亮憲藤も信濃にて討死し、其子二人あるを、後に尊氏將軍取立て、上杉を名乗せける。是犬懸と扇が谷の上杉なり。扱民部大輔憲顯は、基氏朝臣執事とせられしより、子孫聯綿と管領となれり。管領職は、山内上杉にて任ずる事なり。憲顯より憲實迄、山内に住せしかど、此後管領山内上杉と稱するのみ。皆々他國へ移り、武藏と上野白井に居れり。

最明寺山莊舊跡

山内禪興寺と、明月院の地是なり。相模守平時頼、山内に一梵宇を創建し、幽栖の地となし、職を辭せんと欲す。是素懷に依てなりとあり。一梵宇を、其時は最明寺と號せしにや。今は禪興寺と號すれども、【東鑑】に禪興寺の名見へず。此北の方へ住居の亭を經營し、時頼の室家も皆此所に住しけり。建長八年七月十七日、將軍宗尊親王最明寺へ御參、精舎建立の後始て御禮佛有て、夫より相州山莊の亭へ入御し給ふとあり。是北亭幽栖の居所、今の明月院の地なり。此初將軍御逗留、和歌の會あり。翌十八日還御。康元元年十一月廿三日辭職（在職一年）。陸奥守重時（義時）執權たり。此日時頼落飾（三十）。是より此所に退隱し、最明寺入道と號し、法名覺了房道崇といふ。戒師は宋朝の道隆禪師なり。同時に入道する諸家の人十人餘と云云。正嘉元年六月廿三日、將軍宗尊親王御納涼として、相模太郎殿の山の内の泉亭へ御遊宴、未刻小雨灑ぎ、いよ／＼涼風を催とあり。按ずるに、相模太郎と有るは、時頼の嫡子時輔なるべし、是も山の内に別業を構へし事歟。同二年六月十一日、將軍宗尊親王山内最明寺

(數屋領管)

へ入御し給ふ。御逗留。翌十二日遠笠懸あり。十騎射之。同十三日競馬等あり。今も明月院大門路を馬場と唱ふることは、古へ弓馬の藝をおこなはれし遺稱なり。翌十四日還御し給ふ。正元元年二月二日、禪定殿下兼經公の御息女（二十）迎へ奉り、最明寺禪室御猶子として、御息所に備へ申さんとす。今日御下向有て、山の内の亭へ入御、同廿一日御入興と云云。文應二年七月十二日、將軍家最明寺亭へ入御、弓術・蹴鞠・競馬、或は角觥等の勝負を御覽有。亦和歌・管絃の御遊宴、十三日還御し給ふ。弘長三年十一月十九日、相州禪室時頼、日比病病の處危急に及の間、最明寺北亭へ移居し、心閑に可達臨終之由、尾藤太（法名）宿屋左衛門尉（最信）に申合、人々の群參を制禁すべしと云云。翌廿日早且に北亭へ移居し、偏に終焉の一念のみ。昨日如命諭、堅く人々の群參を止め、病床の邊に祇候するものは、武田五郎三郎・南部次郎・長崎次郎左衛門尉・工藤三郎右衛門尉・尾藤太・宿屋左衛門尉・安東左衛門尉のみ。依て寂寞たり。翌廿二日。相州禪室最明寺北亭にて卒去（三十七）。衣袈裟を着し、繩床に上り座禪し、聊も無動搖の氣色。頌云、葉鏡高縣、三十七年、一槌打碎、大道坦然、弘長三年十一月廿二日、道崇珍重云云。同廿三日葬禮の事を修するといふ。文永二年六月廿三日、將軍家、最明寺の亭に入御。彼亭の寢殿に入らせ三獻を供し、左京兆政村・相州時宗・越後守實時・秋田城介泰盛等參候せらると云云。又翌年七月廿三日、將軍家山内内の亭へ入御、淹留し給ふ。翌廿四日角觥并競馬等御遊宴有て、晩頃に還御し給ふ。按ずるに、弘長三年入道時頼歿し、

式部丞時輔は在京、相州時宗は大倉の亭に住し、此所には時頼の室家すみけるゆへ、將軍家入御有しなり。同三年六月二十三日、將軍御所に變事起り、御息所（宗尊親王の御姫君、俄に山内殿に入御し給ふと有も、爰の亭の事なり。）

足利大夫判官家氏第跡

長壽寺の南の方を、土人足利の第跡といふ。此地は龜ヶ谷の門なり。【東鑑】に、仁治四年正月九日、足利大夫判官家氏の龜ヶ谷の亭焼亡とあるは、此所なるべし。尊氏將軍の先祖の屋敷跡ゆへ、土人誤て尊氏屋敷とも唱ふ。

平左衛門尉第跡

尾藤太第跡

太田次郎第跡

諏訪兵衛入道第跡

萬年右馬允第跡

安東左衛門尉第跡

南條左衛門尉第跡

此人々の第跡は、大倉の辻邊なり。嘉禎二年、大倉の泰時が亭新建せし時、此人々も又北條が亭の側に、第地を構へし由見ゆ。執權の亭の南門東脇は尾藤太、同西は平左衛門尉又同太田次郎、南角は諏訪兵衛入道、北の土門東脇は萬年右馬允、同西は安東左衛門尉、同並に南條左衛門尉等が宅也とあり。按ずるに、萬年と安東・南條は、大倉の街道の並なるべし。結城大藏權少輔朝廣第跡 結城朝光の嫡男なり。塔、辻に住居。建長三年正月四日、塔の辻焼亡。大藏權少輔朝廣

が家其中にあり。累代相傳の地券文書以下、重寶の書悉く灰燼となるとあり。

長井宮内權大輔時秀第跡 是も塔の辻にあり。毛利季光の舍弟、掃部助宗光が孫なり。

村上判官第跡

佐々木三郎昌寛法橋第跡

仁田四郎第跡

佐貫四郎第跡

比企右衛門尉同藤内第跡

工藤小次郎第跡

建久二年三月四日、右大將家の世と成、初ての大火。塔の辻の北條氏の亭、八田右衛門尉が家を初とし、小町大路より失火、南風烈敷、右の人々の宅焼亡し、其餘烟鶴が岡社地へ移り、不殘焼亡し、夫より幕府の殿營も、同敷灰燼となれりといふ。右大將家は、盛長が甘繩の宅へ入御と云云。

大夫屬入道三善康信第跡 名越にあり。正治元年問注所を移され、善信を以て問注所の奉行と定めらる。承元二年正月十六日午刻、問注所入道が、名越家焼亡す。彼家の後なる山際に文庫を構へ、將軍家の御文籍雜務の文書、並散位倫兼の日記以下、異代の文書等悉く灰燼となる。善信是を聞て心神惘然たりといふ。又承久三年正月廿五日丑刻、町の大路東より、屬入道宅再び災し、重書問注記以下焦土となれりといふ。

【問注所家譜】曰、町野中宮大夫屬散位從五位下三

善朝臣康信入道善信、初仕平相國清盛、後仕鎌倉右大將頼朝・頼家・實朝三朝、爲問注所執事職、承久三年卒、其子加賀守從五位下康俊居其職、嘉禎四年卒、其子加賀民部大輔康將、仕頼朝・頼朝兩朝、又續父祖之職、世以居此職、故自是嫡子稱問注所、庶子稱町野正嘉元年卒云云。

【御評定着座次第】曰、貞和五年、問注所美作守顯行、至徳二年、問注所刑部少輔長康と云云。略す。

足利滿兼朝臣の應永五年、奉行町野信濃守入道淨善とあるも、此子孫引續き問注所の奉行なりしにや。

比企判官能員舊跡 今は妙本寺境内となれり。能員の嫡母を比企の尼といふ。其夫は掃部允といひき。むかし右大將の乳母なりしゆへ、武藏國比企郡を賜ひ住せしが、治承四年以來此所を賜ひ、甥なる能員を猶子とし、藤四郎と號し、彼尼が住せしより、此地をも比企の地名を移して、比企が谷と稱せり。其後右大將家并御臺、爰の尼が家に渡御有て、樹蔭納涼の御遊宴度々なり。又尼が家庭に瓜園をまふけ、興有由にて御遊行ありしこと、【東鑑】に見へたり。又御臺子御産所の舊跡二棟、御方の竹御所跡も、今は妙本寺境内の地となれり。頼家卿此亭へ御出の事あり。能員が娘若狭の局と號し、頼家の妾にて一幡君をもふく。依て能員恩寵を得て、北條氏を亡さんと謀りけるが、露顯して建仁三年九月二日、時政が爲に討れ、一族縁者も此所にて討手を得て、若君の御前にて自殺し、一幡君も同敷其殃に逢給ふといふ。

文覺旅亭舊跡 大御堂より西の方を、土人等舊跡なりといへり。文覺は京師の高雄に住せしが、養和二年四月廿六日、右大將家の請に依て下向し、此間江島に籠り斷食し、肝膽をくだき修法申せしゆへ、今日御所へ參りし事あり、又無程歸洛せり。扱此文覺は、心たけき人にて、鳥羽院の御行狀をうとみ、後高倉院を御位につけ奉らんと思ひけれども、頼朝卿のおはしけるゆへ、思ひも立られず、斯く正治元年正月うせ給ひしかば、頓て謀反を起さんとせしが、露顯して捕へられ、八十餘にして隱岐國へ流され、彼國にて失けりといふ。頼朝卿の薨逝は正月の事にて、文覺が流されしは同しき四月の事なりといふ。此所に住せしにあらず。

土佐房舊跡 寶戒寺境内の畠地をいふ。土人等何ゆへに昌俊が舊跡を知けるにや。高名の人の宅地さへ知らざるもの多し。昌俊が屋敷なりといふ、其據をしらず。

佐竹四郎秀義第跡 名越往來の北の方、妙本寺の東の山に五本骨の扇のごとくなる山の嶮あり。其下を佐竹冠者秀義が舊跡といふ。此秀義扇の紋を賜ひしは、文治五年、右大將家奥州征伐の時なり。山の谷を穿ち、五本骨に造りしは後世の事なり。足利家の代となりても、此所に佐竹氏住居の事にや、公方持氏朝臣、應永廿九年十月三日、家督の事に依て、佐竹上總介入道を上杉憲直に討しむ。上總介入道は、妙本寺の法華堂へ入て、主從十三人自殺すといふ。妙本寺境内に石塔あり。

田代冠者信綱舊跡 田代觀音の西の方なる畠地をいふ。

備前三郎長頼舊跡 名越にて燒亡の事見へたり。

武田伊豆守信光入道光蓮第跡 名越にあり。【東鑑】曆仁二年十二月十三日、若君御行始なり。大倉の御所より坤の方、武田入道信光が名越の家方角に叶ふといへども、武田は通世者なれば然るべからずとありて、泰時が家に行給ふといふ。

北條時政山莊舊跡 名越にあるゆへ名越殿と唱ふ。建久三年七月廿四日、幕下將軍頼朝、名越殿に渡御とあり。其後時政、伊豆の北條に蟄居せしかば、義時の別業とす。元久三年二月四日、實朝將軍雪を覽給はんが爲に、名越山の邊に御出、相州義の山莊におゐて和歌の御會あり。

式部大輔平朝時第跡 名越にあり。義時の二男泰時の弟なり。承久の亂に北陸道の大將たりし。曆仁元年十二月廿三日、頼朝將軍御方違として、朝時が名越の亭に入御とあり。此朝時が山莊の亭を、後に住居とせしなるべし。

左近大夫將監義政第跡 名越にあり。此義政は極樂寺重時の四男なり。文永十年、時宗と兩執權加判たり。弘長三年八月九日、今日右近大夫將監義政朝臣、名越の亭へ移住せし由、【東鑑】に見へたれば、此時新亭を構て、名越に移住の事としらる。

左近大夫將監公時第跡 名越にあり。此公時は相模守時房が孫なるにや。文永元年十二月廿四日、宗尊親王御息所御産所并御方違の事を、陰陽師等に議せらる。業昌申て曰、御産所、宮内權大輔が家焼失の間、公時・義政兩大夫將監の御亭の内を

點せらるべき哉とあり。同廿八日御息所御方違として、公時朝臣の名越の亭に入御。是御産所と定めらるゝに依てなり。伏見冠者廣綱舊跡 飯島にあり。【東鑑】に、壽永元年十一月十日、頼朝卿寵愛の妾龜の前を、廣綱が家に置く、事露顯し、御臺_{政子}殊に憤らせ給ふ。是は隱密にし給ふ所に、時政の後妻牧の方が御臺に申されしゆへなり。今日御臺、牧三郎宗親に仰て廣綱が家を破却す。廣綱頗る耻辱に及び、彼人を相伴ひて希有にして遁れ出て、大和和五郎義久が鑓指の宅に到る。此龜の前と申は、長橋太郎入道が息女なり。頼朝卿豆州に御座の時より、御寵愛有けるといふ。

武者所宗親第跡 濱の邊に住し、濱の家焼亡の事、【東鑑】に見ゆ。

阿野四郎舊跡 材木座邊の濱手に住せしにや。承久元年九月廿二日申刻、阿野四郎が濱の宅の北邊より出火せし事、前條にも出せり。

畠山六郎重保舊跡 由井濱の石塔の場所より、西の方なる畠地を、重保が第跡といふ。

和田左衛門尉義盛第跡 正治三年燒亡の條に、若宮大路西土屋大學助義清第跡 和田・土屋より以下、皆若宮大路に住せり。筑後左衛門尉朝重第跡 是も若宮大路西側に、和田左衛門尉義盛が隣家なる由。建曆三年五月五日兵を起す時に、筑後佐衛門尉朝重、廣元が方へ申けるは、隣家なる義盛が宅にて、昨夜より物騒敷、今朝に至り軍兵馳参り、馬物の具の音

聞へ候。今日軍勢を押し出す事、うたがひなき條を注進申事、【東鑑】に出たり。中條右衛門某第跡 若宮大路の上寄に住せしにや。承久四年一月朔日、町口の民家焼亡し、餘烟若宮大路へ出て、中條右衛門尉が家災すとあり。伊豆太郎左衛門尉第跡 壹岐前司基政第跡 太宰少貳景頼第跡 藤次左衛門入道第跡 結城上野前司入道日阿第跡 是は朝光入道が事なり。嫡子大藏少輔朝廣は、塔の辻に住せり。朝光は別に第地賜りて住居し、後に次男出羽前司朝村此所に住せしならん。宇都宮下野前司泰綱第跡 鹽谷周防前司第跡 小山下野入道生西第跡 朝政が事なり。工藤八郎右衛門尉第跡 大野右近入道第跡 陸奥七郎業時第跡 極樂寺重時が子なり。建治中執權加判たり。

式部大輔入道第跡 名越朝時が別業なる歟。右人々第地、【東鑑】等に、唯若宮大路とのみ見て、其場所定かに知がたし。佐野小太郎基綱第跡 窟堂_{イハヤ}の下に住せり。文治四年正月朔日、基綱が窟堂の下の宅焼亡の事、【東鑑】に見ゆ。

掃部頭親能第跡 龜ヶ谷にあり。右大將家姫君の乳母夫ゆへ、正治元年六月卅日、姫君逝去、此時掃部頭も入道す。姫君を親能が龜ヶ谷宅の傍に葬奉るとあり。又頼家卿も、掃部頭親能入道が龜ヶ谷の宅に於て御鞠の會あり。

隱岐次郎左衛門尉泰清第跡 加治八郎左衛門尉信朝第跡 仁治二年十月廿二日、龜ヶ谷邊俄に騒動す。是群盜武藏大路の民家を襲ひけるゆへ、右兩人并近隣の者馳向ひ、是を虜とせしゆへなりとあり。されば此兩人龜ヶ谷に住せしなるべし。

右兵衛督教定朝臣第跡 泉が谷にあり。建長四年四月廿九日、新建の御所經營のゆへ、泉が谷の右兵衛督教定朝臣の亭を壊れ、御方違の御本所として、新建の儀有べしとて、同七月八日、泉が谷の亭に、將軍宗尊親王入御、同十一月十一日新御所へ御移徙といふ。今は舊跡しれず。

扇ヶ谷上杉家第跡 華光院前の畠地をいふ。扇ヶ谷上杉といふは、武庫禪門憲房の甥なる修理亮憲藤が子なり。犬懸上杉の條に、具に出せるゆへ茲に略す。憲藤の子二人あり。兄を幸松九十四、初て尊氏將軍に謁し、左馬助朝房と名乗らせ、信濃・越後・武藏を賜ふ。是扇が谷の元祖なり。夫より扇が谷に住し、其男彈正少弼氏定なり。此人は應永廿三年十月、上杉禪秀謀反の時、管領憲基と同敷持氏朝臣の御味方申、同日扇が谷を固め、同六日敵六本松に押寄る。氏定父子、扇が谷より馳向ひ戦ひけれど、敵は入替り攻しかば、氏定も深手負ひ御所にも駿河をさして落給ふ。氏定御供も不叶、藤澤道

場に入て自殺す。氏定四十四。其子修理大夫持朝扇が谷に住し、成氏朝臣の世となり、管領憲忠若輩ゆへ、長臣長尾左衛門尉景仲諸事名代に政事を執て威を振ひければ、御所と君臣不和出來し、世の中いぶかしく思ひしゆへ、入道し道朝と號し、子息彈正少弼顯房に家をゆづり、武州河越に城を取立て住す。顯房若輩ゆへに、家老武州尾越の太田備中守資清政務を下知し、持朝入道河越にて、文正元年九月六日逝す_{五十二}。顯房は享德四年正月廿一・二兩日、武州府中分倍河原合戦の時、顯房深手負、相州瀨谷にて腹切て失けり。此頃より山の内扇が谷の名有て、兩家鎌倉に居らず。山の内管領は上州白井に住し、扇が谷は河越又は江戸城に住す。顯房の息修理大夫政眞家を繼、文明五年十一月、武州五十子の陣中にて卒す_{三十四}。早世ゆへ嗣なかりしかば、持朝入道の三男定政を以て世繼とし、修理大夫と號す。此頃管領山の内顯定と扇が谷定政と軍始り、扇が谷の家老太田道灌名譽の良臣にて、殊に東國の案内者なれば、東士多く扇が谷に屬するもの有て、山の内漸くおとろへしかば、顯定が謀にて、定政に家老道灌を討せければ、是より扇が谷衰へ、定政は明應三年十月五日卒せり。其子五郎朝良若輩ゆへ次第に衰へ、是も又世をあふし、其子修理大夫朝興家を繼、江戸城に住し、大永四年正月十三日、北條氏綱が爲に城を落され、是より河越に住し、天文六年四月朝興逝し、其子五郎朝定十三歳にて家を繼、同年七月十一日氏綱に河越城を落され、夫より松山に籠る。此朝定迄九代にして、扇が谷上杉は絶たり。

大友左近將監能直舊跡 扇の井の邊に舊跡ありといへども、知がたし。是は右大將家の寵臣にて、文治五年奥州御征伐の時も御供に候せり。子孫足利家の世に至り、九州の探題となり、代々豊後に住し威を振ひしが、義統入道宗麟に至り、職祿を失ふ。

高播磨守師冬舊跡 假粧坂の北の方なる陸田なり。土人播磨屋敷といひ傳ふ。師冬なるべし。基氏朝臣の執事なりしが、其後隱謀有て討れ、家絶たり。是は師直の猶子にて、纒にして亡びたれば其舊跡知がたし。

武田三郎信忠第跡 梅が谷の南なり。今は畠地をいふ。伊豆入道信光の息男。信光は名越に住す。親子不和なること【東鑑】にも見へたり。或は悪三郎ともいへり。足利家の世となり、武田右馬助信長、此所に住す。

岡崎平四郎義實舊跡 龜が谷壽福寺の地、左典厩初の舊跡にて草茫の地となりしが、義實兼てより、左典厩の御没後を弔ひ奉らん爲に、小菴を營ひ義實も住せり。此義實は佐那田餘市義忠が親なり。次男は土屋二郎義清と號し、是も同敷住せしが、正治二年、尼御臺壽福寺建立の時、此所は義清が住所の地を點じて葉上律師に賜ひ、是より義清は若宮大路に移れり。土屋大學助是なり。

天野藤内遠景第跡 土人は是を混同して尼屋敷と唱ふれども、尼屋敷といふは御前が谷の事なり、智岸寺の地は、古へ遠景の第跡なり。遠景が子は、和泉前司政景と稱す。政景が女は、北條五郎實泰が室とせり。子孫年經て三河國に移り、

(數屋尼)

大に悦び、翌日は悪日とて、犬懸よりも掛らず、佐介よりもよせず。同日未明より、佐介の口々、手分して差向らるゝとあり。

千葉介第跡 愛宕堂の東の畠地を千葉介常胤が第跡なる由をいふ。【東鑑】に、司馬の甘繩の家に向ふとは此所なり。司馬とは成胤が事なり。胤正が子にて、常胤が嫡孫にて有けり。諏訪大夫盛隆第跡 弓馬の達人、名譽八人の内なり。千葉第跡の東南の畑をいふ。

相模左近大夫將監時定並相模八郎時隆第跡 佐々目谷邊に住せしにや。建長三年二月十日、甘繩邊失火、東は若宮大路、南は由比濱、北は中下馬橋、西は佐々目谷なり。時定・時隆等の第災すとあり。

駿河守平有時第跡 佐々目谷に住するといふ。有時は武藏守經時が子なりといふ。有時が子を兼時といふは、六波羅に在しが、永仁元年執權貞時、初て兼時を筑紫へ遣し、鎮西探題職とし、長門に置いて西國・中國の事を司らしむ。或は兼時は、時輔の子なりともいふ。經時は寛元四年四月十九日、病に依て職を弟時頼に譲り、落髮し、佐々目谷の別荘に退隱し、同閏四月朔日に卒し、佐々目の山麓に葬り、後に梵宇を建るとあるは、長樂寺の事なり。經時此所に、別荘を兼てより構へしとあれば、後に子孫爰に住せし事あるべし。又云、鶴ヶ岡社務職次第に云、佐々目大僧正頼助、武藏守平經時の息、最明寺殿の甥なりとあり。又同記に、法務有助、佐々目大僧正と號す。駿河守有時の孫、兼時の息なりと云云。皆系族此

三郎兵衛康景は、遠景が後孫なりといふ。
越後守時盛入道勝圓第跡 佐介谷にあり。時盛は相模守時房が息なり。時房は義時の子なり。寛元四年六月廿七日、入道大納言頼時盛が亭へ渡御、是御歸洛の御門出なりとあり。文永三年七月四日、親王將軍時盛入道が亭へ俄渡御、是も又御歸洛の御門出なり。

管領上杉安房守憲基第跡 佐介谷にあり。管領故安房守憲定が息なり。此憲基は、初て爰に住し、山の内の舊亭に嫡男憲實住せり。應永廿三年十月二日、犬懸の上杉禪秀が、持氏朝臣の伯父滿兼、持氏の舍弟持仲を勸め隱謀を企、今夜戌刻に旗を揚る。憲基は夢にも此企を知らず、酒宴して有けるが、扇ヶ谷の上杉修理大夫定政、三十騎ばかりにて馳來り、禪秀謀反を起し、御所をも取籠奉り、只今は發向する由なり。ケ様にゆう／＼と渡らせ給ふぞやと呼りければ、憲基少も騒ぎ、何程の事か有べきといひける處へ、上杉藏人大夫憲長は十四騎にて馳來り、敵味方は知らず、前濱には軍勢充満せり、打立給へと呼はりけるゆへ、其時憲基物の具し給ふ。相従ふ人々には、長尾出雲守・大石源左衛門尉・羽織修理大夫・弟彦四郎・岩田將監・安保豊後守・長井藤内左衛門尉、其外木部野九郎・寺尾源三・白倉又二郎・加治次郎太郎・金子平太郎・金田平三を初とし、宗徒の兵七百餘騎打立ける。憲基は先御所へ馳參り、上様恙なく渡らせ給はし御供申、是へ入奉るべし。若又御所を敵取巻申さば、西御門に火を掛て、寶壽院へ押寄、一戰たるべき申合す處、既に御所是へ入らせ給へば、皆人

所の地名を稱して、僧正の號となせり。
足利上總介義兼第跡 巽荒神の東南の畠地を、土人尊氏の第跡と唱ふ。此所は足利の先祖、上總介義兼或作右大將家の時より爰にすみ給ひし舊跡なり。其後左馬頭義氏も住給ひしが、寶治の頃より、大倉の第地へ移り、爰には泰氏・家時の居館とせられ、讃岐入道貞氏は、また大倉の舊亭に住給ひ、尊氏將軍も元弘の亂前迄は、大倉に住れけるゆへ、此所は舊跡となりしを、【梅松論】に見へたるは建武二年七月、相模次郎時行鎌倉へ亂入の時に、足利直義海道を引退き、八月二日將軍京都御立、三河國矢矧にて、京・鎌倉兩將御對面、夫より兩將また鎌倉へ下向し給ふ。道々七ヶ度の戦ひに討負て、八月十九日鎌倉へ攻入給ふ時、相模次郎没落せしとぞ哀なり。將軍御兄弟鎌倉に打入、二階堂別當永福寺に御座あり。勅使中院藏人頭中條具光朝臣鎌倉下着、今度逆徒速に靜謐すること、叡慮再三なり。軍功の賞に於ては、京都にて宛行べきなりと云云。是迄は彼記に出たり。偕上京をば、直義強て留けるゆへ、暫く延引し給ひ、先若宮大路の、代々將軍家の舊跡に御所を造られしかば、師直以下の諸大名等、軒をならべて構へける。鎌倉の體は、誠に目出たく覺へしと、【梅松論】にあるは、此所の御所の事なり。或は若宮大路の御所とも書ける。桓尊氏將軍、此所に同十二月八日までにて又上洛し給ひ、爰には義詮朝臣を留給ひ、是も觀應二年上洛せらる。同三年正月、將軍此御所に御入、同閏二月武藏野合戦後、基氏朝臣を

關東の主に定め給ひ、大倉の亭へ置申されし由、其年月等儘にしるせるものなし。【今川了俊が記】に有所を以て考ふるに、觀應三年のことなるべし。

藤九郎盛長第跡 甘繩神明の東の方をいふ。【東鑑】に、治承四年十二月廿日、武衛賴朝御行始として、藤九郎盛長が、甘繩の家に入御とあり。建久二年三月四日、小町大路より失火し、鶴ヶ岡社頭並に幕府の殿營悉く焼亡ゆへ、盛長が甘繩の家に入御とあり。賴朝將軍御行始の儀もあり。盛長の子景盛、始て秋田城介に任せらるゝ事は、實朝將軍の尊慮に依てなり。景盛殊に希望とせしといふ。此官は、上世昌泰年中よりの間に、平繁茂一人此職に任じ、夫より中絶すると數百年を経て、景盛此職に任せしより、五代連綿と此職に任じ、又代々執權北條の姻族にて驕侈に募りし故、竟に讒を得て貞時が爲に、泰盛其子宗景父子兄弟討れ、家絶たり。

相馬次郎平師常第跡 此師常は千葉介常胤が二男なり。巽荒神の邊にあり。元久二年十一月五日卒せし靈を祀り、相馬天王と稱する祠は、泉が谷邊にあり。

陸奥守平重時並政村山莊舊跡 大佛切通を踰て、西の方を常盤と號す。士人呼て常盤の里とも唱ふ。重時は左京大夫義時の三男、泰時の弟なり。修理亮駿河守又陸奥守、寛喜年中京都警衛に赴きしが、寶治の始、時頼が招に依て下向し、是より兩執權の始なり。康元二年三月辭職、其弟政村を執權となせり。重時削髮し觀覺と號し、極樂寺を創建し、其邊常盤といふ幽閑の地を下し山莊を營み、退隱し、弘長元年十一月迄存命し、山莊にてよみしなるべし。

藤澤左衛門尉清親第跡 稻瀬川の邊なり。此人は右大將家の頃より、海野愛甲など、同敷、名譽を得たる射手八人の内なり。承久の亂に、東海道の大將は、時房・泰時と定め、評議決し、國々の軍勢集るを待合すべきやと有しに、廣元いふ、軍勢を待合に及ず、泰時一身なりとも鞭を揚給はゞ、東國の軍兵雲の龍に隨ふ如くならんとて、今夜泰時門出して、稻瀬川の藤澤左衛門尉清親が家に宿し、翌廿二日、泰時十八騎にて打立とあり。貞應二年六月十三日義時死去し、泰時は上京ゆへ此告を得て下向し、廿六日稻瀬川迄來り、藤澤清親が家に宿し、翌廿七日稻瀬川より塔の辻の亭へ移るとあり。

山城前司俊平舊跡 此人深澤に住する由、【東鑑】に出て、また深澤を氏にも名乗れり。
宿屋左衛門尉光則舊跡 時頼の家臣なり。長谷に住し、今は光則寺の境内是なり。謂れば、光則寺の條に委し。
大佛陸奥守貞直舊跡 是も深澤に住するゆへ、大佛を氏に稱す。

古河御所義氏朝臣舊跡 葛西が谷に住給しといへども、纒の間の事なるゆへ、近き世のことなれども、其舊跡定かに知がたし。古河晴氏朝臣の嫡男なり。晴氏朝臣の室家は、北

月没す六十四。法號極樂寺と號す。男子六人あり。次男左近太夫將監、長時が曾孫、相模守盛時は、嘉曆中高時に代り執權と成り、尊氏將軍の室は盛時の女にて、義詮・基氏をうめり。然るに元弘の亂に義戰して命をおとせること、互福呂坂合戦の條に出せり。建長八年五月廿三日、宗尊親王、始て常盤の別業に入御すべき由にて、今日治定入御、陸奥入道重時・新奥州政村・相州時頼・尾張前司・出羽前司等豫候す、已刻入御といふ。文應二年四月廿四日、宗尊親王、重時が極樂寺の新築の山莊に入御、御息所も同敷渡御し給ふ。御淹留、翌廿五日極樂寺御亭にて、遠笠懸・小笠懸等有て、酉刻還御し給ふ。弘長三年二月八日、政村が常盤の御亭にて、一日に千首の和歌の會あり。政村が法號を常盤院と號せり。
〔新後撰〕
こゝろはて萬代にほへ山櫻、花もときはの宿のしるしに

藤原基綱

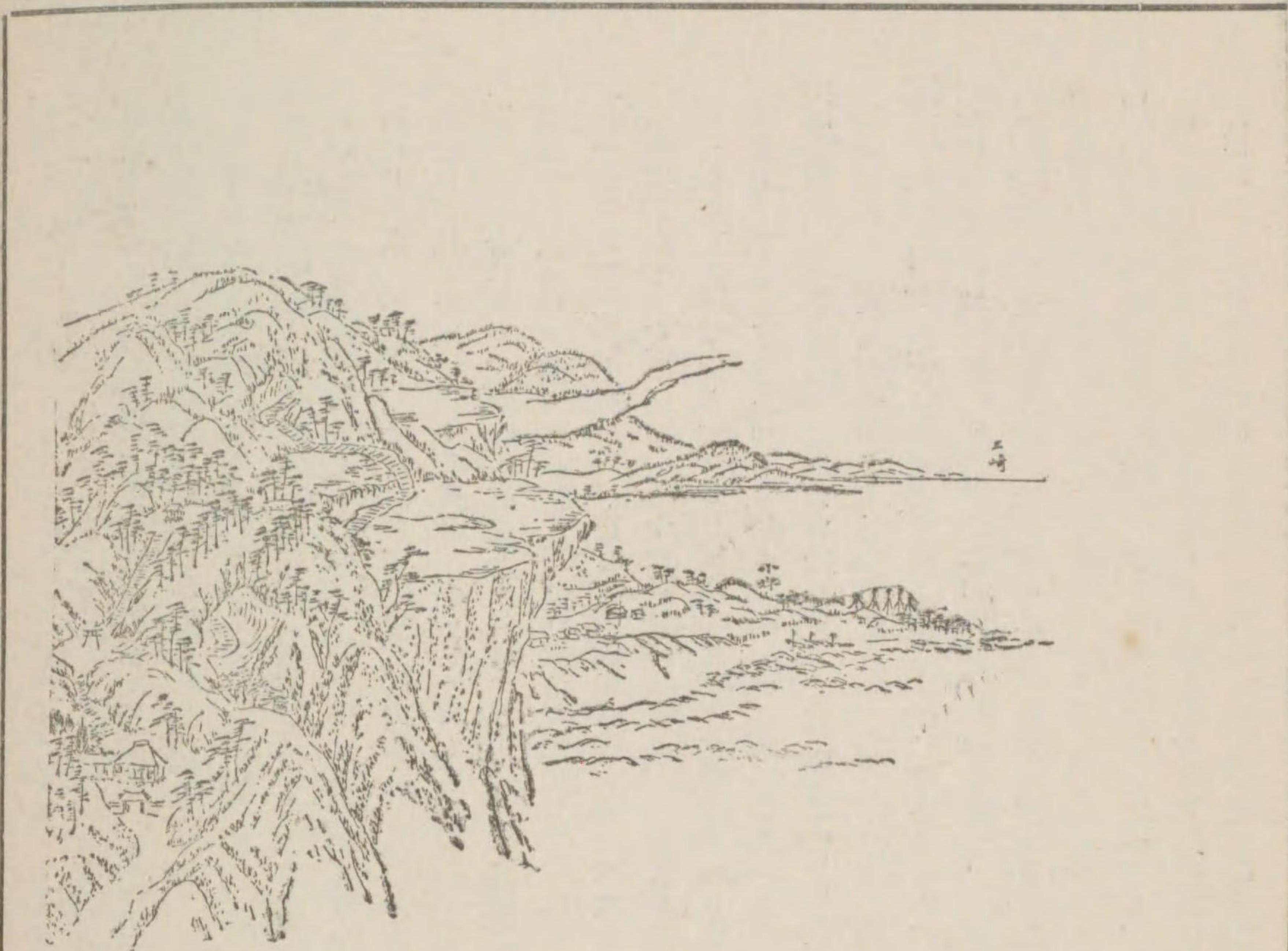
詞かきに「平時重が常盤の山莊にて、寄花祝といふことをよめるとあり。此歌を【類字名所】に山城に入たり。【吐懷篇】にも是を考へ殘せし由、昌琢此うたを都の常盤に附せり。皆地理の不案内故なり。時範は時茂の子にて、重時が尊孫なり。時範に至る迄常盤に住せしならん。【鎌倉志】に、藤原景綱が歌とし、平泰時が家士なりとあり。されば尾藤左近將監景綱なれども、是は【東鑑】に、天福二年八月廿一日、武州家令尾藤左近入道道然、依所勞辭職、翌廿二日左近將監藤原景綱法師法名道然死去とあり。泰時より先に歿し、泰時の弟の重時が孫なる時茂が頃迄は、四十年餘も前に死たり。たとへ【新後

條氏綱が女なれば、氏康の妹の腹に生れ給ふ。然るに【北條五代代記】に、天文年中河越合戦の砌、兩上杉が勸に従ひ、城攻の加勢として出馬せられ、夜軍に寄手敗軍し、晴氏朝臣も切抜て古河へ歸らる。度々不義の働有しゆへ此上はとて、天文廿三年十月四日、氏康古河へ押寄せ戦ひ、竟に城を落し、晴氏朝臣を捕らへ歸りて、相州波多野の内曾谷といふ所に籠置たるが、世を子息義氏に譲り申さんと有けるゆへ、氏康が男なれば計らひて、京都へ申て左馬頭に任ぜらる。借居館も、先祖より鎌倉に住し給ひし事なれば、是より鎌倉にすへ申べし。先假に葛西が谷に御亭をもふけ移し置けるが、其後永祿三年七月十八日、葛西が谷にて逝し給ふといふ。【編年集成】には、天正十年極月廿一日卒去とあり。其嗣なく、社稷爰に至て斷絶せんとす。依て豊臣秀吉是を開給ひ、左兵衛督義明の嫡男、右兵衛督頼純の息國朝を以て、今度彼遺跡を繼しめ、義氏の孤女を嫁し、野州喜連川五千石を賜ひ、左兵衛督に任じ、神君の賓客に准ぜらるべしと云云。

古城趾

三浦陸奥守義同入道道寸城跡 小坪正覺寺の東南、住吉の社あるゆへ、住吉の城とも唱へし由。城山は、光明寺の山より地つゞけり。此所を三浦道寸が城跡といふ。住吉の社地より山中を切抜たる洞口を、大手口なりといふ。入口の洞穴を、例の土人が方言に、くらがりやぐらと稱す。平坦の地四ヶ所有。亭宅を構へしは、【北條五代記】に、永正六年、上

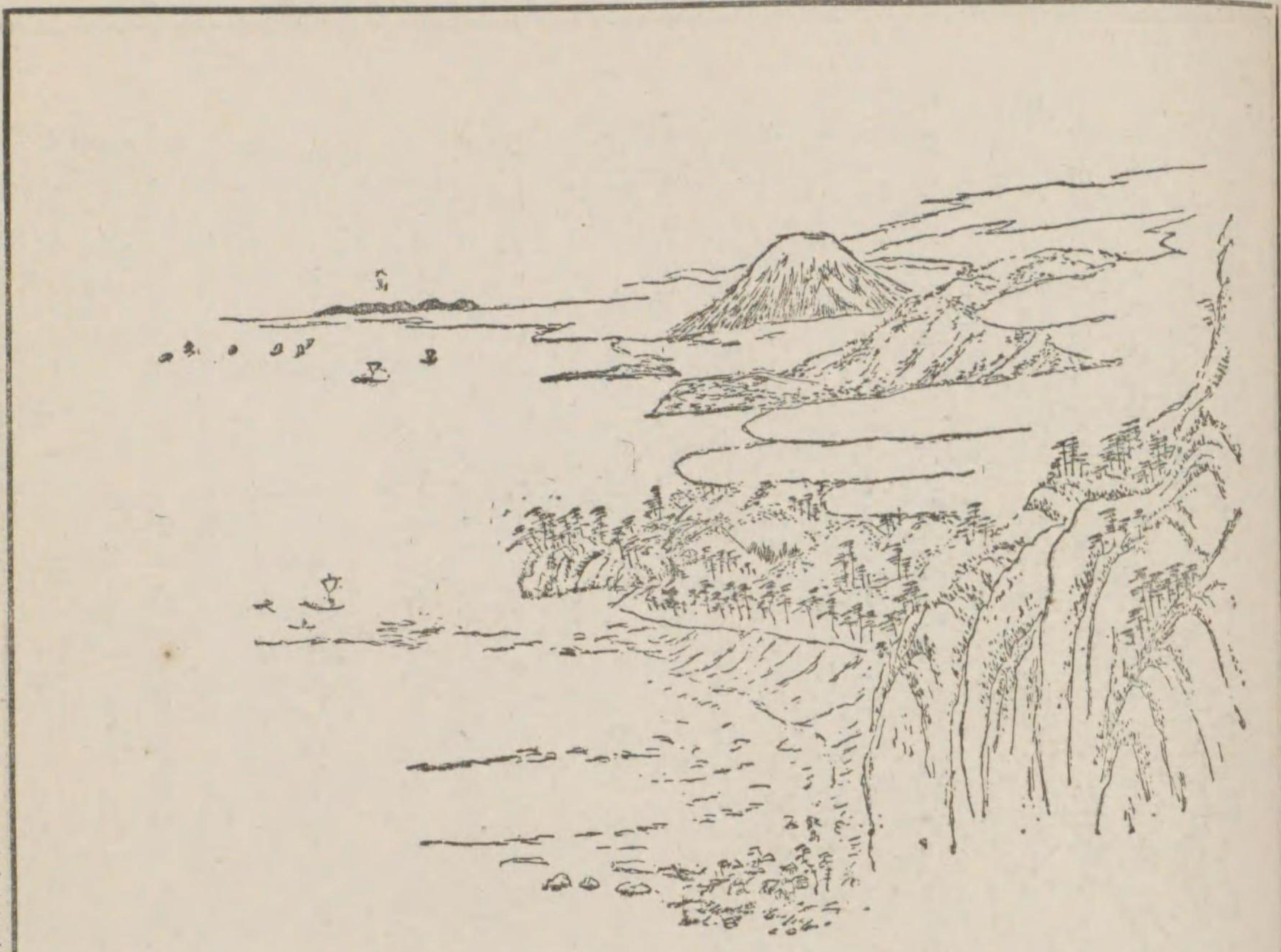
(城吉住)



杉治部少輔建芳が被官、上田藏人入道、北條早雲が下知に従ひ、武州神奈川へ出張し、熊野權現山に城を構へ、謀叛の色を立けるゆへ、早雲、小田原に新九郎氏綱を留置して、松田大進以下軍勢を率ひ、高麗寺山並住吉の城を取立てるとあるは、此地の事なり。扱早雲は、住吉の城より神奈川へ押寄せし由。其後此所に三浦道寸を置いて守らせけるが、是も又敵の色をなしけるゆへ、同十三年七月、早雲が爲に此城攻落され、道寸父子討る。此入道が太刀並系圖文書等、今回覺寺中壽德庵に藏す。其由来はしれず。

墳墓並墓碑

右大臣實朝公廟塔 承久元年正月廿七日之夜、鶴ヶ岡拜賀の砌、宮殿より還御し給ふを、惡別當公曉が爲に、石階の邊にて遭害、翌廿八日戌刻、勝長壽院へ葬し奉らんとす。然るに御くしの在所しれず、五體不具なるゆへ、宮内兵衛尉御髮を取揚げる時、御髮の毛一筋をかたみなりとて賜ひしを、御頭に用ひ、御入棺、此時御臺御除髮し給ふ。臣下には秋田城介景盛を始として、各悲涙にたへず。入道する者數十輩。其夜勝長壽院の山麓に埋葬し奉ると、【東鑑】に載たり。今は其廟塔の在所更に知れず。【帝王編年記】に、文暦元年二品禪尼、故右大臣の爲に、高野山の内に金剛三昧院を建立せられ、奉行は城の景盛入道大蓮なり。本尊正觀音の御身に、實朝公



の遺骨を籠るとあり。されば勝長壽院にて茶毘せし事ならん。又【法然上人行狀記】に、津戸三郎爲守入道尊觀房念佛の行者にて有ければ、右府薨逝を悲歎し、尼御臺所へ願奉り、御分骨を申おろし、在所へ歸り葬奉り、塚を築て阿彌陀塚と稱し、其所に堂を營み、不斷念佛修行せしとあり。又日光山別當辨覺は、右大臣家の護持僧にて、常に鎌倉に居れり。右府の御恩顧をも蒙りければ、御分骨を願ひ得て、日光山へ葬り奉るといふ。又壽福寺に、右府の御廟と稱する岩窟有て、内に石塔並石函も見ゆ。是も開山榮西より御歸依ゆへに、御分骨有て、壽福寺にも御廟を移せしならん。されども壽福寺の事は、【東鑑】に見へず。勝長壽院へ御葬式有しは、正敷被書に載たれど、今其舊蹟もしれず。

二位禪尼^{瑠璃}廟塔 是も御存命の時より、勝長壽院に、新御堂御所を經營有て住給ひ、此所にて嘉祿元年七月十三日逝し給ひ、山麓へ埋葬し奉るといふ。此逝去の事、【東鑑】に、三年の内脱漏せしといへども、此所へ塋域を構へられしはしれる處なり。是も壽福寺に、右府の廟と相及びて岩窟あり。禪尼の廟と稱す。勝長壽院にて茶毘せられ、御分骨を葬りし事なるべし。壽福寺は、開山榮西・二世行男ともに御歸依開基なれば、御分骨も有べき事なり。勝長壽院廢跡には、其舊蹟もしれず。又云、名越の安養院に、二位禪尼の廟塔とて、禪尼の法諡並歿年月彫立たるもの有て、石面鮮に文字見ゆ。其圖は安養院の條に出す。合せ見るべし。

右大將家姫君墳墓

正治元年六月廿日、右大將家姫君十四

逝去、尼御所御歎息、乳母夫婦部頭親能出家す。今夜戌刻、姫君を親能が龜ヶ谷堂の傍に葬し奉るとあり。此頃龜ヶ谷堂とあるは、下野國司朝義の御爲に、岡崎平四郎義實草堂を營み、冥福を修せしとある其堂の事にや。翌年此地を榮西へ御寄附、壽福寺御建立の地なり。按ずるに、壽福寺山麓に岩窟有て、尼御所の廟なりといふは、此姫君の塋域にはあらずや、慥なる事はしれず。

右京兆平義時墓 元仁元年六月十三日卒す六十七。【東鑑】には、義時が死を潤飾して、順次往生すとあり。【保曆間記】には、近習の小侍に刺殺されしとあり。此人の罪惡、天譴を遁れざることなれば、將軍家執權の條にしろせしゆへ爰に略す。【東鑑】に、右大將家の法華堂の山上へ葬、墳墓を號して新法華堂と云由見へたれども、墓今は廢して見へず。

修理亮時氏墳墓 北條泰時の嫡男なり。父泰時に先達て、寛喜二年六月十八日、歿する時歳二十八、大慈寺の側なる山麓に葬すとあり。大慈寺も廢跡となりし故、時氏が墳墓しれず。時氏男子二人女子一人、武州經時・相州時頼・女子一人、頼朝將軍の御臺なり。世に【北條九代】と稱する時は、此時氏を加へて九代なり。

頼朝將軍御臺の墳墓 經時が墓の側に葬るとあり。此御臺所は經時妹なり。寶治二年佐々目谷の堂にて、經時第三年の佛事を修し、導師般若坊律師、又千僧供あり。正嘉二年三月廿三日、武州經時十三年の佛事、佐々目谷に塔婆供養せらる。導師壽福寺長老悲願房朗譽と云云。今二ヶ所ともに知れ

の方言に、くびやぐらと唱ふ。何ゆへに、岩窟の事をやぐらといふにや。元弘三年五月廿三日、一門の人々高時の第へ籠りしが、各最後に及び、東勝寺に入て自殺せしを、滅亡の後取集て爰に埋しといふ。

上總介石塔 朝夷奈大切通と小切通の間なり。田圃にあり。傳へいふ、上總介廣常が石塔なりと。壽永二年十二月、梶原景時をして討しめ給ふ。是は古き事なるに、或説には、應永廿九年、佐竹上總介を、上杉憲直に命じて討せらる。比企ヶ谷法華堂に入て、自殺せし首を取歸りて、持氏朝臣の實檢に備ふ。上總介、もとより御敵申しにもあらず、御下知にたがひしのみ罪なればとて、其首を此邊に埋させ給ふ。後に何人が塔を建けりといふ。多くは是なるべし。

志一上人墓碑 馬場小路の町屋の後なる西の方にあり。爰を鷲が谷といふ。此志一は仁和寺の僧にて、外法成就の志一上人と、【太平記】にも載たり。もと筑紫の人なるが、詔ありて鎌倉へ來れりといふ。貞治の頃にやありけん、其秋京都へ上りし時、佐々木道譽が家へ參り、さまざま物語りのうへ、細川相模守殿より、所願候間、速に願成就ある様に祈りてたべとて、願書一通を封じ、供具の料として一萬匹副て贈られしと、何心なく語りければ、清氏何事の所願に候哉、其願書披見せんことを、懇切に再三上人をすかしければ、無是非願書を取寄せ、道譽に見せければ、道譽大に悦び、伊勢の入道が宅へ行、細川清氏、隱謀の證據發覺せしことを讒訴せしより、清氏は將軍の爲に終に討れ、家を失ひけり。其發りは、志一

ず。

北條武藏守平經時墳墓 經時は、兼て別業を佐々目谷へ構へ、寛元四年四月十九日、病に依て職を辭し、執權を弟時頼に譲り、落髮し、同年閏四月朔日に卒す。佐々目山の麓に葬り、後此所に梵字を營み、長樂寺と號すとあり。今は其墳墓しれず。

冷泉爲相卿墓碑 細引地藏の後の山上にあり。爲相卿は權中納言爲家卿の息男にて、從二位中納言なり。遺跡争論の事にて、母君は阿佛尼と稱す。兩君ともに鎌倉へ訟に下向、親子鎌倉にて歿し給ふといふ。【常樂記】には、爲相卿は京都にて逝し給ふとあり。下向せられしは永仁三年十月の事にて、歿年は嘉曆三年七月十六日といふ。

阿佛尼墓碑 扇ヶ谷に有といへども、今は英勝寺の境内ゆへに、其墓碑を見ることかたし。京都大通寺にも碑ありといふ。

畠山六郎重保石塔 由井濱大鳥居より東の方にあり。五輪の石塔なり。明德四年に建たる銘有て、願主道友と銘せり。重保が此所にて討死せしは、元久二年六月廿二日の事なり。討手には佐久間太郎といふ者向ひしといふ。

忍性上人墓碑 爲相卿の墓ある所より、東の方の山を踰て、谷間に五輪の塔あり。是をいふ。此人は極樂寺の開山にて、道徳の人ゆへ菩薩號を賜ひ、嘉元二年六月廿三日歿八十七。

高時入道門葉頸塚 牛蒡が谷光觸寺より、北の方なる谷間に、頸塚とは唱ふれども、岩窟の内へ埋たるなり。土人等例

が愚直なるより、天下の大亂をおこし、死傷するもの多し。

依て上人も京に住し得ず、又鎌倉へ來り、寂せし年月しれず。又一説に、鎌倉へ下向の時、文書を故郷に忘れ、如何せんとせしに、志一が使ひし狐一夜の内に在所へ歸り、其文書を持來り、志一に渡し、即時に斃れしゆへ、彼狐を埋て祠を建、稻荷と祝ひしは、巨福呂坂上の小祠はなりといふ。陀根尼天の法者なれば、狐を使ひしことは勿論なり。鎌倉へ下りし、初畠山國清野心有て、志一に外法を修せしめ、又細川清氏と國清同意なるに依て、上人をして清氏にも、咒咀を祈せん爲に計りし事なりといふ。

大江季光入道西阿墓石 鷲谷尼菴の庭に在りしといふ。是は雪の下淨國院住僧元運といふもの、永享中に造立せし由。此僧侶は、大江氏の出にて、大江時廣の末孫なるが、同族の因たるをもて、其追福の爲に造立せし由。今は其塔も、剝落頽破して其形も全からず。大半土中へ埋しといふ。

古蹟

葛原岡 假粧坂を踰て、北の方なる小笹原をいふ。相模入道高時が爲に、右少辨藤原俊基告せられし所なり。【神明鏡】に元徳元年、俊基また關東へ召下され、葛原にて、五月廿日誅せられけるに、斯なん。

秋をまたて葛原岡に消る身の、露のうらみや世に残るらん【太平記】に、俊基は殊更謀叛の張本なれば、近日鎌倉にて、斬申べしとぞ定めける。俊基すでに張輿に乗せられ、假粧坂

へいで、爰にて工藤次郎左衛門請取て、葛原岡に大幕を引て、敷皮のうへに坐し給へり。俊基墨紙を取出し、辭世の頌を書給ふ。古來一句、無死無生、萬里雲盡、長江水清云云、筆を置給へば、首を打といふ。永享九年十月、持氏朝臣、軍ついでて鎌倉を遁出んとして、葛原岡に行掛りけるに、上杉憲實が家老長尾尾張守入道芳傳、此所に待得て捕へ奉るとあり。里老の語るを聞に、むかし梶原景時が先祖、鎌倉權守景成は、鎌倉并梶原村邊を領しけるころ、此葛原が岡も梶原村の地に

して、其頃までは、名もなき萱はらにて有しが、權守景成は、桓武平氏にて、葛原親王より出たれば、其親王を氏神に崇め奉り、宮社をいわひ、葛原の宮とも御靈の社とも稱し、此岡に鎮座なし奉りけり。文字は同じけれど、唱へを替てくづはらの御靈社と申せしより、此岡をくづはら岡とぞ土人稱しければ、竟に地名とは成にける。其後茲の宮を、梶原村へうつしてよりは、御靈の社とのみ唱ふ。されば社號は御靈權現にて、祭神は葛原親王を崇め祀れる事にぞ。又其後、鎌倉權八郎景經が代に至り、權五郎景政が靈を、御靈社に合せ祀れりといふ。是平氏の祖神なり。然るを、御靈の社といへば、權五郎景政を祀りし事とおもふは、尊卑を知らぬ誤りなり。御靈社へ景政を配しまつれる事をしるべし。既に朝廷にても、八所の御靈と稱し祀らしめ給ふは、崇徳院、後鳥羽院、或は親王、攝家、大臣のたよりをなし給ふを、八所の御靈と稱し、祀り給ふを以て知るべし。

は朽枯し、今は二本も残れる敷。應永二十三年十月六日、上杉禪秀方の軍兵十萬騎にて、六本松に押寄る。上杉氏定、扇が谷より出向ひ、爰を先途と防ぎ戦ひ、岩松、澁川等入替々々攻しかば、氏定の方には、上田上野介、堀山定田右京進討死し、氏定も自身深手を負て引退とあり。

人丸塚 異荒神の東の方、島中にあり。土人いふ、惡七兵衛景清が娘、人丸姫といふものゝ塚なりといふは、【平家物語】に、景清が女を、龜ヶ谷の長に預しなどあるより、此塚の名を人丸姫が塚なりと、土人等いひ傳へけり。實はさにはあらず。古へ宗尊親王、敷しまの道を御執心ありしより、此邊に歌塚を築かせ給ひ、人丸堂をも御建立の地曳せられしが、世上の變異に仍て、急に御歸洛ゆへに、其事ならずして廢せり。夫ゆへ後に、景清が女の塚と唱へ誤れる由。

飢渴島 裁許橋の南の路傍にあり。此所はむかしより刑罰の所にして、耕作をせざるゆへ、いつと不毛の事をよそへて、名附し鄙言葉なり。

盛久頸の座 長谷小路の南の方に、芝生の地をいふ。【東鑑】に見へず。【平家物語】に云、主馬入道は、盛國が末子、主馬八郎左衛門盛久、京都に隠れ居けるが、年來宿願にて、等身の千手觀音を造立し、清水寺本尊の右の脇に安置し、千日參詣す。右兵衛佐殿、北條四郎時政に仰て、盛久を擲取べき由なれば、北條京中を尋求けれども、更にしれず。或時青女來て、實にや盛久は、清水寺へ夜毎に詣給ふなりと申ける。北條殿悦て、清水寺邊に人を置て伺ひ見せ、盛久を召捕て鎌

(高稻刃)

倉へ奉る。盛久下着す。梶原景時仰を承て、心中の所願を尋申に、子細は述す。盛久は平家重代の家人なれば、早く斬刑に隨ふべしとて、土屋三郎宗遠に仰て、首を刎らるべしとて、文治二年六月二十八日に、盛久を由比濱に引すへたり。盛久、西に向て念佛十遍許申けるが、如何思ひけん、南に向て又念佛二十遍申けるを、宗遠太刀を抜て頸を打。其太刀中より打折ぬ。又打太刀も、目貫穴より折にけり。不思議の思ひをなすに、富士のすそより、光二筋、盛久の身に當りたるとぞ見へける。宗遠使者を以て此由を申すに。又右兵衛佐殿の北の方の夢に、老僧一人來て、盛久の斬首の罪を、枉て宥免候べき由を申す。北の方、誰人におはするぞ。僧申けるは、我は清水邊に候ふ僧なりと申すと覺へて夢さめ、佐殿に此由を申さる。是に因て、盛久を召返されたり。佐殿、所帯はなきかと問給へば、紀伊國に候ひしかども、君の御領に罷成て候と申す。依て安堵の御下文を賜るとあり。其事奇異にして慥ならねど、土人等も舊く傳ふるゆへ、茲にしるせり。

正宗屋敷跡

鍛冶正宗が屋敷跡は、勝橋の南の人家西頬、昔の鎮守稻荷といふ小祠あり。神體に、正宗が鍛し寶劍を納しゆへ、土人刃、稻荷とも唱ふ。其劍はいつの頃にや、盗人奪ひ去りしといふ。正宗は行光が子なり。行光は、貞應の頃鎌倉に來るといふ。

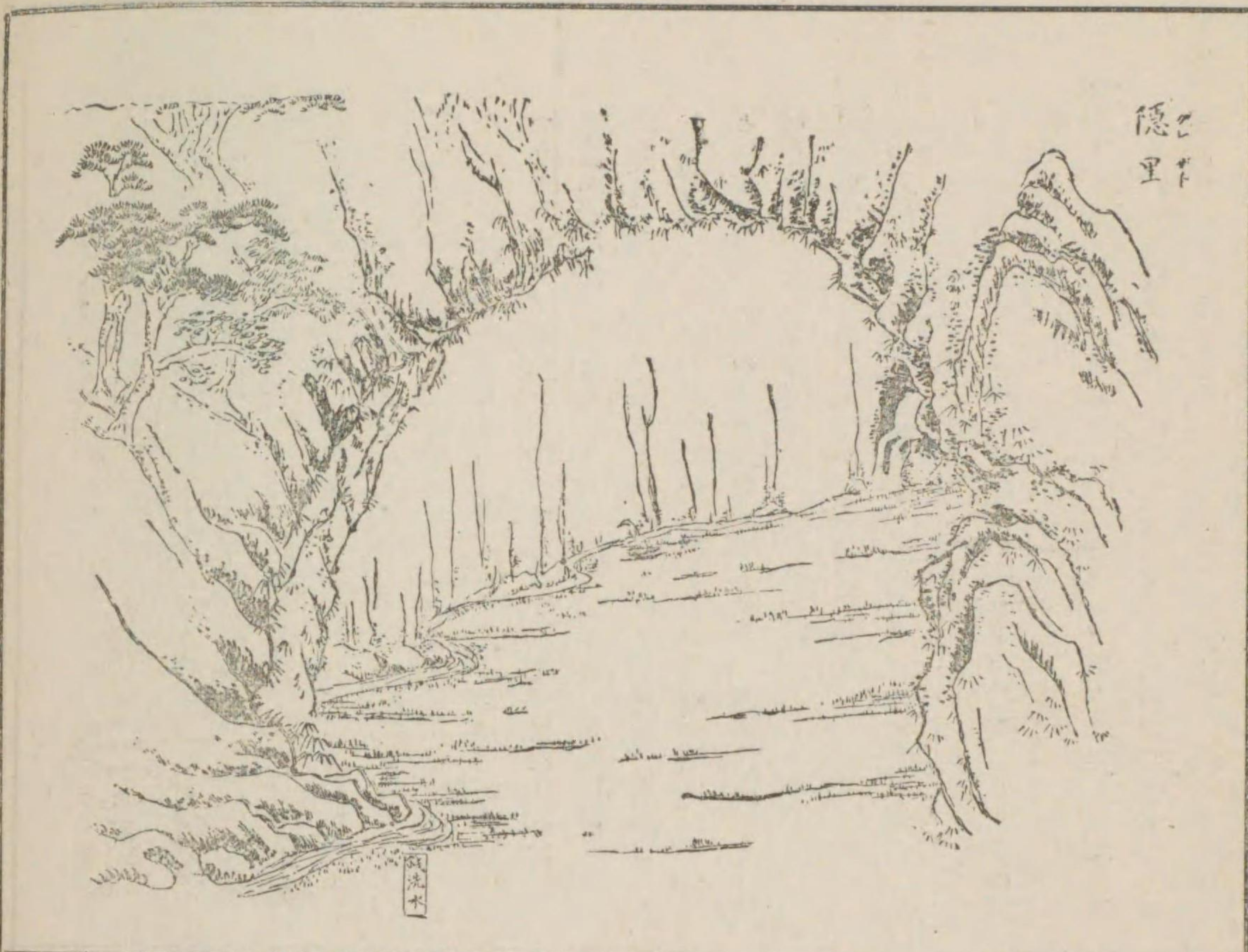
佛師運慶屋敷

正宗屋敷の西をいふ。運慶は東寺の大佛師なり。是も鎌倉より召に依て、京都より來住せしゆへ、將軍家より屋敷を賜ひ住せしなり。湛慶、康運、康辨、康勝、運賀、運

助等に至れり。

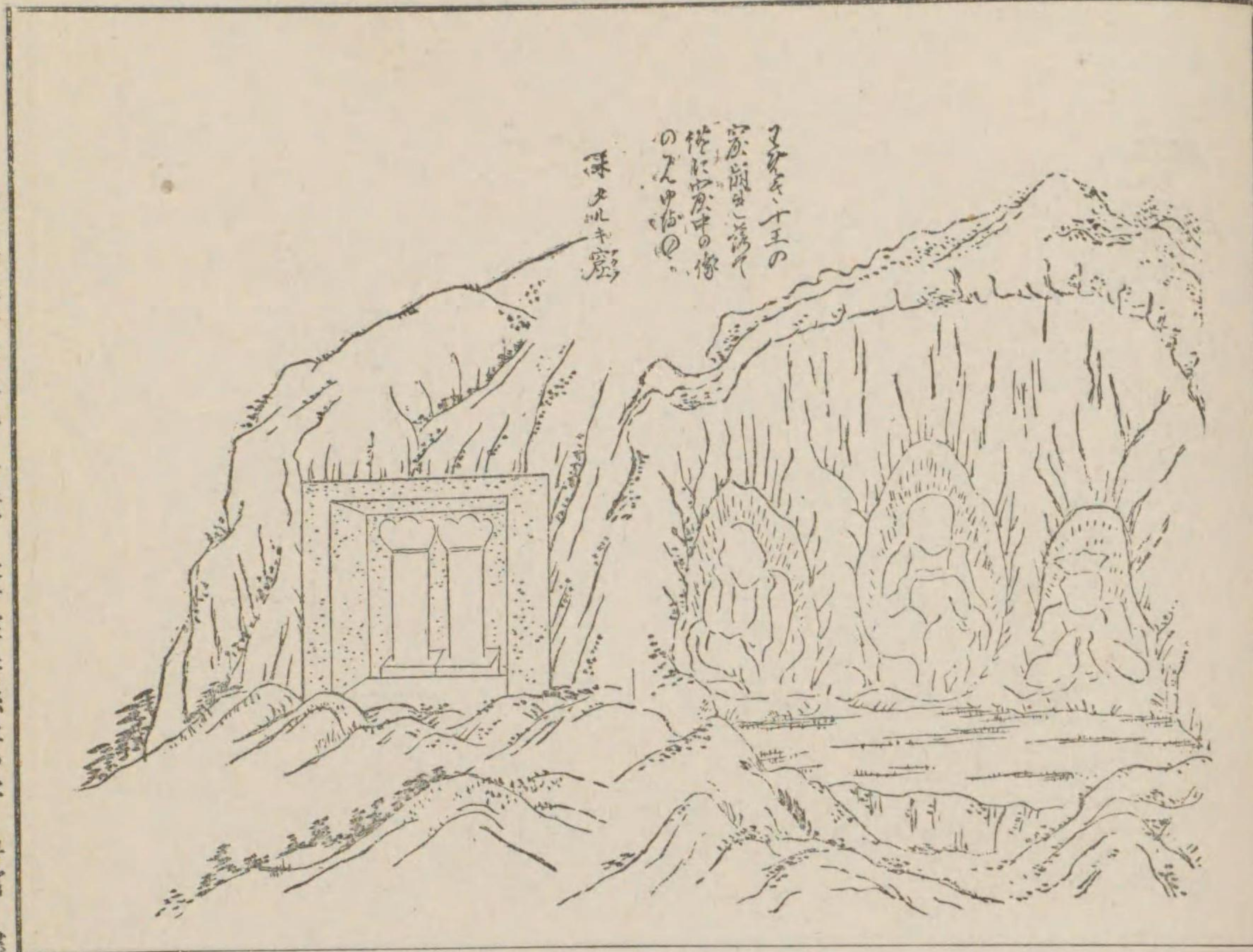
景清牢跡

扇ヶ谷より假粧坂へ登る道端の左に、洞窟あり。上總七兵衛尉景清が牢なりといふ。或は云、景清は鎌倉へ來らず。【東鑑】にも景清が事見へず。【長門本平家物語】に、建久六年三月十三日、右大將家東大寺供養の時、上總、惡七兵衛景清、鎌倉殿へ降人と成て參りければ、和田義盛に預けらる。然るに無禮我儘なること多ければ、義盛もてあまし、餘人に預け給ふべしと申けるゆへ、其後八田知家に預給ふといふ。或はいふ、景清も、預り人は替れども、宥免の沙汰もなければ、助けられまじきことを知て、其後は醬水を斷て、同七年三月七日に死けるといふ。右大將家、建久六年二月十四日御上洛、同年七月八日鎌倉へ還御とあり。義盛、知家も供奉せり。景清が死去は翌年なれば、鎌倉へ知家が具して來り、鎌倉にて死せし事は、【日本史】等にも載たり。土の牢に入るといふはなき事にて、洞窟は、土人が設て人をあざむけるものなり。借景清が事は、古くよりつくり物語、又は戲作の假名本などに書たるは、皆偽ごとにて、清水觀音を信じ、冥助を得たる事は、主馬の盛久が事によそへ、鄙人の姿にやつし、右大將家を伺ひねらひしことは、兄忠光が義烈に似せ、或は頼朝卿の御服を乞得て、短刀をもて悉く裂切て、存念散ぜりとして、眼をつき潰し、盲人となりなどいふ事は、豫讓が行ひにやつせり。是等の事、景清が仕業には一つもなき事にして、忠光が義烈の事を、景清なりと世人思へる者多し。又云、平氏家人、降人と成て出たるもの多けれど、大抵御ゆ



るしを得て、御家人に召仕はれけるゆへ、景清も降人と成て出たるならん。御宥免の御沙汰なき内は、囚人なれば、夫々に預け置れしが、年月を経て御沙汰なきは、右大將家も思慮を廻らされ、景清が親は、平家武者所別當上總介忠清が子なり。景清が兄忠光も、義烈を顯し誅戮せられ、景清も容貌身體長大にして、力量人に超へ、武勇勝れるものなれば、容易に御宥免なきも故ある事にて、且降人と成て出たれば、其疑ひありといへども、させる凶惡をなせしにもあらねば、刑にも處しがたく、日數經し内には、彼ももと常人ならねば、終には何事をか計りけん、兼て思慮をめぐらされし事なるべし。

御猿島 名越切通より北なる山をいふ。三浦の堺なり。土人相傳ふ、むかし日蓮、鎌倉へ始て來り住ける時、此山中に、洞窟あるをすみ家となせり。里人いまだ日蓮の徳ある事を知らず。夫ゆへに一飯をも與へず。此時山中の猿ども、群り來りて島に集り、食物をいとのみ、日蓮へくらじける。日蓮思ふに、山中に山王祠あれば、猿ども我を養ひしは、全く山王の御利生なりとて、其後此山の南に法性寺を建立の時、山號を猿島山と名附しけ、此いはれなりといふ。
隠里 佐介谷稻荷より北寄なる山際に、大なる洞窟有て、其中の廣き四間餘にて、人も栖べき程の窟内ゆへに、隠里とは名附しものなり。此中より湧出す清水を、錢洗ひ水といふ。此水は當所五水の其中なり。
辨慶腰掛松 極樂寺門を入て、北の方にあり。源延尉腰越

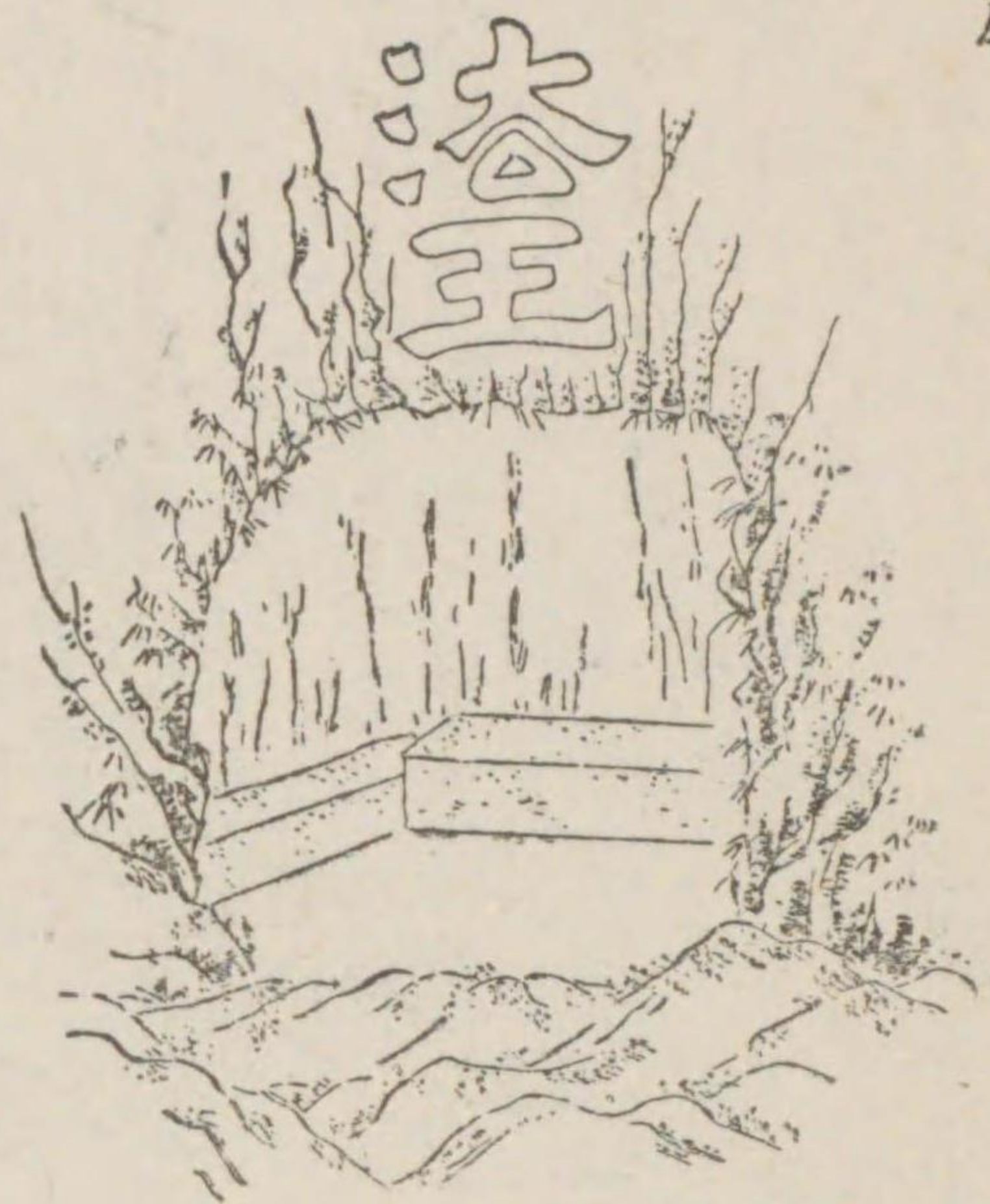


に止められ、鎌倉へ入れざるを忿怒して、此松に腰打掛て、鎌倉をにらみしといふ。
長者窟 大倉瑞泉寺の北に、天台山と號する峰あり。此山の北の方に、長者窟と名附る所あり。其傳へもしれず。按ずるに、往古何人か住せし地なるべし。
唐絲土の牢 犬懸谷と釋迦堂谷の間を、南へ越て窟あり。土人唐いと、いふは、手塚太郎光盛が娘にて、右大將家の營中に仕えけるが、木曾義仲へ内應し、將軍を害せんと謀り、懷中に短刀を持しを、遂にあらはれ此土の牢に入置れしといふ。慥なる事はしれず。をのれ其窟中を見るに、古き石塔あまたあり。依ておもふに、是は昔もふけたる禁域なり。然るを土人等後世に至り名附しことあきらけし。

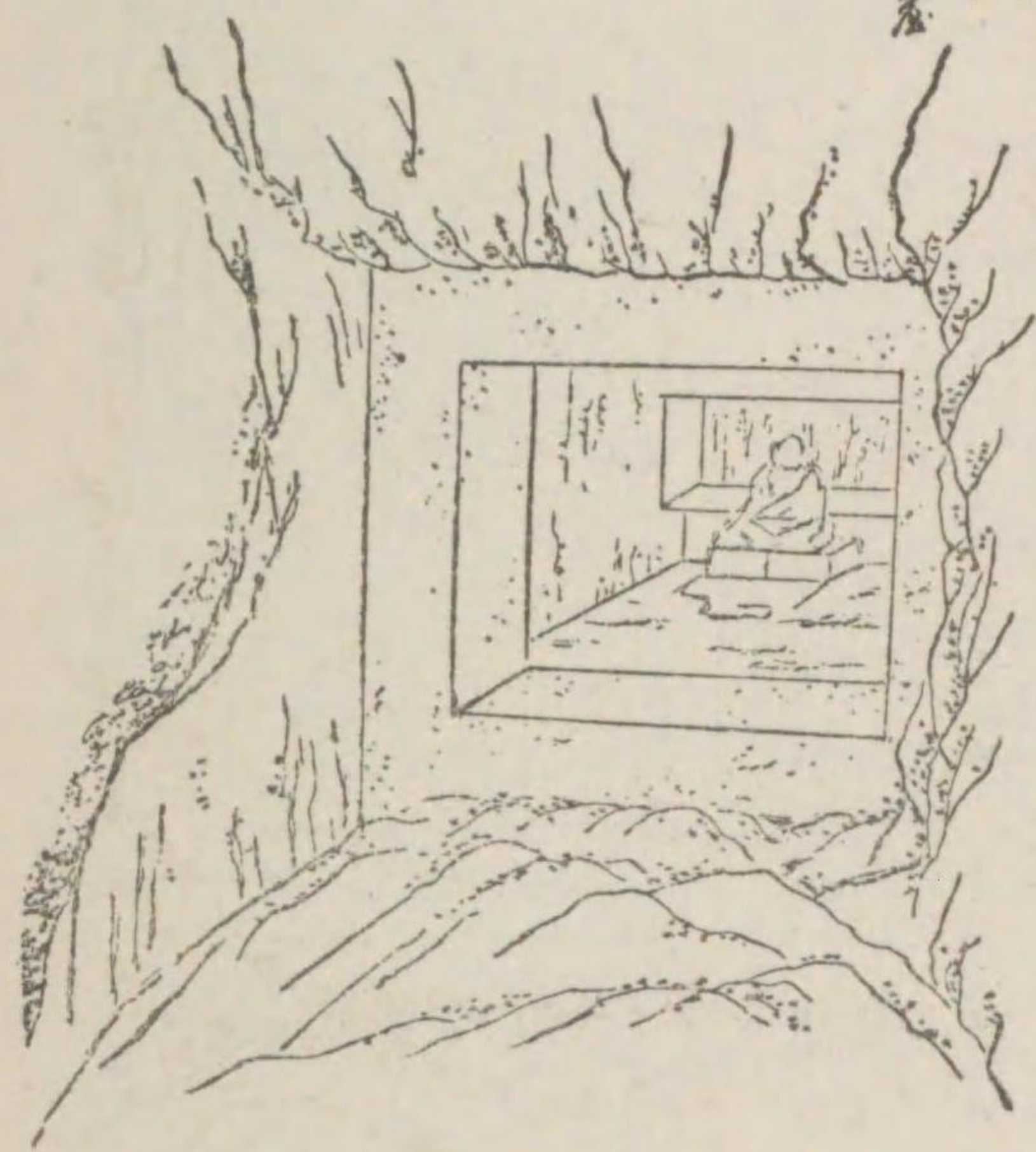
岩窟

嘯十王窟 西御門村の山のうへ巖窟の内に、佛像三軀を掘たり。古き物に見へ、中尊は血盆地藏、左の方は如意輪觀音、右の方は閻魔なり。何ゆへに十王の窟といふにや。其像定かに分ちがたし。王冠をいたゞきたるを見て閻魔といふ歟。又嘯十王と名附し由來しれず。此窟、今は崩れ落て、窟中の佛像かすかに見ゆるのみ。土人の方言に、是等の窟をさして、何々のやぐらと唱ふること、下皆同じ。
朱たるき窟 東御門村の山中にあり。朱たるきといふ謂れしれず。
法王の窟 西御門村の北の方なる山にあり。「法王」の字を、

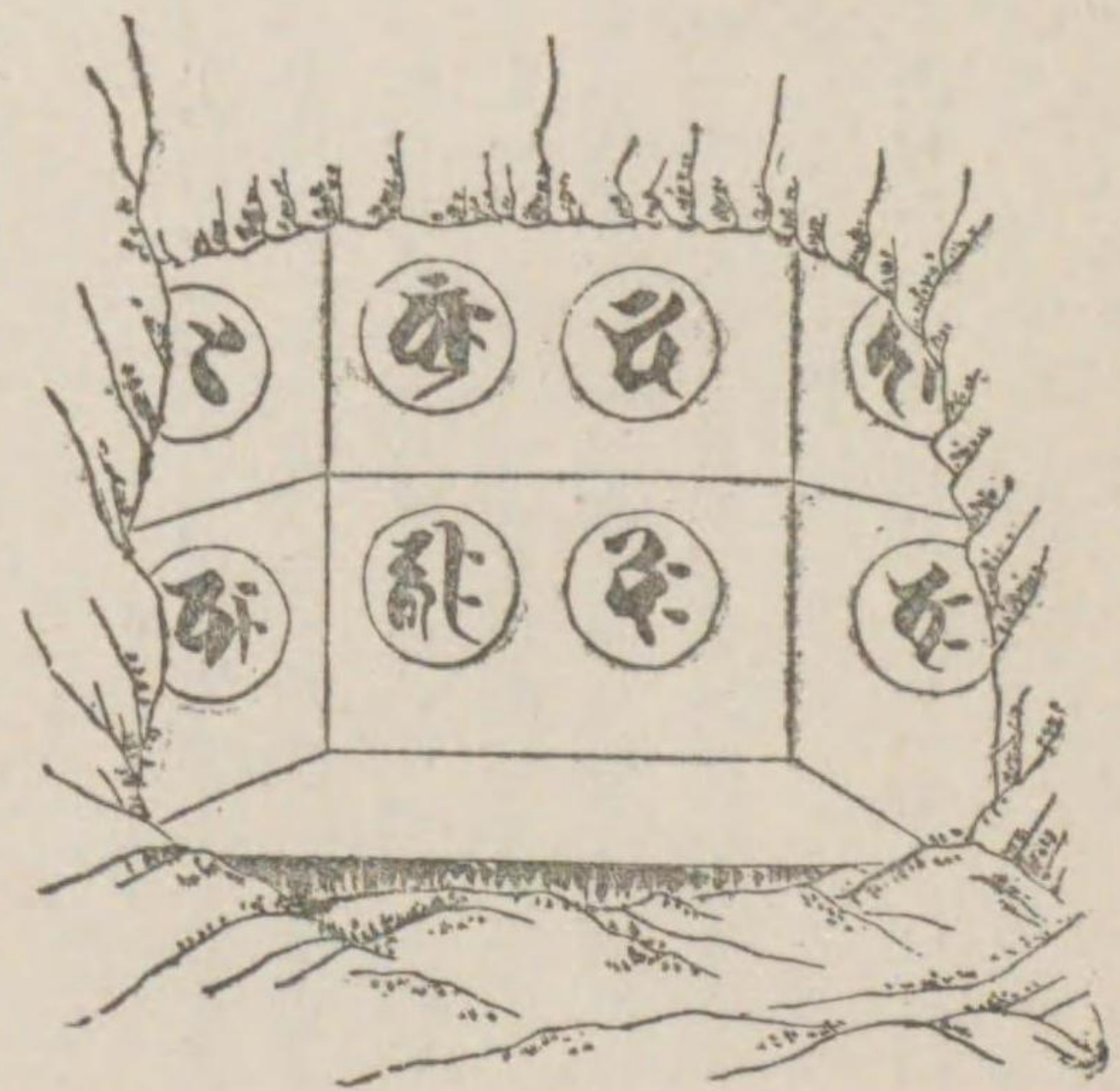
法王の窟



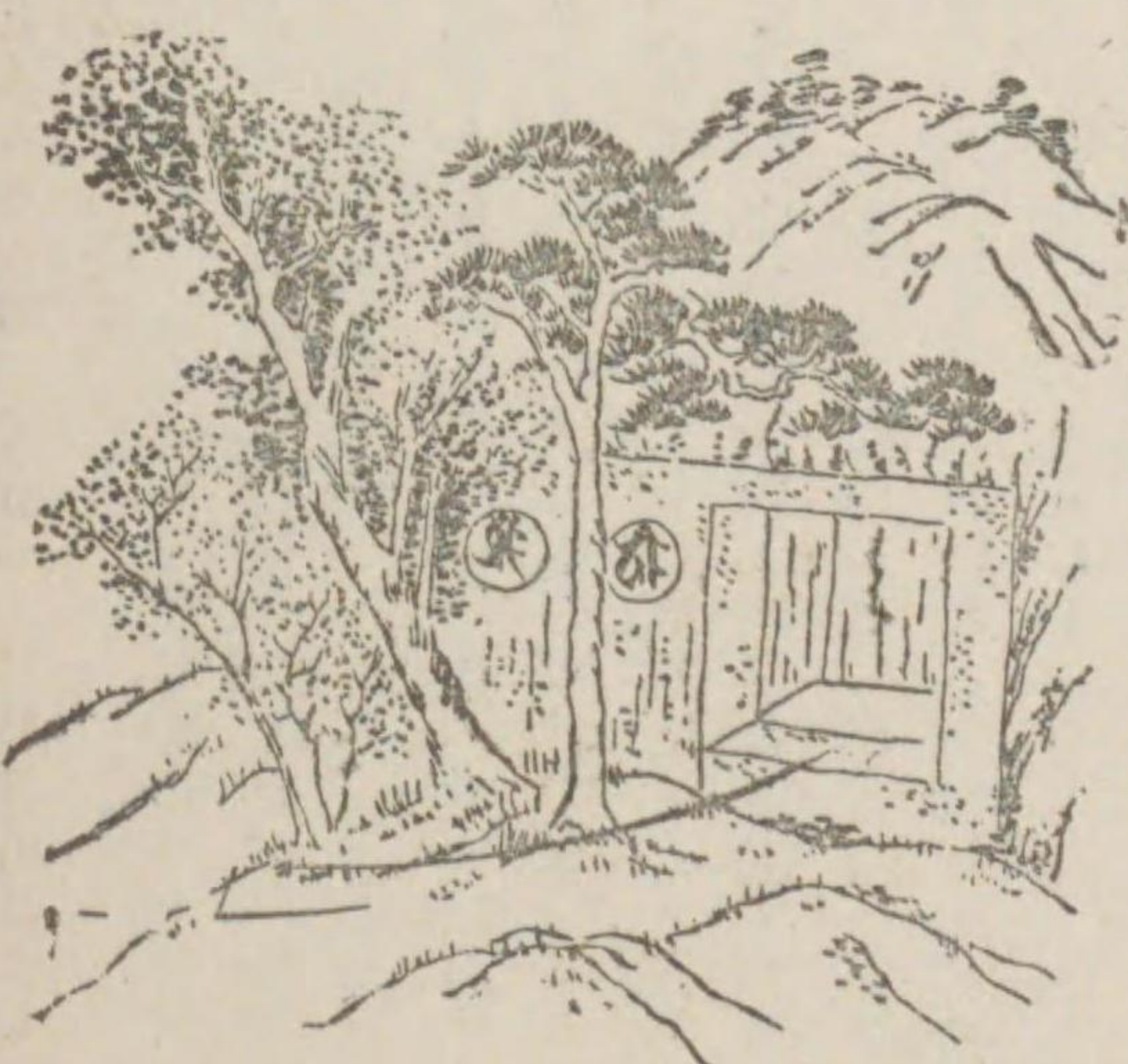
團子窟
不地花窟



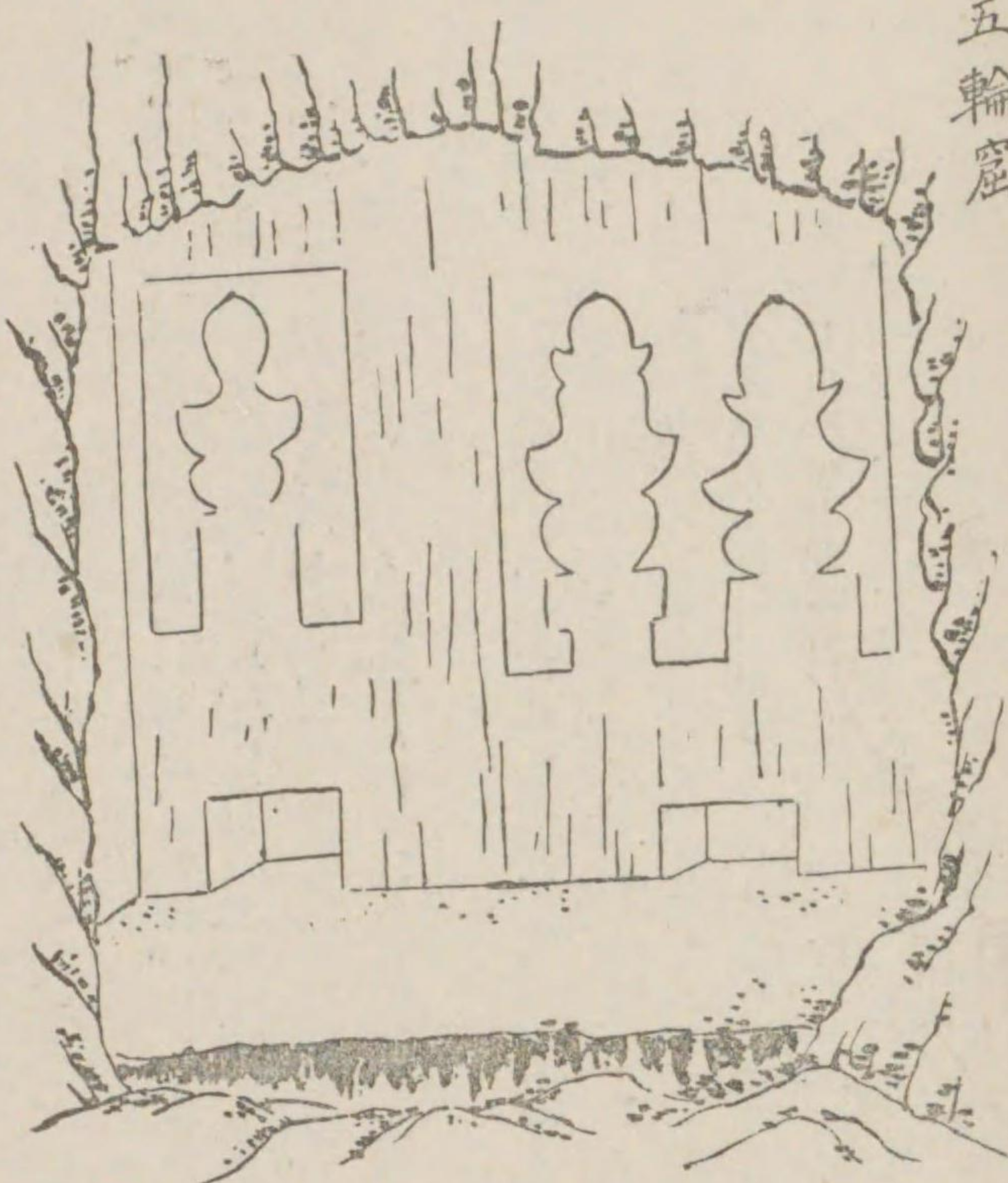
梵字窟



窟



五輪窟



窟の入口の上なる岩面に彫附たり。
團子窟 又は地藏やぐらとも唱ふ。窟中に、岩にて造れる地藏を安ず。

梵字窟 管の窟 五輪窟

右のやぐらは、東御門村の後の山中より西北、鶴が岡の後山迄の山上、又は山腹等により。思ふに、皆古への聖域にして、鶴が岡大別當等の墳なるべし。其中にも、「法王」の文字を岩面に彫附たる窟は、別當數十世の内に、法親の別當に任ぜら

れたるもあれば、其人々の古墳にて有べし。此餘山谷にも見へたれど、悉く載るに違あらず。

鎌倉攬勝考卷之九 終

鎌倉攬勝考卷之十附錄

鎌倉の地域は、西南の方極樂寺切通と、大佛切通・假粧坂なり。海手は靈山ヶ崎迄を境界とするは、今も昔も同じ。爰に記する所は、鎌倉の境外ともいふべけれど、治承以來、此郷に府を開き給ひしより、稻村・固瀬まで、鎌倉の事實に係る所多ければ、固瀬川迄を附録し、又加ふるに江島を附せり。

村名

津村津村郷深澤庄と唱ふ。村居は、金洗澤の山の北寄にあり。【東鑑】に、頼家將軍、積良に古き柳の名木有由を開及れ、御壺に移し植させ給ふとあり。【江島縁起】に載て、圓ともかき、圓の大臣といふ説も、此地に因て設たる俗説あれども用ひがたし。

腰越村江島縁起に、昔江島に惡龍すみて、人の子を吞たるゆへ、子死戀と書たるとあり。妄誕の説なるべし。右大將家のころより、此所にて斬戮又ハ梟首などせられける地なり。初め治承五年四月十九日、平井紀六を腰越の濱にて梟首するとあり。是は杉山合戦の時、北條三郎を討取しに依てなり。同年九月十六日、桐生六郎が、其主人足利俊綱を害し、其頸を持參し、武藏大路より景時がもとに案内を申す。然るに鎌倉には入られず、直に深澤を歴て、腰越へ向ふべき旨

にて。腰越に至りければ、景時申ていふ、譜第の主人を誅するの造意、尤不當なり。賞翫に足らず。桐生を早く可誅との仰に依て、景時腰越にて是を誅し、主人俊綱が首の傍に、同敷桐生が首を梟首すといふ。又建曆三年五月五日和田亂の時、義盛が一味の張本なる横山右馬允時兼は、波多野三郎・横山五郎以下數十人、親昵の從類等、腰越の浦へ馳來る處に、合戦最中なりと聞て、其黨類皆篋笠を腰越に弃置ければ、積て山を成けるといふ。【太平記】に、新田義貞、逞兵凡二萬餘騎を引率し、片瀬・腰越を打廻り、極樂寺へ打苳み給ふとあり。又義貞は、先陣大館三郎宗氏、稻瀬川の邊にて討死し、此道筋難所たるゆへ、義貞は假粧坂え打廻り、鎌倉へ攻入給ふ。此地海岸にして、爰より稻村が崎七里が濱にて、寶徳二年四月、成氏朝臣江島へ赴給ひし時、太田・長尾と、小山・宇都宮と合戦有しも此邊なり。猶次に此所なり。應永廿四年五月十三日、岩松治部大輔入道天用を、龍の口にて斬戮せらると、【大草紙】に見えたるも此所なる由。龍の口も腰越の内なれば、玆の海濱にて首を刎られたり。

古蹟

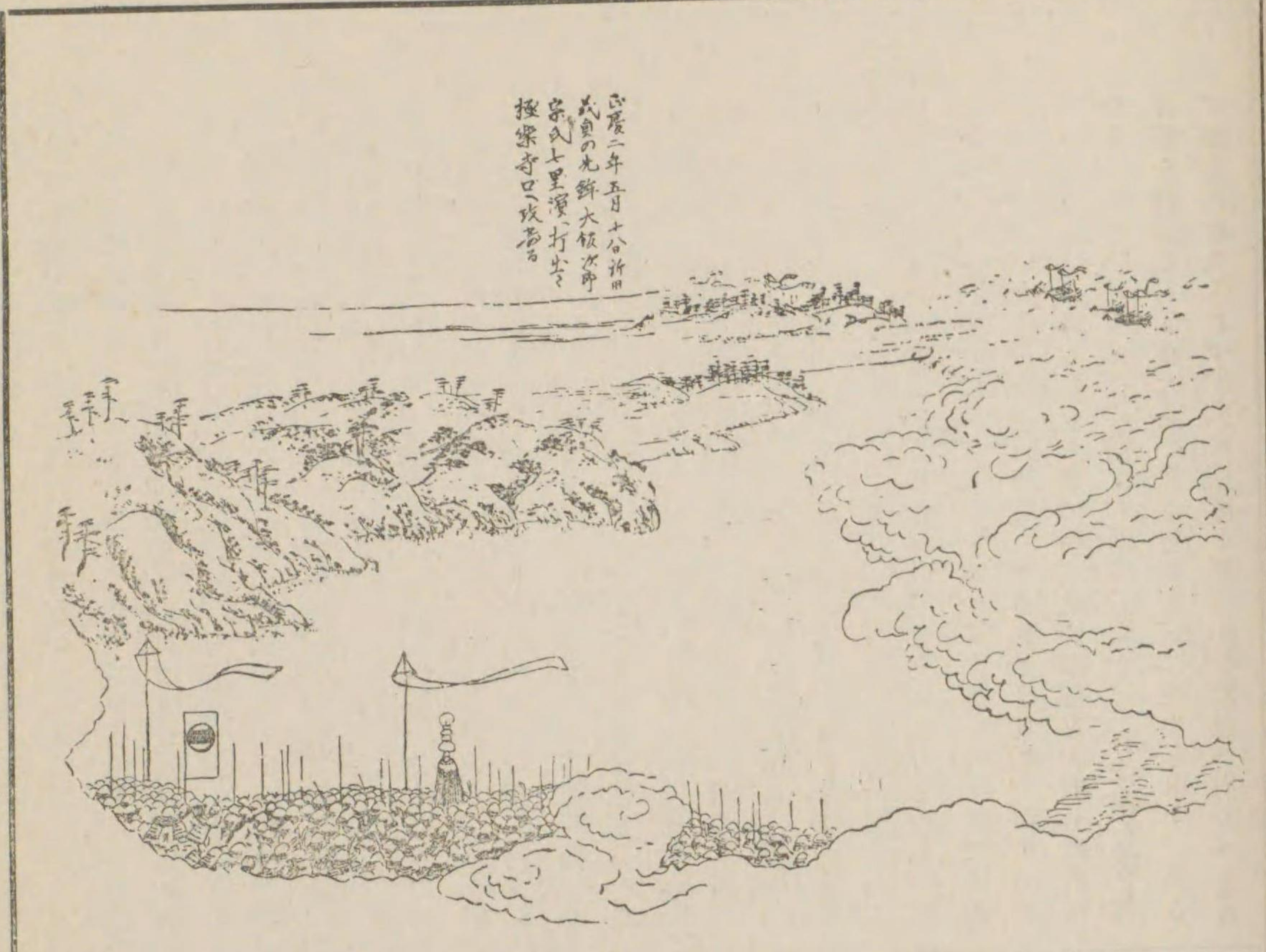
固瀬村津村郷深澤庄或は片瀬ともかけり。村名は川の名に依て起れるもの歟。駿河次郎清重が戦死も此所なり。新田義貞鎌倉合戦の時、片瀬・腰越・十間坂、五十餘ヶ所に火を懸るとあり。

針磨橋極樂寺切通を透り、七里が濱のかたへ出る小橋なり。極樂寺坂の谷合より出る小流に架せり。此邊に、むかし針を

製するもの住せしより、名附るともいえり。他國の地名に、針崎といふもあり。江州には磨針崎といふも是の類ならん。此橋をは鎌倉十橋の内に入たり。

稻村極樂寺切通を踰て南にあり。或説に、鎌倉公方満兼朝臣の御弟、満直と申せし人、此所におわせしゆへに、稻村殿と稱する由をかけり。此事誤りならん。至徳年中、氏滿朝臣に陸奥・出羽兩國司を賜ひ、兩國の固として、應永六年御所の御弟満直は、奥州篠川へ下向、同満直は出羽の稻村へ下向ありて、彼地にすみ給ふ。爰の稻村にはあらず。

稻村崎當所の南の海岸をいふ。【東鑑】、建久二年九月廿一日、右大將家海濱を遊覽の爲、稻村が崎の邊に出御し給ひ、小笠懸の勝負を見給ふとあり。又云、建曆三年五月三日和田亂の時、曾我・中村・二宮・河村の輩、軍勢雲霞の如く稻村が崎に陣し、御所より召給ふといえども、疑ひ思ふ氣色有ゆへ、速に參らず。仍て御教書に、義時・廣元の連署のうえに、將軍家の御判を載らる。軍兵等は拜見して、悉く御方に參入せりといふ。相州時并大官令廣の沙汰せしには、疑貽ありしは子細あることにはあらん。元弘三年五月廿一日夜半に、源義貞此邊に打苳み、明行月に敵陣を見給へば、北は切通極樂寺迄、山高く路險しきに、木戸を構え楯をつき、數萬の兵陣を双て並居たり。南は稻村が崎迄沙頭路狭く、浪打際まで逆茂木を繁く引懸て、澳四・五町が程に、大船を並て矢倉をかき、横矢射せんと構えたり。誠にや、此陣の奇手、叶はで引ぬらんも理りなり。義貞馬より下り給ひ、海上はるくと伏拜



建久二年五月廿一日、源義貞の先鋒大板次郎、相州上里、打苳み、極樂寺口成る。

み、龍神に祈誓し給ひければ、其夜の月の入がたに、前々更に干る事もなき稻村が崎、俄に廿餘町干潟となり、横矢射んと構えたる數千の兵船も、引ゆく潮にさそはれて、遙の澳に漂よえり云云【太平記】。又【梅松論】にいふ、爰にふしぎなりしは、稻邑が崎の浪打際、石高く道細くして、軍勢の通路難義の處に、俄に鹽干して、合戦の間、干潟にて有し事は、是佛神の加護とぞ人申けるとあり。

袖の浦 稻邑が崎の海濱なり。其形は、袖の如くなるゆへ名

附と。
袖の浦の花の浪にもしらすりき、いか成秋の色に戀つゝ

順徳帝御製

袖の浦にたまらぬ玉のくたけつゝ、よりても遠くかへる

波哉 藤原定家卿

しき波に獨や寝なん袖の浦、さばく湊による船もなし

西行法師

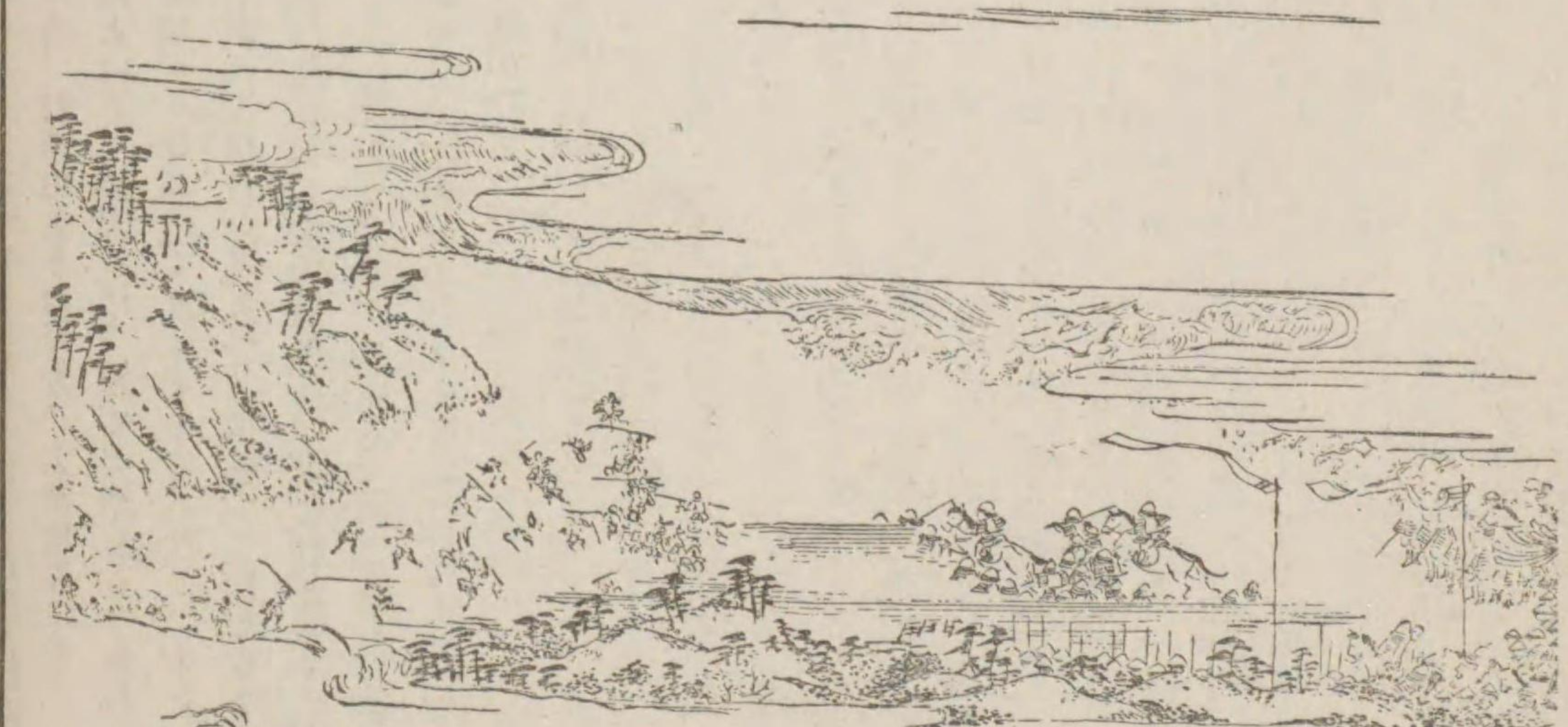
うき身をは恨みて袖をぬらすとも、さしもや浪に心くたけ

鳴 長明

十一人塚 稻邑と七里が濱の間、海手の方にあり。土人等

いふ、むかし新田義貞の軍士十一人、此所にて討死せしを、塚に築き、上に十一面觀音の小堂を建たる跡なりといふ。新田方の軍士、其名もしれず。又其後、足利家の世となりて、御所持氏・成氏兩朝臣の時、此海濱にて合戦有し事見へたれば、何れの時戦死せしにや、姓名も傳えず。

七里が濱 稻邑が崎より腰越迄の海濱をいふ。坂東道六町なり。



ゆへに名附たり。應永十七年七月、新田義宗の嫡孫の刑部少輔貞方を、千葉介兼胤が生捕しを、七里濱にて首を斬て、海に沈けるとあり。又此所は古戦場にて、應永廿三年、上杉禪秀が亂にも、七里が濱腰掛合戦あり。又其後寶徳二年四月廿一日、太田備中守・長尾左衛門尉等張本にて、一味の大名をかたらひ、成氏御所を襲ひし時、御所は江の島へ遁れ給ふ。太田・長尾腰越迄寄來り、小山下野守取て返し、七里が濱にて戦ひけるが、小山無勢ゆへ、家従等八十餘人討死し、小山も手負しかば、續て小田讚岐守・宇都宮肥前守寄來り、太田・長尾と合戦し、散々に追討ければ、太田・長尾が郎黨百餘人討れける。叶はずして、相州糟谷庄へ引退くといふ。仍て此邊戦死の枯骨多く、貝類に交りて有といふ。砂場一面に花貝・櫻貝、或は蚌貝、其餘種々なる貝品あり。又は鐵砂あり、日に映じて輝光をなせり。鐵器のものを磨くに用ひ、床壁などを塗に用ひて佳なり。

音無の瀧 七里が濱の西の方、土山の樹蔭を廻りて落る瀧なり。土山の流瀧ゆへ、水音せざる瀧なり。

日蓮袈裟掛松 音無の瀧より南にて、街道の北なり。一株の松あり。枝葉さかふ。是は日蓮、龍の口にて難に遭ひし時、袈裟を此松にかけたるより名附たり。

行逢川 街道より西北の山合より、海手へ流れ出る小川なり。日蓮、龍の口にて難に逢ける時、奇瑞のと有しに因て、其事を鎌倉へ言上する使と、又北條時頼より赦免の使者と、此川にて行合しゆへに名とす。

金洗澤 七里が濱の内、行逢川より西の方。上世此所にて、金を掘たるゆへ名附といふ。按ずるに、爰にて掘たるにあらず。他に掘得たる銅を、此所にて沙汰せしものなり。銅を掘しは、江の島に金窟の古坑數か所あり。彼地にて掘たるならん。【東鑑】、養和二年四月、右大將家江の島に赴き給ひ、歸御の時、此邊にて牛追物を命じ給ふとあり。或は旱年の時雨を祈らせ給ふ。靈所七瀬の御祓を行はせ給ふこと、往々【東鑑】に見えたり。此金洗澤は、其七ヶ所の内なり。

小動 七里が濱を経て、腰越へ入左の方にあり、巖の獨立せしあり。此邊をこゆるぎといふ。其巖上に小祠あり。八王子の宮有て、又巖の端に海手へ差出たる松あり。風波の爲に絶ず動くゆへこゆるぎの松といふとなん。或は大磯の濱を小動の本所にて、詠ずる和歌は、彼地をいふならん。されども土人等は、此ところなりとも傳ふるゆへ、しばらく茲に其歌を出せり。

君おもふ心を人にこゆるきの、磯の玉藻や人もからまし

向ふことを待に月日はこゆるきの、磯にや出て今はうら

みん

こゆるきの磯の松風おとすれば、夕波ちとり立さはくな

またや見む花の波さへこゆるきの、磯の枕の春のあけほ

またや見む花の波さへこゆるきの、磯の枕の春のあけほ

またや見む花の波さへこゆるきの、磯の枕の春のあけほ

またや見む花の波さへこゆるきの、磯の枕の春のあけほ

またや見む花の波さへこゆるきの、磯の枕の春のあけほ

またや見む花の波さへこゆるきの、磯の枕の春のあけほ

またや見む花の波さへこゆるきの、磯の枕の春のあけほ

またや見む花の波さへこゆるきの、磯の枕の春のあけほ

またや見む花の波さへこゆるきの、磯の枕の春のあけほ

またや見む花の波さへこゆるきの、磯の枕の春のあけほ

またや見む花の波さへこゆるきの、磯の枕の春のあけほ

またや見む花の波さへこゆるきの、磯の枕の春のあけほ

またや見む花の波さへこゆるきの、磯の枕の春のあけほ

またや見む花の波さへこゆるきの、磯の枕の春のあけほ

またや見む花の波さへこゆるきの、磯の枕の春のあけほ

またや見む花の波さへこゆるきの、磯の枕の春のあけほ

またや見む花の波さへこゆるきの、磯の枕の春のあけほ

またや見む花の波さへこゆるきの、磯の枕の春のあけほ

またや見む花の波さへこゆるきの、磯の枕の春のあけほ

またや見む花の波さへこゆるきの、磯の枕の春のあけほ

またや見む花の波さへこゆるきの、磯の枕の春のあけほ

またや見む花の波さへこゆるきの、磯の枕の春のあけほ

またや見む花の波さへこゆるきの、磯の枕の春のあけほ

またや見む花の波さへこゆるきの、磯の枕の春のあけほ

【紀行】 見るからちに春の浪わけこよろきの、沖に出たる海士の釣舟 玄旨法印

袂の浦 腰越の西續きの海濱をいふ。其形勢袂の如きゆへに名附たり。【夫木集】に、よみ人しれぬ歌に、
なひきこし袂の浦のかひしあらは、千鳥の跡を絶すとはなん

西行見返の松 腰越より、片瀬村へ至る右の方にあり。枝葉皆西のかたへ向ふ。傳えいふ、西行此所へ來り、西の方を見返り、此松の枝を都の方へ捻むけたりとて、又此松をねぢ松ともいふ。

笈焼松 片瀬村の西寄、民家のうしろの竹藪の際にあり。駿河次郎清重が、此所にて笈を焼捨し所なりといふ。

唐が原 固瀬川の東なる原をいふ。【更級の紀】に、もろこしが原、砂子いみじう白く、大和なでしここくうすく、錦おひけるやうに咲たりとあり。

【夫木】 名にしおは、虎やふすらん東路に、ありといふなるもろこしの原 藤原忠房

【家書】 遙なるみち社うけれ兼てより、遠く見にけり唐が原はらよみ人しれず

【名寄】 まとろまん夜中にしはしむは玉の、夢路そちかき唐の原 鴨長明

【家書】 東路に唐が原におり立て、きぬをやからのころもといふ 柿本人丸

【名寄】 砥上ヶ原 固瀬より西にあり。【西行物語】に、とかみが原を

(原が松八)

唐が原 砥上ヶ原 片瀬川 唐が原 砥上ヶ原 片瀬川 三四八

過るに、野原の露のひまより、風にさそはれ、鹿の鳴聲聞えければ、
柴松の葛のしげみに露こめて、砥上か原に小鹿なくなり
浦ちかき砥上か原に駒とめて、固瀬の川の鹽干をそまつ

立かえるなこりは春にむすひけん、砥上の原の葛の冬枯

八松の八千代のかげにをもなれて、砥上か原に色もかわらし

やつ松が原といふは、砥上が原の北にあり。【盛衰記】に、三浦の人々、石橋の軍散じて、酒匂の宿より三浦へ透らんとて、馬を早めて行程に、八松が原・腰越・稻村・由比の濱を打越て、小坪坂を登るとあり。

片瀬川 【東鑑】に、固瀬と出たれど、川の名より村名にも、名附たることなるべし。されども此川は、蒼海え落口なれ、

川水も片瀬に波立て、潮に混流するといふことにて、片瀬川とは號せしならん。此川の水は、武藏國多摩郡と、當國の高座郡との山間より出て、東流する水路は、兩國の國堺を流る、ゆへ堺川と唱え、武藏の鶴間村より南へ折、當國の鶴間村へ係り、南流して此所に至る迄、又鎌倉郡と高座郡の郡界を流て、郡界の川となれり。【東鑑】に、治承四年十月廿六日、

今日固瀬川の邊に於て、大庭三郎景親を梟首すとあり。建曆三年五月、和田が伴類の者、固瀬川の邊にて誅する事、二百三十四人とあり。

松と名附るもあり。

龍口寺 腰越村の内なり。寂光山と號す。日蓮上人遷化の後

に、弟子六老僧、力を合せ建立す。仍て日蓮を開山とし、此寺を八箇寺の輪番にて住職せり。腰越の内、神戸妙典寺此寺谷妙、神戸本成寺山末、神戸本立寺此寺谷、固瀬村法源寺中山、固瀬村本蓮寺京本、同所觀行寺固瀬、同所東漸寺中山、同所常立寺神谷、是を固瀬の八ヶ寺といふ。皆龍口寺の近所也。

本堂 日蓮上人の像、中老日法の作を安す。堂内に日蓮上人頸の座石といふ有。注畫讚に、文永八年九月十二日、日蓮難に逢とあり。又日蓮一夜土の牢、堂の西の方山際に洞窟あるをいふ。日蓮敷皮石といふもあれど、古えのものは堂内に置けり。

七面社 本堂の後の山にあり。

番神堂 本堂の東にあり。松平飛騨守利次室家再興といふ。

龍口明神 津村・腰越兩村の土産神とす。社は龍口寺の東の山上にあり。別當は、眞言宗加護山寶善院といふ。津村にあり。注畫讚に、欽明天皇の十三年四月十二日、此地へ天女降り居せり。是辨財天の應地なり。此湖水の惡龍、遂に天女の美質を伺ひ見て、竊に感じて、天女の所へ至る。天女不快して云、我本誓あり。普く群生を救ふ。汝慈憐なくして生命を斷。何ぞ好述とならん。龍いふ、我教命に任せん。自今以後、物のために毒をせずして、哀憐を垂んといふ。天女則諾せり。

龍また誓を立て、南に向て山をなす。是れ龍の口山なりといふ。此事は、【江の島縁起】にも見えたれど、詳なる事をしらす。

萬福寺 腰越村の内なり。龍護山と號す。古義眞言宗、同國手廣村青蓮寺末なり。開山行基、本尊藥師如來傳。弘法大師作の不動尊を安す。此寺、義經の宿陣せられし事をいひ傳ふ。元暦二年五月十四日、源廷尉義經、思ひの如く朝敵を平らげ、剩へ屋島の内府平宗盛を相具して參り、其賞兼て疑はざる處に、不儀の聞え有に依て、忽御氣色を蒙り、鎌倉へ入られず、腰越の驛に於て徒に日を渉るの間、愁鬱の餘り、因幡前司廣元に附して、一通の狀狀を幕府え奉るといふ。其狀の下書なりとて、今も此寺にあり。辨慶が筆なりといひ傳ふ。文書中【東鑑】に見えしとは異なる所もあり。辨慶が書けること覺束なし。

硯池 寺の前庭にあり。寺傳に、義經の仰に依て、辨慶が狀狀を書たる時、硯水を汲し池といふ。又池の端に、辨慶腰かけ

歸りきて又見んことも固瀬川、濁れる水のすまぬ世なれば 宗尊親王

此御歌は、文永三年七月四日、宗尊親王、急に御歸洛の御旅裝有て御發興の時、此川の邊にて、詠給ふ御述懐の御歌なるべし。

打渡す今やしほひの固瀬川、思ひしよりも淺き水哉 爲相卿

炎旱の時は、雨を祈らるゝ御祓を行ひ、或は水天供の修法を、靈所七ヶ所にて行ふとあり。此所も七ヶ所の内なり。

寺院

萬福寺

龍口明神

龍口明神

ず。

鎌倉攬勝考卷之十一附錄

江島總説

此島の名は、「東鑑」に壞島とあり。中古の物なれど、「小田原北條所領役帳」にも壞島と見え、或は在又榎の字など書たるもあり。或はまた、畫と繪の二字をかきしは誤りなり。繪島といふは、淡路の名所なり。「續古今」、俊成卿の歌有。

あかしかた繪島をかけて見渡せば、霞の上に沖津しら波是は淡路の國のゑしまなり。此江の島の總號を稱して金龜山と唱え、本宮と上・下の三所の辨天の社を、與願寺と號す。相模國鎌倉郡に屬し、郡の方位は坤の方にて、海中にある孤島なり。世に傳ふるには、嚴島・竹生島と、此所の江の島を、日本三所の辨財天と稱する靈境なりともいへり。又此島、開闢の事を傳へいふに、文武天皇の四年夏四月、役商角、豆州大島え謫流の時に、北海に當りて紫雲變黷するを見て、此島に渡りて天女の化現し給ふを拜するといふ。養老七年三月、越の泰澄此島に來り、弘仁年中弘法大師來て、金窟の内に跏趺すると一七日、經文讀誦し、結願の夜、窟中に天女忽然として影向し給ふを拜し、天女の像を作り、窟中に安せしといふ。承和中、慈覺大師來て聖跡を拜せんとて、陀羅尼を讀祈念せしに、八臂具足の眞相を拜し、尊容を雕て安置すといふ。又云、當社の神は、大穴持命と久延彦命とのはからひにて、天大日靈尊をたうとみ、其和魂を祀りて、富主媛命と名附給ふ。此神影向し給ひて、大辨財天

鎌倉攬勝考卷之十附錄終



鎌倉攬勝考卷之十一附錄 江島

女と稱す。此ゆへに、江島大明神と崇め奉るといふ。此説は、當山秘訣の神傳なりといへり。又「東鑑」に、治承六年四月五日、右大將家、腰越の海濱を経て江島に赴せ給ふ。是は高雄の文覺上人、右大將家の御願御祈の爲に、始て此島に大辨財天を勸請し、供養法を行ふの間、此ゆへを以て監臨し給ひ、密に此事を議せらる。是は鎮守府鹿軍藤原秀衡を調伏の爲なりといふ。今日即鳥居を立られ、其後還御し給ふ。同廿六日、文覺上人、御招に依て營中へ參る。去る五日より江島に參籠し、三七日を歴て昨日退出、此間中斷食し、懇祈肝膽をくだきたる由を申すとあり。仍て考ふるに、文覺上人始て勸請し、供養法を修するとあれば、是慥なるものに見ゆるの始なるべし。其古き唱えは傳説のみにて、外にあかれる世より、正敷ものに見え侍らず。又此島に、公卿牧守の遊觀し給ひし事は、右大將家を始とする歟。【太平記】に、北條四郎時政が江島に參籠し、子孫の繁榮を祈り、三七日に當れる夜に、赤き袴に柳うらの衣著たる女房の、端嚴美麗なるが、忽然として時政が前に來て告ていふ、汝が前生は箱根の法師なり。六十六部の法華經を書寫し、六十六所の國の、靈地へ奉納したりし善業に仍て、再び此土に生るゝ事を得たり。されば子孫永く日本の主と成て、榮華にほこるべし。但し舉動の違ふ所あらば、七代を過ぐべからずと云云。歸給ふ其姿を見れば、さしも美麗なる、忽ふしたる長二十丈許の大蛇と成て、海中へ入にけり。其跡を見るに、大なる鱗三つ落せり。時政所願成就せしと悦び、則彼鱗を取て、旗の紋にぞ押たりける。今の三枚鱗の紋は是なりと云云。【太平記】の作者、何に因て書たる

にや。【東鑑】、建曆三年五月和田亂の時、義盛に一味のもの、所領没收の内、壞島、平權頭某が没收の地を合戦の忠賞に賜ふ内に、相模壞島を山城四郎兵衛尉に賜ふとあり。されば壞島とあるは江の島の事にて、古へより所領とせし人あり。小田原北條の頃も、彼家の【所領帳】に載て、百四拾九貫二百文壞島近藤孫太郎と出せり。【東鑑】、建保四年正月十五日、江島明神託宣あり。大海忽に道路と變ず。仍て參詣のもの、舟船の煩ひなからんと、鎌倉中の緇素老若群をなす。誠に末代の希有の神變なり。御使として三浦左衛門尉義村、彼靈地へ參るとあり。上世より潮の干潟となる事は、此時始てなるゆへ、希有の神變と號せり。また今の世は、遂に末の世となるゆへにや、常に干潟となる時には、徒歩して此島に往反せり。安貞二年四月廿二日、頼經將軍江の島明神へ御參詣の事あり。【鎌倉大草紙】に、寶徳二年四月廿日の夜、御所成氏朝臣、江島へ御移の事あり。これは扇ヶ谷の太田備中守と、山の内の長尾左衛門尉と相談し一味同意の大名等を催し、御所へ押寄ける。御所にては、此由を火急に告來ければ、用意の軍兵も少く、防戦ふこと叶ひがたく、仍て廿日の夜半頃、江の島へ遁れ陣を居給ふ。是は合戦もし難儀に及ばず、船にて安房・上總へ渡り給ひて、人數を催され、重て合戦せんと謀なり。然るに太田・長尾寄來りければ、御所方には、小山・千葉・小田・宇都宮等、七里が濱にて合戦し、太田・長尾敗軍し、糟谷の庄へ引退く。此事前條に出たれば茲に略す。斯て上杉安房守入道が舍弟道悦と申禪僧、駿河より江の島の御陣へ參り、上杉父子が造意にあらず、偏に家人どもの企にて候

得ば、御宥免願ひけるゆへ、成氏朝臣も御納得有て、御宥免の由仰出されければ、諸人悦び、鎌倉無事に屬しけり。江の島の御陣より、京都へも此旨を注進せられ、同年八月鎌倉御所へ歸らせ給ふと云云。江の島の御宿陣、五ヶ月に及べり。何れの坊に宿營せられしや、其傳えを失ひけり。偕【江の島縁起】といふは、延暦寺の皇慶といふ僧が書たる由。又【江の島大草紙】などと名附たるものもあり。是等の説は、【鎌倉志】其餘印本に粗見えたれば、爰に略しぬ。此境地は靈區にして、海岸の眺望も、絶妙の佳境とは稱すれども、古くは遊觀せしものも少きにや。家々の歌集或は人々の紀行などにも此所よみ歌は多く見え

ず。

長明

蕨惠法師が【北國紀行】に、是より三浦にかゝりて、又姑洗の過るほどなるに、常和本野州と同じく、孤舟に掉さして江の島へ詣て侍り、西の方の渚ちかく下りて、はるかなる岩屋あり。内に兩界の垂跡功德天まします。則こゝを蓬萊洞といえる深秘ありときこゆ。いはほの苔をしきて、手向し侍りし、

散さしと江の島もりやかさすらん、龜のうへなる山櫻哉
林羅山之記云 大相國、每歲赴東州有放鷹之遊、元和元年冬、隨例赴江戶、路宿于相州藤澤、日已禺中、宿主曰、江島距此四五十町、於是、余與同行者、以退公之暇、往江島、僮僕十數輩、島距陸數町、余借一葉之舟而航之、島中小屋數十間、大率漁人也、已而進歩有寺、是

辨財天也、行數町餘、到于上、又下行數百步、舉目大洋也、循岩而步海岸、以下、西南行數十步有窟、窟前海水激入、其形如池、湛而漣漪、其側石壁、高數丈、傍壁斜身而入數十步、有小祠、曰島神矣、窟高仰而見之、殆岌々乎、有鳩數飛來飛去、翔于窟宇岩縫之間、取松明、自祠後直入、脚下水濕、或踏沙石、或履尖石、或踐柔滑之磐石、石動有水、水煖而清、往々在焉、其前有兩岐、聞昔役行者、在伊豆島時、來此出入窟中云、余行殆一町許而窟甚狹、島人告余曰、窟極于此、自是而出、誠是龍神之所棲也、島中有巨大長厚之白骨、余問何物、漁人答曰、是鯨魚之骨也、如朽木之倒乎、余還藤澤日已沒矣。

【丙辰紀行】 元和二年詩并歌前同人

藤澤より馬にまたがり、海濱ちかき所にて、漁父の舟をかり、江の島に渡り見れば、あなたの海の岸下に、大いなる岩窟あり。たい松をともして深く入ほどに、百歩餘にて止ぬ。昔龍神の栖ける所となんいひ傳ふ。この島の辨財天女は、かくれなき事なり。

江島從來神女居。風鬢霧鬢駕雲輿。
遊人若有登仙意。水宿應傳柳毅書。
神世いかに今むつまじみわたつ海の、八重の鹽路に言傳
やらむ

【北條氏康か紀行】に、天文十五年の秋、まづ鎌倉にいたり、鶴岡の社頭にまうて、夫より谷々山々、古寺古蹟等を遊覽して、歌などよみし事あれど、此島に詣しこと見え。小田原北條氏

は、北條時政の同裔の平族なれば、むかし時政が、子孫の菴菜を祈り、參籠せし時、神の告を得、また大蛇の鱗三枚を拾ひ家紋とする由。小田原北條もまた、三枚鱗を家紋とすれば、此島に社領を寄附せざるや。されども、古え時政が神験を得たりといえど、是も數代執權中も、其後孫に至るまで、爰の神に報賽を奉りしこと、【東鑑】に見へざれば、もとより妄誕のことに有べし。永祿二年の【小田原所領帳】に、此島の社領見え。今の社領を賜ひしは、慶安以來の事なりといえり。東海道藤澤驛の南寄の岐路に、江の島道としたる傍示あり。夫より江の島迄行程一里八九町。又固瀬と腰越との砂濱より、島の入口まで十一町半許といひ、又同所入口より龍穴の岩窟まで、是も又十四町程といふ。潮の盈たる時は、舟にて渡り、干潟となりし節は、徒歩して往反をなせり。

凡例

- 鳥居は、社頭の初地に有ものゆへ、先これを始に次第してしるす。但し三所の鳥居を集て、此條に出しぬ。
- 下の宮の二玉門は、其社に係る門なれば、其條に記す。
- 上の宮の樓門は、其社に屬する樓門ゆへ、其條に録せり。
- 岩窟は本宮と稱する事ゆへ、是よりを始とし、夫より旅所に及び、上の宮と下の宮を、次第にあらはす。
- 堂塔・末社・寶物、又は燈籠・碑石の類は、三ヶ所の社頭毎に屬したるものは、其條に聚てしるす。
- 別當の坊は、其社頭毎のすえに附録す。

江の島三所の社頭

銅鳥居 島の入口にあり。大辨財天の額を掲ぐ。是を總鳥居とも、又は一の鳥居とも唱ふ。

石鳥居 二の鳥居と號す。金龜山といふ額を掲ぐ。

木鳥居 三の鳥居と號す。辨財天の額あり。此二基は坂下にあり。此邊に燈籠數基たり。

石鳥居 四の鳥居なり。金龜山の額あり。坂の上。

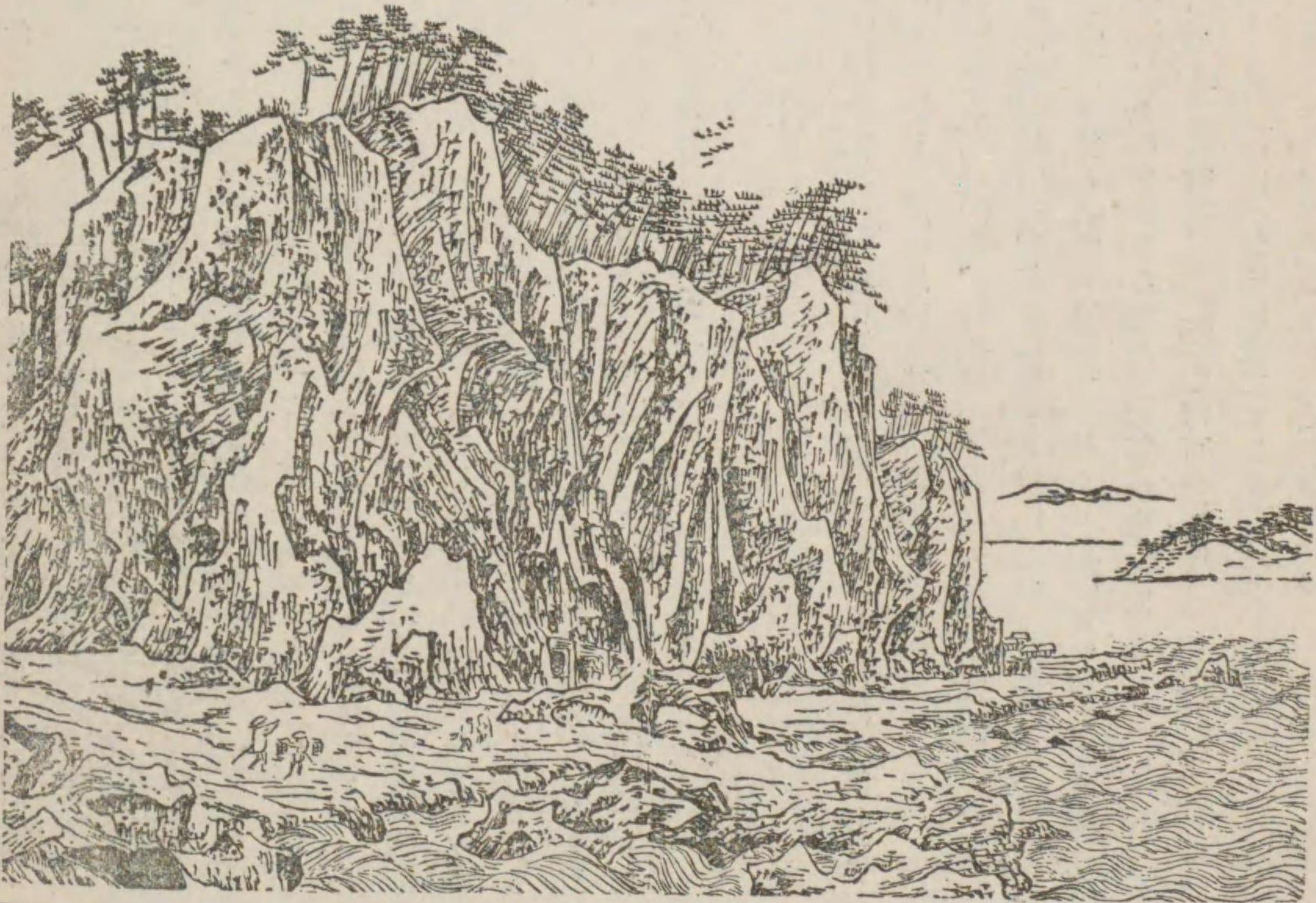
銅鳥居 五の鳥居なり。辨財天の額あり。本宮社頭登る坂下にあり。

木鳥居 六の鳥居なり。上の宮より、本宮へ至る坂下にあり。

石鳥居 七の鳥居なり。御旅所より、龍穴へ下る坂口にあり。是は治承六年四月五日、右大將家、始て建立し給ふ鳥居の舊蹤なり。古えは木柱に造り給ひしが、其後は石柱となせり。本宮辨財天の額を掲ぐ。

龍窟の鳥居 大寶玉の額あり。弘法大師眞蹟といひ傳ふ。

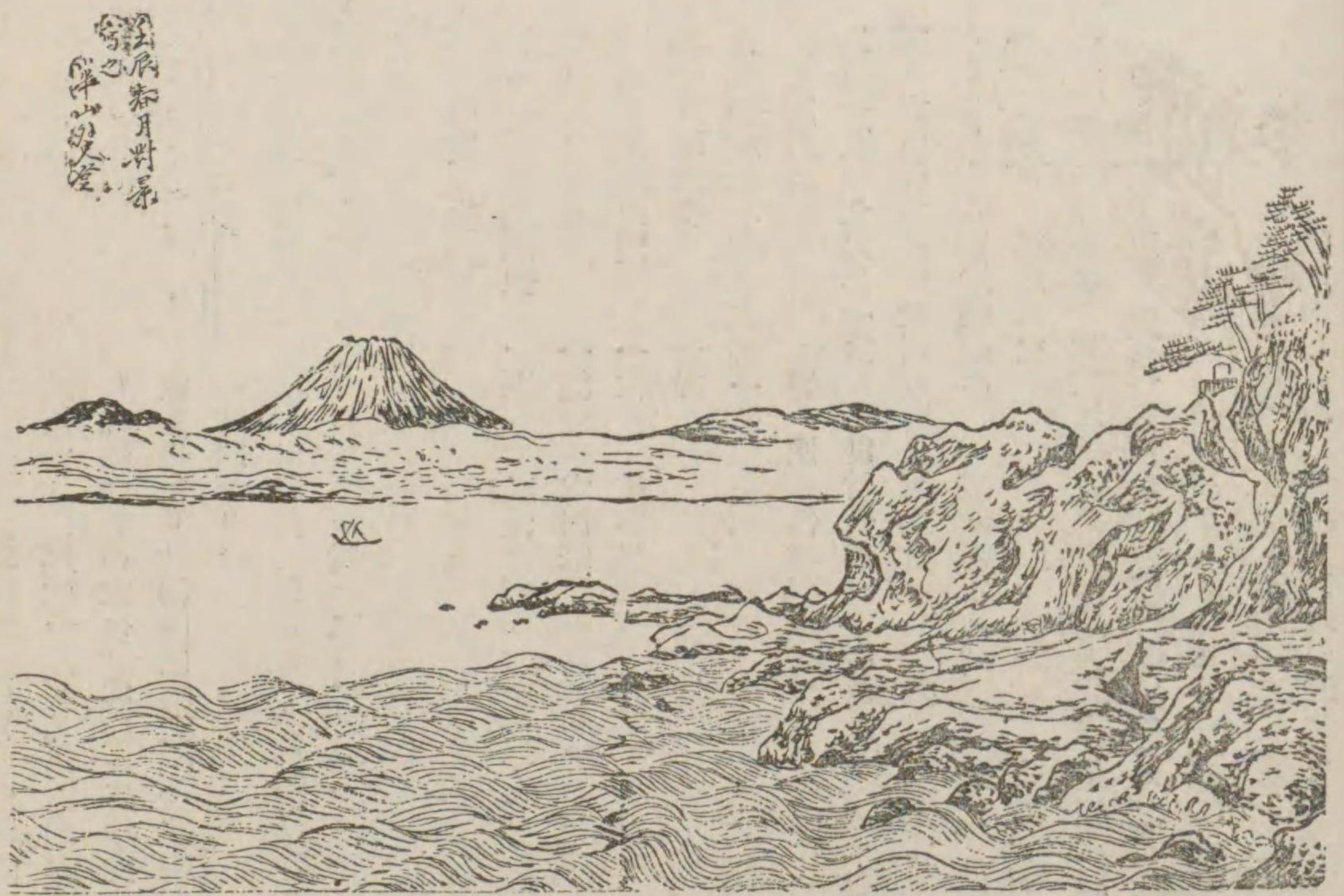
本宮岩窟 御旅所の南より岩路に循て、西南の方へ數十歩下り、眺望すれば大洋なり。又岩をつたひ、海岸を十歩許行ば、窟口なり。海水激入す。其邊の石壁、高きこと數十丈許、窟口誠に高く、仰て是を見る。左右も又廣く、窟前は南向にして、潮水湛て江湖のごとく、窟中へ入こと數十歩。土人松明を賣ものあり。燭を持って、窟内へ岩石を踐て入。窟中の内院は、大辨財天を安ず。相傳ふ、弘仁年中、弘法大師此窟中に參籠して、功德天の神像并天照大神・春日・八幡等の諸神の像を刻み、勸請し給ふといふ。漸々入て兩岐にわかる。金剛界・胎藏



界の穴なりといふ。兩部の大日、是も弘法大師作といふ。窟中一町許ゆきて、石像あまた有。側の石面より、清泉流れ落る。是を弘法大師加持水と唱ふ。其邊に蛇形の池といふあり。或は弘法の趺座石といふもあり。又弘法の臥石といふも有て、手にて是を撫るに、滑にして人肌の如し。又護摩の爐・石觀音・石獅子等のもの、弘法將來せし物といふ。是より奥は、窟狭くして入がたし。又日蓮上人も、此窟中にて法華經を讀誦し、冥惑を祈念せしともいへり。さて右大將家、此地に鳥居を始て立給ふといふとは、今なを傳ふれども、其いわれは、文覺上人爰の龍穴に、三七日斷食して參籠し、賴朝卿の御願に依て懇祈し、此時始て辨財天を、文覺上人が勸請せし事、慥なるものに見へたれど、此事は普通に傳へざるこそあやしけれ。文覺は、御祈りの爲に苦行をせしゆへ、賴朝卿も御出ありし事なるにぞ。此説は前條にも出せり。

【梅花無盡藏】云萬里居士。余則徒步臨水濱借舟詣繪島。大辯功德天、風浪渺茫之外、遙望士峰、意氣揚揚、自疑羽化登仙者、手持燭入金胎之兩洞、見乾滿之二珠及白蛇形二寸許、即岩腹實蜿蜒々、如飛動也、洞中凡百步餘、暗然不能究其奥云云。

【北國記行】堯惠 蓬萊洞とて、深秘の境なりと稱するも此所の事なりといふ。又【東鑑】に、龍穴とあるは、此岩屋の事にて、鎌倉將軍家のころは、年早すれば、七所の靈所にて雨を祈らるゝこと、往々見えて、江の島龍穴とあるは、此所のことなり。或説にいふ、古へ金窟と稱し、上古の世には、此所



より金銅を掘出したる由、爰にて掘し金銅を、腰越にて洗ひ沙汰せし所を、昔より金洗澤と唱ふ。金銅の出し山ゆへ、金龜山と名附る歟。されば龍窟は上世の古坑にて有ける。仍て金窟とも號する事は其謂れありしゆへならん。

魚板磬 龍穴の前にあり。岩面平坦にして、魚板の如きゆへに名附く。或は魚板の字を用ゐるといふ。遊觀するもの、此磬上に座し、魚を釣もあり。又は榮螺の壺燒、鮑の酢具などつくらせて、酒を勧るもあり。海上の眺望、絶景言語に盡しがたし。

本宮御旅所 毎年四月上旬初巳より、十月初亥日迄は、此山上の宮に遷座、仍て神體其餘寶器も、皆山上の假宮に移し奉る。宸翰の額 大辨才天とあり。土御門帝の宸翰なり。縮字して出せり。



外に江島大明神とかける額を、後宇多帝の宸翰にして、建治元年九月廿二日、蒙古入寇の御祈願の爲めに納めらるゝといふ。

此額宸翰といふ事、詳かならず。

例祭 毎年四月初巳日、龍窟より辨財天を神輿に遷し奉り、別當岩本院を始とし、社僧・神人行装を整へ、音楽を奏し、御旅所へ遷座。此節は參詣の縹素群をなせり。十月初亥日、又龍窟へ還幸、行装前後同じ。

求開持堂 本宮の傍にあり。本尊虚空藏を安ず。額を揚ぐ。求開持堂とあり。日光座主宮一品准后公辦法親王の眞蹟なり。

護摩堂 觀音堂 神庫 末社三屏合社稻荷・天宮

鐘樓 鐘は寶永の鑄 石燈籠數基有。龜石



別當岩本院 當山を總號して、金龜山與願寺と稱し、岩本院は總別當、本宮龍窟を守る。眞言新義、京都仁和寺の末也。客殿に岩本院の額を掲たり。持明院權大納言基時卿の眞蹟なり。

此寺の住僧、清僧なる時は、山繁昌せざるとて、清僧なることあれども、妻帯なるもの多し。社領十五石、固瀬村にて賜ふ。

○寶物

- 刀八毘沙門天銅像 一軀 弘法大師作。金厨子入。
- 阿彌陀畫像 一幅 右同筆
- 太田道灌軍配圖 一枚 練物黒塗
- 北條氏康文書 一通
- 古河御所政氏朝臣文書一通

【江島縁起】 五卷 詞書作者不知。畫は土佐流なり。馬玉一顆 九穴具一箇 二俣竹一本 蛇の角二本長二寸許

上ノ宮 當山の中程に社頭あり。前立辨財天、慈覺大師作。拜殿額縮字 釋寂圓書なり。



本社東向 開帳の尊像は、龍池大辨財天、是は慈覺大師、龍池の窟へ參籠られ、感得に仍て、出現し給ひし八臂の像を彫せしものなり。縁起にいふ、上ノ宮は、文徳天皇の仁壽三年、慈覺大師創建なりといふ。鐘樓 寶永の鑄鐘なり。銘は

略す。

樓門 本社正面にあり。樓上に妙音天・愛染明王を安ぜり。此樓門にも辨財天の額を掲ぐ。

末社四所合祠 神明・鹿野・稻荷・役行者 金剛水井 供名なり。別當上ノ坊 新義眞言宗岩本院と同本寺。此坊は、古より清僧なり。社領十石、固瀬村の内に賜ふ。

○寶物

- 役商角自作木像 一軀 玉箱といふ、杉木の内より出せり。今は社内に安ず。
- 三面六臂大黒天 一軀 傳教大師作
- 妙音辨財天 一軀 慈覺大師作
- 琵琶 銘音條寺 一面 青蓮院宮より、銘部御授の物なり。

下ノ宮 山内社頭の初にあり。縁起に、建永元年、慈悲上人諱は良眞の開基にして、源實朝將軍の建立といふ。本尊辨財天は、慈悲上人の作なり。外に如意輪觀音・慈悲上人の像・宋の慶仁禪師の像等を安ず。

○寶物

- 三弦銘難波 意廟より、杉山檢校拜領の物なるを、當社え奉納せり。
- 琵琶 前に同斷
- 二王門 下の宮の社地。三層塔坂の半にあり。五智如来を祀り。今は社内に安ず。 杉山檢校の建立
- 隨身門 本地堂
- 觀音堂 護摩堂正觀音・不動明王・愛染明王等を安ず。
- 開山堂 眞上人の像を安ず。經堂眞言より移といふ。開山の堂。像・杉山檢校の像を安ず。
- 鐘樓 寛永十四年の造立。牛頭天王社眞言大師作。一統の鐘樓。

鎌倉攬勝考卷之十一附錄 江島

稻荷祠

末社三所合祠 鹿野・神明・山王

碑石 鐘樓の側にあり。たかさ五尺許、幅二尺七寸、厚サ四寸程、上の縁と兩縁は、別石を以て造る。座石今は見へず。土中より建たり。碑銘の所は、なかばより折たるを、繼合て建けり。土人は屏風石と稱す。傳えいふ、此碑碣は、土御門帝の御宇、慈悲上人宋國へ到り、慶仁師に接見して、此碑石を傳えて歸朝すといふ。篆額は、小篆にて大篆を兼て、三行に彫附たり。記文は、慶仁禪師が書するものといへども、大日本國江島靈迹建寺之記

慶仁禪師が記文の石面、文字剥缺して分明ならず。篆額の左右に、雲龍を彫附たり。記文は楷字なれども、書體更に見えず。僅に五六字は見えけるやうなり。此記文絶て世にされるものなし。

別當下ノ坊 下の宮を司る。新義眞言宗、本寺同上、妻帯なり。寺は此山の登り口、左の方にあり。社領は、此島一圓十石八斗六升を賜ふ。又島の内の地子、獵師町濱運上并船役等も、皆下の坊の收納する處なり。此由來は、福石の條を見るべし。

小祠

住吉社 山口にあり。陀根尼天山元は阿闍梨が、今は廢せり。島の北岸の小山を名附。

荒神祠 小坂の上にある。秋葉祠 東北の山の半腹にあり。

佛寺

圓可寺 眞言宗、同郡手廣村青蓮寺末なり。東の方山の中腹にあり。幽閑の地にて、山中の香華院なりしが、先年大風雨の節、山くづれ、大石に壓れ、堂宇も潰れ、今は廢寺となれり。

延命寺

上の坊の持、島の内
藤守念佛堂なり。

西方庵 下の坊の持、
上に同斷。

巖石

三天磐 兒が淵より、岩屋へ行小坂の上にある。岩石三つに裂てあり。梵天・帝釋・四天王の影向石と名附く。
荒神石 一名は蝦蟇石、無熱池の邊にあり。慈悲上人此島に籠りし時、蝦蟇出て障礙をなせしゆへ、加持しければ、此石と化したるといふ。

福石 無熱池の邊にあり。參詣の輩、此石の邊にて錢或は何にても拾ふ時はかならず富家と成といひ傳ふ。杉山檢校、いまだ無官にて在し時、心願をこめ、一七日斷食し、下の宮え參籠し、結願に至り社地を退かんとせし時、石に「蹟き、目をあり」と開き、針の有けるを拾ひ得て、又兩眼元の如く無盲となれり。夫より程經て、針療に名を顯し、杉山流と稱する針治一流の名譽を得たり。依て其身檢校にすゝみ、高貴の人の針療を奉りけり。或時將軍家の御前に達し、御不例なるに仍て、檢校に針治を命ぜられける時、此所にて拾ひし針を以て、御針療奉りければ、御病腦急に御平癒ましゝける。御氣色殊に御快然、其砌、何にても願ひ有やと台命有し時、乍恐、身分に於て願ひ奉るべき事の候はず。先年江の島下の宮え、一七日斷食參籠仕、滿尾の日、社地にて不思議の神助を蒙けるゆへ、下の宮え社領御寄附を願ひ奉りしに依て、其砌より當島内十石八斗六升御寄附被成下、獵師町等の地子に至るまで、下の坊の領する所となる由。是よりして、此石を名附て福石と唱ふといふ。

淵池

兒か淵 龍窟へ下る盤岩の岸にあり。むかし鶴岡相承院の、白菊といえる兒が沈溺せし所にて、又建長寺中の廣徳菴に住ける、自休といふ僧が尋來り、是も同敷此淵え投死せり。此事普く世に傳ふる説ゆへ、茲に略す。

龍池 第四の窟中にあり。

無熱池 下の宮え登り行坂の上、左の方にあり。天竺の無熱池をかたどれりと。島の山上にあれども、水濁すといふ。

蓮華池 山中にあり、昔一遍上人遊行の時、池の邊へ來て稱名念佛せし事年々ありし由。一遍上人自筆にて、蓮華水とかくれし額、今に岩本院に有て、寺の什寶となせりといふ。

洞窟

白龍窟 龍窟より東の方、第二・第三・第四とあり。

飛泉窟 第五の窟といふ。中に瀧あり。瀧のもとに池有。白龍此所に栖といふ。

十二の窟 島の廻りにあり。土人いふ、爰は天女の守護神、十二神將の居所なりといふ。

新田の抜穴 仁田と書は誤なり。新田四郎忠常なり。忠常は豆州の人にて、今も豆州に新田と稱する有。四郎忠常が出所の地といふ。

白龍窟の東に二穴あり。土人いふ、新田四郎忠常が、富士の穴より、此穴え抜たりといふは妄談なり。【東鑑】に、建仁三年六月三日、賴家將軍の仰に依て、新田四郎忠常、人穴へ入、一日一夜を経て歸るとあり。茲へ出しといふ事は見えず。

島崎

聖天島 島の東岸にあり。島の形、聖天の像に似たるゆへ名附

といふ。今窟中に、良眞上人の像を安ず。雨降らんとする時は、此島かならず鳴動す。此ゆへに水天供島とも號するといふ。

鷓鴣島 此島開闢の時、鷓鴣十二、來て此島に集るゆへ今に至る迄辨天の使者なりといふ。鷓鴣來島とも唱ふ。

ナキツラ泣面の崎 抜穴より東の出崎をいふ。

人家

茶屋 一の島居より、坂路の左右に軒を連て、食料酒饌を商ふ。茶屋凡二十軒許。參詣の旅客、魚味に飽んことを欲するもの、必ず茲に憩ふ。

御師 島にては御師とはいはず、裏茶屋と唱ふ。西北の海岸、或は茶屋の邊にも住居す。家數凡三十軒ばかり。他國より講をむすび參詣し、御師の家に宿せり。魚味の饗應をなす。

漁家 島の東岸に住す。家數凡七十軒程。すべて人家を集め、茶屋ともに百二十軒餘ありといふ。

産物

幅海苔 モツク 鹿尾菜 ヒシキ 鮑の糟漬

花貝 貝にて種々の模様を造り、山
中にて商ふ。外に貝類數品。

辛螺の壺燒 鮑の酢貝 其餘鮮魚多し。

六浦總説

六浦、或は六連、又は六面ともかけり。上世は、此地の村落六所ありて、皆海濱にて在しゆへ、總號して六浦、又は六連と唱

(景八澤金)

えし由、今は其唱えを變改し六浦といふは、一村の名にのこり、其他は六浦庄と號するのみ。此地は武藏國久良岐郡に屬し、郡の方位は、南の方なる界限なり。此所の四至は、東より北は當郡の地にて、西より南迄相州鎌倉郡に接附して、朝夷奈切通のこなた、峠村の堺に、岩面に地蔵を彫附たり。是を以て武・相の國界として往來の傍にあり。又夫より南の方は、相州三浦郡と山峰を境とす。南より東迄は滄海なり。地形の廣狹を推考するに、南北は長く、東西は少しく狭し。北より西南へ押廻し連山續き、其中央に海あれば、村落は、山麓または海岸に隨て民戸あり。巽の方なる滄海より、潮水濤を捲て進退すれば、鮮魚多く、仍て土人等漁網を以て、産業とするものすくなからず。東海道程ヶ谷驛より、凡二里半許、鎌倉よりも二里には過ず。邑里は十一村あり。石島もまた三四か所。此地の八木四石と稱するもの、其名高く、松に名有もの四五株あれども、其内に名稱する筆捨松は、人の口碑に唱ふ。當所八景の勝地は、延寶のころ、中華の沙門東阜心越といえる禪衲が、本邦へ歸化せしを、水府公の召に應じ、關東へ下向の砌、此地の風景を遊觀し、彼土の西湖八景に似たる勝地なりとて、詩を咏せしより、八景の名おこれりともいふ。六浦は古き總號なれども、六浦八景といわず、金澤八景と唱ふ。又謠曲に、稱名寺の青葉の楓の事を作れる題號を、金澤とも題すべきを、是はまた六浦と號する謠曲あり。鎌倉に將軍家のおわせし時、靈所七瀬の御拔とて、早する節は雨を祈らるゝに、水天供の修法を行はせ給ふ六浦も、七所の内なり。文治の初に、右大將家御願にて、大倉の南の山際

へ、大御堂并勝長壽院御建立の時大名等え人夫を課せられし其
僑夫の中に、上總五郎兵衛尉忠光紛れ在しを縛せられ、和田義
盛に預給ひ、其後此所にて斬戮せられ、六浦の海へ沈むとある
は此所なり。又郷中に、往來道三筋あり。一は程ヶ谷新町の方
より、能見堂を歴て、夫より稱名寺前を南へ、金澤原を遡り、
町谷村を洲崎へ出て、瀬戸明神の前濱を通り、六浦村へ掛り、
侍従川を渉り、國境の地を踰て鎌倉郡へ入、朝夷奈切通へ到る。
これは此地遊觀するもの、經過する道なり。又金澤原より東へ
行て、柴崎村を経て、本目の方へ通ふ道もあり。一は程ヶ谷新
町より、能見堂の西へ出て、釜利谷村へ掛り、引越村の海岸を。
南の方へ行ば、前にいふ六浦村の前濱なる路に合す。一は侍従
川を渉り、大同村・河村の邊より南の方へ山路を踰れば、三浦郡
浦賀への街道なり。行程凡五里許。

村邑

大同村 國境の地蔵より東寄にて、南の方三浦郡と山堺地なり。
土人いふ、往古大同年中の石地藏有しゆへ、村名には唱えし
が、今は其舊跡も定かならずといふ。
河村 大同村の東にあり。
室の木村 瀬ヶ崎より東にて、南寄の村なり。
瀬ヶ崎村 大同村より東の海濱に接す。
刀切村 室の木村より東南の海岸の地なり。以上四村は南寄。
六浦村 南の方は海濱なり。往古より六浦と唱ふる本邑なるに
や。村内に六浦川あり。
引越村 六浦村より西北に續く。こゝも南の方は海に接す。

悲み、其具を此所に捨置て、身を投しといふ。慥かならず。
或説には、むかし此海濱に鯛多く寄て、海上に山をなせり。
依て土人悉く出て是を漁し、爰に籠を築き、魚油を製しける
こと夥し。爰の郷民等利潤を得たり。ゆへに此所を波よけの
堤を設しを、油堤と名附といふ。

山川

一覽亭山 瀬ヶ崎村の南にある山峰なり。六浦の庄を眼下に望
み、南の方三浦郡浦賀并三崎・房・總の山海を、悉く眺望し盡
せり。
六浦川 六浦村の山谷より流出て、往來の邊にて海へ注ぐ。
侍従川 鎌倉郡時村の谷合より流出し、六浦往來へ掛りて、流
末は海に入。土俗いふ。照天が乳母、侍従といふ女の入水せ
し川ゆへ名附と。是は俗説なり。實は此川光傳寺といふの境
内を流れて、又往來へ流るゆへ、もとは寺中川と號せしを、
中古以來は侍従の説おこりて、終に今の名に唱ふといふ。

橋梁

瀬戸橋 瀬戸より洲崎へ渡る板橋なり、海中へ土石をもて中
洲を築き、二橋を其洲より、兩岸ともに桁を投出して、柱な
く造れり。二橋同じ。
侍従川橋 往來に架せり。
六浦橋 往還に架けり。

八木

青葉楓・西湖の梅・櫻梅・文珠櫻・普賢象櫻、
是は稱名寺境内にあり。黒梅今は絶たり。
蛇混柏、瀬戸の神社に有。外に雀ヶ崎の孤
松、是を八木といふ。

釜利谷村 引越村より西北にあり。南は海岸、西は鎌倉郡と境
をなすこと、引越・六浦ともに同じ。
柴崎村 東の境にあり。南の方は海濱なり。
町谷村 柴崎村より南の方、村内往來に民戸多く、店屋あり。
野島村 町谷村より巽にあり。南東は滄海ゆへ、地の界限にて、
漁者多くすめり。爰より浦賀へ渡る便船を出す。

地名

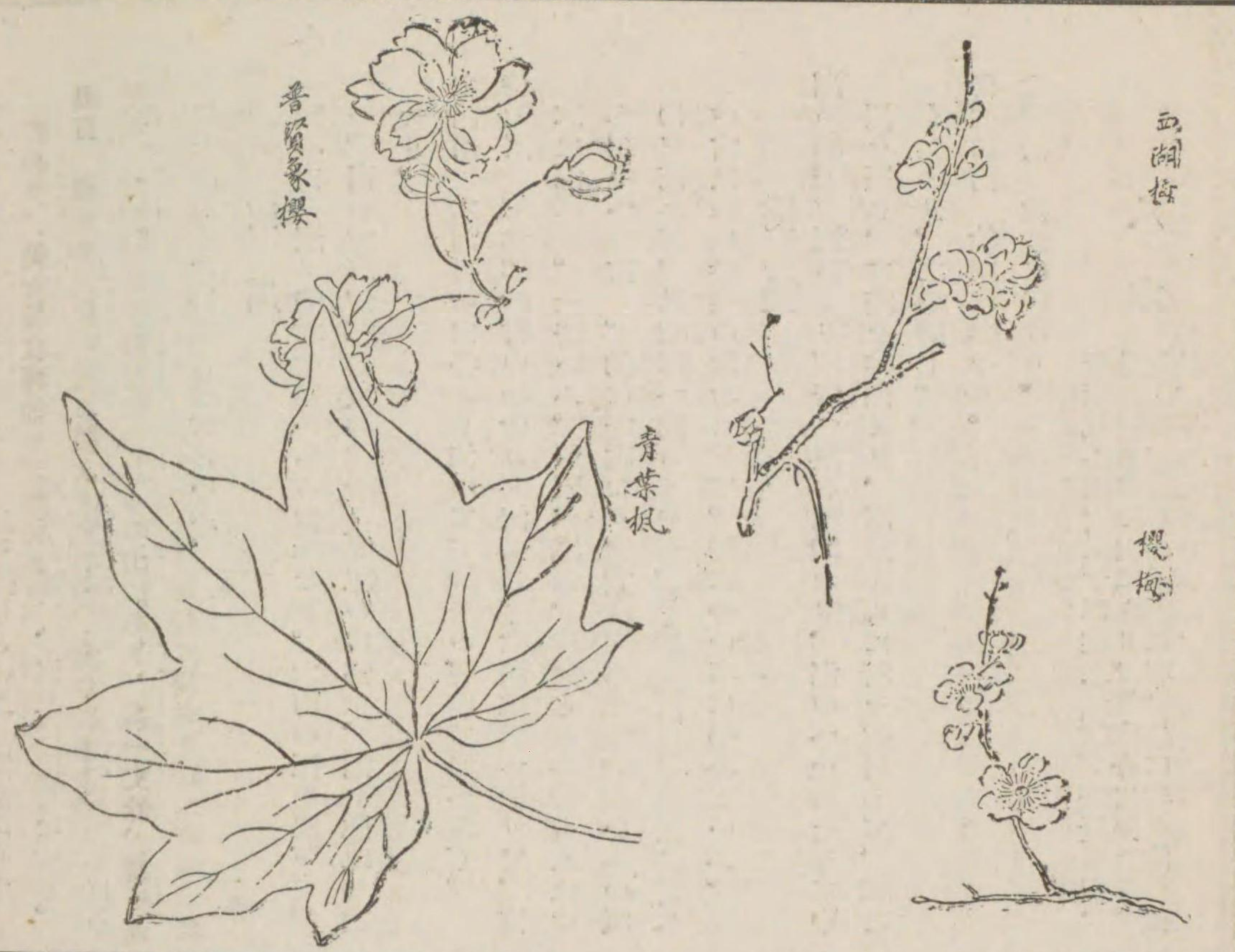
金澤 西は能見堂、南は町谷村、東は柴崎村迄、金澤と稱す。
金澤原 町谷村の民戸をはなれ、東は柴崎の海岸、北は稱名寺
門前迄を名附く。
洲崎 町谷村より瀬戸橋の邊をいふ。
平方 町谷村と野島村の間にて、海岸の地をいふ。
乙種浦 野島村の東の海濱をいふ。
三艘ヶ浦 瀬崎村の海濱をいふ。昔此浦に、唐船三艘著たるゆ
へ名附く。其時經卷等を載來り、稱名寺へ安せし由を、古老
の傳えけるといふ。今は稱名寺も文庫の書なく、青磁の陶器
二品、是も其時載來りし物とて、彼寺にあり。
雀の浦 室の木村の南の出崎をいふ。天神の小祠あるゆへ、天
神が崎とも唱ふ。又浦の江は、此村の東の入江をいふ。
瀬戸 或は瀬戸の浦とも唱ふ。瀬戸神社の邊より、洲崎迄をい
ふ。
榎戸の湊 刀切村の南の入海をいふ。
油堤 六浦橋の南にある堤なり。是も土人の説に、侍従が、照
天の假粧の道具を持て、此堤まで尋來り、其行衛知ざるゆへ、

青葉の楓 稱名寺の堂前にあり。六浦といえる謡曲に、山々の
紅葉、今を盛と見えて候に、是なる楓の木、ひと葉も紅葉せ
ず候ほどに、不審をなし候よ。これは古え、鎌倉の中納言爲
相卿と申せし人、紅葉を見んとて此所來り給ひしが、山々
のみみぢいまだ成しに、此木に限り、紅葉色深く、たぐひな
かりしかば、爲相卿取あえず。

葉

いかにして此一もとに時雨けん、山に先たつ庭のみみぢ
と、詠じ給ひしより、今に紅葉をばめで候、あゝ面白の御詠
歌やな。我數ならぬ身なれども、手向の爲にかくばかり、
ふりはつる此一もとの跡を見て、袖の時雨を山に先たつ
あゝ有がたの御手向やな。いよく、此木の面目にてこそ候へ
云云。堯惠法師が【北國紀行】に、同じ比、六浦・金澤をみる
に、亂山かさなりて島となり、青嶂をばだちて海をかくす。
神靈絶妙の勝地なり。金澤にいたりて稱名寺といえる律の寺
あり。むかし爲相卿、いかにして此ひととに時雨けん、山
に先たつ庭の紅葉」と侍りしより後は、此木玄冬まで侍るよ
し。聞ゆる楓樹ち残りて、佛殿の軒に侍り。
先たゝはこの一本も残らしと、かたみの時雨青葉にそ降
武州金澤稱名寺、青葉のみぢといふ有。當座に所望、昌休
そめやらて名にもたちえのすゑ葉か南
おくふかきこゝろやつゆのうすもみち

西湖梅 堂の前、東の方の池邊にあり。八重の白梅なり。
【梅花無盡藏】に、西湖梅之詩有、自註云、西湖梅、先代



之主、屬商舶、移栽杭州西湖之梅、名之以未開爲遺恨異、

前朝金澤古招提。遊十年遲雖噬臍。梅有西湖指枝拜。未開遺恨翠禽啼。

櫻梅 堂前の東の方、西湖梅の並にあり。文殊櫻 堂の前にあり。昔の櫻は枯けるゆへ、今の櫻は後世植繼たるものなり。常の八重櫻なり。

普賢象櫻 堂の前、西の方にあり。八重なり。花の心中より、新緑二葉を出したり。【園大曆】に、延文二年三月十九日に。南庭へ櫻樹を渡し栽。殊絶の美花也。號鎌倉櫻とあり。按に、

稱名寺に在櫻樹なるにや。昔鎌倉勝長壽院永福寺の庭前へ、櫻を多く植られ、右大臣家渡御有て櫻花を賞せられ、和歌を詠じ給ふと、往々見えたり。仍て鎌倉櫻と有は是ならん歟。

又按るに、延文の頃迄有しにや。鎌倉櫻と稱せしものは、一様ならぬ珍花なりし由。勝長壽院などは、將軍家御所より遠からぬゆへ、正慶の兵燹にて、皆焼亡して絶たりといふ。延文の頃の櫻は、古えの藥樹にや。

黒梅 今は絶たりといふ。以上六株は稱名寺に有しなり。蛇混 柏 瀬戸神社の東脇にあり。枝葉生茂して、恰も龍蛇の屈蟠せしに似たるゆへ名とす。延寶八年八月六日の大風に倒れたり。

雀か浦の孤松 室の木村の東南の出崎にあり。是を八木の内と名附たり。或は君が崎の一ツ松を、八木の内ともいふ。

四石 美女石・姥石・福石・飛石

許、攀最高頂、則山々水々面々之佳致、昔畫師金岡、絶倒擲筆之處、有名無基、但其名不甚佳、相傳曰濃見堂也、又畫師擲筆之峰、

登々匍匐路攀高。景集大成忘却勞。秀水奇山雲不裏。畫師絶倒擲秋毫。

夫婦松 筆捨松より東の方に、二樹相並て茂生する松をいふ。古え此邊の里長を村君大夫と稱したるもの、夫婦して栽し松といふ。

君か崎の一ツ松 町谷村の西裏の出崎に、一樹ある古松をいふ。夜の雨松 釜利谷村手子明神の北なる鹽濱に有松をいふ。此邊を八景の内に入、瀟湘の夜雨に擬するゆへ、爰にある松を取合て、夜の雨松と名附たる由。

照天松 或は照手に作る。此松は瀬戸橋より北に當りて、西岸の出崎に一樹ある松をいふ。土俗の諺に、むかし照天の姫を、爰にてふすべし所なり。此ゆへに、姥が焼さしの松ともいえる由。是も延寶年中の大風に吹折て、根株のみ存せしゆへ、其後また松を栽たり。扱此照天姫と有は、【鎌倉本草紙】に、照姫といふ遊女とあり。又作り物語に、小栗判官兼氏とかげり。是も實は小栗小次郎助重といふ人なり。【大草紙】に云、

應永卅年癸卯春の頃より、常陸國の住人小栗孫五郎平滿重といふもの、謀叛を起し、鎌倉の御下知に背きけるゆへ、源持氏朝臣御退治として、結城の城え、八月二日御著、小栗が城を攻らる。小栗も兼てより軍兵を數多城外へ出して防ぎ戦ひけれど鎌倉勢一色左近將監、木戸内匠助先手の大將にて、吉見

美女石・姥石 此二石は、稱名寺境内にあり。姥石は蓮池の中にあり。美女石は蓮池の北岸にあり。

福石 瀬戸辨天島へ渡る橋より東の方、海岸にあり。飛石 引越村の金龍院のうしろの山にあり。高一丈餘、廣サ九尺許。傳へいふ、古え三島明神、此石に飛來り給ふゆへ、名附るといふ。

島嶼

瀬戸辨天島 瀬戸神社の前なる海上へ、築き出したる島なり。祠は傳へいふ、平政子の方、江州竹生島を、爰に移し築かしめ給ひしといふ。風景よき地なり。

夏島 野島村より巽の方、海中にあり、廣サ三町に一町餘なり。玄冬に至りても此島に雪つもらず。ゆへに夏島と名附く。

烏帽子島 夏島より南の方に、形の烏帽子に似たるゆへ名附といふ。刀切村の出崎にあり。

猿島 夏島の東南にあり。廣五町四方許。是も形の似たるゆえ名とす。

裸島 是は小島にて、猿島の前にあり。草木もなきゆへ裸しまとは號する由。此四島は、すべて石島なり。

古松

筆捨松 能見堂の前にある松をいふ。是は名にふりし松なり。傳えいふ、むかし巨勢の金岡といえる畫工、此地に來りて、佳景を寫さんとせしかど、其絶景なるを感じ、松のもとにて筆を投捨たりといふより名附ると、古く土人が傳なり。

【梅花無盡藏】云、萬里が詩の自註に、出金澤七八里

伊豫守・上杉四郎荒手に替りて、兩方より攻入れれば、終に城をば攻落され、小栗は行方不知落行て、後に忍びて三河へ落行。其子小次郎助、潜に忍びて關東に在けるに、相州権現堂といふ所へ行けるが、其邊の強盜ども集りける處に宿をかりければ、主人のいふ、此浪人は、常州有徳の仁にて福者の由、定て隨身の寶有べし、打殺して可取由談合す。去ながら、伴ひたる家人ども有。いかせんといふ。一人の盜賊のいふは、酒に毒を入れて吞せ殺せといふ。尤と同じて、宿々の遊女どもを集め、今様など謠わせ、躍り戯れ、彼小栗を馳走の體にもてなし、酒をすゝめける。其夜酌に立たる照姫といふ遊女は、此間小栗に逢馴、この有さまを少し知けるにや、自も此酒を不吞して有けるが、小栗を憐み此由をさゝやきけるゆへ、小栗も吞やうにもてなし、更に吞ざりけり。家人どもは是を知らず、何れも酔伏けり。小栗は假初に出たる體にて、林の中に出て見れば、鹿毛なる馬をつなき置たり。此馬は道中にて、大名往來の馬を盗み來りけれども、第一の荒馬にて、人をも喰ふみければ、彼盜ども、仕方なく林の中につなぎ置けり。小栗是を見て潜に立歸り、財寶少々取持て、彼馬に乗、鞭をすゝめて落行けり。小栗は無双の達乘にて、片時の間に藤澤道場へ馳行、上人を頼ければ、時衆二人附て三州へ送らる。彼毒酒をのみし家人并遊女、少々酔伏けるを、河水へ流し沈め、財寶をも奪取、小栗をも奪けれどなかりけり。盜人どもは其夜に分散す。酌に立し遊女は、酔たる體にて伏ければ、是をも水に流しけるが、河下よりはひ上り助けける。其後永

享の頃、小栗三州より來り、彼遊女の照姫を尋出し、種々の寶を與え、盜人どもを尋出して、皆誅伐しけるといふ。此子孫代々三州に居住しけると、「大草紙」にしるせり。仍て按ずるに、「小栗系圖」に、桓武平姓にて、平貞盛が後胤なり。されば常陸大椋國香以來、常陸國に住せし大名にて、小栗の城にすみしより、小栗を氏には稱しける。或説に、小次郎助重の親、孫五郎滿重、畫の名人にて、其後年經て京都へ上りけるが、畫の聞えありて、京都將軍の畫所となり、名を改て小栗宗且と號し名譽の畫工は、滿重が事なりともいへり。又小次郎助重は子孫代々三河に住し、此裔孫三河にて、御當家に仕え有りける馳士小栗氏なる人々は、小次郎助重が末孫にて有けるともいへり。

八景

平湯落雁 町谷村の南、平方の西なる鹽燒濱をいふ。
洲崎晴嵐 洲崎の民家連る所をいふ。
内川暮雪 瀬が崎村の前の濱をいふ。
野島夕照 野島村の南へ出たる所、或は瀬戸の浦をもいふ。
乙鱸歸帆 刀切村の東に船見ゆるをいふ。
瀬戸秋月 瀬戸の海上をもいふ。
小泉夜雨 釜利谷村の北の鹽濱をいふ。
稱名晚鐘 稱名寺の鐘をいふ。
○八景詩歌
平湯落雁 列陣冲冥堪入塞。菘蘆蕭瑟幾成隊。

飛鳴宿食恁棲遲。千里傳書誰不愛。

跡とむる眞砂に文字の數そゑて、鹽の干湯に落る雁哉

洲崎晴嵐

滔々驟浪斂餘暉。滾々狂波遠竹扉。

市後日斜人靜悄。行雲流水自依依。

賑える洲崎の里の朝けふり、はるゝ嵐にたてる市ひと

内川暮雪

廣陌長堤竟沒潛。奇花六出似○○。

渾然玉砌山河乏。遍覆危峰露些尖。

木蔭なく松にむもれてくるゝとも、いさしら雪のみな

と江の空

野島夕照

獨美漁翁是作家。持竿盪漿日西斜。

網得魚來沽酒飲。○震高臥任堪誇。

夕日さす野島の浦に干潮の、めならふ里のあまつ家々

乙鱸歸帆

朝宗萬○遠連天。無恙輕帆掛日邊。

欸乃高歌落雲外。依稀數艇到洲前。

沖津舟ほのかにみしもとる梶の、をともの浦に歸る夕

なみ。

瀬戸秋月

清瀨涓々舟不繫。風傳虛籟正中秋。

廣寒桂子香飄處。共見氷輪島際浮。

よるなみの瀬戸の秋風小夜ふけて、千里の沖にすめる

月影

小泉夜雨

暮雨凄涼夢亦驚。甘泉涓々聽分明。

蓬窓○○無相識。勝斷君山鐵笛聲。

かちまくらとまもる雨も袖かけて、涙ふるえのむかし

をぞ思ふ

稱名晚鐘

夙昔名藍成覺地。華鐘晚扣若鯨音。

幽明聞者咸生悟。一字○○祇樹林。

はるけしな山の名におふかね澤の、霧よりもるゝ入あ

ひのこゑ

産物 鮮魚 海藻

カヒカフ 甲香 【徒然草】に、甲香、此浦より出る所のものは、ヘナダリ

といふとかけり。或は夜鳴唄とも稱す土人はまたパイともい

ひ、ツブとも唱ふ。其圖大小あること、右に出せしが如し。

すべて鼠色にて、内に赤色をふくめり。

鮮魚 鹿尾菜 稚海藻

鹽燒 海濱所々に鹽屋あり。釜利谷村・町谷村・野島村・六浦村・

刀切村等にて製す。

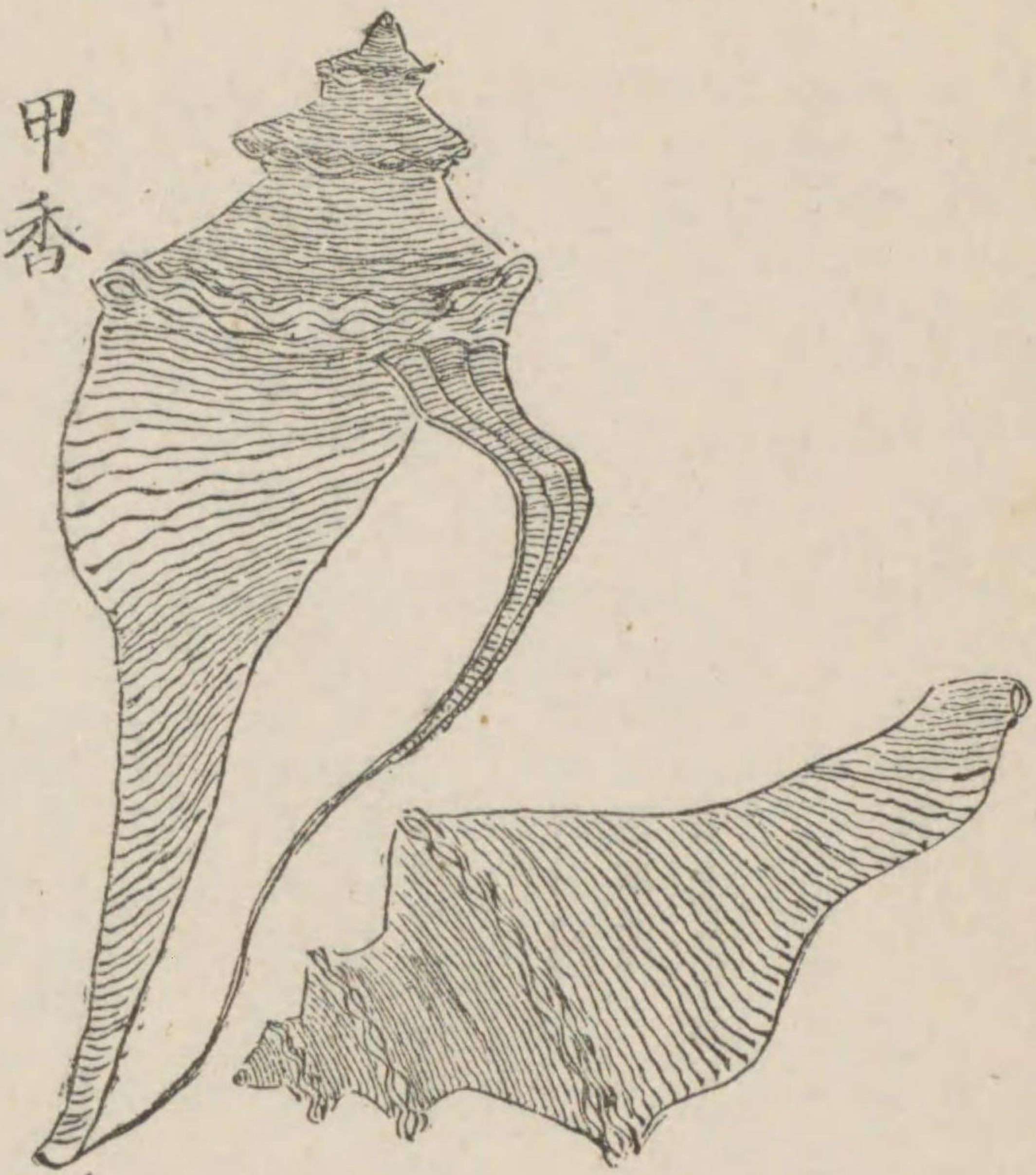
唐船 往古唐船、三艘が浦へ着岸せし時、船中に乘來り、其時

の猫を此地に残し置たるより、種類蕃息し、家々にありとい

えども、形の異なるものも見へず。されど古くいひ傳え。【梅

花無盡藏】にも、此事をかけり。里人に尋るに、本邦の猫は、

背を撫る時は、自然と頭より始て、背を高くするものなるに、



甲香

唐猫の種類は、撫るに隨ひて背を低くするなり。是のみ外に違ふ處なく、皆前足より跡足長く、其飛と早く、毛色は虎文、または黒白の斑文なるもの多く、尾は唐猫は短きもの多しといふ。

神社

三島大明神 瀬戸神社と稱す。瀬戸橋の西北、街道際に有。社地南向、鳥居入口にあり。額は縮字して出す。世尊寺從二位經尹卿の眞蹟なり。

正一位大
山積神宮

三島大明神

拜殿の額、神道長、正二位下部季兼卿の眞蹟なり。社領御朱印百石を附せらる。【北條所領帳】に、八拾五貫九百五十八文、社領六浦に伏すとあり。神主千葉氏なり。社傳に、右大將家、豆州三島神社を勸請し給ふといひ、また實朝將軍の御詠歌なりとて、社傳にいひ傳ふる和歌あり。定かならず。和田つ海の瀬戸の社の神垣に、願ひそ滿る潮のまに〜【鎌倉年中行事】に、瀬戸三島の臨時祭、四月八日とあり。實物 陵王ノ面 抜頭ノ面 各上作といふ。鐘樓 社の東の方にあり。

瀬戸三島社鐘銘

洪鐘新製寄器海壖、靈神振德衆人結綬、韻徹遠近、鎔體黃玄、緇素益大、村里聽鮮、開靜動閣、奏敬悲田、驟化世俗、頻敲夜禪、覺煩惑夢、驚生死眠、昏曉清響、劫々永傳、大戒菩提、薩埵僧普川筆、應安七年、四月十五日、奉鑄之、神主平胤義、檀那沙彌釋阿並十方四衆等、勸進聖義道、大工大和權守國盛、普川とあるは、實戒寺の二世なり。慈源和尚といひ、後に普川國師と號す。實は尊氏將軍の第二子なりといふ。藥師堂 社の東にあり。蛇混柏、此事は前條に出せり。

道興准后法親王【廻國雜記】に、これより、瀬戸・金澤といえる勝地の侍を尋行に、瀬戸の沖に、漁舟あまた見へけるをよるへなき身のたくひかな波あらし、瀬戸のしほあひ渡る舟人

磯やまつたひ、残の紅葉、見所おほかりければ、冬されは瀬戸の浦はのみなと山、幾しほみちて残る紅葉は

【梅花無盡藏】に、萬里が詩、瀬戸社自註云、六浦廟前有古梅樹 遺廟柏園六浦橋、朗吟繫馬石支腰。

歸鴉飛破翠屏面、剩被風聲添晚潮。

三本杉 蛇混柏の南にあり。古木なり。根株相連て、三本並び生ず。是も延寶の大風に倒れたり。又云、年時は定かならず。放家僧が讎を討たること、謠曲に見えたり。相模國の住人利根信俊といふもの、下野の住人牧野左衛門尉某を、口論のうへに、信俊が牧野を討しゆへ、其子小次郎某と、又其兄は禪僧にて有けるゆへ、放家僧と身を鬻て、竟に弟小次郎に、仇なる信俊を、此三島社の邊にて討し事を作れり。謠曲の説體ならねど、按に、此放家僧の子孫は、今野州烏山に住し、大林寺と號する修驗者は、其跡なりといひ傳ふ。

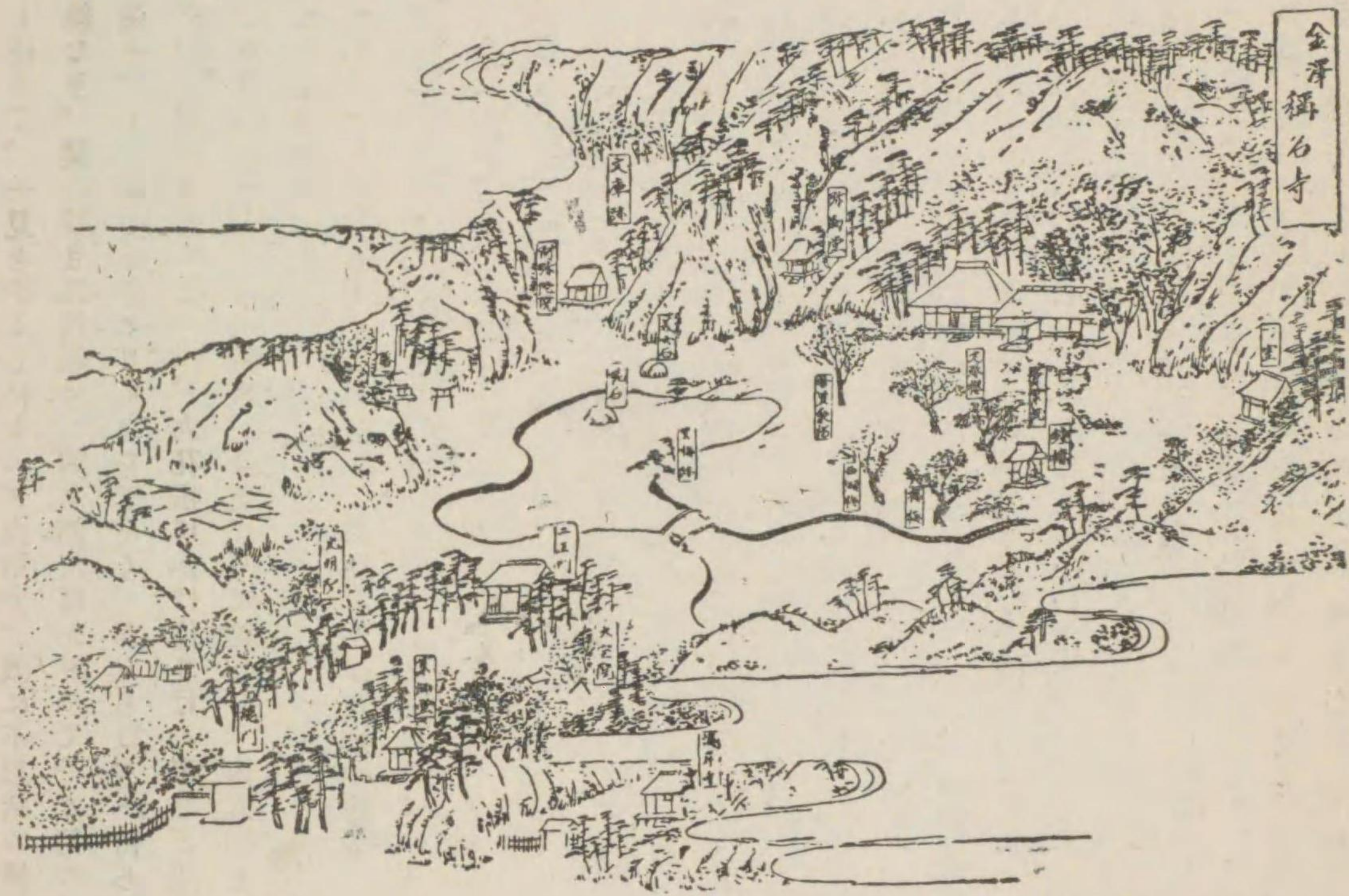
宇賀山王權現 釜利谷村にあり。此社は大久保主水の先祖なるもの、謂れ有て、日光の御神廟を崇め奉らんが爲に經營せしかど、憚る所多ければ、社號を山王權現と稱號し奉るといふ。手子明神 釜利谷村の内、瀬戸の北にあり。天満天神 室の木村の東の出崎にあり。小祠なり。地名を雀が

崎とも、又は天神が崎ともいふ。宮根權現 室の木村の南の山腹にあり。小社にて、此社木に丈樟の大樹あり。土人いふには、此樹、當所に稱する八木の内なりといふ。いづれか定かならず。

佛寺

稱名寺 金澤山と號す。眞言律、南都西大寺末なり。龜山帝の勅願所といふ。本願は北條越後守平實時にて、其子顯時の建立なり。實時を稱名寺と號し、法名正惠といふ。顯時より金澤に居住し金澤を家號とす。顯時の法名を惠日と號す。正安三年三月廿八日に卒す。碑石あり。開山祖は睿海和尚。寺領御朱印百石を附し給ふ。【小田原北條所領帳】に、稱名寺領、七拾七貫文、金澤に伏すとあり。文明の頃迄は、伽藍にして、三層の寶塔なども有し由。寺門境内南向にて、總門金澤原に向ひ、總門より本堂迄二町餘あり。二王門密迹金剛は、運慶が作といふ。本堂 南向、本尊彌勒佛、運慶が作。

十六羅漢畫像 十六幅 禪月大師筆
阿彌波左曩五字文殊畫像 一幅 弘法大師筆
信解品 一卷 弘法大師筆。
瑜伽論 一卷 營家の筆。荏柄天神にも、此餘卷あり。
請雨經 一卷 右同筆
愛染金銅像 一軀 龜山帝の御守本尊といひ傳ふ。寺僧いふ、天照大神の作とはいえど、吉備丸の作なりといふ。
三尊彌陀木像 一龕 惠心作、長三寸五分。



不動木像 一軀 弘法大師一刀三禮の作、長二寸五分。
 彌勒泥塑像 一軀 右同作。座像長三寸許。
 釋迦像 一軀 興正菩薩作。
 佛舍利 八祖相承の舍利とて、祖師より代々相傳えて、弘法大師に至りて、大和の室生山に納置しを、龜山帝の勅に依て、當寺へ納るとなり。昔は勅封なりしといふ。
 牛玉 一顆 鹿玉 一顆
 青磁花瓶 四個 唐物 青磁香爐 一個 唐物
 此二品は、三艘が浦へ、唐船のせ來りし物を、爰に納。交趾の製なり。
 楊貴妃珠簾 一連 此品、初は尾州熱田の寶物にて有しを、龜山帝の勅にて、爰に納るといふ。海水晶の細きを、色絲にて美麗にあみたるものなり。道興法親王の「廻國雜記」に、此在所に稱名寺といえる律院侍り。ことの外なる古跡にて、伽藍なども、さりぬべきさまなる、所々巡禮し侍りけり。三重の塔婆にまふでけるに、老僧に行逢ぬ。此塔の由來など尋ければ、是にこそ、楊貴妃の玉のすだれ、二かけ安置し侍れ。我がはからひにて侍りましかば、一見させて侍るべきものをとて、懇切なる芳志に見え侍りき。すぐに下向せんとしけるに、此僧いろ／＼と思案して申す様、しばらく相待侍れ、住持に申こゝろみんとて、僧たち入ぬ。や、ありて、たちかえりていふ様、此玉簾は、當寺の靈寶として、毎年三月十五日に取出すより外には、堅く制し侍れども、拙老經廻の義、前後其例ありがたく侍れば、衆僧請合

し侍りて、一見をゆるし侍るべき由申す。誠に不思議の機縁なり。簾の長さ三尺四寸、廣さ四尺ばかりにて、水精の細き、よの常のみすよりもなほそく、かたちは見へ侍らず。王妃の其いにしへに、九花帳にかけ侍りけん事など思ひやり侍れば、千古の感緒、今更きもに銘じて、皆人袖をぬらし侍りき。

遠き世のかたみを残す玉すだれ、思ひもかけぬ袖の露哉
 彌勒堂 本堂より西の方にあり。此堂内に、一切經の殘篇の破れたるものあり。ある説に、是は三艘が浦へ、唐船の載來りたるもの歟、又は文庫に納しもの歟といえり。詳ならず。

塔頭二字 大寶院 二王門外東の方にあり。
 光明院 右同所、西の方にあり。
 阿彌陀院 蓮池より西の方にあり。
 藥師堂 總門外の東の方にあり。
 一の室 本堂より東の方にあり。
 八幡宮 境内鎮神。蓮池の西の方にあり。額を掲ぐ。



龜山帝の宸翰なり。

鐘樓 本堂より東の方にあり。鐘の銘寫。
 大日本國武州六浦莊稱名寺鐘銘
 降伏魔力怨除結盡無餘露地擊礎礎苦薩開當集、諸欲聞法人度流生死海聞此妙響音盡當雲集此、

諸行無常、是生滅法、生滅滅已、寂滅爲樂、一切衆生、悉有佛性、如來常住、無有變易、一聽鐘聲、當願衆生、斷三界苦、頓證菩提、文永己巳仲冬七日、奉爲先考先妣結緣人等、同成正覺鑄之、大檀那、越後守平朝臣實時、

改鑄鐘銘并序入宗沙彌撰述、宋小比丘、慈深書。

此鐘成乎文永、虧乎正應、寺而不可無鐘矣、因勵微力、并募士女、更捨赤金、重營青鑄者也、伏乞先考、超越三有、同德於寶應聲、逍遙十地、並位於光世音、暨乎四生九類、與于一種餘響、銘曰、洪鐘之起、其始渺焉、載于周典、稱于竺篇、質備九乳、形象圓天、聲聲觸處、閉聞入玄、三界五趣、八定四禪、醒長夜夢、驚無明眠、之朝之夕、無愚無賢、凡厥聽者、同見金仙、正安辛丑、仲秋九日、大檀那、入道正五位下行前越後守平朝臣顯時、法名慧日、當寺住持沙門審海、行事比丘源阿、大工大和權守物部國光、山城權守同依光、海岸寺 總門の外、東の方にあり。往昔は尼寺にして、扇ヶ谷の上杉持朝入道の女、此寺を建立し住居とせしが、後に時宗の菴室となり、又其後廢せしゆへ、今は稱名寺の塔頭となれり。道興准后、此地遊覽の時、此菴に立寄給ひしこと、「廻國雜記」にあり。金澤に、時宗の菴の侍りけるに立よりて、茶を所望しければ、庭に殘菊の黃なるを見てよめる、

誰こゝにほり移しけん金澤や、黃なる花咲菊の一もと
 龍華寺 知足山と號す。洲崎村と町谷村の間にあり。眞言宗、

京都仁和寺の末なり。檀林といふ、門に知足山の額を掲ぐ。本堂に龍華寺の扁額を掲ぐ。開山は融辨法印。本尊大日如來、外に彌勒佛を安ず。脇寮は四ヶ寺、末寺二十ヶ寺あり。寺領御朱印五石を附せらる。當寺傳記の略に、明應年中、金澤に成願寺・光徳寺とて、二ヶの眞言寺ありけるが、廢亡せしゆへ、融辨法印、二寺を合して此一寺に造立せしといふ。又云、太田左金吾入道道灌、修造せしゆへ、道灌の位牌有。表に春苑道灌菴主靈位、裏に文明十八年丙午七月廿六日とあり。

寺寶

兩界曼荼羅 一幅唐畫 涅槃像 一幅唐畫
十三佛繡像 一幅 中將姫の製といふ。

八祖畫像 一幅 弘法大師の筆、又は願行上人の筆ともいふ。不動畫像 一幅 弘法大師筆なり。裏書に、太田道灌寄進とあり。寺傳に、東照宮御覽ありて修理を命じ給ふ。其十三佛の繡像も、修復を命じ給ふなり。

愛染明王木像 一軀 弘法大師、五指量の作といふ。

鳳凰頭 二箇 龍頭 十箇 二品ともに運慶作。

此二種は、木造金箔を貼たり。灌頂の用品なりといふ。

鈴 一個 弘法大師所持の物といふ。

鐘樓 本堂の前石の方にあり。

大日本國、武州六浦莊金澤郷、知足山龍華寺、菩提勝慧者、乃至盡生死、恒作衆生利、而不趣涅槃、般若及方便智度、悉加持護法及諸有、一切皆清淨、欲等調世間、令得淨除、故有頂及惡趣、調伏盡諸有、如蓮

(師藥をへ)

體不染不有垢所染、諸欲性亦然、不染利群生、大慈得清淨、大安樂富饒、三界得自在、能作堅固利、天文十二年辛丑、五月五日、當寺住持法印權大僧都善融、檀那、古尾谷中務少輔平重長法名道傳。慶長五年、奥の上杉景勝退治として、神祖君、京都より御下向の砌、藤澤驛より鎌倉御遊覽、雪の下の坊に御止宿有て、當所御遊觀、爰の龍華寺を御旅館とせらる。翌日神奈川より、江城え入御といふ。是は此度開山不知、本尊不動は、聖徳太子作といふ。愛染明王一軀安ず。弘法大師作。腹門に愛染の小像千體作り籠たるといふ。

太寧寺 瀬ヶ崎村にあり。海藏山と號す。蒲冠者範頼の菩提所といふ。禪宗の開山は千光國師。今は建長寺の末なり。本尊藥師并十二神、是をへそ藥師と唱ふ。勸進帳の略に云、往古永仁年、此村に貧女あり。父母の忌日に當れども、貧くして佛に供養すべきやうもなく、絲を繰りへそとなし、是を賣て、父母の忌日の佛前に供えんと思ひけれど、たやすく買ふ人もなし。或時童子一人來り、是を買ふ。其あたひをもて、父母忌日の供養を勤む。不思議の思ひをなしけるに、此藥師如來の前に、其へそ多くあり、仍て始めてしりぬ。如來が、貧女篤孝の志しを感じ給ひて、然る事をなし給ふやとて、是より此かた、へそ藥師と唱えけると云云。

寺寶

蒲御曹子範頼畫像 一幅
同自筆の和歌 一幅

又範頼の石塔も、堂の後にあり。堂内に位牌有。前條にいふ藥王寺にあると同敷、表に太寧寺道悟とあり。裏に天文九年庚子六月十三日とあり。裏にある年月の事を、寺僧のいふに、此寺先年衰廢せし時、町谷村の藥王寺より兼持にせし頃、藥王寺の住僧が、其時の年月日を、裏に書付たりといふ。

圓通寺 引越村にあり。日輪山と號す。法相宗、南都の法隆寺末なり。開山法印法惠。寂不知。本尊大日如來。寺領三十二石、久世大和守源廣之寄附せしといふ。

東照宮の御宮、境内山上に祀り奉る。是は當所の御代官、柳木次郎右衛門といふ人、勸請し奉れる由。

金龍院 引越村の内、往來の海濱にあり。昇天山と號す。或は飛石山ともいへり。建長寺末なり。本尊虚空藏を安ず。開山は方暉元圭といふ。寺後の山上にある飛石の事は、前條にしるせり。此石は四石の内にて、殊に名高し。

上行寺 六浦村の北側にあり。六浦山と名附く。日蓮宗、下總國中山法華經寺末なり。堂に釋迦・多寶・法華の題目を安ず。開山日祐、開基は妙法といふ法師なり。其石塔地内にあり。開山日祐は、中山法華經寺の第三祖なり。

寺寶

日蓮上人消息 一幅 大曼荼羅 一幅 開山日祐筆
位牌 一枚 日祐筆の題目を彫附、其下に日祐一代引導の靈、法名俗名を彫たり。應安三年とあり。

嶺松寺 六浦村にあり。上行寺の西南、民家の後にあり。金剛山と號す。建長寺の龍峰菴の末なり。本尊觀世音、開山月窓、

諱元曉、儉約翁の法嗣、貞治元年十月二日寂。此寺、もとは千葉胤義が寺なりといふ。按ずるに、瀬戸明神の神司は、古えより代々千葉氏にて、應安七年の鐘の銘に、神主平胤義とあれば、往古は此寺の檀越にてありしならん。

光傳寺 河村の北向にあり。當見山と號す。淨土宗、鎌倉光明寺末なり。開山得蓮社忍譽靈傳といふ。本尊阿彌陀如來、作しれず。

專光寺 光傳寺の東の方に有。日光山と號す。淨土宗、町谷村の天然寺の末なり。本尊觀音は春日の作。照天が守本尊なり。ふすべられし時、身代に立しといへり。三十三年に開帳せり。

日光權現 境内の鎮守とす。

能見堂 稱名寺より西北にて、山上にあり。此所は釜利谷村の内なり。里諺にいふ、むかし巨勢の金阿といふ畫の妙手なる人、茲の風景を寫さんとして來りしが、其多景なるを見て、のつけにそりたるゆへに、のつけん堂ともいえるぞ。又は風景の能見ゆるとの名なりともいふ。昔より堂ありしが、文明の頃、萬里が遊觀せし砌は、堂宇も廢しけるにや。「梅花無盡藏」に云、

昔畫師金阿、絶倒擲筆之處、有名無基、但其名不甚佳、相傳曰、濃見堂也云云、題畫師擲筆之峰。

登々匍匐路攀高。景集大成忘却勞。
秀水奇山雲不裏。畫師絶倒擲秋毫。

又里老の語るに、昔此堂は閻魔堂なり。是を能見堂と稱せり。其時に、此地へ遊覽せし書生が、能見堂に憩ひ、堂守の老僧